

平成 21 年

第 1 回 十島村議会定例会会議録

開会 平成 21 年 3 月 9 日（月）

閉会 平成 21 年 3 月 18 日（水）

十 島 村 議 会

平成21年第1回（3月） 十島村議会定例会

第1号（3月9日）（月）

1.	開 会		1
2.	日 程 報 告		1
3.	日 程 第 1	会議録署名議員の指名.....	1
4.	日 程 第 2	会期の決定.....	1
5.	日 程 第 3	会期日程の決定.....	1
6.	日 程 第 4	諸般の報告.....	2
7.	日 程 第 5	行政報告及び平成21年度施政方針.....	3
8.	日 程 第 6	一般質問.....	12
9.	日 程 第 7	選挙 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙.....	21
10.	日 程 第 8	報告第1号専決処分の承認を求めることについて（小宝島港改修工事の工事請負契約の締結）.....	24
11.	日 程 第 9	報告第2号専決処分の承認を求めることについて（特定離島ふるさとおこし推進事業 交通安全施設整備工事の工事請負変更契約の締結）.....	26
12.	日 程 第 10	報告第3号専決処分の承認を求めることについて（特定離島ふるさとおこし推進事業 口之島フリイ岳展望施設整備工事の工事請負変更契約の締結）.....	29
13.	日 程 第 11	報告第4号専決処分の承認を求めることについて（フェリーとしま第1種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約の締結）.....	31
14.	日 程 報 告		35
15.	散 会		35

第2号（3月10日）（火）

1.	開 会		36
2.	日 程 報 告		36
3.	日 程 第 1	議案第 30 号 予算補正について（平成 20 年度十島村一般会計補正 予算 第 4 号）	 36
4.	日 程 第 2	議案第 31 号 予算補正について（平成 20 年度十島村国民健康保険 特別会計補正予算 第 4 号）	 51
5.	日 程 第 3	議案第 32 号 予算補正について（平成 20 年度十島村老人保健医療 特別会計補正予算 第 3 号）	 53
6.	日 程 第 4	議案第 33 号 予算補正について（平成 20 年度十島村船舶交通特別 会計補正予算 第 5 号）	 54
7.	日 程 第 5	議案第 7 号 十島村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定に ついて	 65
8.	日 程 第 6	議案第 34 号 予算補正について（平成 20 年度十島村介護保険特別 会計補正予算 第 4 号）	 67
9.	日 程 第 7	議案第 35 号 予算補正について（平成 20 年度十島村簡易水道特別 会計補正予算 第 5 号）	 69
10.	日 程 第 8	議案第 36 号 予算補正について（平成 20 年度十島村後期高齢者特 別会計補正予算 第 1 号）	 72
11.	日 程 第 9	議案第 11 号 指定管理者の指定について（平島大浦レクリエーション 施設）	 74
12.	日 程 第 10	議案第 12 号 指定管理者の指定について（平島東之浜レクリエーショ ン施設）	 74
13.	日 程 第 11	議案第 13 号 指定管理者の指定について（諏訪之瀬島レクリエーシ ョン施設）	 74
14.	日 程 第 12	議案第 14 号 指定管理者の指定について（悪石島荷積岬レクリエー ション施設）	 74
15.	日 程 第 13	議案第 15 号 指定管理者の指定について（小宝島赤立神レクリエー ション施設）	 74
16.	日 程 第 14	議案第 16 号 指定管理者の指定について（宝島イマキラ岳レクリエ ーション施設）	 74
17.	日 程 第 15	議案第 17 号 指定管理者の指定について（宝島大籠レクリエーショ ン施設）	 74
18.	日 程 第 16	議案第 19 号 指定管理者の指定について（あかひげ温泉保養センタ ー）	 80
19.	日 程 第 17	議案第 20 号 指定管理者の指定について（湯泊温泉保養センター）	 80

20.	日程第 18	議案第 21 号 指定管理者の指定について（小宝島温泉保養センター）		80
21.	日程第 19	議案第 22 号 指定管理者の指定について（宝島友の花温泉保養センター）		80
22.	日程第 20	議案第 24 号 指定管理者の指定について（口之島運動広場管理舎）		82
23.	日程第 21	議案第 10 号 指定管理者の指定について（口之島平瀬レクリエーション施設）		83
24.	日程第 22	議案第 18 号 指定管理者の指定について（さとの湯温泉保養センター）		83
25.	日程第 23	議案第 23 号 指定管理者の指定について（中之島西区住民生活センター）		84
26.	日程報告			85
27.	散 会			85

第3号（3月11日）（水）

1.	開 会		86
2.	日 程 報 告		86
3.	日 程 第 1	議案第 1 号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	 86
4.	日 程 第 2	議案第 2 号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について	 86
5.	日 程 第 3	議案第 3 号 十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	 87
6.	日 程 第 4	議案第 4 号 十島村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例について	 95
7.	日 程 第 5	議案第 5 号 十島村立公民館設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について	 98
8.	日 程 第 6	議案第 6 号 十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	 102
9.	日 程 第 7	議案第 8 号 権利の放棄について（特別導入基金）	 107
10.	日 程 第 8	議案第 9 号 権利の放棄について（育英奨学基金）	 108
11.	日 程 第 9	議案第 25 号 十島村道路線の区域の変更について（平島運動公園線）	 110
12.	日 程 第 10	議案第 26 号 十島村道路線の区域の変更について（悪石島湯泊線）	 113
13.	日 程 第 11	議案第 27 号 十島村道路線の区域の認定について（悪石島風下線）	 113
14.	日 程 第 12	議案第 28 号 十島村道路線の区域の認定について（悪石島金山線）	 113
15.	日 程 第 13	議案第 29 号 十島村道路線の区域の認定について（悪石島金山支線）	 113
16.	日 程 第 14	議案第 44 号 十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	 115
17.	日 程 第 15	議案第 45 号 十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負変更契約の締結について	 121
18.	日 程 報 告		123
19.	散 会		123

第4号（3月12日）（木）

1. 開 会	124
2. 日 程 報 告	124
3. 日 程 第 1 議案第 1 号 十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定	124
4. 日 程 第 2 議案第 37 号 予算について（平成 21 年度十島村一般会計予算）	125
5. 日 程 第 3 議案第 38 号 予算について（平成 21 年度十島村国民健康保険特別 会計予算）	125
6. 日 程 第 4 議案第 39 号 予算について（平成 21 年度十島村老人保健医療特別 会計予算）	125
7. 日 程 第 5 議案第 40 号 予算について（平成 21 年度十島村船舶交通特別会計 予算）	125
8. 日 程 第 6 議案第 41 号 予算について（平成 21 年度十島村介護保険特別会計 予算）	125
9. 日 程 第 7 議案第 42 号 予算について（平成 21 年度十島村簡易水道特別会計 予算）	125
10. 日 程 第 8 議案第 43 号 予算について（平成 21 年度十島村後期高齢者医療特 別会計予算）	125
11. 日 程 報 告	143
12. 散 会	143

第5号（3月18日）（水）

1.	開 会		144
2.	日 程 報 告		144
3.	日 程 第 1 議案第 37 号 予算について（平成 21 年度十島村一般会計予算）		144
4.	日 程 第 2 議案第 38 号 予算について（平成 21 年度十島村国民健康保険特別 会計予算）		144
5.	日 程 第 3 議案第 39 号 予算について（平成 21 年度十島村老人保健医療特別 会計予算）		144
6.	日 程 第 4 議案第 40 号 予算について（平成 21 年度十島村船舶交通特別会計 予算）		144
7.	日 程 第 5 議案第 41 号 予算について（平成 21 年度十島村介護保険特別会計 予算）		144
8.	日 程 第 6 議案第 42 号 予算について（平成 21 年度十島村簡易水道特別会計 予算）		144
9.	日 程 第 7 議案第 43 号 予算について（平成 21 年度十島村後期高齢者医療特 別会計予算）		144
10.	日 程 第 8 議案第 46 号 建設工事請負契約の締結について（中之島地区コミュ ニティセンター建設工事）		147
11.	日 程 第 9 発議第 2 号 専決処分事項の指定について		150
12.	日 程 第 10 閉会中の議会運営委員会の継続調査の件		151
13.	日 程 報 告		151
14.	閉 会		151

平成21年第1回（3月）十島村議会定例会

会期日程

月	日	曜	船	日 程	備 考
3	8	日	入		
3	9	月	宝出	本会議	<議会運営委員会>
3	10	火		本会議	
3	11	水	入	本会議	
3	12	木		本会議	<予算審査特別委員会> 総務課
3	13	金	名出		<予算審査特別委員会> 経済課
3	14	土		(休会)	
3	15	日	入	(休会)	
3	16	月	宝出		<予算審査特別委員会> 住民課
3	17	火			<予算審査特別委員会> 教育委員会 総括質疑・採決
3	18	水	入	本会議	
3	19	木			
3	20	金	名出		

平成21年第1回（3月）十島村議会定例会 提出案件一覧表

月日	曜	件 名	日程
3月9日	月	【議会運営委員会】 第 1 会議録署名議員の指名 第 2 会期の決定 第 3 会期日程の決定 第 4 諸般の報告 第 5 行政報告及び平成21年施政方針 第 6 一般質問（永田和彦議員→村長） （平田傳義議員→教育長） 第 7 選挙 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙 第 8 報告 第 1号 専決処分：小宝島港改修工事の契約締結 第 9 報告 第 2号 専決処分：特定離島ふるさとおこし推進事業 交通安全施設整備工事変更契約 第10 報告 第 3号 専決処分：特定離島ふるさとおこし推進事業 ロ之島フリース岳展望施設整備工事変更契約 第11 報告 第 4号 専決処分：フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事変更契約	1
3月10日	火	第 1 議案 第 30号 予算補正（一般会計 補正第4号） 第 2 議案 第 31号 予算補正（国保特会 補正第4号） 第 3 議案 第 32号 予算補正（老人特会 補正第3号） 第 4 議案 第 33号 予算補正（船舶特会 補正第5号） 第 5 議案 第 7号 条例制定：十島村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定 第 6 議案 第 34号 予算補正（介護特会 補正第4号） 第 7 議案 第 35号 予算補正（簡水特会 補正第5号） 第 8 議案 第 36号 予算補正（後期高齢者特会 補正第1号） 第 9 議案 第 11号 指定管理者の指定（平島大浦レクリエーション施設） 第10 議案 第 12号 指定管理者の指定（平島東之浜レクリエーション施設） 第11 議案 第 13号 指定管理者の指定（諏訪之瀬島レクリエーション施設） 第12 議案 第 14号 指定管理者の指定（悪石島荷積岬レクリエーション施設） 第13 議案 第 15号 指定管理者の指定（小宝島赤立神レクリエーション施設） 第14 議案 第 16号 指定管理者の指定（宝島イマキラ岳レクリエーション施設） 第15 議案 第 17号 指定管理者の指定（宝島大籠レクリエーション施設） 第16 議案 第 19号 指定管理者の指定（あかひげ温泉保養センター） 第17 議案 第 20号 指定管理者の指定（湯泊温泉保養センター） 第18 議案 第 21号 指定管理者の指定（小宝島温泉保養センター） 第19 議案 第 22号 指定管理者の指定（宝島友の花温泉保養センター） 第20 議案 第 24号 指定管理者の指定（ロ之島運動広場管理舎） 第21 議案 第 10号 指定管理者の指定（ロ之島平瀬レクリエーション施設） 且高助広議員：除斥 第22 議案 第 18号 指定管理者の指定（さとの湯温泉保養センター） 且高助広議員：除斥 第23 議案 第 23号 指定管理者の指定（中之島西区住民生活センター） 永田和彦議員：除斥	2
3月11日	水	第 1 議案 第 1号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約変更 第 2 議案 第 2号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分 第 3 議案 第 3号 条例改正：十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正 第 4 議案 第 4号 条例改正：十島村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例 第 5 議案 第 5号 条例改正：十島村立公民館設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定 第 6 議案 第 6号 条例改正：十島村手数料徴収条例の一部改正 第 7 議案 第 8号 権利の放棄（特別導入基金） 第 8 議案 第 9号 権利の放棄（育英奨学基金） 第 9 議案 第 25号 道路認定：十島村道路線の区域の変更（平島運動公園線） 第10 議案 第 26号 道路認定：十島村道路線の区域の変更（悪石島湯泊線） 第11 議案 第 27号 道路認定：十島村道路線の区域の認定（悪石島風下線）	3

月日	曜	件 名	日程
		第12 議案 第 28号 道路認定：十島村道路線の区域の認定（悪石島金山線） 第13 議案 第 29号 道路認定：十島村道路線の区域の認定（悪石島金山支線） 第14 議案 第 44号 条例改正：十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定 第15 議案 第 45号 契約変更：十島村地域インターネット基盤施設整備工事請負変更契約の締結	一括
3月12日	木	第 1 発議 第 1号 十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例 第 2 議案 第 37号 平成21年度当初予算（一般会計） 第 3 議案 第 38号 平成21年度当初予算（国保特会） 第 4 議案 第 39号 平成21年度当初予算（老人特会） 第 5 議案 第 40号 平成21年度当初予算（船舶特会） 第 6 議案 第 41号 平成21年度当初予算（介護特会） 第 7 議案 第 42号 平成21年度当初予算（簡水特会） 第 8 議案 第 43号 平成21年度当初予算（後期高齢者特会） 【予算審査特別委員会】 総務課 ・一般会計	一括 4
3月13日	金	【予算審査特別委員会】 経済課 ・一般会計 ・船舶交通特別会計 ・簡易水道特別会計	5
3月14日	土		6
3月15日	日		7
3月16日	月	【予算審査特別委員会】 住民課 ・一般会計 ・国民健康保険特別会計 ・老人保健医療特別会計 ・介護保険特別会計（介護事業勘定） ・介護保険特別会計（介護サービス勘定） ・後期高齢者医療特別会計	8
3月17日	火	【予算審査特別委員会】 教育委員会 ・一般会計 総括質疑 採決 【議会広報調査特別委員会】 議会のインターネット中継について 【全員協議会】 ①ななしま ②健康21 ③水道料金改定	9
3月18日	水	第 1 議案 第 37号 平成21年度当初予算（一般会計） 第 2 議案 第 38号 平成21年度当初予算（国保特会） 第 3 議案 第 39号 平成21年度当初予算（老人特会） 第 4 議案 第 40号 平成21年度当初予算（船舶特会） 第 5 議案 第 41号 平成21年度当初予算（介護特会） 第 6 議案 第 42号 平成21年度当初予算（簡水特会） 第 7 議案 第 43号 平成21年度当初予算（後期高齢者特会） 第 8 議案 第 46号 追加議案③（工事請負契約） 第 9 発議 第 2号 十島村長の専決処分事項の指定 第 10 議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出	一括 10

平成21年第1回（3月）十島村議会定例会

議案番号	件 名	議決年月 日	議決結果	議決番号
報告第 1号	専決処分の承認を求めることについて（小宝島港改修工事の工事請負契約の締結）	H21. 3. 9	承認	承認 第 1号
報告第 2号	専決処分の承認を求めることについて（特定離島ふるさとおこし推進事業 交通安全施設整備工事の工事請負変更契約の締結）	H21. 3. 9	承認	承認 第 2号
報告第 3号	専決処分の承認を求めることについて（特定離島ふるさとおこし推進事業 口之島フリー岳展望施設整備工事の工事請負変更契約の締結）	H21. 3. 9	承認	承認 第 3号
報告第 4号	専決処分の承認を求めることについて（フェリーとしま第1種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約の締結）	H21. 3. 9	承認	承認 第 4号
議案第30号	予算補正について （平成20年度十島村一般会計補正予算 第4号）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第 1号
議案第31号	予算補正について （平成20年度十島村国民健康保険特別会計補正予算 第4号）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第 2号
議案第32号	予算補正について （平成20年度十島村老人保健医療特別会計補正予算 第3号）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第 3号
議案第33号	予算補正について （平成20年度十島村船舶交通特別会計補正予算 第5号）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第 4号
議案第 7号	十島村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	H21. 3. 10	原案可決	議決 第 5号
議案第34号	予算補正について （平成20年度十島村介護保険特別会計補正予算 第4号）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第 6号
議案第35号	予算補正について （平成20年度十島村簡易水道特別会計補正予算 第5号）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第 7号
議案第36号	予算補正について （平成20年度十島村後期高齢者特別会計補正予算 第1号）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第 8号
議案第11号	指定管理者の指定について（平島大浦レクリエーション施設）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第 9号
議案第12号	指定管理者の指定について（平島東之浜レクリエーション施設）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第10号
議案第13号	指定管理者の指定について（諏訪之瀬島レクリエーション施設）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第11号
議案第14号	指定管理者の指定について（悪石島荷積岬レクリエーション施設）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第12号
議案第15号	指定管理者の指定について（小宝島赤立神レクリエーション施設）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第13号
議案第16号	指定管理者の指定について（宝島イマキラ岳レクリエーション施設）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第14号
議案第17号	指定管理者の指定について（宝島大籠レクリエーション施設）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第15号
議案第19号	指定管理者の指定について（あかひげ温泉保養センター）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第16号
議案第20号	指定管理者の指定について（湯泊温泉保養センター）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第17号

議案番号	件 名	議決年月 日	議決結果	議決番号
議案第21号	指定管理者の指定について（小宝島温泉保養センター）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第18号
議案第22号	指定管理者の指定について（宝島友の花温泉保養センター）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第19号
議案第24号	指定管理者の指定について（口之島運動広場管理舎）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第20号
議案第10号	指定管理者の指定について（口之島平瀬レクリエーション施設）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第21号
議案第18号	指定管理者の指定について（さとの湯温泉保養センター）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第22号
議案第23号	指定管理者の指定について（中之島西区住民生活センター）	H21. 3. 10	原案可決	議決 第23号
議案第 1号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	H21. 3. 11	原案可決	議決 第24号
議案第 2号	鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について	H21. 3. 11	原案可決	議決 第25号
議案第 3号	十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	H21. 3. 11	原案可決	議決 第26号
議案第 4号	十島村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例について	H21. 3. 11	原案可決	議決 第27号
議案第 5号	十島村立公民館設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について	H21. 3. 11	原案可決	議決 第28号
議案第 6号	十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	H21. 3. 11	原案可決	議決 第29号
議案第 8号	権利の放棄について（特別導入基金）	H21. 3. 11	原案可決	議決 第30号
議案第 9号	権利の放棄について（育英奨学基金）	H21. 3. 11	原案可決	議決 第31号
議案第25号	十島村道路線の区域の変更について（平島運動公園線）	H21. 3. 11	原案可決	議決 第32号
議案第26号	十島村道路線の区域の変更について（悪石島湯泊線）	H21. 3. 11	原案可決	議決 第33号
議案第27号	十島村道路線の区域の認定について（悪石島風下線）	H21. 3. 11	原案可決	議決 第34号
議案第28号	十島村道路線の区域の認定について（悪石島金山線）	H21. 3. 11	原案可決	議決 第35号
議案第29号	十島村道路線の区域の認定について（悪石島金山支線）	H21. 3. 11	原案可決	議決 第36号
議案第44号	十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	H21. 3. 11	原案可決	議決 第37号
議案第45号	十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負変更契約の締結について	H21. 3. 11	原案可決	議決 第38号

議案番号	件 名	議決年月 日	議決結果	議決番号
発議第 1号	十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定	H21. 3. 12	原案可決	発議議決第1号
議案第 37号	予算について (平成21年度十島村一般会計予算)	H21. 3. 18	原案可決	議決 第39号
議案第 38号	予算について (平成21年度十島村国民健康保険特別会計予算)	H21. 3. 18	原案可決	議決 第40号
議案第 39号	予算について (平成21年度十島村老人保健医療特別会計予算)	H21. 3. 18	原案可決	議決 第41号
議案第 40号	予算について (平成21年度十島村船舶交通特別会計予算)	H21. 3. 18	原案可決	議決 第42号
議案第 41号	予算について (平成21年度十島村介護保険特別会計予算)	H21. 3. 18	原案可決	議決 第43号
議案第 42号	予算について (平成21年度十島村簡易水道特別会計予算)	H21. 3. 18	原案可決	議決 第44号
議案第 43号	予算について (平成21年度十島村後期高齢者医療特別会計予算)	H21. 3. 18	原案可決	議決 第45号
議案第 46号	建設工事請負契約の締結について (中之島地区コミュニティセンター建設工事)	H21. 3. 18	原案可決	議決 第46号
発議第 2号	専決処分事項の指定について	H21. 3. 18	原案可決	発議議決第2号

平成21年3月9日(月)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君	
副	村	長	福	満	征	一	郎 君
教	育	長	齊	脇		司	君
総	務	課	長	肥	後	政	司 君
住	民	課	長	前	田		貢 君
経	済	課	長	松	下	賢	次 君
教育委員会教育総務課長				久	保	源	一 郎 君
会	計	管	理	者	福	澤	章 二 君
経済課地域整備室長				松	田	清	徳 君 (日程第10、報告第3号のみ)
経済課航路対策室長				沖	中	猛	則 君 (日程第11、報告第4号のみ)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	日	高	尚	子	君
---------	---	---	---	---	---

平成21年3月10日(火)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副	村	長	福	満	征	一郎 君
教	育	長	齊	脇		司 君
総	務	課	長	肥	後	政 司 君
住	民	課	長	前	田	貢 君
経	済	課	長	松	下	賢 次 君
教育委員会教育総務課長			久	保	源	一郎 君
会 計 管 理 者			福	澤	章	二 君
経済課航路対策室長			沖	中	猛	則 君

(日程第4、議案第33号のみ)

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記 日 高 尚 子 君

平成21年3月11日(水)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副 村	長	福	満	征	一	郎 君
教 育	長	齊	脇		司	君
総 務 課	長	肥	後	政	司	君
住 民 課	長	前	田		貢	君
経 済 課	長	松	下	賢	次	君
教育委員会教育総務課長		久	保	源	一	郎 君
会 計 管 理 者		福	澤	章	二	君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	日	高	尚	子	君
---------	---	---	---	---	---

平成21年3月12日(木)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君 (途中、欠席)
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副	村	長	福	満	征	一郎 君
教	育	長	齊	脇		司 君
総	務	課	長	肥	後	政 司 君
住	民	課	長	前	田	貢 君
経	済	課	長	松	下	賢 次 君
教育委員会教育総務課長			久	保	源	一郎 君
会 計 管 理 者			福	澤	章	二 君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	日	高	尚	子	君
---------	---	---	---	---	---

平成21年3月18日(水)

1. 出席議員は次のとおりである。

1 番	日	高	助	廣	君
2 番	永	田	和	彦	君
3 番	前	田	功	一	君
4 番	平	泉	二	太	君
5 番	平	田	傳	義	君
6 番	用	澤	満	男	君
7 番	有	川	和	則	君
8 番	日	高		通	君

2. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

3. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席したものの職・氏名

村	長	敷	根	忠	昭	君
副	村	長	福	満	征	一郎 君
教	育	長	齊	脇		司 君
総	務	課	長	肥	後	政 司 君
住	民	課	長	前	田	貢 君
経	済	課	長	松	下	賢 次 君
教育委員会教育総務課長			久	保	源	一郎 君
会 計 管 理 者			福	澤	章	二 君

4. 職務のために出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局書記	日	高	尚	子	君
---------	---	---	---	---	---

平成21年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第1号）

平成21年3月9日（月） 午前・午後 1 時 30 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

		【議会運営委員会】		
--	--	-----------	--	--

--	--	--	--	--

第 1	会議録署名議員の指名		
-----	------------	--	--

第 2	会期の決定		
-----	-------	--	--

第 3	会期日程の決定		
-----	---------	--	--

第 4	諸般の報告		
-----	-------	--	--

第 5	行政報告及び平成 2 1 年度施政方針		
-----	---------------------	--	--

第 6	一般質問（永田和彦議員→村長）		
-----	-----------------	--	--

		一般質問（平田傳義議員→教育長）		
--	--	------------------	--	--

--	--	--	--	--

第 7	選挙	鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙		
-----	----	------------------------	--	--

第 8	報告第 1号	専決処分の承認を求めることについて（小宝島港改修工事の工事請負契約の締結）	承認	承認 第 1号
-----	--------	---------------------------------------	----	---------

第 9	報告第 2号	専決処分の承認を求めることについて（特定離島ふるさとおこし推進事業 交通安全施設整備工事の工事請負変更契約の締結）	承認	承認 第 2号
-----	--------	---	----	---------

第10	報告第 3号	専決処分の承認を求めることについて（特定離島ふるさとおこし推進事業 口之島フリイ岳展望施設整備工事の工事請負変更契約の締結）	承認	承認 第 3号
-----	--------	--	----	---------

第11	報告第 4号	専決処分の承認を求めることについて（フェリーとしま第1種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約の締結）	承認	承認 第 4号
-----	--------	---	----	---------

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

--	--	--	--	--

平成21年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第2号）

平成21年3月10日（火） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
第 1	議案第30号	予算補正について （平成20年度十島村一般会計補正予算 第4号）	原案可決	議決 第 1号
第 2	議案第31号	予算補正について （平成20年度十島村国民健康保険特別会計補正予算 第4号）	原案可決	議決 第 2号
第 3	議案第32号	予算補正について （平成20年度十島村老人保健医療特別会計補正予算 第3号）	原案可決	議決 第 3号
第 4	議案第33号	予算補正について （平成20年度十島村船舶交通特別会計補正予算 第5号）	原案可決	議決 第 4号
第 5	議案第 7号	十島村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について	原案可決	議決 第 5号
第 6	議案第34号	予算補正について （平成20年度十島村介護保険特別会計補正予算 第4号）	原案可決	議決 第 6号
第 7	議案第35号	予算補正について （平成20年度十島村簡易水道特別会計補正予算 第5号）	原案可決	議決 第 7号
第 8	議案第36号	予算補正について （平成20年度十島村後期高齢者特別会計補正予算 第1号）	原案可決	議決 第 8号
第 9	議案第11号	指定管理者の指定について（平島大浦レクリエーション施設）	原案可決	議決 第 9号
第 10	議案第12号	指定管理者の指定について（平島東之浜レクリエーション施設）	原案可決	議決 第10号
第 11	議案第13号	指定管理者の指定について（諏訪之瀬島レクリエーション施設）	原案可決	議決 第11号
第 12	議案第14号	指定管理者の指定について（悪石島荷積岬レクリエーション施設）	原案可決	議決 第12号
第 13	議案第15号	指定管理者の指定について（小宝島赤立神レクリエーション施設）	原案可決	議決 第13号
第 14	議案第16号	指定管理者の指定について（宝島イマキラ岳レクリエーション施設）	原案可決	議決 第14号
第 15	議案第17号	指定管理者の指定について（宝島大籠レクリエーション施設）	原案可決	議決 第15号
第 16	議案第19号	指定管理者の指定について（あかひげ温泉保養センター）	原案可決	議決 第16号
第 17	議案第20号	指定管理者の指定について（湯泊温泉保養センター）	原案可決	議決 第17号
第 18	議案第21号	指定管理者の指定について（小宝島温泉保養センター）	原案可決	議決 第18号
第 19	議案第22号	指定管理者の指定について（宝島友の花温泉保養センター）	原案可決	議決 第19号
第 20	議案第24号	指定管理者の指定について（口之島運動広場管理舎）	原案可決	議決 第20号
第 21	議案第10号	指定管理者の指定について（口之島平瀬レクリエーション施設）	原案可決	議決 第21号
第 22	議案第18号	指定管理者の指定について（さとの湯温泉保養センター）	原案可決	議決 第22号
第 23	議案第23号	指定管理者の指定について（中之島西区住民生活センター）	原案可決	議決 第23号

平成21年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第3号）

平成21年3月11日（水） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
第 1	議案第 1号	鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更について	原案可決	議決 第24号
第 2	議案第 2号	鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分について	原案可決	議決 第25号
第 3	議案第 3号	十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	議決 第26号
第 4	議案第 4号	十島村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例について	原案可決	議決 第27号
第 5	議案第 5号	十島村立公民館設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定について	原案可決	議決 第28号
第 6	議案第 6号	十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	議決 第29号
第 7	議案第 8号	権利の放棄について（特別導入基金）	原案可決	議決 第30号
第 8	議案第 9号	権利の放棄について（育英奨学基金）	原案可決	議決 第31号
第 9	議案第25号	十島村道路線の区域の変更について（平島運動公園線）	原案可決	議決 第32号
第 10	議案第26号	十島村道路線の区域の変更について（悪石島湯泊線）	原案可決	議決 第33号
第 11	議案第27号	十島村道路線の区域の認定について（悪石島風下線）	原案可決	議決 第34号
第 12	議案第28号	十島村道路線の区域の認定について（悪石島金山線）	原案可決	議決 第35号
第 13	議案第29号	十島村道路線の区域の認定について（悪石島金山支線）	原案可決	議決 第36号
第 14	議案第44号	十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	議決 第37号
第 15	議案第45号	十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負変更契約の締結について	原案可決	議決 第38号

平成21年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第4号）

平成20年3月12日（木） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成21年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第5号）

平成20年3月13日（金） 午前・午後 時 分開議

[illegible]

平成21年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第6号）

平成20年3月16日（月） 午前・午後 時 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成21年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第7号）

平成20年3月17日（火） 午前・午後 時 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成21年第1回（3月）十島村議会定例会 議事日程（第8号）

平成20年3月18日（水） 午前・午後 10 時 00 分開議

日程	議案番号	件 名	議決結果	議決番号
----	------	-----	------	------

[illegible]

平成21年第1回（3月）十島村議会定例会

3月9日（月）

△開会

○議長（日高通君）

ただいまから、平成21年第1回（3月）十島村議会定例会を開会します。

△会議宣告

○議長（日高通君）

これから、本日の会議を開きます。本日の日程は、お手元に配布致しております議事日程の通りであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（日高通君）

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、7番 有川和則君及び1番 日高助廣君を指名します。

△会期決定の件

○議長（日高通君）

日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、会期は、本日から3月18日までの10日間に決定致しました。

△会期日程の決定

○議長（日高通君）

日程第3、会期日程決定の件を議題と致します。

お諮りします。

会期日程につきましては、配布致しております日程表の通りといたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

よって、そのように決定致しました。

△諸般の報告

○議長(日高通君)

日程第4、諸般の報告を行ないます。

はじめに、会議・研修会関係についてご報告致します。

1月29日、本庁におきまして「鹿児島郡町村議会議長会研修会」が開催されました。議員の基本を再確認しようということで、県町村議長会三原参事を講師に「町村議会議員のあり方について」と題して、講演を頂きました。

また、同日午後には自治会館におきまして、鹿児島県町村議会議長会主催、財団法人鹿児島県市町村振興協会の後援により「町村議会議員研修会」が開催されております。内容は、NHK解説委員、島田敏男氏により「政治、外交問題について」と題しました講演、県民総合保健センター副理事長の瀬戸山史郎氏により「住民の健康管理について」と題しました講演、県共生・協働推進室長の岩切氏により「共生・協働による温もりのある地域社会づくり」でありました。

1月30日、本庁におきまして「議会広報調査特別委員会」が開催されております。内容は、「インターネット整備に伴う議会中継システムについて」ということで、県内市町村の整備状況の報告、整備した場合の問題点等が検討されております。今後も、継続して調査がなされます。

また、同日は「全員協議会」も開催され、①議員報酬額と費用弁償額の見直しについて ②鹿児島県後期高齢者医療広域連合議員選挙の件 ③村長の専決処分事項の指定について 等が協議されております。

2月24日、「県町村議会議長会第60回定期総会」が開催されております。自治功労者表彰と町村議会広報コンクール表彰の後、議事に移り8案件が審議されております。主なものは、副会長、理事及び監事の補充選任報告、19年度決算の承認、21年度事業計画案及び予算案でありましたが、特段の異議もなく、全て原案の通り可決・決定しております。

役員交替については、前副会長の南大隅町大村議長が退任され、肝付町の加藤議長を理事に補充選任しており、これに伴って欠員の生じた副会長には、湧水町の橋口議長を補充選任しております。また、生活防衛の為に緊急対策に対する決議及び「緊急経済・雇用対策の早期実施に関する特別決議」を全会一致で行なっております。

次に、県町村議会議長会から「行財政諸資料(第1号)」の送付を受けております。この資料につきましては、先日事務局から議員各位に送付させたところであります。21年度当初予算審議の折、大変参考になるものと思われまますので、充分にご活用ください。

また、2月9日付けで鹿児島県教育委員会教育長より「かごしま活力ある高校づくり計画ー平成21年度実施計画ー」について送付がありましたので、各位に配布致しておりますので、こちらもご一読願います。

次に、「鹿児島県後期高齢者医療広域連合」についてであります。欠員のありました市議会議員選出議員には、京田阿久根市議会議長が当選しております。

また、町村議会議員選出議員につきましても、1名の欠員が生じております。この1名の欠員に対しまして2名の立候補があり、選挙を実施することとなっております。選挙は、それぞれの町村議会

で実施し、その結果を広域連合事務局に報告することになっておりますが、同事務局から3月議会の出来るだけ早い時期に選挙を実施するよう要請を受けておりますので、本日実施したいと思っております。

12月定例会を主な内容としました「としま議会だより第44号」を1月30日に発行しております。

最後に監査結果の報告ですが、監査委員より昨年の12月定例会以後に実施されました12月、1月、2月の例月出検査結果及び2月20日から27日にかけて実施されました、定期監査の結果についての報告がありました。これらの内容につきましては、配布致しております通りですので、お目通し願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

△行政報告及び平成21年度施政方針

○議長（日高通君）

日程第5、行政報告及び平成21年度施政方針を行います。

村長から行政報告及び平成21年度施政方針についての申し出がありました。

これを許可致します。

村長、敷根忠昭君。

（村長 敷根忠昭君登壇）

○村長（敷根忠昭君）

平成21年第1回村議会定例会の開会に当たりまして、当面する村政の諸問題の推移等に関する行政報告並びに施政方針について申し述べることに致します。

最初に、当面する村政の諸問題の推移等につきまして、ご報告申し上げます。

まず、中之島出張所出張員の採用について、ご報告申し上げます。

本村の行政改革大綱に基づき、本年度から「中之島支所」を「中之島出張所」として名称変更していることは、既にご承知の通りでございます。その職員の採用試験を昨年末実施致しまして、本年2月1日付けで採用し、本庁で約1週間研修させた後に、同出張所職員として既に業務に従事させております。

また、現在、同出張所に配置中の一般職員は、本年4月から本庁へ配置替えとし、今月20日頃を目途に赴任させる予定としております。

「十島会館」は今月末で廃止となりますが、これまで住民や議会と話し合って、理解を得ていることは予定通り進めておりますが、現在委託している指定管理者の引越しによる荷物の整理等もございまして、同施設での宿泊等の利用を、今月20日をもって停止することにしております。

また、同施設廃止による代替宿泊先は、先の議会で説明した通り、近隣の宿泊施設と協定書の締結に向けて協議を行っているところであります。

国の平成20年度第2次補正予算関連法が今月4日成立したことから、定額給付金が支給されることになりました。本村の同給付金支給の関連予算は、平成20年度一般会計補正予算第4号に計上しているところであります。現在、住民への交付手続き作業に着手しており、補正予算成立後、今月末から支給開始が出来るよう準備をしております。

「トカラふるさとづくり寄附条例」を昨年6月議会で制定し、9ヶ月が経過致しました。先月末現在での受納申込状況は、寄附者35名、金額にして3,369千円となっております。

この内訳は、県外者8名、443千円、県内者2名、2,000千円、本村職員25名、926千円となっております。

また、かごしま応援寄附金については、先月時点で2件 2万円が十島村指定寄附として、県財政課長から受納通知を受けております。

尚、この寄附金の使途につきましては、寄付条例に基づく各事業の財源として、次年度以降に充当することとしております。

第3次行政改革大綱につきましては、本年度で期限を迎えることから、平成21年度から平成25年度までの5年間を期間とする第4次行政改革大綱を策定することとしております。

これを策定するに当たり、行政改革推進委員会委員を昨年10月に公募し、3名の候補者の方が応募され、さらに2名の方々の推薦を頂き、本年1月19日任命式を行いました。

今後、行政改革推進本部で策定する大綱案を今月末に諮問し、5月中に同推進委員会から答申、実施計画を9月中目処に策定する方向で進めております。

プロパンガスのマイコンメーター設置事業については、昨年10月に着手し、全ての村内の公共施設及び住宅への取り付け工事が完了しております。

設置箇所数は、全部で417箇所、総工事費が2,856万円となっております。

総工事費の2,856万円の内訳は、公共施設分が1,056万円、個人の住宅分が1,799万円となっており、その内、個人住宅への工賃相当分の支援が1,182万円、高齢者の方々などの住宅への補助金が263万円、個人の方々の負担分が354万円となる見込みであります。

これらの支援については、適正に納税等の義務を果たしている方を対象に、工賃及び負担金を支援することとしており、高齢者等への補助対象は、世帯主が70歳以上の者又は障害の程度が1種の者の世帯としております。

海上自衛隊鹿屋航空分遣隊による冬期救命生存訓練が、先月5日から8日の日程で口之島西之浜漁港に於いて、隊員26名とヘリコプターを使用して実施されました。

訓練は海上遭難者の救助を想定して実施され、当日は、地元自治会の呼びかけにより、30名近い住民が参観に訪れました。

海上自衛隊には、日頃急患搬送等でご協力頂いておりますが、今回の訓練では海上自衛隊本来の活動を参観することができ、住民は普段は見ることのできない訓練に興味深く見入っております。

今回の訓練に多くの住民が参観して頂いたことから、海上遭難等の海難事故に対する住民の関心の高さを表していたと感じております。

また、訓練を実施した海上自衛隊も多くの住民に参観して頂いたことを受け、海上自衛隊本来の活動へ理解を頂けたのではないかと。また、訓練そのものに対しても遣り甲斐を感じたとのことでありました。

漁業関係者の多い本村にとっては、海難事故を想定した今回の訓練は大変意義深いものであり、海上自衛隊鹿屋航空分遣隊では、十島村での訓練を今後も定期的に行いたいということでもあります。

次に、身体障害者相談員及び知的障害者相談員の設置でございますが、平成18年4月に障害者自立支援法が施行されたのに伴い、障害者の相談支援は市町村の責務として位置づけられ、障害者のニーズや課題に対応した支援体制の整備・充実が求められ、平成21年度から鹿児島県より権限委譲が行われることになりました。

従って、平成21年4月から本村に身体障害者相談員及び知的障害者相談員を設置することになります。

鹿児島県は引き続き市町村との連携を強化していくこととしており、また、財源については鹿児島県が助成を行うこととなっております。

「健康としま21」については、現在国に於いて「生活習慣病による働き盛り世代の死亡」を予防するとともに、「健康で長生きできる社会づくり」を目指して、平成12年度から第3次国民健康づくり対策「健康日本21」を展開しております。

さらに、「健康日本21」の目的を達成する為、平成15年から施行された「健康増進法」の中で、都道府県並びに市町村単位の「健康増進計画」の策定と、その効果的な実施が求められております。

本村も、急速な高齢化の進行や生活習慣病の増加等、全国と共通の健康に関する課題をかかえておりますが、加えて入院施設や介護施設等の未整備、あるいは救急搬送体制等、本村特有の課題もございます。

このような中で、村民の願いである「住み慣れた島で、いつまでも暮らすことができる」ことの実現を目指して、作業部会及び健康づくり審議会委員の皆様、村民の健康づくりの目標や必要な取り

組み等の検討を重ねて頂き、「健康としま21」を策定致しました。

今回、策定致しました「健康としま21」は、本村における今後10年間の「健康づくり対策」の拠り所となる計画であり、村民の生の声を反映し、具体的で分かり易いものにまとめたものであります。

第4期介護保険計画につきましては、平成18年の医療制度改革により、老人保健法を廃止し、新たな後期高齢者医療保険制度を導入され、平成20年度からは後期高齢者医療保険制度が実施されております。

また、平成23年度末をもって、介護療養医療施設が廃止されることとなっており、平成24年度末までに療養・病床のうち、医療の必要性が低い高齢者が入院する病床を介護保険施設等に転換しなければならず、現在入院されている方々の受け入れ先が危惧されるところであります。

本村では、平成18年3月に高齢者保健福祉計画・第3期介護保険計画を策定し、高齢者福祉施策及び介護保険サービスを総合的に推進してきたところですが、施設入所者の増加に伴い保険給付費が大幅な伸びを示す等、新たな課題も見えてきております。

これらの課題を念頭に、平成21年度から平成23年度の第4期介護保険計画の策定にあたっては、持続的な高齢者保健福祉施策の推進と介護保険制度の円滑な実施を図る為、各種施策の基本方針の展開と介護保険制度の各種サービスの目標量等を定め、「高齢者保健福祉計画」及び「介護保険計画」を一体的に策定したところであります。

後期高齢者医療制度における保険料の納税の方法につきましては、年金からの特別徴収か口座振替の方法が選択出来るようになり、昨年12月末を期限に対象者全員に選択の案内を行ったところでございます。

また、平成21年度の後期高齢者保険料については、低所得者の方の軽減が8.5割軽減から9割軽減と変更になっております。

次に、本村の畜産組合であります、長年にわたり補助金の取扱い等を中心に、組合の経理が不適切に処理されていることが判明致しました。

現在、鹿児島県の指導も頂きながら、畜産組合とともに実態の解明を行っておりますが、長年にわたり証拠書類等が整っていないことから、その整理に時間がかかっております。

可能な限り実態を解明し、その結果について、組合員をはじめ関係者に報告して参りたいと考えております。

また、この問題の責任の所在等については、実態が解明され、整理される過程に於いて判明してくるものと思っております。

その上で、今後の畜産組合のあり方等について、関係機関の指導も仰ぎながら検討していきたいと考えております。

尚、平成21年1月以降の子牛セリ市状況でございますが、1月セリ市の平均価格は前年12月と比較し、登記牛で48,740円高の228,143円、その他牛は49,100円高の162,400円となっております。

しかし、2月のセリ市では、1月と比較し、登録牛で70,703円減の165,581円、その他牛では52,050円減の110,350円と価格が下落し、過去5年間の年平均単価を下回る結果となりました。

この要因としましては、飼料高騰による肥育農家のコスト縮減等もありますが、「その他牛」の大幅な下落が大きな要因となっております。

その為、村としましては20年度補正予算、新年度予算で「その他牛」の淘汰事業に必要な経費を計上し、本事業を積極的に取り入れて頂き、登録牛への早急な切り替えができるよう支援策をとったところでございます。

皆既日食につきましては、あと4ヶ月余りとなり、観測者のツアー募集も第2期までを終え、今月5日から最終募集を行なっております。

また、受入れ対策としまして、12月に第2回受入れ準備委員会及びマスコミとの意見交換会を実施し、1月には各島現地調査を行い、住民の皆様との話し合いを進めております。2月は調理業者による生活改善施設等の調査を実施致しました。

民宿経営者の研修につきましては、2月5日～6日に接客マナー、調理講習、宿泊施設視察等を内

容とした研修に6名の方が参加され、民宿経営者には有意義な研修になったものと思っております。

皆既日食が近づくにつれ、当然個々具体的な様々な問題が起こると思っておりますが、その解決に当たりましては、4原則を基本に住民の皆様と十分に話し合い、その上で現地調査、説明会、準備委員会や検討会を重ねまして、関係機関の協力も得ながら、対策を進めて参ります。

本年度予定しておりました港湾事業の東之浜港、元浦港、小宝島港の改修工事等は、予定どおり進捗しております。

道路事業関係につきましては、皆既日食関連事業で各島の側溝等安全対策事業関係の道路整備を進めており、年度内に竣工予定であります。

林道事業関係につきましては、林道口之島線舗装工事が11月17日に、林道中之島椎崎線が12月2日に完成検査を終えております。

簡易水道事業につきましては、悪石島の導水管布設工事が3月中旬竣工の予定で進捗しております。

次に、「フェリーとしま」の運航状況等について、ご報告致します。

12月は初旬を除き比較的穏やかな天候に恵まれ、計画どおり運航することが出来ましたが、1月に入り、週末に冬型気圧配置等により出港の延期・欠航等、運航ダイヤが乱れ、定期船利用の皆様には大変ご不便をおかけ致しました。

「フェリーとしま」入渠工事については、当初計画どおり平成21年2月12日より2月25日までの14日間、鹿児島ドック鉄工株式会社に於いて、検査工事等を施工致しました。

今回の入渠工事は、中間検査工事及び一般工事並びに左舷機の軸封装置からの漏水がある為、1年前倒しにより左舷プロペラ軸を拔出し、軸封装置付近をモリブデン施工による修正を施し、受検しております。

左舷プロペラ軸を拔出したところ、プロペラ軸受に当たる個所に砂泥による凹凸が発見されました。

同個所については、現在のところ許容範囲内となっており、5年後の次回検査にはプロペラ軸の修正及びプロペラ軸受のゴム部分を交換する必要があるものと思われます。

プロペラ軸等の凹凸の原因は、各港の水深が-5.5mの為、船底との余裕水深が1m程度しかない為、接岸操船時に於いて海底の砂泥が巻き上がり、プロペラ軸と軸受けの間に入り込むことが原因と思われます。

尚、入渠工事請負契約を平成20年12月15日に締結していた為、入渠以前及び入渠以降に追加工事が発生したことから、専決処分により変更契約を締結し、施工しております。

平成21年度の「フェリーとしま」の基本的な運航計画につきましては、宝島便を月曜日に、名瀬便を金曜日に鹿児島を出港することとしています。また、先の議会に於いてご説明した通り、平成20年度まで実施していました夏期ダイヤ・冬期ダイヤの設定については、船員法の改正により、船員の休息時間の問題から通年冬期ダイヤで運航することとしています。

地域公共交通活性化再生総合事業の概略につきましては、先の12月議会で報告致しましたが、ご承知の通り本村各島から本土への直接移動できるのは週2回、奄美大島へは週1回となっており、本村の地域交通体系は脆弱なものとなっています。

この為、十島航路の活性化を図る必要から、地域公共交通総合連携計画を策定する為、平成21年3月2日鹿児島に於いて、十島村地域交通活性化協議会を開催し、各規約等について協議をしたところであります。

同協議会の委員は、鹿児島地域振興局長・大島支庁長・奄美市長・本村の各島自治会長・村議会代表・村長・副村長等で構成されています。

今後のスケジュールは、策定調査実施計画が認定されましたら、補助金の交付申請を行い、交付決定後、計画策定の為調査を実施します。

調査の一環として、定期船・高速艇による実験運航をそれぞれ3回程度実施する予定としています。

次に、教育委員会関係について、ご報告申し上げます。

12月25日、皆既日食関連工事で平島の体育館を含め、5箇所の浄化槽設置工事の入札があり、年度内完成に向けて、発注しております。

また、1月12日に「十島村成人を祝う会」が開催され、本年は宝島に山海留学した水谷一昌さん1人が、名古屋から出席の為駆けつけてくれました。里親、恩師との再会等、新成人の出席は1人で

ありましたが、十島村らしい意義のある成人式でありました。

中之島高尾牧場に昨年導入した雌馬が雌の子馬を出産し、中之島高尾牧場のトカラ馬は現在計15頭になっております。

以上で、行政報告を終わります。

続きまして、施政方針について申し述べることに致します。

世界の金融資本市場は、100年に一度と言われる危機的状況に陥っており、金融の激変が世界経済を弱体化させております。我が国の経済も既に景気後退局面に入っており、輸出・生産・収益が減少するとともに、倒産の増加、更には、雇用情勢の悪化、実質賃金の減少、株式・為替市場は大きく変動し、企業の資金繰り状況は極端に悪化しており、地域経済についても、これまで輸出に牽引されてきた地域に於いても、厳しい状況が一層広がっているところであります。

このような中、国は平成21年度の予算編成に当たり、「基本方針2006」等に基づき、財政健全化に向けた基本的方向性を維持しつつ、世界の経済金融情勢の変化を踏まえ、国民生活と日本経済を守るべく、内需拡大と成長力強化等に向けた税制上の措置と状況に応じた果断な対応を、機動的且つ弾力的に行うとしております。

また、政策の必要性をゼロベースで精査し、行政支出全般を徹底して見直すとともに、「生活者の暮らしの安心」、「金融・経済の安定強化」及び「地方の底力の発揮」に予算配分の重点化を図った予算編成となっております。

その結果、平成21年度の国の一般会計予算は、対前年度比5兆4,867億円増の88兆5,480億円となっております。

一方、地方財政対策に於いては、景気後退等に伴い、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が急激に落ち込む中で、社会保障関係経費の自然増や公債費が高い水準で推移すること等により、財源不足が大幅に拡大するものと見込まれております。

この為、安定的な財政運営に必要な地方交付税及び一般財源の総額を確保することを基本として、国の歳出予算と歩を一にして、人件費、投資的経費、一般行政経費の各分野にわたり、厳しく抑制を図るとともに、地域間の格差是正に対応する交付税配分の重点化、道路特定財源の一般財源化等安定的な財政運営に必要な地方交付税等の一般財源の確保に取り組むものとしております。

その結果、平成21年度の地方財政計画の規模は、82兆5,600億円で前年度比8,500億円の減額となっております。

地方交付税については、「生活防衛のための緊急対策」に基づき1兆円を増額した上で、前年度に比し4,141億円増の15兆8,202億円、臨時財政対策債を含めた実質的な地方交付税総額は、20兆9,688億円となり、前年比15%増となっております。

次に、鹿児島県の平成21年度の一般会計の予算規模については、平成17年策定の県政刷新大綱を基に、非常事態として緊縮予算をここ数年継続しておりましたが、アメリカの金融危機に端を発した急速な景気後退により、雇用・経済の県民生活や中小零細企業に与える影響が深刻化していることに鑑み、8年ぶりに増額となる7,726億3,600万円の予算となっております。

本村の財政状況については、村税等の自主財源に乏しいことから、自前の財源比率を示す財政力指数は1を大きく下回る0.065と慢性的な財源不足であることは、ご承知の通りであります。

その財源不足を補う地方交付税が、三位一体改革等により大幅に減額され、平成19年度からの新型交付税（包括算定経費）の導入や、地方再生対策費の創設で下げ止まり傾向にあるものの、過去の交付額には程遠い状況にあることは言うまでもありません。

本村はこの財源不足を補う為に、職員の不補充措置による職員給与の抑制、更には特別職並びに議会議員の報酬削減、単独投資的経費の縮小、補助金の見直し、物件費の抑制等、大きな歳出改革に取り組んできたところであります。

そのような中、平成19年に自治体財政健全化法が制定され、自治体財政の破綻を未然に防止する「財政4指標」が設けられところであります。

平成19年度決算に於いて、早期健全化団体または財政再生団体に指定されることはないものの、財政指標のうち、「実質公債費比率」が23.9%を示し、早期健全化判断比率である25%に近いものとなっております。

また、これまで投資的事業の財源を村債に依存してきた結果、平成19年度末の公債費残高は6,

154,733千円となっており、毎年減少はしているものの財政運営に大きな支障となっておりません。

これらの不安要因を解消する上でも積立基金の確保は必須であり、平成19年度末現在高で2,230,375千円が積立てられているところであります。

このように本村の行財政運営には、特に厳しい現実がのしかかっていますが、この現実から目を逸らすことなく、変革の時代に着実に対応し、第4次総合振興計画の「村づくりの目標と基本理念」を検証しながら方向性を定め、村民の皆様と協働で夢と希望のあるふるさと「としま」を築くべく、

- ・みんなで支えあうこころ豊かな「としま」
- ・活力にみちた「としま」
- ・安心安全な「としま」

の「三つの目標とする地域像」を掲げて、平成21年度の村政の運営に努力して参りたいと考えております。

1 みんなで支えあうこころ豊かな「としま」の創造の為に

(1)「結いのこころ」で、人情豊かな島づくりに努めます。

社会経済環境が大きく変化するなか、十島村に於いても、価値観や思考様式が多様化するとともに住民ニーズも複雑化し、連帯感や地域社会への帰属意識が希薄になりつつあります。

住民が仲良く夢を語り合い、それぞれの島に誇りを持ち、トカラらしい心の豊かさを実感出来る協働共生の島づくりが求められております。

こういう時期にこそ、トカラに昔から引き継がれてきた「結いのこころ」を大切に、集落内の自治活動や村内の島間の交流活動等が活発化するように積極的に支援し、人情豊かな島づくりに努めて参ります。

(2)住みやすくきれいな島を後世に残す為、ゴミの減量、分別収集、リサイクルを進めます。

トカラのイメージは自然が豊かで綺麗な島々であります。これは十島村の財産であり、住民の誇りでなければなりません。

昨年の4月から分別収集に取り組んでおりますが、今後更にこれを徹底し、住民が誇れる綺麗な島になるよう啓発を充実して参ります。

また、地域地消を奨励し、ゴミを持ち込まない工夫も必要であります。このような地道な島民の努力は島を活性化させ、こころ豊かな島の生活の実現に繋がるものと確信しております。

(3)2009年皆既日食で、トカラの自然と厚い人情を世界にアピールします。

2009年皆既日食関連で「十島村」はあらゆるマスコミで報道されてきており、確実に「トカラ」は世界のビッグネームになりつつあります。

しかし、このことが直接地域興しに繋がるとは限りません。

現在、①住民生活を守る ②トカラの自然を守る ③来島者の安全を確保する ④受益者負担を求める これらを基本原則に受入れ対策を進めており、今日まで大筋に於いて順調に推移しておりますが、テントを何処にどのように設置するか、ゴミ処理をどうするか等、個別具体的問題が今後発生して参ります。

これらの処理に当たっては、住民の皆様と充分話し合った上で処理していくこととしております。

このように基本原則に基づき、対策をしっかり進め、トラブルや事故無くその日を迎えることが大事であります。

その上で、観測者やマスコミの方々にトカラの美しい自然に触れて頂き、住民と心豊かに交流することで「トカラの名声」が上がり、「トカラが評価」されることになれば、リピーターも増え、地域活性化の契機になるものと考えております。

また、今回の皆既日食を村独自に記録し、保存し、公開する為、中之島天文台の活用を促進して参ります。

(4)健やかな青少年を育てる為、「としま」の環境を生かした特色ある教育の充実に努めます。また、伝統芸能や文化財の保護伝承に努め、トカラの文化を守ります。

豊かな自然と、今尚独特の祭事・郷土芸能が受け継がれている「としま」の地域風土に加え、集落住民の人情や心優しさは、都市の教育環境には無いものであります。

さらに、20年度から進めているブロードバンドのテレビ会議システムの活用等により、「としま」の教育環境は他に例の無い独特の教育環境として、アピール出来るものと考えております。そして、これらの環境を生かし、「生きる力を育む教育の推進と魅力ある文化風土づくり」に努めて参ります。

2 活力にみちた「としま」の創造の為に

(1) 「としま」の特性を生かし、産業の活性化に努めます。

これまで、域内活性化の為に特定離島ふるさとおこし推進事業を中心に、あらゆる施策を講じてきておりますが、厳しい自然、不利な地理的条件、そして担い手の高齢化等マンパワー不足により、残念ながら期待通りの成果は上がっておりません。

しかし、「としまの特産品」の愛好者は全国に多く存在します。また、「トカラ大好き」のトカラファンも多く存在します。

今後、生産者や民宿経営者・関係団体が一丸となって、ブロードバンドの可能性を最大限に利活用出来るよう支援し、域内活性化の契機となるよう努めて参ります。

本村の基幹産業として成長しつつある畜産業については、その根幹である畜産組合に於いて、補助金等の処理を中心に不適切な経理処理が行なわれていた事実が判明しましたので、当面この問題の解決に向けて、全力を傾注して参ります。

その上で、「その他牛淘汰」が喫緊の課題となっており、その為に受精卵移植等を推進し「その他牛淘汰」に努めると共に、高齢化による担い手不足、畜産と自然との調和、畜産団体の組織力強化等、課題解決の為に当面の方向性等を示す計画を策定する為に準備を進めて参ります。

(2) U・Iターン者が定着できる環境の整備に努めます。

全国的に人口減少が進むなか、本村だけがその解決を図ることは、大変難しいことであります。

しかし、第2の臥蛇島を創らない為、従来の定住政策を更に効率的に進めることが必要であります。

IターンやUターンを促す施策を、住民の皆様と協働で進めたいと考えております。例えば、島の出身者を温かく迎えられる島の風土を醸成する。一定期間空き家を借り上げ、修復して、U・Iターン者に提供する。あるいはブロードバンドが整備された島々をアピールする等、人口減少を抑え、U・Iターン者が定着出来る環境の整備を、あらゆる施策を検討して参ります。

(3) 集落と行政の協働で、島自慢を創出する為に施策を展開します。

本土復帰55周年を記念して実施した「トカラ列島しまめぐりマラソン」は、マスコミの予想以上の取り扱いもあって、トカラのイメージアップにも繋がり、大変成果があったものと考えており、今後「村民の自慢できるイベント」として、実施していきたいと考えておりますが、21年度は皆既日食もあり、住民並びに職員の負担を考慮し、中止することと致しました。

本村は人口が少ない上、7つの孤立した島に分散している為、島毎の活性化策が必要であります。

その解決策の1つとして、島毎に住民の皆様が自慢出来る事業を「住民が自分達の島の為に話し合って創出」する仕組みを作り、住民の働く場の確保や住民活動を支援して参りたいと考えております。

(4) 「としま」の条件不利を克服できる、ブロードバンドの整備およびデジタルテレビ放送受信設備の整備を進めます。

本村のブロードバンド・ゼロ地域解消となる「地域イントラネット基盤整備事業」を、昨年からの継続事業として進めております。この事業は、総務省の3分の2補助を活用するものでありますが、この3月に中之島・悪石島・小宝島・宝島の4か島の公共施設間が整備され、21年度は残りの口之島・平島・諏訪之瀬島について、事業費約5億円を投入して整備することになります。

ブロードバンドの利活用は、通信産業のみならず、情報の入手、コミュニケーションや娯楽、特産品の販売や取引等、様々な分野で日常生活に溶け込んでおります。

本村に於いては、離島という地理的環境の中で少子高齢化・過疎化が進行し、地域存続に大きな影響をもたらすブロードバンド整備は、必要不可欠なものであることは言うまでもありません。

今回の整備は、公共施設間のネットワークの構築となりますが、最終的に住民解放向けの高速インターネット回線の整備を計画しております。

このように、本村にブロードバンドが整備されることにより、電子行政の推進、遠隔医療の構築、テレビ会議の導入等、現在の行政環境が一変し、大きな住民サービス効果をもたらすものと考えられます。

ただ、ブロードバンド整備後のランニングコストが、机上試算で3～4千万円程度発生するといわ

れております。財政力の豊かな都市部では、このような費用は全く存在せず、通信事業者が独自で対応しています。本村等の情報格差地域では、これを負担していかなければブロードバンドの存続はありえません。しかし、本村の現在の財政力で、このランニングコストをカバーするだけの財源は厳しいことから、国・県に支援体制も併せて要請して参ります。

地上デジタルテレビ放送の受信設備の整備については、2011年7月のアナログテレビ放送終了に向けて、村内の自主共聴施設を地上デジタルテレビ放送用に改修し、平成22年春を目途に村内の全地域でデジタル放送が視聴出来るように致します。

改修箇所は、平島・諏訪之瀬島・悪石島・小宝島の4地域で、20年度に受信地点の調査を完了しており、その受信地点を基に公共施設を整備することになりますが、4地区のうち諏訪之瀬島地区が現在地より大きく移動することになりますが、残り3地区は現在地に設置となります。

尚、本村には、NHK共聴施設が口之島・宝島に設置されております。NHKからの情報によりますと、宝島は特段の問題は無いものの、口之島地区が現在の受信局からかなり遠い為、受信調査にある程度時間が掛かり、整備年度が確定しないとのことであります。しかし、アナログテレビの放送終了が迫る中にあっては、積極的にNHK側に働きかけを行って参ります。

3 安心安全な「としま」の創造の為に

(1)「健康で生涯うるおいのある暮らし」が出来るよう、保健・医療・福祉施策の改善に努めます。

平成19年度事業の「十島村における保健・医療・福祉のあり方に関する調査研究」で、その中核に据えるべき理念が住民のアンケート調査から、「住み慣れた島でいつまでも暮らせる村に！」でありました。この理念は十島村にとって切実であり、理想でもあります。

今後、研究会の報告書に基づく提言から具体策を検討し、「住民自らがなすべきこと」・「村行政がなすべきこと」・「国や県に要請すべきこと」等を精査し、鹿児島県にもご協力を頂きながら、1歩でも改善出来るよう努力して参りたいと考えておりますが、既に本村の要望を受けて、県に於いては20年度に本村と三島村を対象に、「離島地域医療連携強化事業」に係る検討会を立ち上げて頂いております。

(2)港湾整備や災害防止の施策を充実し、安全な地域づくりに努めます。

十島村における厳しい自然条件、地理的条件から、離島航路維持や港湾整備、災害防止施策は安全な地域作りにとって、何よりも重要な施策であります。

しかしながら、国の三位一体改革等により十島村を取り巻く環境は、他の自治体に比べ大変厳しいものがあり、残念ながら十分な施策が取れない状況にあります。

今後とも安全な地域づくりの為、十島村の実情に理解を求める活動を地道に続け、安全な地域作りに努めて参ります。

(3)時代の変革に対応した効率的な行政運営と、財政の健全化に努めます。

本村は、現在第3次行政改革大綱を平成16年度に策定し、5年間の実施期間として取り組み、この3月で期限終了となります。

この5年間で定めた3次大綱は、本庁舎の行政区域内移転の検討、健全な財政運営、事務事業の見直し、組織機構の見直し、定員管理及び給与の適正化、職員の能力開発と効果的な行政運営、情報化の推進、公共施設の管理運営等を推進事項として定め、概ね一定の成果が得られたものと評価しております。改善半ばのものや検討を要するものもあることから、個々の内容を精査し、未達成のものについては次期4次大綱に踏襲し、本村の行財政運営に合った行政改革を積極的に進めていく所存であります。

また、本村の最大の課題の一つとして、財政の健全化があります。自治体の財政健全度を示す新しい指標として導入された実質公債費比率は、地方債の発行許可が必要となる18%を大きく上回る23.9%(19年度決算)と県下ワースト1となっており、残念な状況にあることは既にご承知の通りであります。

本村はこれまで、これら数値改善の為に港湾整備等を中心とした投資的事業を抑制し、また職員数の削減による人件費の抑制、事務事業等見直しによる経費節減等に取り組み、歳出予算を可能な限り縮小してきました。

しかし、普通交付税等が影響する標準財政規模の減少幅が大きく、歳出削減の効果は思うように進捗せず、寧ろ悪化する傾向になっております。

そのような中、国は自治体財政健全化法を制定し、自治体の財政悪化を未然に防止する為の仕組みを設け、一定の基準を超えた場合は、早期健全化団体、更には財政再生団体に指定されることになり、各種制約は勿論のこと、国あるいは県が村財政を監理することになります。

本村の現在の実質公債費比率は、改善の努力をしなければ自治体財政健全化法に基づく基準指標を超えることが予想されることから、平成１９年度から高利率公債費の繰上償還と借り換えを積極的に進めております。

平成２１年度に於いては、利率５％以上６％未満の公債費８９，４８５千円を、既に財務省との協議も終え、繰上償還する方向で新年度予算に措置しております。

また、本村の財政は、地方交付税等の財源に９割方依存する体質は旧来から変わらないことから、各種事業の必要性・緊急性等を充分見極め財源に見合う財政運営に取り組んで参ります。

次に、平成２１年度の予算編成について、その基本的な考え方を申し上げます。

現下の厳しい財政状況を念頭に財源に見合った歳出運営を目指すものとし、住民と行政が一体で策定した第４次総合振興計画を基に、生活者の視点に立った行政運営を第一の課題として取り組むものとしております。

基本的事項として、

- ①当初予算は、通年予算とし、行政経費の徹底的見直しと一層の効率化
 - ②限られた財源の中、優先度、緊急度を見極めた予算確保
 - ③重点事業として取り組んでいる港湾整備事業、ブロードバンド整備事業等の積極的な推進
 - ④特定離島ふるさとおこし推進事業の有効活用
 - ⑤類似事業の整理と事業効果の整理
 - ⑥特別会計の健全化と改善
- 等を掲げ、予算編成を行ったところでございます。

その結果、平成２１年度の一般会計当初予算案は、対前年度７．５％、２１５，６５８千円増の３，１０９，７８９千円となっております。

この増額要因は、本村地域のブロードバンド・ゼロ地域解消として、昨年より取り組んでいる地域インターネット基盤整備事業と地上デジタル放送対応の共同受信施設整備、そして本年７月の皆既日食関連事業等が影響しております。

特別会計については、

- 国民健康保険特別会計 ８７，４３６千円（前年度比０．３％、２２２千円増）
- 老人保健医療特別会計 ８５４千円（前年度比９４．７％、１５，３４７千円減）
- 船舶交通特別会計 ７７３，３１１千円（前年度比１２．７％、１１２，６０２千円減）
- 介護保険特別会計（事業勘定） ７９，８０９千円（前年度比１６．１％、１１，０８７千円増）
（サービス勘定） １，３８８千円（前年度比０．１％、１千円減）
- 簡易水道特別会計 ４３，１４２千円（前年度比１６．０％、５，９４４千円減）
- 後期高齢者医療特別会計 ７，８５０千円（前年比１．０％、８０千円増）

となっております。

各予算の詳細については、予算審議の際に説明することに致します。

以上、行政報告及び施政方針について申し述べましたが、本議会に提案しております議案は、専決処分の承認を求めるもの４件、総合事務組合の規約の変更等に関するもの２件、条例の改正に関するもの５件、条例の制定に関するもの１件、権利の放棄に関するもの２件、指定管理者の指定に関するもの１５件、村道路線の区域変更等に関するもの５件、契約の変更に関するもの１件、予算補正に関するもの７件、平成２１年度予算に関するもの７件となっております。

それぞれの議案等の説明につきましては、議案上程の折ご説明申し上げますが、いずれも重要な議案でございますのでご審議の上、可決賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

○議長(日高通君)

これで、行政報告及び平成２１年度施政方針は終わりました。

これより、１０分間休憩致します。

２時５０分にお集まり下さい。

休憩

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△一般質問

○議長(日高通君)

日程第6、一般質問を行ないます。

一般質問の第1回目の質問は、登壇して行なってください。第2回目以降の質問及び執行部の答弁は自席から行なってください。また、質問の持ち時間は1人当局答弁を含めず45分以内とし、一般質問に対する関連質問は許可しません。

それでは、通告の順番に発言を許します。

2番、永田和彦君

○2番(永田和彦君)

私は今回の一般質問を行うにあたり、今後の十島村畜産組合の運営及び各畜産農家の経営に大きな影響が予想される為、ギリギリまで実際に質問を行うか悩みました。しかし、本村畜産組合会計において明らかに会計処理上、不適切な処理がなされていた事実を知った以上、このことについて疑義を正さなければ、自らの議会議員としての存在意義を否定することになり、また私を議会に送ってくださった有権者であり、且つ農家の皆様の思いに応える為、正すべきは正すという決意の元、今回の質問を行います。

それでは、通告書に従って質問を行います。

「本村の基幹産業は」と問われれば、大半の方々が畜産業であると認識しているということは、言うまでも無い事実であります。各畜産農家においては、繁殖・分娩から育成と手塩にかけた子牛を市場出荷により、現金収入を得ております。そういった日々の諸管理の中では、我々人間同様家畜も様々な疾病にかかります。そういった場合には、獣医師の診断・治療が必要となります。そういった状況の中、本村の非常勤職員であり指定獣医師である獣医師に退職の意思があるという驚くべき事実を耳にしております。仮に本村の獣医師が退職した場合に、畜産業における影響についてどのように認識しているのか伺いたい。

また、私は畜産組合長として、更には大部分の畜産農家の意見として、何とか現在の獣医師に村にとどまって頂き、更なる畜産振興の為に尽力頂きたいと考えておりますが、村としてどのように考えているのか伺いたい。仮に4月から獣医師が不在となった場合に起こる問題として考えられることは、家畜の疾病診断・治療を行う獣医師が皆無になるということ。その他に動物薬、特に要指示薬の購入が出来なくなる。

2つ目に、家畜衛生補助員による診断補助行為が出来なくなる。

3つ目に、セリ出荷牛へのワクチン接種が出来なくなる為、5月セリからの子牛の市場出荷が出来なくなる恐れがあります。出荷にあたっては、特定疾病に対するワクチン接種が求められているからであります。

4つ目に、受精卵移植が出来なくなる。母牛の更新改良が遅れ、また、より優良な産師の確保が困難となり、農家所得についても影響が懸念されます。

5つ目に、以上のことを獣医師不在の中で実施した場合、獣医師法違反・薬事法違反等により告発される可能性もあります。

このように、獣医師不在による影響は畜産農家にとって甚大なものになるのは、日を見るよりも明らかな事実であります。そういった危機的状況をまねかないようにする為にも、何としても現在の獣

医師に残留して貰えるよう、私自身畜産組合長として最大限の説得をして参りたいと考えております。

また、是非村としても努力をして頂き、獣医師の待遇面等につきましては、周辺市町村の現況を調査の上可能な限りの努力をして頂きたい。そのように考えております。

2点目に、畜産事務局スタッフの安定的雇用と、今後の組織体制の見直しも含めた今後の考え方を伺いたい。私は畜産事務局スタッフの安定的雇用の件について、昨年の9月議会決算委員会及び本年1月の畜産組合長会議においても質問して参りました。

しかし、残念ながら本村の財政状況等を考えた場合、仕方無いかと納得せざるを得ない答弁しか頂けておりません。

しかし、今現在の畜産事務局の状況を見るに当たり、非常に心配な気がしてなりません。職員が努力している現状は理解していますが、今後も更に本当に頑張れるのかという不安も感じています。このことは畜産事務局の職員に限らず、本村職員の全てに感じる不安です。村長をはじめとして、管理職の皆様にはその点についても配慮をお願いしたいところです。本村の特殊事情、村内に農協組織が無いことにより、畜産組合は事務局を役場経済課内に置き、事務局職員も経済課職員が兼任しているのが現状です。そういったことから、行政業務と農協業務が煩雑となり、職員に想像以上の負担がかかっているのは紛れもない事実です。

また、今回発覚した畜産組合における不適切な事務処理についても、この特殊事情が原因の1つとも考えられます。そこで私の個人的な提案ではありますが、近い将来において本村畜産組合を法人組織として独立した組織とすることも、考えてみる必要があるのではないかと思います。村長はどのように考えるか伺いたい。ただ、本村畜産組合は資金的に非常に脆弱な組合である為に、仮に独立した組織としても、その後の運営については危うさを抱えての運営になるのは明らかであります。そこで運営が安定するまでの資金援助等を含めて、新組織の設立に向けて村と組合とが同じテーブルについて協議していけないかと考えております。このことは、組合内においても未だ賛同は得られておりませんが、賛同が得られた場合には、是非とも村の理解と協力を頂きたいと考えておりますが、併せて村長の考え方を伺いたい。

以上で、第1回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

2番議員の一般質問に対して、回答を申し上げます。

まず、1番目の獣医師の関係ですけれども、2月23日だったと思いますが、ひょっこり私の所にやって参りまして、まず受精卵移植の19年と20年の実績をもって説明に来ました。その後で「3月いっぱいでもう辞めます。」と、ひょっこりこんなことを言うものですから、私もびっくりして、「それはちょっと、3月の末でもう時間は無いじゃないの」と、「そんな話ではちょっと困ります。」と。私も、ひょっこりのことであつたものですから言葉に詰まって、「後でまた話します。」と言って、その日は別れた訳ですけれども、翌日呼んで「何故辞めなければいけない理由があるんですか。」と、「せっかく本村に来て一生懸命島をまわってやる。」と、最初の条件はそういうことでしたので、「まだ受精卵の移植も始まったばかりで、そうした課題も残されている。」と、「それによって辞めて貰うということは、ちょっと私としては侵害だ。」ということで留任をした訳ですが、理由が「畜産組合がゴタゴタしている。」というような言い方でした。「それは獣医、貴方の責任ではないでしょう。」と。「今、組合で一生懸命その対策を練っているところだから、その責任まで貴方に押し付けようということはないはずだ。」と。そういうことを申し上げてやったら、「じゃあ、畜産組合が済むまで保留をします。」と、こういうことでした。

ところが、27日に畜産組合が済みましたが、その後特に「辞める。」とも、「留任する。」ということとは言って来ておりません。ですから静かに見守っているところですが、2番議員が仰るようにもし獣医が辞めるとなると、それなりの損害といいますか、農家に与える影響は大きいものがあると。それは日を見るよりも明らかであります。

しかし、本人がどうしても辞めるということであれば、これはまた手を打たなければいけないことでもあります。そのまま放置するということは、村にとってもすべきことではないし、その努力はしていかなければならない。私はそう思っております。獣医がいないということになると、先程2番議

員が指摘したような大きな問題を抱えることになることは重々分かっておりますので、彼が居座って貰えるのか、どうなのか。そこらも含めて説得をしてみたいと思っておりますが、先程から言っておりますように、畜産組合としても是非そういったことで努力をして頂きたい。そのように思います。先程から申し上げておりますように「もう辞める。」ということでありましたら、その手を打たなくてはならない。果たして彼の右腕になる者が出てくるかは保障出来ませんが、受精卵という大きな1つの目標をあげている中で大変なことになるのかなと、そういうことは思っているところであります。

それから、2つ目の事務局のスタッフですけれども、現在のところは現状維持を続けたいと思っておりますけれども、一応4月に人事異動も考えなければいけないのかなと思っておりますが、今現在、臨時が2名、獣医師が1名、本来の職員は1名ですけれども、事務の詳しい者として、これは本人が「やってくれる」と言えば、指導員として使える人だと思っておりますので、正職員2名、する人が2人いれば、後は臨時でも対応出来るのではないかと。今の村の職員の状況から判断すれば、そういうことで間に合うのではないかと。

それから、会計事務がちょっと問題になっておりますので、出来ればこれは畜産組合と組合長が協議しなくてはいけない事項ですけれども、出来れば会計を今の村の会計で処理は出来ないのかと。こういうことも検討する必要があるのではないかと、そういうふうに考えているところであります。

私も色々と考えてはおりますが、具体的にここでどうするという事は、やはり人事の関係もございまして差し控えたいと思っておりますけれども、現状維持から悪いようにはしないということをお約束させて頂きたいと思っております。

終わります。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

獣医師の確保については、再度また現在の獣医師の方とも協議をして頂きながら、とにかく4月以降の畜産農家の皆様に決して影響を与えることの無いような対応を進めて頂きたいと、そのように考えております。私自身としても再度現在の獣医師と話をしながら、慰留の方でして頂けるように努力を努めて参りたいと思っておりますので、また村の方にも色々相談する点があるかと思っておりますが、その点については宜しく申し上げます。

それと、2点目の事務局スタッフの部分につきましては、先程述べた通り、実情を見ていて本当に不安になるようなところがあります。そこら辺も経済課の方に事務局を置いている関係で、経済課長をはじめ人事の総務課長・村長・副村長含めて注意深く指導等をして頂きたいなど。併せて先程も述べましたが、この職員の問題につきましては他の課の部分についても、かなり業務的な負担の割合、それぞれの職員にかかっている負担の部分で、かなりの差というか、そういったものも普段の日々の業務の姿と見ていて感じることもあります。そこら辺について再度組織として、そこら辺も手も打てる部分は是非打って頂きたいと思っております。

3点目につきまして、通告書の大きな3点目としまして、村長も先程行政報告・施政方針の中でも触れられましたが、本日の地元新聞の報道によって公に明らかになった訳ですが、この会計処理上の不適切な処理があったという事実。

それから、補助金についても、本来の補助金の目的外での使用という事実が出た訳ですが、この問題につきましては、私自身組合長として組合長会の中でも述べた部分があるんですが、少なくとも畜産農家・畜産組合という部分については責任の部分にあると、私は少なくとも思えないのですが、先程村長も行政報告の中で今後の調査の中でそこら辺の責任の所在について明らかにしたいということなんですが、この問題の部分もそうなんですが、例えば事務局が経済課にあったという部分においては、将来的に何らかの形で行政側の使用者責任というか、そういった部分も必ず出てくる部分だと思っております。そこら辺について、村長の現在の認識を伺いたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

まず、職員の事務局の関係ですけれども、2番議員が仰るように法人化が出来ればその方が一番良いことで、当初から畜産組合を設立する時から、本来ならばそうしたものでなければいけなかった訳

ですけれども、まだ子牛の価格が安定していない、しかも買い手も島牛ということでつかない。そういう状況の中でギリギリの線で、何とかして市場に公平な市場に出ようと、こういうことでやったのがきっかけであります。その時点で、村の経済課の中で面倒は見ようということで、組合設立をした経緯があったと、私はそう思っております。

そういうような中で、結局その職員は兼務をしている訳です。役場の仕事と畜産組合の仕事というふうに兼務をしていた。しかも、そうした中で色々な取り組みをして、当初はその平成11年頃に組合と色々話をしたということも聞いておりますし、そうしたものの辺りから調べてこないと何とも言えない状況ではないかと思っておりますので、組合の財政的なものがしっかりしていけば法人化した方がより明確化すると、そういうふうに思っております。

3番目の関係ですけれども、私は結果的には農家に対する補助金。そういうものが村を通っていれば問題は無いと思います。私共、やはり村の責任であると思いますけれども、農家からの申請も決定も全く素通りで畜産組合に行っておりますので、これは村の責任ではないと。勿論、監査の対象にもなっておりません。監査員も監査をした経緯は無いと。

そういった経緯から考えると、村の補助金の関係については全く組合が責任をとるべきであった。村の、村長の権限ではない。権限外の仕事だと。そういうふうに理解します。

従いまして、行政報告でも申し上げました通り、現在の畜産組合と共に実態の解明を行っているところであります。しかも先程から申し上げておりますように、畜産組合の運営というものは役場とは別個のものでありますので、先程も触れましたが職員は兼務ということの理解をして貰わないといけません。

そういうことで、組合独自の関係でありますので説明責任とか、あるいは責任の所在。こういうものについては、私としては村長の権限外であると理解しております。そのことしかここでは発言出来ませんが、組合に対する協力は、これはしていかなければいけない。私共、村の畜産振興という振興方策を掲げている訳ですので、そこについては、協力についての関係はやって行く。ですから、畜産組合と一緒にこれら解決を計っていくと。そういうことだと、私はそういうふうに理解しております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

そこら辺の責任の所在の部分については、私の認識と村長の認識と大分かけ離れている部分がありますので、この場でいくら、恐らく議論をしても噛み合わないのかなという気がしていますので、村長の仰る部分は仰る部分で受け賜っておきたいと思えます。今回の問題について、特にこの会計処理上の不適切な部分。それから補助金についての目的外での使用。こういった部分について、担当職員が行ってきたという部分なんです、やはり今1番世の中で求められているのは、よくテレビのコーポレート等でも最近聞く言葉でコンプライアンスということに耳をします。

そういった部分でやはり、特に公務員である以上、そういった法令遵守という最も重要なモラルの部分。そういったものの徹底を職員教育の中でしていくことが、非常に重要なことだと思っています。そういった部分からも、再度職員教育等のあり方についても、この機会に再度考えて頂きたいなと思っております。今回、またこのような形で住民の信頼を失うような形になってしまった事実の部分について、その回復の為にも精一杯の今後も行政運営をして頂きたい。そのように考えております。

以上で、私の質問を終わります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

職員の指導につきまして、当然のことでありまして。今回のこの事件が確かにやり方が悪かったことは事実だと思いますが、私はこの職員がいい加減なことをしてやっているということは考えておりません。色々こういうお金を使ったことは悪いことで、早く農家にやらなければいけないものを組合の為に使ってきた。この事実は確かにそうだと、私は職員を信じております。

ですから、ネコババしたとか、そういうものではないということは断言は出来ませんが、信頼はそういうことでしていきたい。

ですから、早くそういうものを覚えている間に引き出して、ちゃんと何に使ったと、そういうものまでしていかなければ。それもしないでにおいて、「もの」と言っただけでは、やはりおかしくなる。

ですから、2度も3度も畜産組合を早く開けということで、私は経済課にもそれを特定してきている訳で、その場でもっと突っ込んで皆様が話し合いをして貰わないと、なかなかラチがあかないのではないかと、そんなふうに思っておりますので、そうした面でもご理解を頂きたいと思います。農家は非常に助かってしているはずですよ。今まで金は1銭も出さずに、それなりの効果をあげてきたということとは言えるのではないかと、そんなふうに思っておりますので、後は組合の中でもっとそうしたものを精査していく。そういうことが大事だと、そんなふうに思っております。

○議長（日高通君）

これで、永田和彦君の一般質問を終わります。

これより5分間休憩致します。

3時30分にお集まり下さい。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、平田傳義君の一般質問を行います。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

私は今回通告しております、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正への具体的対応について、教育長に質問します。

先の安倍内閣が、我が国の教育の現状から見て早急に抜本的対策を講じなければいけないことから、教育関係の学識経験者で構成する「教育再生会議」を設置して、我が国の教育全般に亘っての具体的再生の為の改善方策を諮問して、これに対しての答申をされたのが第一次の報告であります。私は関心を持って新聞を手元に置いて、その後の動きを見てきましたが、その中の第6番目に教育委員会に挙げて、これまでの教育委員会の在り方を抜本的に見直し、地方における教育行政を担う教育委員会が、より高い使命感を持ってその責任を果たせる体制作りを強調しているのであります。

この報告・提言を受けて、安倍内閣は学校教育法・地方教育行政法・教員免許法。いわゆる教育三法の改正を行い、昨年の4月1日に施行したのであります。この三法の中の地方教育行政法、即ち地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正は各般に亘っているのであります。教育委員5名で我が十島村の義務教育はじめ、社会教育・スポーツ・文化。多面に亘って管理執行されるに当たって、月々の定例教育委員会臨時会での検討や議論、そして村内小中学校の現地調査。児童生徒の保護者との懇談は勿論、各学校長・教職員との触れ合い等、各面に亘って改善改革をして充実されてきたものと考えております。

そこで、第1点としてこの11ヶ月、どのような改善や充実策を講じてきたのか、教育長に質問するものであります。

第2点は、この法律第26条第2項の改正で、教育長に対する事務委任の禁止事項が規定されたことによる本村の事務委任規則、即ち十島村教育委員会の行政組織等に関する規則第24条の関係の改正をいつしたのか。

次に、第3点は、第27条第1項で大変重要な新しく規定された、それは教育委員会の権限に属する事務の管理施行の状況について村教育委員会は毎年点検と評価を行い、その結果に関する報告書を作って村議会に提出すると共に、村民に公表することが義務づけられたのであります。これは「教育再生会議」が第一次報告で、教育委員長一人一人の活動状況を含めて公表するように提言したことに応じての法律改正であると言えます。毎年の村議会への報告書の提出、そして村民への公表ですから事業年度毎に報告される。その準備はいつなのか、質問致します。

第4点は、第27条第2項で今申し上げた点検と評価は教育委員5人だけで行うものではなくて、

公正と慎重を期して、教育に関して、学問的知識や経験を有する方々の知見の活用。即ち学識経験者の方々の点検・評価についての助言や指導をお願いするよう、村教育委員会に義務付けられているものであります。村民代表で構成し、村の重要政策を最終的に決定すると共に、村長はじめ村教育委員会等、執行機関の事務処理や事業の実施等について、監視批判する責任を持つ村議会に報告し、加えて村民に公表する大事な報告書ですから、このような規定がなされたものと思われます。

そこで、どのような方々の知見をどのような方法で活用される教育委員会の考え方なのか、教育長の明確な答弁を求めて、第1回目の質問を終わります。

○議長（日高通君）

教育長、齊脇司君。

○教育長（齊脇司君）

まず、5番議員にお礼を申し上げたいと思います。なかなかこのような議会にあつて議論をするという機会がございませんで、このようにして本格的な議論の場・答弁の場を与えて下さったことを、心からお礼を申し上げたいと思います。

それでは今、色々ご質問がございましたが、正直なところ教育三法につきましては、もう3年くらい前から話がありまして、一昨年ですか。20年の4月1日に施行された訳ですが、もう時が過ぎれば勉強をすることも無くて、確か教育三法。学校教育に関すること、地教行政法、地方教育委員会の業務に関することなんですが、これが1つと。あと、もう1つあったんです。教育三法、これについての勉強は、もうすっかりと忘れていたのを、こうやって与えて頂いたということですね。かなり私と課長の方で勉強させて頂きましたが、有り難いことだと思っておりました。まずもって、そのことをお礼を申し上げたいと思います。

それではご質問の趣旨に沿って答弁させて頂きますけど、安倍内閣が平成18年に設置致しました、今ご質問の中にもありましたが、教育再生会議。これは第一次報告と第二次報告がございました。

第一次報告では4つの緊急対応を提示致しまして、その内の3つが教員免許法の改正・地方教育行政の改正・学校教育法の改正でございます。一般的に言われておりますが、教育関連三法というのがこれの応用でございます。国民世論の動向を意識しての現状認識でございまして、道徳心・自立心・公共の精神等、正に今求められている教育の理念等について規定致しまして、将来に向かって新しい時代の教育の基本理念にのっとり、改正がなされたものでございます。

その一部につきましては、まず新教育基本法には、旧法には無かった生涯学習の理念だとか、大学だとか、私立学校、教員、家庭教育、幼児教育、学校・家庭及び地域住民等の総合の連携協力、教育振興基本計画等が追加されてございます。

第2条の改正におきましては、旧法では「教育の方針」という条の見出しを教育の目標に改めまして、教育の目的と関連性を強調しておりまして、5つの目標を掲げております。その中では、ご案内の通り我が国と郷土を愛するという言葉が、「愛国心」という言葉でよくマスコミに取り上げられてございました。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律について、少し説明させて頂きたいと思いますが、これが実質的な地方教育行政の根幹でございまして、この法律の下に、我が十島村教育委員会の規則を制定してございます。

ところで、今回の一部改正では、地方教育行政の基本的理念及び責任体制の明確化、教育委員会の体制の整備充実、教育委員会の委員の数の弾力化、文部科学大臣による教育委員会に対する是正、改善支持権、是正要求権の明確化、あとは私立学校に関する事務について。そういうことは知事が教育委員会に対して助言・援助を求めることが出来るよう、そのような改革が行われました。地方教育行政は教育基本法の趣旨にのっとり、国との適切な役割分担及び相互の協力の下に適正且つ公正に行われなければならないということとする基本理念の規定が設けられておりまして、5番議員が仰せの通り、第26条では事務の一部を教育委員会教育長に委任することは出来ない事務のことを明示してございます。これは合議制の機関としての教育委員会の在り方を意識して、教育長への丸投げ状態に制限をかけてございます。これが、教育委員会の責任の明確化となっているところでございます。

次に、ご質問にありました、教育委員会は毎年その権限に属する事務の管理・執行状況。それらについて点検・評価を行い、その報告書を作成して議会に報告し、公表しなければならないということが追加されてございます。この点検・評価に当たっては、教育に関し、学識経験を有する、そういう

者達の知見の活用を図ることと致しております。

教育委員会の体制の整備・充実におきましては、市町村教育委員会は事務局に指導主事を置くように努めなければならない規定が追加されました。また、市町村の教育委員会はその改正が指摘されていたことを踏まえ、近隣の市町村と協力して教育委員会の共同設置等の連携を進め、教育行政の整備体制充実に努めるべきであると規定が追加され、この努力義務に関して、国・県教育委員会は必要な助言・援助に努めるべきとされてございます。また、地方教育行政の運営につきまして、その責任を自覚する為にも、教育委員の方々の研修等を進めることも追加してございます。

次に、これも大事なことでございますけれども、教育委員会の委員の数の弾力化は但書きによりまして、条例に定めるところによりまして、私たち町村の場合は、3名以上の委員をもって構成することが可能となりました。

また、生徒指導だとか、生命に関する緊急なものとして非常に緊急を要するもの等が出てきた時には、文部科学大臣は当該教育委員会に対して是正・改善。そういう要求権が必要だということが明確化されてございます。

但し、この条文は極めて限定された状況下。先程も言いましたように、生徒指導上の生命の安否等危機が叫ばれている時のことだと思いますが、限定された状況下のことでありまして、本村においては今後も該当は無いものだろうと思っております。

以上、5番議員の一般質問に対する答弁において、答弁する前に、今回の法律の改正点等を長々と申し上げましたが、改正の趣旨におきましては本村の教育行政との係わりがある改正をご理解頂く為に申し上げたところでございます。ご質問の第1、法律改正に伴い教育委員会・教育委員の活動等、改善・充実に講じたことについてでございますが、今回の改正におきましては教育委員会の定例会・臨時会の会議規則等においては従来通りで、定例会年3回、必要に応じて臨時会を設けることが出来る等、変更はしてございません。

また、教育委員の活動においても特段の改善はしておりませんが、教育行政の運営について責任の明確化が成されておりまして、教育委員の研修等は積極的に参加することが、私としても望ましいことだと思っております。

しかし、教育委員の研修会参加につきましては、日程だとか、旅費等だとか、そういう関係で研修する良い機会が離島という条件もございますので、なかなかございません。現在参加に至っていないというのが、現状でございます。

教育行政を執行致します、教育委員会事務局にありまして、ご案内の通り平成17年の4月から派遣社会教育主事が県の方に引き上げられてしまいました。事務局職員は、現在僅か2名でございます。

そして、社会教育委員の先生を含めて3名体制で行なわれている訳ですが、平成19年の4月から本庁にありまして、行政組織の変更がございまして、学校教育課・社会教育課の2課を教育総務課1課に統合致しました。業務の内容については、従来と変わっていない現状でございます。そういう人数の減員の中での教育行政事務、この執行に関しては、簡素化されたものではございません。同じ規模の町村なんかと機構は全く一緒でございます。

それよりも厄介なことは、7つの島が分散化されているということが同じ規模の町村にあったよりも、うちの方が大変ではないかなと思っております。今回の改正で指導主事を5通り努めなければならない努力義務がございすけれども、村の行政改革計画の中にありましては、人員の増員はなかなか難しいものがございす。現在の人員の中で仕事の分担をやり繰りしながら、的確に誠意を持って執行していきたいなと考えるところでございます。

ご質問の第2にありました、教育長に対する事務委任の規則の件でございますけれども、第26条2項については、本村にありましては該当するものは無くて、変更の必要はございませんでした。

そういうこともありまして、ご質問の第3点でございますが、教育委員会の第10条の中に第1項第2号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価に関する事、と致しまして、昨年の11月に新委員2人の初めての定例会におきまして、提案致しました審議の結果、規則の一部改正の承認をして頂いております。

尚、法律の改正の中でこの点検評価を行うに当たっては、教育に関して学識経験を有する知見の活用を図るものと規定しておりますけれども、これがなかなか難しいところでございます。本村にあり

ましては、点検評価の対象とする施策・事業をどう選定するか、評価員の活用等・他市町村の動向等・資料等の収集が遅れておりまして、5番議員には非常に申し訳なく思っているところで、今議会まではまだ報告が出来ていないところでございます。誠に申し訳なく思っているところでございます。

また、評価委員の選定・評価委員会等を開催するにありまして、経費等新たに予算が必要でございます、これも課題となっております。そのような中で、どのようなものを点検評価の対象とする施策、事業を対象とするのかと申しますと、学校教育におきましては、2年に1回行なっております小学校の集合学習事業がございますし、また、2年に1回行なっております小中学校の修学旅行事業・ALTの派遣事業・中体連。これも2年に1回ですけれども、中体連の交流学习事業等がございます。社会教育にありましては、生涯学習事業だとか、ファミリー劇場、ふれあい子育て、セブンアイランド図書、文化財保護、生涯スポーツ、花いっぱい、天文台、歴民館等がございます。いずれも、前年より継続している事業であります。

これらの事業等の中から選定致しまして、前年事業の必要性、妥当性、進捗状況、効率等、ポリシー等、点検評価を行って、報告を早い段階で議会の方へ提示したいと思っているところでございます。

評価委員のことでございますが、委員の人数等、資料不足でまだ決めておりません。村の教育行政に詳しい方、または離島経験者の元教員経験者、そういう方々等を選定致したいと思うところでございますが、今後とも本村の教育行政の充実発展には色々ご協力頂いているところでございますけれども、今後ともまたご指導・ご鞭撻をお願いしたいと思います。

答弁という答弁にもなりませんでしたが、良い勉強をさせてもらったということをお礼申し上げながら答弁とさせていただきます。有難うございました。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

私もこの例規集等々を見て、この条例が変わった分を色々探しましたがけれども、該当するところがなかなか無いんですね。それで一応ここかなというところを、これは26条ですかね。6つあるんですが、4番までは一応探しました。だけど、あとの5、6というのがちょっと該当が全く分からないという状況なんです、今何か該当しないということですので、そういうことでないのかというふうに理解をする訳ですけれども、非常にやはりこの法律というのは難しく、非常に我々素人には（聞き取れず）面が多いんですね。しかしながら、やはりこうやって法律として決められた訳ですので、確実に実行していくことだと私は理解している訳です。

その中で1番目にお尋ねしたことは、改善策充実ということについては少し触れられたのかと思いますが、色々委員の選定等々、まだまだ法律が出来ているけれども、なかなかそこまで行っていない。勿論、お金もかかるという状況でというような答弁だったと理解する訳ですけれども、ここに千葉県。これ良いんでしょうか。まあ良いんでしょう。の一応、そういうものをやりましたというものがあるんですが、研修。それから現地委員の方の現地調査ですね。それを踏まえてどう活かすかということだと思ふんですね。

ですけど、これはしたことが今まで齊脇教育長以外の方がしたとか、私もそこまで調べておりませんが。ちょっと色々聞きますと、何年か前に何処かの島で教育委員会をやったんじゃないかという、？、クエスチョンマークですけれども、そういうこともあるそうなんです、やはり今非常に難しいといったのが7つの島だと。7つの島に学校があるということで非常に難しいというふうに教育長は答弁されたと思うんですが、だからこそやはり現地に行って、年3回あるうちの1回でも何処かを村議会が村で、村内でやっている訳ですから勿論、お金がかかる、教育にお金をかけなきゃどうしようもないでしょう。

そういった意味では、やはり何とか村長と今後検討に値するものだと思いますので、是非研修も含めて、1回でも良いから、まずやって頂くということが法律に添ったものだというふうに、私は思います。

この改正では条文が1つ変わりましたよね。ここですかね。「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」。ちょっと先生も仰っておられましたが、これの改正がいつ行われたかというふうに聞いたところが、これが提出日で良いんですね。20年の11月の10日というふうになっていますよね。まあ、何故だろうかとなと素朴な疑問。

例えば、さっき申し上げたこの資料で申し上げますと、19年の6月の20何日ですよ、法の制定が。19年の6月。それで20年の4月1日。交付ですかね。20年の4月1日から施行という法律ですよ。

であれば、私が教育委員会の定例会を見ますと、3月・9月・12月ですので、3月にはそのものが出来ていても良いんじゃないかと思う訳です。この条文ですよ。その点検・評価の分ですよ。何故これだけ遅れているのかなという点を、説明願います。

○議長（日高通君）

教育長、齊協司君。

○教育長（齊協司君）

失礼します。

まず、教育委員の方々にも研修の機会を与えなさいというご指摘だったと思いますが、これは是非そうさせて頂きたいと思っております。何せ議員が懸念しておられるように、予算が伴うことでございますのでどの辺までやれるか分かりませんが、事務方の方にその辺はまた命じておきたいと思っております。

次に、平成20年11月に条例を改正して、本村の条例に、例規集に入れているやにあるのはおかしいんじゃないかということだったと思いますが、確か去年の11月に定例の教育委員会を開いた時に、これをば教育委員の方々にお示しして改正をしているように記憶しているんですが、定かなところは課長に答弁させたいと思っております。

ただ、議員が仰るように本村の教育行政の中で点検評価をするという事業に関しては、どのように一体教育長としては考えているのか。これが一番の要点じゃないかと思っているんですが、正直なところ私たちも県だとか、ある市町の方から資料を集めようとしているんですが、なかなかその資料が出てこないところが正直なところでございます。

それで、ある一部だけ県庁の方からも来たんですが、事業を沢山ひっ抱えている中の一部。

例えば学校教育関係だとか、教職員関係でとか、保健体育関係でとか、一部ずつ事業を抽出して、それをば評価をするようにしているようでございましたので、私も先程申しましたように学校教育関係・社会教育関係の中から1項目ぐらいつ挙げて、それをば色々な方々に評価して頂いて、議員の方々に提示しようかなという思いでおるところでございます。まあ、そういうところで答弁になったかどうか、あと詳しいことは課長の方にでも応えさせますが、宜しいでございますでしょうか。

○議長（日高通君）

教育長、齊協司君。

○教育長（齊協司君）

今課長の方からメモが参りましたので、ご案内の通り20年4月1日から施行するように文科省から来ている訳ですが、これが県から改善通知が言ってきたのが、その後4月になって県の方から通知が来ているようでございます。それで11月の方で定例教育委員会の方に私達の方で提示したというところでございました。

以上でございます。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

まあ、色々事情がある。行政間のそういう事情があったのかというふうには色々、それをどうしようということとは考えておりませんが、ただ、やはり4月1日という法律ですので、それが何故出来ないのかと素朴な疑問でした。

それから、先程、教育長先生は研修は何とかしよう。まあ、これからですけれどもね。来年になるのか、もしくはその次の年か。これから村長部局と色々打ち合わせながらやって行くのだと思いますが、先程も申し上げました通り、委員会も私もどうか分かりません。村内であったかどうかということを記憶を確実に持っている訳ではありませんけれども、やはり村教育委員がどういう仕事をしているのかということであれば、やはり地域・鹿児島ではなくて地元で、何処かで年1回でも来て頂くと。

そしてまた、そこに1人でも2人でもそこに児童生徒・保護者が来て見てもらうということが非常

に大事だと思いますので、まあ色々これからお金が、村長がなかなか渋い顔をしてるんでしょうけど、1つ是非我が村の為に、教育が1歩でも2歩でも前進するようにして頂きたいと思います。

それから、先程のこの報告ですね。議会、それから村民に公表をしないかということに一応なっている訳ですが、今答弁があったように、まだまだ他の町村でしょうか。市レベルでしょうか。まだそこまで到達していないんじゃないかというような理解を私はしたんですけども、時間がかかるのかなというふうに思いますが、来年度21年度辺りにそういったものがしっかりと出来るのであれば、本来はこの質問も当然教育委員長に質問をするところではありましたけれども、今言う色んな事情で教育長ということでさせてもらった訳ですけども、議会に報告の際は、出来れば私の希望として申し上げたいのは、委員長ご出席で議会に説明をしてもらえば、尚一層分かり易いというふうに思いますので、色々この次期大変ではありますが、やはり学校がある以上は私共地域はそれを大事に。少ない児童生徒ですけども、地域がやはりそれを支えて行くということで、私個人もそう思っていますので是非、齊協教育長の任期中に、まあ1回か2回、今言った意見等々を実施に移して頂ければ、と思いますが、あまり私も短時間で、さっきも言いましたようにこれを何回も読みましたけれども、なかなか難しく分かりませんで、要点といいますか、改正になった分だけをどのように今移っているのかと、(聞き取れず)ということをお尋ねしたかったということです。

以上、私の方では質問を終わりますけれども、先程の点でまだまだこれから村長部局と話をしているかなくてはならないんですけれども、教育長自身の今言った何点かについて、研修それから島での開催等を含めた答弁をお願いして、終わります。

○議長（日高通君）

教育長、齊協司君。

○教育長（齊協司君）

教育委員の方々の研修につきましては、努力していきたいと思います。現実には本日、定例の教育委員会を開きまして、3名の委員長様と委員の方々が見えましたが、今日は傍聴席にやはり研修に来て下さっておりますので、5番議員が仰られた質問事項がうちの教育委員の方々にも関係することだったので、お互いに良い研修が出来たんじゃないかなと感謝する所以でございます。

もう1つ、公開を先程6月にと申しましたけれども、議員が仰る通り早々簡単なことでもないようです。まず評価員を何人にするか、評価委員をどのような方々を選ぶのか、評価内容はどのようなことをするのか。

そのようなことを考えると、6月ではやはり無理みたいなようでございますので、とにかくいずれにしても公開するということには、私達もそういうつもりでございますのでご理解頂きたいと。若干遅れるかもしれませんが、ということでございます。

定例教育委員会をば、県教委の方もあちこちでやっているようでございますね。

しかし、私達は島が7つありますので、その辺も考えながらやって行きたいと思っております。報告書の提出については、点検・評価それが出来上がり次第報告書は作り上げて、この議会に報告書を提出したいと考えておるところでございます。

とにかく本村の児童生徒達が真っ当になっていく為には、やはり教育委員会が地道にコツコツと誠実に業務を進めていくことが、1番大事なことはないかなと思うんですね。今後とも、ご協力とご指導を宜しくお願い致します。

以上です。

○議長（日高通君）

これで平田傳義君の一般質問を終わります。

以上で、一般質問を終わります。

△日程第7 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

○議長（日高通君）

日程第7、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから、市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。

今回、町村議会議員区分に1人の欠員が生じた為、候補者受付の告示を行い、届出を締め切ったところ、2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により、選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、すべての町村議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第33条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行えません。

そこで、お諮り致します。

選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、選挙結果の報告については、会議規則第33条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定しました。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

○議長（日高通君）

ただいまの出席議員数は、8人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番、日高助廣君及び2番、永田和彦君を指名します。

候補者名簿を配ります。

(候補者名簿の配付)

○議長（日高通君）

候補者名簿の配付漏れはありませんか。

(なしとの声あり)

○議長（日高通君）

「配付漏れなし」と認めます。

続いて、投票用紙を配ります。

念の為申し上げます。

投票は、単記無記名投票です。

(投票用紙の配布)

○議長（日高通君）

投票用紙の配布漏れはありませんか。

（なしとの声あり）

○議長（日高通君）

「配布漏れなし」と認めます。
投票箱を点検します。

（投票箱の点検）

○議長（日高通君）

「異常なし」と認めます。
ただいまから、投票を行います。
1 番議員から順番に投票願います。

（ 投 票 ）

○議長（日高通君）

投票漏れは、ありませんか。

（なしとの声あり）

○議長（日高通君）

「投票漏れなし」と認めます。
投票を終わります。
開票を行います。
日高助廣君及び永田和彦君。開票の立ち会いをお願いします。

（開票）

○議長（日高通君）

選挙の結果を報告します。
投票総数 8 票、有効投票 8 票、無効投票 0 票です。
有効投票のうち、住田克幸君 3 票、広田勉君 5 票。
以上の通りです。
議場の出入り口を開きます。

(議場を開く)

○議長(日高通君)

これより、10分間休憩致します。

4時25分にお集まり下さい。

休憩

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第8 報告第1号 小宝島港改修工事の工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長(日高通君)

日程第8、報告第1号、小宝島港改修工事の工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

報告第1号について、ご説明を申し上げます。本案については、専決処分の承認を求めることについてでございますが、小宝島港改修工事の工事請負契約変更契約締結についてでございます。

平成20年の12月16日、議案第65号でご承認頂きました案件の変更契約でございますが、平成21年1月22日に専決処分で工事請負契約を締結したものでございます。専決処分をやった理由でございますけれども、当初設計の一部を変更して実施する必要から期限内に完成の見通しが困難で急を要した為に、議会を招集する時間的余裕が無いことが明らかであると認めまして、やむを得なく専決処分にて工事請負変更契約を締結しなければならなかったということでございます。

工事の変更内容と致しましては、基礎工の根固方塊66.13t型を4個、それから本体工の蓋方塊17.23t型を35個、それぞれ新規に作成するものであります。当初の工事請負契約262,500千円を9,575千円増の272,075千円の工事変更請負契約とするものでございまして、工事完成期限につきましては変更はございません。裏面に変更契約書の写しと、それから参考資料として平面図と標準断面図を添付致しておると思いますので、参考にして頂ければありがたいと思います。説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

今村長の方から提案理由があったんですが、この議案書の方の報告第1号の提案理由の内容と村長の言葉と一部違ったんですが、その提案理由の書面上の部分では「県内製作ヤードの占用等で他公共機関との調整など不測の期間が生じる。期限内完成のために60日間以上は確保したいことから」となってるんですが、具体的にどういうことなのか説明をお願いします。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

この製作ヤードそのものというのは、県の製作ヤードを借りる訳でございまして、やはりそれぞれの市町村の方で調整をしながらヤードを借りなくてはいけないので、その為に今回やっとヤードが取れたものですから、慌ててヤードを借りて製作をするものでございます。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

小宝島港のケーソン製作に当たっては、12月定例会で資材等の高騰により東之浜港の予定していた予算を流用して、製作費が足りない為に充てたというような経緯があった訳ですが、この根固方塊等の製作については、当初の計画は資材等の高騰により問題無く行われたというふうに解釈して良いのかどうか、その点を伺いたい。

また、12月の議会での説明の流れからだとかケーソン製作以外というふうに記憶してはいないんですが、この方塊製作に当たっての鋼材の値上がりというのは、当初から見込まれてそういう形で予算計上されたのかなという思いもするんですが、その点についても伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

当初は物価スライドということで、どうしてもこれだけないと入札執行は出来ないということで入札執行していた訳ですけど、執行の結果、当初より大分安い。安いという言い方はアレですけど、当初の設計金額より請負金額が落ちてきたものですから。

その為に、どうしてもケーソン製作をする上からでは蓋崩壊、今回蓋崩壊35個、これは全部でございまして。35マスある訳ですので、その蓋方塊35個も製作して、次年度の据付の場合にどうしても必要ですので、その分を計上した訳でございまして、根固方塊4個というのは執行残の絡みで製作した訳で、蓋方塊もそれと一緒にございまして。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

この工期の部分については、今年度中で完成予定だという部分で分かるんですが、具体的に来年度以降、据付までの見通しについてどのように考えているのか、説明をお願いします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

小宝島港の場合、どうしても1函辺りの製作費。それから据付、高うございまして。今の計画としては、一応全部で160m防波堤を延長する予定であります。今皆さんのお手元にお示ししている平面図の黄色の部分。ここまでが一応済んでる状態でございまして。真ん中の赤と緑で斜め線が入っているのが、今製作中でございまして。

それで今度は、製作中のこれが済みますと、次のあと2函、40m分。まだ未石こう部分が、今ここ半切れになっていますけど、ここにケーソン36.2と書いてるかと思えます。次のケーソンをまた、この2函と比べて大分大きくなるものですから、次年度もやはり製作をして、また次年度中かその次の年に据付という形になると思いますので、まだちょっと時間がかかるのではないかと思います。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、報告第1号、小宝島港改修工事の工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第8、報告第1号、小宝島港改修工事の工事請負契約締結の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定しました。

△日程第9 報告第2号 特定離島ふるさとおこし推進事業 交通安全施設整備工事の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長(日高通君)

日程第9、報告第2号、特定離島ふるさとおこし推進事業 交通安全施設整備工事の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

報告第2号について、ご説明を申し上げます。本案については、専決処分の承認を求めることについてでございますが、特定離島ふるさとおこし推進事業 交通安全施設整備工事の工事請負変更契約締結についてでございます。

平成20年の10月3日、議案第60号でご承認を頂きました、案件の変更契約でございます。平成21年2月13日に専決処分で工事請負契約変更契約を締結したものでございます。専決処分とした理由でございますが、当初設計の一部を変更して実施する必要から期限内に完成の見通しが困難で急を要した為に、議会を招集する時間的余裕が無いことが明らかであると認めまして、やむなく専決処分にて工事請負変更契約締結をしなければならなかったものであります。

工事の変更内容につきましては、各島の排水路の蓋版設置延長338.5m、それから防護柵が30m、横断側溝が13m、それぞれ増加となった為であります。当初の工事請負契約94,500千円を7,200千円増の101,700千円の工事変更契約変更請負契約とするものでございます。工事完成期限については変更はございません。また、各島の詳細につきましては別途一覧表を添付していると思いますので、参考にして頂きたいと思います。変更契約書の写しは裏面に添付してございます。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

この事業の進捗状況、各島どうなっているのか説明を求めます。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

ただいま宝島・小宝島・悪石島につきましては、既に事業は終わっております。それから、口之島・中之島・平島の方に今工事に入っているかと思えますけど、とにかく工期内には終わるということの報告は受けております。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

私たちが当初予算を組む時に色んな形で心配をし、議論をした訳ですが、今現状の社会情勢も含めて本村の雇用状況が非常に厳しいということもあって早めに仕事を発注し、地域に雇用の場も作ろうという観点から賛成をし、そして速やかに予算執行をしてやって欲しいという気持ちで議会を通したという経緯があった訳です。

ところが、待てど暮らせど地域の人たちは雇用の場が無い。勿論、村営住宅を借りている人たちは家賃さえ稼げないという状況の中、それがなかなか執行されていかない。そしてまた、いよいよ執行されたというようなことを聞く中に、現場においては地元雇用が成されない地域もあったというようなことを耳にしてるんですが、事務上の進め方がどのように滞ったのかなと。あるいはまた、地元雇用ということも含めて真剣に考えた上でこうならざるを得なかったのか。

本当に地元で世間で騒がれている派遣切りやら、正社員の雇用も非常に難しい中、折角のこういう事業が導入された中に地元の雇用がされていないというのは残念に思うのですが、その点について経済課長辺りはどのように事務の執行状況、何故このように遅れが生じたのかなと。工期が勿論、3月30日なんですけど、中身として果たしてこれで良いのかなという思いがする点が多々ありますので、その点の流れを説明をして頂きたい。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

大分言い訳染みた言い方になるかもしれませんが、この特定離島ふるさとの今回発注した交通安全施設整備工事というのは、本年度の7月にございます皆既日食対策でもってやった事業でございます。

その当初の目的としては、港から観測場所まで、あるいは宿泊場所までと、ある程度制限があったものですから、それはうちの方の道路台帳そのものを出張員さん辺りに送って何処に整備して欲しいかということ聞いた訳で。本来なら直接職員が行って調査なりそういうのを一緒にやれば良かったんですけど、どうしてもやはり時間的制約があったものですから。

それでもって、7ヶ島一緒に申請しないと「ここが漏れていた、あっちが漏れていた」ということで、後でまた追加になれば駄目になるなら当初で全部付けておこうということで、書類集めとかそういうのを色々やった訳でございます、その中で場所によっては担当そのものが乗り込んで確認した場所もありました。どうしてもそういうのが全ヶ島揃わなかったものですから、遅くなって10月の締結になったということでございます。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

確かに7つの地域に分かれてて、そして調査等も時間がかかるということはよく分かるんですよ。ただこの予算が通ったのは、3月の議会でしたよね。通常、この特定離島ふるさとおこし推進事業の場合には6月か7月に内示が来て、内々示が来て、そして9月とかそっちの方に予算執行が通常は運ばれるという中で、特にこの分だけは県の方も認めて頂いて、当初予算ではこれを計上したと。その中で4月以降が地域には雇用対策としては色んな公共事業等も申し込めない状況の中で、地元へ雇用の場を確保しようという意味が含まれるというような形で、これを計上したと思うんですが、ただ遅れたなら遅れたで良いんですが、その流れの中に雇用の地元雇用というのがそこに入っていない地域があったと聞くんですね。そこら辺の配慮というのがもう少し足りないのかなと。

片方、全国のニュースを見て見ますと、仕事が無くて色んな地方自治体が雇用の場を作ろうということで努力している。そういうニュースも耳に入ってきます。実際に雇用の場があるにも関わらず地元の人を使っていないというところも、今後の事業執行していく中でも気を付けてやっていかなければ

ばいけないことじゃないかなという思いがしますので、事務の遅れやら特殊地域で時間がかかるということはあまり理由にはして欲しくないという思いがしますので、その点も今後努力して頂きたいというふうに思います。

以上です。

○議長(日高通君)

本日の会議時間は、審議の都合によってあらかじめ延長します。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

地元雇用のことを考えれば単純な側溝蓋の被せとか、それなんかは地元の方で出来ることから、出来る限り工事請負とかそういうのじゃなくて、原材料支給とかそういう形を取りたいと思ってますけど、やはり蓋版敷設にしても昔現場内でした所なんかは、どうしても技術的事項が必要があったりするものですから、そういうことでなかなか「これは原材料で出して」、「これは工事請負で出して」、とそういう内容的に複雑なところもあったのも確かでございます。なるべく地元雇用に優先的に考えるように、次回からは積極的に考えていきたいと思っております。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

経済課長、この増減で減の方がありますよね。当初の計画は大まかな数字で出してこういうことになったのか、それとも例えば50、中之島ですか。それから悪石島10、宝島14とメートルで出てますが、やった所がこれだけいないというふうになったのか。

また、増えた分については、これは新たに増えた訳ですよ。計算間違いなのか。今経済課長言ってたけど、地元の住民たちがアレしてないということのようですが、そういうことなのか。このマイナスの点も地元もいないよというふうになったのか、説明願います。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

はっきり言おうとしましても、私も現地の方は踏んでませんので。減になった理由は、中之島の50mになった減というのは大きゅうございます。想像する限りは調査した結果、この蓋版が使えるんが使えるんじゃないかなというふうなところではないかと。まあ、これはまた確認をさせて答弁させてください。50mと減になった所はですね。

詳細にしたところが、諏訪之瀬島なんかは蓋版が相当377mと大分当初より増えてますので、これはまた後で報告させて頂きたい。その中身の理由はですね。

○議長(日高通君)

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

いつ頃新たに調査というか聞き取りをして、新たに今言う大きなものが出てきたのか。そこまで最初の質問と併せて、後ででも良いですから。いつ頃して、こういう場合にまた新しいものが出来たんだということを説明願います。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第9、報告第2号、特定離島ふるさとおこし推進事業 交通安全施設整備工事の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第9、報告第2号、特定離島ふるさとおこし推進事業 交通安全施設整備工事の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定しました。

△日程第10 報告第3号 特定離島ふるさとおこし推進事業 口之島フリー岳展望施設整備工事の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長(日高通君)

日程第10、報告第3号、特定離島ふるさとおこし推進事業 口之島フリー岳展望施設整備工事の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

報告第3号について、ご説明を申し上げます。本案については、専決処分の承認を求めることについてでございますが、特定離島ふるさとおこし推進事業 口之島フリー岳展望施設整備工事の工事請負変更契約締結についてでございます。

平成20年10月3日、議案第61号においてご承認頂きました案件の変更契約でございます。平成21年2月17日に、専決処分で工事請負変更契約を締結したものでございます。専決処分の理由と致しましては、当初設定の一部を変更して実施する必要から、期限内に完成の見通しが困難で急を要した為に議会を召集する時間的余裕が無かったことが明らかであると認めて、やむを得なく専決処分です。工事請負契約変更契約を締結しなければならなかったものであります。

工事の変更の内容につきましては、お手元に一覧表を添付していると思っておりますけれども、道路工の掘削工で1,470m³、手直し手摺工で85m、それぞれ増加となっております。展望台の手摺工で23m、階段工で16段増となっております。当初の工事請負契約74,550千円を2,450千円増加致しまして、77,000千円の工事請負変更契約とするものでありまして、工事完成工期につきましては変更はございません。詳細につきましては一覧表を添付しております。また、変更契約書を裏面に添付してございますので、参考にして頂きたいと思っております。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

掘削工の1,300m³、これが担当は、おりますかね。呼んでくれませんか。担当でないと分らないと思っております。

○議長(日高通君)

これより、しばらく休憩します。

休憩

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

1 番、日高助廣君。

○1 番 (日高助廣君)

道路工の掘削工の中で1,320 m³が増になっておりますけれども、これについての説明をお願いします。

○議長(日高通君)

経済課地域整備室長、松田清徳君。

○経済課地域整備室長 (松田清徳君)

ただいまの質問に対して、お答え致します。平面的な法線は変更は無いんですけども、工事を着手する時に図面と相違が無いかの着手前測量、起工前測量というのをを行うんですが、これに伴いまして地盤線が少し違っていたということで、これが特記仕様書の中でもこれに対しては増を認めるということになっておりますので、その関係で断面を切り直したところ1,320 m³程増加をしたと。

また、この中には両サイド牧場になっておる訳ですが、何処か1ヵ所でお互いの相互間の移動をしないといけないというところも計上してなかった関係もありまして、その両方の牧場の通行を可能になるように道路を上げたということで、それを含めての1,320 m³ということでございます。

○議長(日高通君)

1 番、日高助廣君。

○1 番 (日高助廣君)

当初では無かった土量が出たということですけども、我々地元の人間は、当初は尾根伝いを道路が出来るものという認識でございましたけれども、みてみますと西側の方にずっと20年度の分は出来ております。道路の部分が2,500 m。西側から入れば半分で出来た道路だったんですけど、結果論でありますけども、今後道路を造る場合、やはりもう少し慎重な検討を行ってもらいたいと。経費も倍かかります。ということで、また、今後の場合、参考にしてもらいたいと考えております。

次は、案内板の内容について説明をお願いします。

○議長(日高通君)

地域整備室長、松田清徳君。

○地域整備室長 (松田清徳君)

案内板についてですね。入り口の最初の設計では道標といって道しるべの、ただ矢印だけの表示を考えて発注したんですが、地元の現場で大きな巨像、案内板に使うような石が発生したということでこれを使わないことは無いんじゃないかなと思ひまして、これにフリイ岳展望台入り口という表示をして起点側に設けます。

それと道しるべについては、兵舎跡との入り口に道しるべを1ヶ所置こうというふうに考えております。これは当初の計画の通りです。それと、説明板を車が通れる道路、遊歩道の入り口付近にフリイ岳のことについての説明板を置くというふうに、計画をしております。

以上です。

○議長(日高通君)

1 番、日高助廣君。

○1 番 (日高助廣君)

トイレの件なんですけど、当初は「良いでしょう。」ということでおったんですが、やはり女性とかですね、皆さんがたが「トイレはあった方が良いですよ。」ということをおっしゃっておりますけれども、この中に入ってませんけど、次の何かの予算で仮設のトイレも良いだろうと思っておりますので、お願いを申し上げます。

以上です。

○議長(日高通君)

1 番、日高助廣君の本件に関する質疑は既に3回になりました。会議規則第55条の但し書きの規定によって、特に発言を許いたします。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

当初の計画で、入口から道路を東回りで尾根伝いにということでお願いはしておったんですが、私共も2年目から、私は議員という立場でいたんですけども、「違うんじゃないの。」と「尾根伝いを行ったら短くて済むよ。」と思ってたところだったんですが、西側に方にルートが入ってたということで。

やはり当初計画をする場合に少ない金額で実のある道路を造ることが大事だと思っております。今回の道路は非常に経費も上がりました。そこら辺の経緯を、室長の方をお願いを申し上げます。

○議長（日高通君）

地域整備室長、松田清徳君。

○地域整備室長（松田清徳君）

ルート選定につきましては、ルートを3通り程検討致しました。その中で尾根伝いに行きますと道路勾配が急になり、また、それに伴う地盤の高さが高くなる訳ですから、計画高を降ろさないといけません。そうすれば今の倍以上の土量になるということで、お金がかかるということで、なるべく牧場面積の両カットになると両方法面が付くということで牧場面積も少なくなるという観点から、斜面の片切りの方向で進めたということでございます。両方カットですのと片切りで行くのとでは土量関係経費も安くなるというふうになりますので、このルートを取ったということでございます。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第10、報告第3号、特定離島ふるさとおこし推進事業 口之島フレイズ展望施設整備工事の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第10、報告第3号、特定離島ふるさとおこし推進事業 口之島フレイズ展望施設整備工事の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定しました。

△日程第11 報告第4号 フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件

○議長（日高通君）

日程第11、報告第4号、フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

報告第4号について、ご説明を申し上げます。本案については、専決処分の承認を求めることについてでございますが、平成20年12月17日、第72号で議決をして頂きました、平成20年度フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約締結についてでございます。

平成21年2月12日から鹿児島 Dock 鉄工株式会社に入渠し、工事を施工致しましたが、当初仕様内容を変更致しまして工事を施工する必要が生じた為に、工事施工期間の都合上、議会を召集する暇が無いと判断致しまして、専決処分により工事請負変更契約を締結したものでございます。

専決処分事項につきましては諸々の追加工事等がございまして、変更請負契約金額を 2,390,850 円追加致しまして、59,615,850 円という契約になっております。完成期限の日数については、増減はございません。裏面に変更契約書を添付してございますので、参考にして頂きたいと思います。

終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今お配りしている報告第4号の下の方の2番の変更契約金額、一金 2,390,850 円の最後のところを円と5の間に丸が抜けてますので、丸をお願いします。報告第4号の1番下の方の（2）ですね。変更契約金額、一金 2,390,850 円のところの5と円のところに0が入っておりませんので、これに0を入れて頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

私は今まで客船の Dock によって帰ってきた時には船内も綺麗に掃除されて、そういうイメージでこの間の Dock 明けに客として「フェリーとしま」に乗った事実があるんですが、中に入ったら Dock 明けみたいな綺麗さが1つも無い。Dock の目的が違うのかもしれない。

今年の夏には皆既日食もあるという中で、異状に汚れが目立つというのが第1印象。ワックス掛けもされたような形跡も無いし、勿論、Dock の目的そのものが違うのかな。だけど、皆既日食の客を迎える為の船内の掃除等もきちんとされてなければおかしい。トイレに入ったにしても、タイル回りも汚れたままと。果たしてこれでお客さんを迎えるような、そういう意識があるのかなという思いがしたんですが。

それと、もう1点は、2等客室のドアをちょっと閉めてということで。勿論、その中には議長等もおったと思うんですが。ドアを閉めたら、裏に新聞紙が張りっぱなしの状態でそこにあると。また、村長への個人的な立場から Dock に入るんだが、外人等も来たりする中に案内板回りを公共交通船として、横文字等も含めて、案内板もそういう物も準備するように段取りしてるのかな、ということも話した訳ですよ。そこら辺には何ら配慮もされてないというような思い。

それで、果たしてこれで皆既日食へ向けての客の移動等に何か足りないような気がしたんです。そこらについてはどのような認識をされて、また、Dock の内容等はどのような内容であって清掃そのものは必要無いというふうに申しますか、その Dock の中には入っていないというふうに受け止めて良いのかどうか、その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

第1点目の Dock 時の船内清掃等について、ワックス掛けも含めてですが、これは従来、Dock を出た後に。Dock の場合、どうしても色んな敷物を敷いて汚れを覆うようにしてるんですが、油の汚れ、その他がありますので、Dock 出し後ワックス清掃、床面の清掃とかを業者に委託してお願いするという形を、従来から取ってございます。

それから、案内板の設置等についてですが、これは今後、自分たちで出来るものは自分たちでする

という形等を考えてございますので、それについてもまた英訳の方ですかね。色んな船内の諸事項についての案内板については、ラミネートでこちらの方でやっていきたいと、そういうふうに考えてございます。それについては同じ経済課内の皆既日食を主管してる所と話し合いながら、契約は良いかどうかと、形は確認しながら作っていくというふうに考えています。

以上です。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

ということは、ドック明けに私が乗ってきた船ではまだワックス掛けはされてないと、そう捉えても良いんですか。確かトイレに行きましても、汚れが目立ったということは確かです。

それともう1点、今後掃除や清掃はきちんとやって欲しいというように思います。あと、レストランでのテーブル等が置いてありますが、その椅子の方まで。そのレイアウト辺りがどういうふうに、いっぱい人がそこに座れるようにという形でレイアウトしてこうしたんでしょう。

ところが、皆さんも不自由した経験があると思いますが、椅子と椅子の間が狭くて真ん中のテーブル回りだと辿り着けないと。だから、そこら辺も含めてあれだけ大勢の人が今後皆既日食で利用する。まあ、大勢の人がそこに座れるように配置も大事なんですけど、人の出入りがある程度出来るようなレイアウトが出来ないものかなという思いもしますので、そこら辺も行って現場を見て座ってみて、「これじゃどうしようもない」と言うのであれば諦めますけど、実際にお客さんたちが利用する中で不自由していると、出入りとか椅子から離れる場合ですね。

そういうことも含めて、考え方を努力して頂きたいというふうに思います。それで、清掃辺りはいつ頃にされるのか、予定等も含めて分かれば伺いたい。

○議長(日高通君)

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

ワックス清掃については、3月5、6日で実施しているようです。

○議長(日高通君)

これより、しばらく休憩します。

休憩

○議長(日高通君)

本会議に戻します。

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

あと、レストランのテーブルの配置ですが、これについては前、エレベーターを設置した時に収容客数ということで、前の人分収容ということでテーブルをレイアウトしたんですが、各テーブルについては、それぞれ移動防止のチェーンを付けざるを得ない為に若干狭くなるような状況になっています。

ですから、その辺の利用客の頻度の問題とか利用客数の問題を考えますと、どうしても主要の利用客を考えるとああいうレイアウトになってしまうと。

それと、やはりある程度準バリアフリーにさせてますので、テーブル間隔を余計取らなくてはいけません。いわゆる車椅子用にですね。そういう関係もありまして、若干狭くなってるような感じは致しております。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

実際にあれで最善のレイアウトだというふうに、これ以上は無いと言えば仕方が無いかと思います。

実際に通ってみて、そしてまた他に方法は無いのかということも含めて。

それから、この間「フェリーみしま」に乗った時に「ああ、親切だな」と思ったのは、テーブルの上に滑り止めとかビニールを張ってあるんですね。本船の場合には、「フェリーみしま」よりもしけた中で航海をする。そうしたら、コップを置いてても滑らないんです。分厚いビニールを敷くだけで、滑り止めになると。

それで皆さん、我がフェリーに乗った場合は、船が揺れると弁当箱なんかはずうっと傾いて流れてしまう。あれがビニールを敷くだけで滑り止めになる。そういう心遣いも是非、今後検討して頂きたい。そう思います。レイアウトの方も再度、もう1回確認をお願いしたい。

以上です。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

ドックが終わってから私は船に乗ってないので確認はしてないんですが、前誰かが言ってたと思います。AEDを積んでますよね、「としま」にも。それで前AEDを積んでるんだったら、人目につく場所に設置すべきではないかというような質問が再三議会で言われてるような気がするんですけど、今回のドックによってちゃんと見当たるような場所に設置したのかどうか。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

今回のドックでAEDの設置場所は分かりやすい所ということで、船首方向に向かって左舷側の入り口の、前は公衆電話があった所、あそこにAEDを設置してございます。ですから、割と見やすい所に格納出来たんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

それで誰でも目につく場所に付けて頂いたということは、良いことだと思います。AEDは一応誰でも使えるようにはなっておりますが、やはりいざ使うという時に初めての人だと躊躇することもあると思うので、船員等にはちゃんとAEDの取扱等の講習等はしっかり行うようにしているとは思いますが、その点は徹底させて頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

AEDの操作については、乗組員を含めて研修を1回行っております。更に、AEDについては順次住民課の方とか、あるいはドクターの方とか。

また、ダミーがある時にある程度はしなくてはいけないものですから、その辺も含めて住民課と協議しながら、上がってきた時に講習会を開くという形を取っていきたいと思います。

以上です。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第11、報告第4号、フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第11、報告第4号、フェリーとしま第一種中間検査工事及び一般工事の工事請負変更契約締結の専決処分の承認を求めることについての件は、原案の通り承認することに決定しました。

△散会

○議長(日高通君)

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前10時にお集まり下さい。

本日はこれで散会します。

お疲れ様でした。

3月10日（火）

△開議宣告

○議長（日高通君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表の通りとします。

まず初めに、昨日の報告第2号の件につきまして、経済課長より答弁が求められておりますので許可致します。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

昨日、報告第2号で5番議員の平田議員の方から「変更の内容を調べてくれ。」ということでございましたので、皆さんにお手元に配布しております。それで、ご説明申し上げます。

中之島地区の50.5m、これが減になった理由と致しましては、横断側溝の設置により不用箇所が減が出てきて、これはまた実測による減も出てきたということです。それから、同じ中之島地区の防護柵ですね。29m増になっておりますが、これは現場調査の漏れによる増であるそうです。

次の下の13mですが、流末処理が山にそのままされていたので、道路沿いに排水することで横断側溝が必要になった為の増加ということであります。平島の排水路32mでございます。当初予算の関係で調整したものの増ということであります。それから配水柵。現場調査及び地元要望による増でございます。道路反射鏡も同様の理由であります。

それから、諏訪之瀬島の377m。これはちょっと大きいんですが、当初予算の関係で調整していたものの増です。当初が当初要求より実際に申請したところは大分減額されていた為に、これはその調整でもって入れた訳であります。執行残等そういうものが残った為に、そこにまた振り当てたということでございます。それから悪石島です。中心距離による延長であったが、路側実測により減になったと。通常測量をする時は道路中央で測ったりするものですから、それを実測。これは多分小さなカーブだったと思います。それが20m減だということであります。宝島地区の排水路です。路側から離れております流末処理分と実測による減。

それから、防護柵が必要箇所に実測により増ということであります。「変更時期そのものというのはいつだったか。」ということでありましたが、調査の結果、それぞれの島で変更時期が違うらしく、12月から1月頃に変更のことは分かったということでございます。補足説明として上段に書いてあります。当初設計では道路台帳と出張員との対応で計画していましたが、現場の再調査により増減が発生したと。また、当初計画では全島1年で完了する予定でありましたが、事業決定により一部翌年施工とした為に調整分があったので、執行残による対応をしたということであります。

以上を報告しておきます。

△日程第1 議案第30号 平成20年度十島村一般会計補正予算第4号についての件

○議長（日高通君）

日程第1、議案第30号、平成20年度十島村一般会計補正予算第4号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第30号について、ご説明を申し上げます。本案については、平成20年度十島村一般会計補

正予算第4号でございます。

まず、予算の総額ですが1ページに示してございますように、一般会計補正予算の4号につきましては、現行の予算額に376,579千円を追加致しまして、歳入・歳出予算総額が4,062,435千円ということをお願いをしております。

それから繰越明許費の関係で、これにつきましては繰越明許費補正によるということで第3条で示しております。

それから、第5条で地方債の関係を謳っております。後程説明を申し上げたいと思います。

それではまず、今回の補正の主なものについて申し上げますけれども、世界的な不況がもたらす地域経済の不況活性化対策と致しまして、国の二次補正地域活性化。それから生活対策臨時交付金。

これらを活用して中之島コミュニティーセンター整備事業関連経費204,767千円、同じく国の緊急経済対策二次補正事業の定額給付金支給経費と致しまして17,478千円と、今年度交付見込みの特別交付税を地方財政計画の基準に基づく範囲内で算定を致しまして、その見込み分を財源に減債基金等の基金積立金で156,132千円が主なものとなっております。その他につきましては、今年度の最終補正ということもございまして、各費目予算の執行残の整理を行っております。

それでは、まず11ページをお開きください。歳入関係につきましては11ページから16ページにかけてでございますが、順を追って説明を申し上げます。

まず、第1点目の村税につきましては、個人村民税、固定資産税において消滅時効の成立等と軽自動車税の障害者減免申請の関係で303千円を減額しております。

それから、地方譲与税につきましては、3,365千円を増額しております。本年度分の交付は確定していませんが、地方財政計画の基準を元に昨今の経済不況等を考慮して、自動車重量譲与税と地方道路譲与税をそれぞれ増額をしております。

利子割交付金につきましては、利率の低下を判断致しまして45千円を減額見込みとしております。

それから、配当割交付金及び株式等の譲渡所得割交付金は現下の社会情勢から64千円の減額と31千円の増額で、それぞれ計上をしております。

次に、12ページの地方消費税交付金につきましては、景気低迷による個人消費の落ち込みが予想されることから、3月交付分を少額を判断し547千円の増額予算としております。

それから、次の自動車取得税交付金につきましては、自動車販売台数の減少が見込まれていることから前年3月交付額の8割と試算を致しまして、706千円を増額しております。

次に地方特例交付金は本年度の確定に基づきまして、24千円を増額しております。

それから、地方交付税につきましては、167,287千円を特別交付税の見込み分として増額計上をしております。特別交付税につきましては、例年3月中旬頃に最終確定がありまして、確定額が今回の補正予算に間に合わなかったこと等から、地方財政計画に基づく対前年度-4.2%と、昨年末の国の景気対策で緊急雇用対策事業の交付税処置分を見込み167,287千円を増額計上したものでございます。従いまして、本年度の特別交付税の交付見込み額を205,287千円としまして、前年度の交付額は222,834千円に対して17,547千円の減額で計上したということでございます。

次の使用料及び手数料ですが、これは13ページの頭です。3,625千円を減額しております。主なものは診療所収入で4,071千円の減額。増額については、「ななしま」の借上げ料359千円を計上しております。

その他につきましては、現在の調定額並びに収入実績によって調整をしております。

それから、国庫支出金につきましては、130,289千円を増額しております。主なものにつきましては、総務費、民生費国庫補助金として、冒頭説明を申し上げました国の景気対策による二次補正事業分で地域活性化・生活対策臨時交付金の113,363千円と、それから定額給付金の16,820千円、子育て応援特別手当658千円となっております。その他の減額につきましては、各種事業完了による負担金・補助金等の整理を行ったものでございます。

次に、県費ですが、14ページになります。まず県の支出金につきましては6,939千円の減額で、殆どが事業完了による補助金等の整理を行ったものであります。それから次の財産収入ですけれども、財産貸付収入及び積立基金等の利子収入を現在の収入実績で2,824千円を増額計上してございます。

それから、次の１５ページの寄附金ですけれども、１,０２１千円増額をしてございます。補正後の寄付金予算額は３,２９７千円となりますが、本村がトカラふるさとづくり寄付条例に基づき、直接受入れたもので行政報告でも触れましたように、個人寄付の９名、法人寄付１社、職員からの寄付２５名分が入っているところであります。

次に諸収入の８６１千円を増額しておりますが、主なものと致しましては、産業資金等の支払い遅延による延滞金７５４千円、かごしま応援寄付金協議会が受入れた寄付金９９千円等によるものでございます。

それから、次の１６ページの村債につきましては、８０,６００千円の増額となっておりますが、これにつきましては中之島コミュニティーセンター整備を国の二次補正の、先程も触れました財源を活用する訳ですけれども、不足財源と致しまして過疎対策事業債を充当することとしているものでございます。

次の、１７ページから３６ページにかけて歳出の関係ですけれども、まず議会費であります、手当て、旅費の増額と予算整理で４５８千円を増額してございます。

次の、総務費につきましては、３７０,９０９千円の増額となっております。主なものは、１７ページから１８ページにかけて定額給付金の事業費１６,８２０千円を計上しているものですが、住民への給付金が１０,２４４千円。これにつきましては、２月１日現在の居住者が対象となるもので６３３人が対象となっているところでございます。残りの６,５７６千円につきましては、事務費ということで処理をしてございます。

それから、積立金で１５６,１３２千円を計上しておりますが、説明欄に記載しております通り、財政調整基金２５,０００千円。それから減債基金６５,０００千円、地域振興基金が３５,０００千円、渡船施設基金が３０,０００千円、トカラふるさと基金１,１３２千円を予定しております。

但し、この基金積立については、特別交付税が地方財政計画等に基づく通りに交付された場合等が条件となっておりますことから、特別交付税の交付状況で変更になる可能性もございますので、ご理解を頂きたいと思っております。

それから、２０ページの企画費の負担金、補助及び交付金で、定期船の毎便名瀬港実現を検討する十島村地域交通活性化協議会が、今月２日設立したところでございまして、その協議会の事務費相当額５５８千円を負担金として計上してございます。

それから２１ページの出張所費で、先程から申し上げております中之島コミュニティーセンター建設関連経費２０４,７６７千円を計上してございます。

この施設につきましては、現在中之島出張所兼中之島振興センター及び中央公民館として現在活用しております建物が、築３８年が経過しようとしているものでありますが、壁の亀裂・歪み・雨漏り等で老朽化が著しいという判断から国の地域活性化、それから生活対策臨時交付金と過疎対策事業債を財源として、２２年の３月完成を目指して事業執行をしようとするものであります。工事請負費の内訳につきましては、現施設の解体、それから、コミュニティーセンター建築並びに防災行政無線の移設、漁業無線移設の工事費で２０１,３２４千円を計上したところでございます。

それから、２３ページからの民生費につきましては、２,８８２千円を増額してございます。その主なものにつきましては２４ページの繰出金で、国保会計への繰出金で９,７７０千円を計上してございます。その要因につきましては、国民健康保険被保険者の医療費の増加と前年度の国民健康保険税の収納が１００％達成されなかった為に、国からの国保税収納対策交付金４,５００千円が交付されないことが影響するものでございます。

また、児童福祉費におきましては、定額給付金の中に子育て応援特別手当が創設されたもので、幼児教育期（小学校就学前３年間）の第２子以降の子１人につき３６千円を支給するもので、本村の対象者が１３名であることから、４６８千円を計上しております。

それから、次に２５ページから衛生費であります、これにつきましては７９０千円を減額しております。主なものは、年度末による予算の整理と組み替えによるものでございます。

また、増額分として２６ページの診療所運営費での診療所医薬材料費７２１千円と、給水施設費の簡易水道会計の事業費増による財源支援とする繰出金８６８千円を計上してございます。

それから、２７ページになりますが、農林水産業費は４,７７２千円を増額してございます。緊急雇用対策事業費、雇用経済の悪化対策と致しまして、特別交付税で事業費の８割支援として２８ペー

ジの農業振興費で宝島地区で遊休荒廃農地を開墾して、長命草の生産団地を作りたいということ等で賃金と燃料費1,050千円と、それから29ページと30ページの林業振興費で諏訪之瀬島と悪石島地区で筍収穫対策として賃金及び燃料費、それから役務費、使用量・賃借料、原材料費を2,161千円計上しているところです。

それから、29ページの畜産業費につきましては、単独草地事業として口之島池原地区の牧柵資材として1,300千円と、牛淘汰事業として3,000千円をそれぞれ計上しております。また、農林物・水産物の出荷補助として、20千円と230千円を増額しております。

商工費は各事業の予算執行の整理で426千円を減額しております。増額と致しましては、口之島の里の湯温泉、平島あかひげ温泉の補修費で416千円。それから、「ななしま」のチャーター運航は多く見られていることから燃料費を410千円増額計上しております。

それから、31ページから土木費がありますが、諏訪之瀬島元浦港改修事業の嵩上げ事業分が国の二次補正で採択されたところでありまして、本年度事業分の細部設計の結果2,500千円が不用となったことが影響致しまして、2,844千円を減額しております。

その他につきましては、年度末の予算整理でございまして、増額としては、33ページの委託料で元浦港改修工事に伴う設計委託1,300千円を計上しております。

それから、消防費につきましては、予算執行の整理が主で321千円の減額となっております。

それから、34ページから教育費になりますが、ここでは予算整理が主で1,787千円を減額してございます。増額分で山海留学で途中留学生が1名ございまして、このことによる40千円の委託料の増額。それから、教員住宅と小学校維持の工事材料費100千円の増額を計上してございます。

また、35ページの保健体育費で給食調理員の報酬の不足が見込まれることから、803千円を増額しております。それと、口之島健康広場のトイレ合併処理浄化槽整備に伴う電気の引き込み工事の配線を地下埋設しなければならないことから、工事請負費で1,572千円を増額してございます。それから、災害復旧費になりますが、500千円を増額してございますが、これは口之島地区での農地災害復旧費を計上するものでございます。予備費と致しまして、3,199千円を増額してございます。

それでは、元に戻りまして6ページをお開きください。6ページは第3表の繰越明許費の補正でございまして、本年度の繰越明許は7事業を予定してございます。船舶特会繰越金で652千円。これは国の二次補正事業において創設されました、地域活性化生活対策臨時交付金を財源として、村内3港（中之島港、切石港、やすら浜港）に移動用のシェルターを整備するものとして、事業費の2割を村が負担ということから、船舶会計に繰出すこととしております。それから、その他の繰越事業につきましては、これまで説明してきておりますように事業名並びに金額欄に記載する通りでございます。

それから、第5表の地方債の補正、これは7ページです。地方債の補正につきましては、中之島コミュニティセンター整備事業に過疎対策債を充当することから80,600千円を増額するもので、本年度の地方債の限度額を465,100千円としてお願いをしております。

以上で、説明を終わらせて頂きます。宜しくお願い致します。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

ただいま、説明を受けたのですが、この収入の方ですかね。これで19年、過年度分についても村税、固定資産税、軽自動車等の収入は計上された訳ですが、20年。今、補正分の他にも、まだまだ残っているのかなと思います。そういうものについての20年度にどの程度今後見込まれていくのか、その点を1つお願いします。

また、この定額給付金については波紋を呼んで、3月4日ですか。全ての法律が衆議院に通って、一応給付ということになったというようなことです。

さる3月の5日だったと思いますが、南日本新聞で私も村長が説明された人口が633人だということで、どのくらいの給付金があるのかなというふうに思っていた訳ですけど、今、説明があつて10,200千円ですか。給付金その方があるというようなことです。

そこで、村長の施政方針の中でも、勿論、予算がとおればということですが、月末にでもというように説明だったというふうに理解しております。そういう中で、手続きについて我々が今知っている範囲では、まず、申請書を送るということだろうと認識しています。申請書については、各島出張員を通じて申請書を配るという形になるのだろうというふうに理解している訳ですが、それで良いのかどうかですね。

それからもう1つは、申請方法ですね。申請書を記入して、本人がするようになっているというふうに理解している訳ですが、中には島内の方でも文字が書けても代筆をとということもあろうかというふうに思いますが、出張員の場合、もし出張員がするのであれば、非常勤は一時何度も出てますので何か委託もされるのかと感じているのですが、そういう場合にはどのようにされるのか。

それから、村内に重症があって要件等々、勿論、病気で入院されてる方も来られると思いますが、勿論、自分で書ける人は書くんでしょうけども、そういう方々にはどういうふうにするのか。病院まで職員が行って申込書に書いてもらうようにするのか、もしくは、例えば腕を怪我しているとか、手術したとかということであれば、そういう事情も出てくるとは思いますが、その場合はどうするのかということについて、伺っておきたいと思います。

3点程分かったか、あるいはなかなか理解できなかったか分かりませんが、総務課長の方で答弁をお願いします。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

未収入につきましては、過年度分も含めて本村の方にもやはりかなりの額は残っております。これは毎年、総務課に限らずその主管課の方でも関係者の方には通知を出しているんですが、なかなか理解されないということ等のものが今回の予算にもありますように、この決算処分と、いわば自己処分という形での書類をお願いする訳ですが、ただこれは5年の経過という法律的な制約がある訳なんですけども、その以前のものにつきましては、当然担当者の方が逐次連絡を取り合って文書なり、あるいは電話なりで催促をやって収納を勧めてるところです。

本年度の事業の中でもマイコンメーターを村の漁業協同組合の事業でやった訳なんですけど、その中にも業務等を、納税という義務を果たしていない方たちについては、その補助を停止するという形で通知をした結果、何人かの方が「支払う」というような話も出てきておりますので、その徴収対策とするものは、効果は出てきてるんじゃないかなというのは、初めて言えるところでございます。

最終的には、5月の出納閉鎖をもって、過年度分につきましては今月で一応整理なんですけど、現年度も含めまして、5月の出納閉鎖の時点で「未納はいくらか、残るか」というもの等もはっきりするんじゃないかと思っております。

それから、2点目の方の定額給付金の関係なんですけども、村長も行政報告の中で説明しました通り、本村の場合は、申請者の方の受付を16日からやろうということで、今進めております。16日付で各関係者の方に定額給付金の通知文を流すということで、しております。その申請期限につきましては6ヶ月間ということになりますので、9月の15日までに申請がされたものという形になっていくかと思っております。

現在、対象者につきましては633名、これは2月1日時点での人口になります。今、議員の方から説明であります通り、当然窓口につきましては、出張員が対応することになります。この関係につきましては、今月の23日に出張員会議を予定しておりますので、その席で詳細な説明を出張員の方には進めていきたいと思っております。

また、各島の出張所の中には補助員という者も2名置いておりますので、その時には2名体制ということ等も、当然考えるということ等を考えております。それから、中には高齢者の方、あるいは身体的に不自由な方というような方々があった場合には、当然代筆ということ等で進めていきたいと思っております。

それから、本村に住所があるんだけど、実際に病気等の関係で入院等をされてる方につきましては、本村の職員が直接出向くということ等も考えております。ただ、住所の分かる者につきましては、一応郵便で流そうということ等は進めております。この給付金につきましては、あくまでも本人が受給されたいという希望があれば、当然に村の職員が代筆ということは考えております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

やはり非常に大変だと、職員の方も本当に色々苦勞されてるんだと分かるんですが、また今度の水曜日ですね、税については見ていきたいと思います。

まず、定額給付金ですが、各島出張員会で説明をして「やる」ということのようにですが、2名頂いてますか。今説明があったように、本人が希望しないと、記入しないと、申し込まないとということが前提だというふうに思う訳ですけど、出来るだけその辺は殆どの方は多分知っておられるんじゃないかと。これだけ長い、昨年の10月頃からね、色々問題になっている訳ですから、ある程度の方は知ってるんじゃないかというふうに思いますが、やはり各個人個人に説明をしてもらうことを是非、お願いしたいと思います。

それから、先にちょっと1番目に言ったんですが、出張員は非常勤ですので、代筆も出張員にあるというふうに理解してのことを言うんですけども、問題無い訳ですよ。代筆そのものは。公務員だと何か問題があるんじゃないかというふうに思うからか、そういうように言う訳ですけども、問題が無いというふうに理解する訳ですけども、それがちょっと、非常に気になると思いますかね。

税の方ですけども、これはいわゆる固定資産税ではないかというふうに理解するんですが、未納者がいる方にはガスのスイッチを押してないと。確か、村長の施政方針でも何かあったような気がするんですけどね。そういう方が2名いらっしゃるんですかね。あつ、違うんですか。あの、していない人はいないんですよ。そのガス、固定資産税を、まあ、固定資産税かは分かりませんが、確か何かに出てた気がするんですが、まあ、要するに説明書でしたか、要するにそういうものには……。あの、定額給付金じゃないですよ。ごめんなさい。定額給付金を給与しないということとは別のことで、ガスの取り付けはしても、それに補助金は出さないというようなことだったかなと、そうですね。勿論、それは本当は払ってもらわなきゃいけないと思うんですけど。

だけど全体は、やはり住民の生活の為に目的を入れた訳ですから、そこはちょっとどうかと。その人がそれで良いと言うのならと思うんですが、公平なのかな。勿論、税の公平という意味では、そうだと思うんですけどね。本人も充分理解されて、そのようにしてるのかということですよ。

それから、ちょっと話が、ごめんなさい。色々あれですが。入院については、今分かってる限りでは鹿児島県外だけだろうと思うんですが、それで間違い無いか。

それから、何ですかね。これは村長にお伺いしたんですが、先程といいますか、説明もありましたし、昨日の施政方針でもあったんですが、職員の方が寄付をしていた。

そういうことで非常に、この「ふるさと給付」というのが浸透されて、職員の方も一生懸命、少しずつでも村の為ということではしてるようですが、今度のこの定額給付金。村長は勿論、そういうことは出来ない訳ですけど、前回も何か話をしたと思うんですが、管理の方々はやはり高額所得、少なくとも村長他2名の方も10,000千円近い収入が年間ですけど、あると思いますが、そういうことについての、定額給付金を村に給付するというような話といたしますか。そういったものはありますか。課長会等で無かったかな。確か、12月でしたかね。そういう話も出たと思うんですが、そういうことは話があったのか、また、そういうものがされるような方向があるのか、伺います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この定額給付金は、あくまでも本人が受給しますと、やはり意思が前提となります。本人の意思表示が無い中で出張員なり、あるいは補助員が代筆をすることは考えられない訳なんですけども、村内には高齢の方がいたり、なかなか字を書くことに慣れてないという方がいますので、それは本人の確認をした元で、出張員なり補助員に代筆をさせるということ等は、進めていきたいと思います。

それから、2点目の方の入院患者の関係なんですけれども、大方鹿児島県内はもぐりじゃないかと思いますが、これは調べてみないとなかなかはっきりと、これまでどうだったか回答出来ないと思います。

それから、マイコンメーターの設置に対する補助の考え方ですが、これはこれまでの議会、あるいは座談会の中でも再三村の考え方を示してきているかと思っています。当然に、このマイコンメーターの

設置というのは、受益者負担が当然のことなんです。

ところが、住民の負担というものは5、60千円から7、80千円発生するということ等を軽減する為に、村の方が特別に義務を果たしている方につきましては、助成しましょうというのが原点になる訳です。その理解の中で、今日まで住民の方々は、少ない収入の中で義務の方は当然果たしてきている訳です。

ところが、中には果たさない方も数人います。そういう方につきましては、補助は停止しますということ等の文書を本人たちに各自に通知しております。

それから、施工業者であります。十島村漁業協同組合の方からも、現地の保安委員の方を通じて、当然連絡しているかと思えます。中には設置されてない方がいるように聞いています。そのこと等の詳細は、私共が感知するべきじゃなくて、漁業協同組合の方で当然把握していることですので、そちらの方からの対応は、されてるんじゃないかと思っております。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

村長の寄付行為のこと……。

○総務課長（肥後政司君）

いや、村長……。

○議長（日高通君）

出来ません。

○村長（敷根忠昭君）

定額給付金を提供……。

○総務課長（肥後政司君）

村長ではないですよ。村長は出来ないから、分からないですから。

○村長（敷根忠昭君）

そうじゃなかった訳ですか。

○議長（日高通君）

しばらく休憩します。

休憩

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

ほかに質疑は、ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

次に、大事なものは支給方法。まあ、判取になるのか。勿論、送り込んでくれという方もいるんですけど、そこまで、支給方法をどういうふうにするのか。

それから、総務課長。あくまでも本人がと言ってます。それが原則だと思います。そういう中で、私が申し上げた通り、ある程度の方は理解されていると。この給付金がどういうもので、どうすればもらえるということは、分かっているんじゃないかというふうに思うんですよね。

けれども、やはりそれは、私はして良いんだろうと思うんですよ。行政の方からこういうものがありますので、「もらいますか、もらいませんか」ということを確実に説明をして、漏れ無くですね。「いや、私は無かった」ということが無いようにして、もらう為にそういうことを申し上げている訳ですので、あくまでも本人が「はい、持ってきたさい。」と、「はい、配ったよ。」と、あと「あなた、申し込みなさいよ。」ということではまずいんじゃないかということを行っている訳で、基本的には行政が説明をちゃんとして、もらえるものなんですからもらうようにして頂きたいなというふうに思うから、そういうように言う訳です。

方法としてどういうふうに、色んな方法が……。その時に、例えば銀行・郵便局に振り込んでくれという方もいらっしゃるでしょうし、直接もらいたいという方もいるんだと思うんですけど、基本的な考えをお聞かせ願います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず、定額給付金につきましては、16日付で村長名で各住民の方633名に通知する訳なんですけど、その中に申請書、それから請求書となる様式も一応一緒に配布致します。その申請書の中には、当然世帯の構成された方々の氏名、生年月日、それから金額まで記した形の申請書をこちらの方でプリントした形で配布致します。即、16日から受付ける訳なんですけど、まずは、当面は学校の先生方が半月後には出ますので、その関係者の対応も、当然取らなきゃいけないと思いますので、当面は1ヶ月か前後くらいは混乱するんじゃないかと思います。その中で誰が来ていない、あるいは誰かの申請が無いということ等は職員なり、あるいは出張員・補助員の方で個別にそこは対応するという方法で、事務の方には指示を出しております。

それから、この申請書の中に「自分は窓口でもらいます」、あるいは「口座振込でもらいます」という選択も出来ます。窓口でもらうとなった場合は、本庁でもらう場合には、うちの指定金融機関でありますJAグリーン鹿児島十島村出張所ですね。それから、各島でもらう場合には出張所で直接現金で渡すという方法になります。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

ただいま、定額給付金の話が出ましたが、法律が定まってから1番目に支給された村の報道回りもされてましたが、確かに高齢者の多い村回り、あるいはそういう地域回りではこの給付が1ヶ月・2ヶ月遅れたら、その中に本来は早く手続きをして、ちゃんとしてればもらえたのにもう無くなってしまったとか、そういうパターンも出てくるんじゃないかなと思います。

ですから、そこら辺も含めて入院されてるお年寄りとか、そういう人たちには村の親切心っていうんですか、そういう思いでは優先順位は付けられるか分かりませんが、そっちの方は遅れるようなことはあってはならないような気がするんですね。そういうような思いをもって、事務処理も進めていくべきじゃないかなという思いがしますので、そこら辺も努力をして頂きたいなというふうに思います。

それから、歳入の方で、勿論、国全体が不況の中に落ち込んでいる中、色んな支援事業回り。まあ、この補正の中にもおり込まれている訳ですが、交付税の算定の話は村長の方から少し、見込みだということで話をされましたが、本村みたいな自主財源が乏しいという中で、本来交付税に頼ってる。国会回りの審議を聞いてみますと、日本全体の地方の総額は分かっているけど、細かい、我が村にどのくらい下りるのかというのが、なかなか把握が出来ない。そういう状況で、報道回りを見てるんですが、この額以上に最終決定はなるんじゃないかな。そういう期待を持って、私は個人的に見てるんですが、そこら辺の流れは、どのように受け止めていらっしゃるかというのを伺います。

それから、これに関して臨時雇用対策とか、色んな形で事業がおり込まれている訳ですが、これを機会に本村の住民の一部の人たちが公共事業の賃金等に頼って生計を立ててる方たち、あるいはまた農地法の改正も含めて、農業振興回りもしなければいけないという国の方針等も聞く中で、本村の長い目で見たその地域振興に役立つような活かし方を、この事業回りを皆で勉強しながら持ち込んで、それを活用していくという方法を考えていかなきゃいけないなという気はしてるんです。

例えば、過去において農地整備をした。補助整備をした。だが、後継者がいなくて荒れてしまう。それに対する支援というんですか。活用方法あたりを指導とか、あるいはそういう人材を擁護していくとか、そういう努力が今、本村の中ではなかなか先へ進んでないのが実情だと思うんです。

そういうことも含めながら、本年度回りに降りてくる交付税、あるいは特別な事業回りはどうにかしながら進めていくということを念頭に置かなければ、単なる臨時雇用対策というような形だけで片付けるんじゃなくて、結び付けていくような議論をし、また、行政側の指導もしていく必要があるん

じゃないかと思うんですが、その点については、この補正の中での歳出の中でおり込まれてる諸々辺りは、どのような考えでおり込んでいったのかなという思いがしますので、その点が説明出来れば、説明を求めたいと思います。とりあえず、そういうことで。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

まず、1点目の方の定額給付金の入院患者への給付の早期資金の関係なんですけど、当然早めに交付するということがこの国の考えでございますので、私共の方も早い方での取り組みじゃないかなということは感じております。先の新聞報道の中でも県内の45市町村の中でも、本村を含めて4団体並びに5団体ぐらいの団体が、この3月給付というようなことを聞いておりますので、私共の方も早い方にあたるんじゃないかなということは、考えられているところだと思います。

ただ、先程の質問の中にあります、入院患者への対応というのは、その入院患者の把握がどの程度早い段階で捕まえるかというのもあるかと思うんです。当然その家族の方からの情報を得るというのが、先決じゃないかと思うんですが、その把握は、何処の時点まで出来るものであるのかということ等が絡んでくるんじゃないかと思いますので、そこはまた関係者、住民課と詰めながら、送付資金の方は心掛けていきたいと思います。

それから、2点目の方の交付税の関係なんですけど、確かに交付税というものは、国の方で地財計画の中でも決まっております。対前年度4.2%減でということで、当初の中で私共も説明を受けて、今回の補正にもそれを入れ込んだ訳なんですけど。

交付税の考え方は、まずは災害地域。これは特別交付税ですが、災害のあった団体、あるいは合併をしている団体ということ等を重点的に配分するというのが、国の考え方です。

それから、離島地域、あるいは過疎・辺地地域に対する特別の行政需要に対するものとしての交付という形になってきておりますので、本村は今回その一大計画に基づく対前年度4.2%減で、今回の踏込み額を特別交付税として213,000千円という形の中で、今回の補正の中に入れたというような形になっております。

交付額の見通しにつきましては、なかなか厳しいんじゃないかと思われます。今の昨今の社会情勢の中を見ますと、なかなか国の方に対する税収の方が集まらないというのが実態でございますので、ちょっと厳しいんじゃないかなというのは考えます。

そこで、国の方は一次補正並びに二次補正ということ等で特別に、臨時的に交付金を支給したというものの等は、今回の補正にありますように、本村の場合に二次補正で約113,000千円。

それから、一次補正の方で11,000千円というものの等が、臨時的に国から交付金を頂いたという形になっております。

それから、3点目の方の、こういうような特別臨時交付金を財源として、村の活性化対策に取り組む必要があるんじゃないかという質問でございますけど、これはある程度長期的に、前から事業内容を煮詰めていないと、なかなか取り組むというのは難しいものがあるんじゃないかなと思います。と申しますのは、一次補正につきましては、昨年の8月の末から事業執行するもの、二次補正につきましては、昨年の11月の頭から事業執行するものというようなもので限定されておりますので、なかなかそこに即、対応・・・（聞き取り不能）・・・に対しては、また庁内で協議をした上で、議員が言われるような事業は無いかどうか、ちょっと検証しながら進める必要があるんじゃないかと思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

先程の定額給付金の方では、本村の入院患者と申しまして、何百人という訳じゃありませんので、僅かな人数ですので、そういう思いがあれば、把握はそんなに難しいことではなかろうかなと思いますので、ひとつ努力をして頂きたいというふうに思います。

あと、昨日も少し安全対策の予算執行の面でも話をしましたが、今さっき総務課長から説明がありました、そういう期間限定をしての予算執行をしなければいけないものとかいうことに関して、同じように事務処理が早く進まなければ、当然雇用対策に乗っかっていかないと、色んなものが出てきますので。どの事業に対してもそういう。日本全体が不況であれば、我が村はそれ以上に不況に落ち

込んでいるんだというような思いをもって予算執行、あるいは雇用対策の目的が達成されるような予算執行をやって頂ければなというふうに思いますので、1つ努力をして頂きたいというふうに思います。

以上です。

○議長（日高通君）

しばらく、休憩します。

これより協議会へ移します。

休憩
協議会

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

ほかに質疑は、ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

まず、歳入の関係で、財産収入の公用車両の貸付収入。これは資料申請等があがってきての貸付をされてるというのが生じておりますが。例えば、貸付料について、どのような取り決めというか、されているのか。要するに、車両の使用料という形で。例えば、燃料費等の実費についての取扱いがどうされているのか、その点を伺いたい。

それから、歳出面で診療所費の医薬材料費。まあ、医薬材料の追加購入という部分だろうと思っております。そういった中で、先般診療所で話をする中で、聞く中で、例えば、今年の冬のインフルエンザの関係で、薬剤耐性が出たインフルエンザウィルスに対しての薬の関係で、薬名でいう「タミフル」と「リレンザ」と2種類あったと思うんですが、そういった部分での各島における在庫量について。まあ、幸いにして薬剤耐性のあるものが発生しなかったのかどうなのか。そこら辺の詳しい部分は分からないんですが、今年の冬の分については、とりあえず購入していたもので対応が出来ていたのかどうなのか。来年度分については、当初予算の中でそこら辺は確認したいと思いますが、そこら辺の取扱いについて、この冬どのような結果だったのか。分かる範囲で教えて頂きたい。

それと、防災無線の移設工事の関係で、中之島支所の建替え工事に伴って移設工事がなされるのは承知しておりますが、その期間、防災無線施設の移設にかかる日数がどれぐらい見込まれるのか。また、その間の緊急時の対応について、どのように対策を考えているのか。以上を伺います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

1点目の方の、14ページにあります、財産収入の建設機械貸付収入の雇用者の車両貸付収入と致しまして、124千円上げている訳なんですけど、この金額につきましては、現在の収入額を元に計上したということになります。この収入の根拠でございますが、本村に建設機械貸付条例というものがありません。その中に自動車・車両という物を貸し出した場合は、燃料を負担した場合と負担しなかった場合の料金区分を規定しておりますので、それに基づいた形での収入ということになります。

ちなみに、この場合は燃料の方は負担しないということでの収入で、徴収しております。

それから、もう1点。防災行政無線の中之島コミュニティーセンターの建設に伴います、移設の関係の所要期間でございますけども、約1週間から2週間の範囲ということ等で進めております。

ただ、その間に不都合が若干生じる場合があるかと思います。当然予定地の今の振興センターから、今度予定されております臨時の出張所、まあ、中之島東区公民館ですけど。そちらの方に移設する間に若干の時間差が出てますので、その間については、連絡を取り難いというものがあります。

地域によっては、有線放送をまだ残している地域もありますので、そういう場合は、そちらも借りたいと思っています。ただ、中之島地区につきましては無いので、住民連絡につきましては、消防の

積載車で放送を呼び掛けるという方法も考えていきたいなと思っているところです。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

インフルエンザの予防についての「タミフル」等の備蓄について、ご質問がありましたが、備蓄はそれぞれの診療所である程度しております。それから、今年にインフルエンザは流行ったという報告はしておりません。そして、「タミフル」等の薬品を使ったという報告は、来ておりません。

私共と致しましては、やはりそういうことを踏まえまして、マスクとか手袋とか、そういう色んな物を備蓄しておく必要があるんじゃないかという話をしております。

ですから、今年はインフルエンザは収束しておりますので、来年度に向けて、それ相当の備蓄はしておく必要があるということで考えております。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

公用車の使用については、説明で分かりました。

ただ、一部燃料費の実費だけで公用車を使ってるんじゃないかと、住民から指摘されてる部分があります。そういった部分について、再度役場内で協議をして頂きたいなと。「燃料費の実費だけで済んだったら、私も借りたい。」と、個人的に言われてる方もいらっしゃるの、そこら辺の線引きは厳しくして頂きたいなと思っております。

それと、防災無線の移設についても、その期間中の対応という部分で何らかの対応を、また地元は地元で考えないといけないのかなという気はしていますが。

ちなみに、移設期間中に屋外スピーカー、柱が建ってる下での屋外スピーカー直接の情報伝達というのは、可能なのかなのか。その点を確認させてください。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今言われました、公用車の方の燃料費実費だけで貸し出ししてるということで、ちょっと聞いておりませんので、そこは確認させてください。もしそのような実態があれば、そこは直ちに訂正をして、正しい形での条例での収入をさせるということをしていきたいと思えます。

それから、2点目の方の、防災行政無線の屋外拡声器の使用は出来ます。なので、そこは大丈夫だと思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

今さっきインフルエンザの予防の対応とか、そういう話が出ましたが、地域の看護師さんに私も質問したことがあったんですが、今現在「タミフル」とか、そういうのが利かないインフルエンザが流行した場合の対応の仕方ということで、それぞれ全国の県単位、あるいは自治体の単位で対応をどうするのかというようなことも耳にしている訳ですが、私たちの村の場合に、定期船「フェリーとしま」を使って色々な客がそこに流れ込む。そしてまた、無医村であると。医者が各島にいないとか、色々な条件が、他の地域と違って悪いです。それだけに、対応の仕方は他の、東京よりも、もっともっと深刻に受け止めて、マニュアルというんですか。そういうものも考えていく必要があるんだろうと。

例えば、「急患が出た」、「へりを飛ばさなきゃいけない」、「あっちの島にもこっちの島にも患者が出た」という時の対応も含めて、そういうことも緊急な課題として、今後検討していく必要があるだろうというように思いますので、その点について、村としてはどのような考え方を持っているかを伺いたい。

それから、中之島のコミュニティーセンターの建設。これについては、流れからして私も理解はしてるんですが、中之島地区においては東区、西区、それぞれ公民館があります。そしてまた、高尾の方には総合開発センターもあります。

そこで、今考えるに、総合開発センターの活用というのも真剣に考えて、ただ地域だけでの活用だ

けじゃなくて、よそから人を入れ込むような、そういう活用の仕方も考えていかなければ、いずれあの建物も対応年数が来て壊さなければいけない。それで、あとどうするのかということも。壊すにも、お金がかかります。そういう意味からして、このコミュニティーセンターをどのような活用の仕方しようと思って、建築しているのかということもひとつ。

また、まだ設計も出来てませんので、その設計を立てるにあたって、委託するにあたって、村のコミュニティーセンターを、単なる一般的なコミュニティーセンターという捉え方をしているのか、我が村独自の活用の仕方を、「こうしたいから、こういう設計をしてくれ。」というような、何か考えをもった設計委託をするのかというのを、その点を1点伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

インフルエンザにつきましては、普通のインフルエンザと新型インフルエンザとあると思うんですが、普通に言われているインフルエンザは、大体12月頃から始まりまして、2月頃がピークに来るというふうに言われております。そこで、38℃の高熱が出たりとか。それから、関節痛があったりとか。色んな症状がある訳ですけど、これにはまず、本人自身が気を付けて頂きたいというふうに思います。かねてから、予防して頂きたいというふうに思います。

まず1つは、予防注射ですね。予防接種を受けて頂きたいと。まあ、今回、手数料条例の中で、予防接種料を引き下げようというふうにしてしております。これは何故かと申しますと、少しでも引き下げ、全員が予防接種を受けて頂く体制を取りたいというふうに思っております。

ちなみに、現行の予防接種の摂取量といいますのは、50%ちょっとです。住民全体に対して50%ちょっとですから、それを70%なり、80%なりに引き上げて、かかっても症状が軽い状態で済むというようにしていきたいと思っております。

それから、やはり外出から帰った場合のうがい・手洗いの励行。それから、食事・休息・睡眠ですね。これらのことを十分に注意して頂いて、かねてから風邪にかからない対策をして頂きたいというふうに、予防に努めて頂きたいと思います。

それから、今度出ております新型インフルエンザ。これが怖いというふうに言われておりますけれども、まだ日本では発生した経験がありませんので、どういうものか分からないという了解、あるいは厚労省の方も言われております。国の方が、新型インフルエンザの対策行動というのを、2月にまとめております。

それから、鹿児島地域振興局の方が、同じく2月にガイドラインをまとめております。今、伊集院保健所の管内で行きますと、市来串木野市ですか。ここがガイドラインが出来ました。それから、日置市が今、ガイドラインを作成しようという段階に入ってます。

本村におきましても、年度が変わりまして21年度に入りましたら、このガイドラインを創って参りたいと。まあ、全庁的にですね。これは我々だけで収まる問題じゃありませんし、住民を挙げて皆さんで考えながら、職員も一緒になって作っていききたいというふうに思ってます。

このインフルエンザは、やはり我々の所に入り込むと。入り込ませない為には、水際で食い止める必要があると思います。それは、船に乗せないと。絶対にそういう患者が発生したら、船に乗せないということだと思います。

この新型インフルエンザが島で1回流行ってしまうと、その島は全滅するというふうに言ってもいいんだと、赤十字の方は言っております。また、一部はかかったとしても、そのかかった本人と家族は見捨てるのか、あるいは一緒になって全滅するのかという覚悟で取り組む必要があるというふうに、赤十字病院の方が私共の方に話しておりますので。

ですから、島で流行すると大きな命が奪われるという可能性がありますので、これらについて本当はどうしたら良いかということ、真剣に我々も考えていきたい。それで、年度が変わればそれらのことを踏まえながら、ガイドラインの作成についても行っていききたいというふうに思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

中之島コミュニティーセンターの活用の考え方なんですけど、これにつきましては、既に実施設計

の方も完成しております。一応、面積的には136坪程度ということになります。

その機能につきましては、今現在の中之島の公民館並びに振興センターがある施設とほぼ変わらないというような内容になっております。具体的には多目的なホール、これは集会施設になると思います。それから、ステージ、休憩室、生活改善室、それに出張所というような機能を備えるということ等で、約136坪ということになっております。

まあ、議員が言われますように、中ノ島には東西の公民館並びに開発センターがあるということ等で、特に開発センターの方の使用も殆ど無いんじゃないかというご指摘はもう、私共も住民なり、その他の関係課からも聞いているところです。

今回7月の22日に皆既日食があるということ等で、あそこの開発センターの方も宿泊施設の一部という形で使う訳なんですけども、その辺の設備に今年度、20年度予算の中でもかなりの予算を投入したということ等がある訳なんですけど、実はここで申し上げるのは、まだ早いかもしれませんけども、ある団体の方が、あそこを自分たちにも委託させて欲しいという話もしております。当然、もしそういうことになった場合は、指定管理施設という形になっていくかと思いますが、そういうような形で活用が広がれば、当然今まで以上のものが見えると思いますので、そういう方法で村の方も考えていきたいなとは、今の段階では考えているところです。

それから、コミュニティーセンターにつきましては、今議会の追加議案という形で、議会の皆さん方にはお願いすることになるんじゃないかと思っていますところです。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

地域イントラネット基盤施設整備事業について、ちょっとお伺いしたいと思います。本年度が終わって、次年度までで一応完備するということでアレなんですけど、前も言ったと思うんですが、一般の家庭に対しては、どのような感じでやるのかというのを、ちょっとお伺いしたいんですが。

私が言いたいのは、考えとしては今、うちの村の住民の人でインターネットを実際に使ってやる人間というのはごく少数だと、今のところは思う訳ですね。これだけのお金をかけて、せっかくこれだけ整備したんだから、やはり多くの人がインターネットを使うことが、1番必要なことだと思う訳です。また、このインターネットによって新たな事業が、可能性が出てくると思うんですけど。

その為に、多くの人に使ってもらう為には、当初はやはり、思い切って無料で一般の人には貸し出す。そういうつもりでやらないと、なんか皆が取つき難いような気がするんですよね。そういう考え方で、多くの人にインターネットを使ってもらおうというのも必要だと思う訳です。

もう1つの考え方として、この前、宝島に来てた観光客の1人の事例を出しますが、よく島に遊びに来られる訳ですね。たまたま宝島のコミュニティーセンターに、鹿大の升屋先生が設置してくれているインターネットを私が夜に使ってしましたら、彼が夜にパソコンを持って来られたんですね。

「何をしに来たの。」と言ったら、「今から仕事をするんです。」という訳ですよ。そこは升屋先生が利用して、「自由に使ってください。」ということで、インターネットを使えることを彼は知っていて、そこにパソコンを持ってきて、それから、仕事関係のメールを受けて返事を書くということで、大体3時間程その場所にて、仕事をしていました。

その時に彼に聞いたんですが、「こういうのがもし無料で使えるとしたら、あなたはこの島に住んでも良いと思いますか。」と私が聞いたら、「充分、この島に住んで仕事はやっていける。」と。それで、「たまに鹿児島に上がったりとか、東京に行ったりとかするのは、年に数回程度は必要ですが。」というようなことを彼は言っていたんですけど、そういうことを考えると、インターネットを使用して使用料を徴収するのは、勿論、良いかと思うんですけど、それをうちの村として「インターネットは無料ですよ。」と言え、その代わり、そうやってもし島に住む人がいるとしたら、その人の税収の方がずっと大きいような気がするんですね。

近頃、鹿児島市内の分譲マンションなんかでもたまに見ると、垂れ幕を見ると、インターネット使用料無料とかいうのは、もう普通にやっていますよ。だから、そういうことも考えると、やはりそういう使用方法も良いのかなと。ただ、これは国の事業でやっていますので、そういうことが可能かどうか、私はちょっと分かりません。これは住む人だけではなくて、島に旅行に来られる方も、「十島村

はそういう環境にあるんです。」と、「いつでもインターネットは無料でブロードバンドの環境にあります。」と言うと、旅行に来る人たちも十島村に来る時は、やはりどうしても長期の旅行になってしまいますよ。

そうすると二の足を踏んでしまう。だけど、もしかしたらそういうことで、ちょっとでも仕事が出るというのが分かれば、もっともっと村に足を運んでもらえるんじゃないかと。そういうことあるので、1回、一般に向けての使用についてを一考して頂ければと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

ご承知の通り、本村の地域イントラネットにつきましては、20年・21年度でほぼ完成する訳です。その後に、住民開放用のインターネットの普及ということになっていく訳ですが、ただ、今の2ヶ年で実施します、地域イントラネットのランニングコストは、30,000千円か40,000千円かかると言われてしています。これは、来年度の事業は、完成してみないとはっきりしたものは出てきませんけども、21年度予算の中でも、やはり30,000千円近くの維持費を計上してるのが事実です。

私も、担当職員とも、うちの人口対策として住民対応が整った後には、このインターネットの使用料については無料ということ等も対策として打てるんじゃないかなと、話は一応したこともあります。私共も昨年、沖縄のある村を調査に行った時にも、これも国の事業で実施している訳なんですけど、議員が言われますように、国の補助金の絡みということ等もあったのかもしれませんが、約5千円～7千円の住民負担をもらっているというようなこと等もありました。

もし、この事業等をする際には、何らかの特別会計も必要じゃないかということも想定されております。当然その収支を見る場合に、受益者の負担使用料はどうだとか5、6千円程度の月額負担が発生すれば、当然使用料の徴収も発生する。あるいは、その維持費の歳出の方も出てくるということを考えれば、場合によっては、特別会計も発生するんじゃないかということも想定されますので、ここはそこが若干の調査研究が必要になってくるんじゃないかと思います。

ただ、議員が言われますこと等は充分理解しておりますので、もしそういうこと等の条件がクリアされるものであれば、無料化ということ等も判断のことになっていくんじゃないかなということは、考えているところです。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

商工費の、31ページに温泉等の設備の項目がありますけど、村に多くの温泉の設備があります。こういう委託管理で行っておりますけれども、維持経費が結構いると思うんですね。ですから、やはり日常の点検を管理者等にチェックを行わせて、報告を的確に上げるような対策を取っていかないと、老朽化してどうにもならないこともいっぱい見受けられます。ですから、報告の義務付けをやはり明確に行うべきではないかと思っておりますが、その点をお伺いします。

もう1点は、私たちのセランマ温泉の水タンクが、露天と室内と両方を使うと水量がですね、たらん訳ですよ。昨年の秋口ですかね。総務課の方にもお願いはしました。なのに、対応が全然出来ていません。電話をすると経済課の方で、担当は経済課だということで、たらい回しという状況で、未だにタンクの購入も出来ておりませんので、その辺の対応をたらい回しではなくて、やはり連絡を「ほう・れん・そう」で良いのので的確に守って、住民の要望に対応が出来るように、お願いを申し上げますが、答弁をお願いします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

各島の温泉施設につきましては、毎年度支出決算書を全部出してもらってます。それを元にして、次年度の契約書というふうにして、予算を計上してありますので、これはもう義務付けでありますので、各島からちゃんと出てきて、勿論、温泉なんかもこの方からちゃんと出てきておりますので、そ

れを予算書に反映させていきます。

セランマ温泉の件につきまして、私は今議員の言われる通り、たらい回しというか、初めて聞いた話でありますけど、セランマ温泉そのものは、指定管理者になってないものですからね。あくまでも、あれは自治会が任意でやっているということでございますので、そういう施設については何らか、いくらかのご負担とか、そういうのが出てくるんじゃないかと思っております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

セランマ温泉につきましては、再三要請は行っております。緊急でありますから、日食もあります。乗客も結構ありますから、是非、次年度の早い時期に負担金はありますけれども、対応を願いたいと思っております。

以上です。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

セランマ温泉のタンクの関係だと思いますが、私にも個人的に、何回かそういうのがありましたので、やはり個人の話だけでは駄目だから、ちゃんとした集落の総代辺りから、そうした陳情をなさということで指導した経緯がありますので、出来れば、やはり文書で、先程経済課長が言ったように、負担金が発生するというので、出来れば文書で、そうしたものを出して頂いた方が宜しいのではないかと思いますので、そのような取扱いをして欲しいと思います。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 1、議案第 30 号、平成 20 年度十島村一般会計補正予算第 4 号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 1、議案第 30 号、平成 20 年度十島村一般会計補正予算第 4 号についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

これより、昼食の為に休憩致します。

午後は、1 時にお集まりください。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第2 議案第31号 平成20年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第4号についての件

○議長(日高通君)

日程第2、議案第31号、平成20年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第4号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第31号について、ご説明を申し上げます。本案については、平成20年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第4号でございます。

まず、1ページの補正予算の額の総額について、第1条で4,519千円を追加して、予算の総額をそれぞれ111,602千円と定めるということをお願いをしております。国民健康保険につきましては、被保険者の異動に伴いまして、予算の増減をやっておりますが、まず、歳入の6ページから順を追って申し上げたいと思います。

国民健康保険税につきましては、393千円を減額しております。

それから、療養給付費の負担金ですが、変更申請額に基づくものでございまして、8,321千円の減額としております。

それから、財政調整交付金につきましては、7,578千円を増額しております。療養給付費及び療養費が増加したことによって、財政調整交付金が増加したと、そういうことになります。

それから、療養給付費の交付金につきましては、退職被保険者の医療費が減額したことに伴いまして、変更決定額が1,170千円減額となっております。

それから、共同事業交付金につきまして、一般被保険者の高額医療費に基づく国保連合会からの交付確定によって、926千円を減額しております。

従いまして、一般会計繰入金につきましては、療養給付費・療養費等の増額に伴いまして、財政安定化支援事業として、7,295千円を増額して調整をしております。

次に、歳出ですけれども、療養給付費につきましては、4,797千円増額しておりますが、主なものとして、一般被保険者で高額疾病患者の長期入院に伴う関係で、3,801千円増額しております。

それから、高額療養費につきましては、今後の支払い等の見込みを立てて、984千円を増額したということで、計上をしております。

それから、共同事業拠出金につきましては、額の確定によって不用額を408千円減額しております。

それから、保険事業につきましては、特定健康診査事業の実績に伴いまして、399千円を減額ということであります。

それから、諸支出金につきましても、一般被保険者等の償還金と致しまして、514千円を増額しております。

簡単ですけれども、以上を説明に代えさせていただきます。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

1件だけ伺います。保険税の税収についてなんですが、本村の国保会計の場合、過去においては、公共事業に携わる人たちの保険税の対象者ということで、かなりの人数の人が国保会計へ加入して、その中で国保税の税収が多々あったと。その後、時代の流れも含めて、公共事業に携わる人たちも雇用保険に加入せざるを得なくなって、その分被保険者というのが減少して、今現在は働き盛りの人たちから保険税をもらうということが出来ない状況であるというふうに認識してるんですが、このと

ころ先程から話が出てますように、公共事業の減少等によって、失業保険をもらうような人たちがそんなに多々出てきたと。その中で雇用保険から、今度はいつの段階で国民健康保険の被保険者に切り替わるのか。そしてまた、その場合、切り替え辺りの状況がスムーズに行ってるのかどうか。

また、失業保険をもらってる状態ですから、保険税を請求しても、徴収辺りがスムーズに行くのかなと。そういう1番、皆さんが生活に困ってる状態の中で、国保会計。もし、それがあった場合にね。国保税の請求を出した場合に、そういう事例があるような時代になってきてるのかなという思いもありますので、そこら辺の流れと決まりというんですか。雇用保険、失業保険をもらった時点で、それからどれくらい経って、それが切れて国保会計に切り替わる、そういうことなのかと。そういう流れを示して頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

国民皆保険という制度でありまして、皆さんそれぞれ被用者保険に入るか国保に入るかということになっております。

従いまして、現在はこういう社会情勢、経済情勢でありますので、一般的にリストラ、あるいは派遣切りとかいう感じでされております。そういう方々が弱い保険、国保は1番弱い保険ですので、そちらの方に流れてきて財政を圧迫するというようなことは、何処の市町村でもあるというふうに聞いております。

従いまして、本村の場合でも日雇い保険ですか。制度に加入している方が、仕事が年度末で切れた為に一時的にそこを辞められて、国保に流れてくるということが多々あるようでございます。

従いまして、被用者保険は退職の翌日が喪失日となっております、その日から国保に加入するというふうになります。その日から課税をして、国保の保険証も発行するということになりますが、本村の場合は、現在のところ課税をして、未納になるという方はおりません。

ただ、現在のところ危ぶまれるという方が、1人だけおります。この方はうちに住民登録をしながら、よそで働いておりました。そして、その会社を辞められておりまして、本来ならばその会社が保険の組合の方に入って頂くのが普通だったんでしょうけども、その会社が保険の適用を受けてなかったということで、国保にいた訳ですけども、その方が転出して行ったんじゃないくて、そのまま出稼ぎみたいなスタイルで出て行ってしまっって、徴収漏れが出るような可能性になってきました。担当の方、我々の方も、あらゆる手段を使って追跡をしておりますけども、それがつかめていない状態だということです。対象者は3人ぐらいおるんですけども、その中の2人は徴収出来るというふうに担当も話しておりますが、1人の方が非常に厳しい状態になってきているということです。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

退職をした時点で、国保に切り替わるということなんですが、現状からして退職したというのは、どのような情報を得てしているのか、よく分かりません。ただ、そこら辺が、勿論、病気になった時にどっちかの保険に加入出来るということが、そういうのがちゃんと出来るような形に。そしてまた、税収が浮いても、過去に我が村の税収のあり方について、色々議論される中に、調整交付金の中に含まれてる奨励金辺りがかなり大きいだけに、勿論、これから先景気が低迷していけばしていく程に、徴収も非常に難しくなってくるだろうと、そういうことも間違い無く予想されますので、そういうことも含めて、今後努力をしていく必要があるのかなというふうに思いますので、勿論、基本的には、住民の医療サービスがちゃんと受けられるようにするのが基本でしょうから、そういう面では保険の切替も。

また、ある面では、そういう滞納が無くなるような努力をしていくことが今まで以上に、更にまた必要になってくるんじゃないかなと予想しますので、そういうことでは努力して頂きたいというふうに思います。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

社保の方の被保険者が退職されたという場合は、政府勸奨保険であります社会保険事務所辺りから、「いついつで、この方が辞めました。」という通知が参ります。

また、会社の方も「あなたは辞めました。」という証明書を発行するようになっておりますので、「これによって、国保手続きをしてください。」というふうになっております。社会保険事務所から来た段階で、我々の方は通知をしますし、また、そういう書類を持って来れば、その場で手続きをするというふうになってます。それから、確かに仰る通り、財源が非常に乏しいところに調整交付金辺りが減額されてくるということになりますと、本村の国保財政に与える影響は、非常に大きいというふうに思ってます。

先程、2月の定期監査の中でも、監査委員の方からもお話がありましたが、この特別調整交付金の4,500千円の制度をやはり住民の方々にも知らしめていく必要があるんじゃないかと。「皆さんが完納して頂くと、これだけ皆さん方の保険料も安くなりますよ。」と。「これが滞納で続きますと、その分皆さん方の保険料も上がってきます。」ということ等も、やはり周知していく必要があるんじゃないかという話もされておりましたので、私たちが島に行く機会を捉えながら、そのことについても住民の皆さんにご理解を頂くということについて、課内でも話し合っているところでございます。

それから、1人が非常に危険だと先程申しましたけども、5月の31日まで追跡調査をしながら、やっていきたいというふうに考えています。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第2、議案第31号、平成20年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第4号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第2、議案第31号、平成20年度十島村国民健康保険特別会計補正予算第4号についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第3 議案第32号 平成20年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第3号についての件

○議長(日高通君)

日程第3、議案第32号、平成20年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第3号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第32号について、ご説明を申し上げます。本案については、平成20年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第3号でございます。

まず、予算の総額から申し上げますけれども、1ページに第1条で3,713千円を減額致しまし

て、歳入歳出予算の総額を、それぞれ16,682千円と定めるということで、お願いをさせていただきます。

老人保健の関係につきましては、後期高齢者医療との関連で主として、これが概算払い等の支払い精算というような形になっているんだと思っておりますが、まず歳入の方から申し上げますと、6ページにございますように、医療給付費と医療費が減額の見込みとなっております、その額に支払い基金、あるいは県・国一般会計繰入金のそれぞれの負担割合を乗じて算出しております。

支払基金交付金は1,533千円の減額ということにしておりますが、国庫支出金につきましては、1,021千円の減額で、県支出金についても1,159千円の減額の措置を講じております。

それから、歳出でありますけれども、まず医療給付費につきましては、直近の概算支払いまで見込みまして1,627千円を減額しております。これにつきましては、先程も申し上げましたが、後期高齢者医療制度が開始されたことに伴いまして、老人保健医療制度の医療費について、月遅れ分の請求が主だったものの為であります。

医療支給費につきましては、直近の概算支払いまで見まして、2,086千円減額をしております、これについては、同様に後期高齢者制度の開始の伴う老人保健制度の医療費についての月遅れ分の請求分が主だったものと、そういうふうにご理解頂ければありがたいと思います。

簡単ですけれども、説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第3、議案第32号、平成20年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第3号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第3、議案第32号、平成20年度十島村老人保健医療特別会計補正予算第3号についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

しばらく休憩します。

休憩

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第4 議案第33号 平成20年度十島村船舶交通特別会計補正予算第5号についての件

○議長（日高通君）

日程第4、議案第33号、平成20年度十島村船舶交通特別会計補正予算第5号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第33号について、ご説明を申し上げます。本案については、平成20年度十島村船舶交通特別会計補正予算第5号でございます。

まず、歳入歳出の総額から申し上げますが、1ページの第1条で歳入歳出総額を提示しておりますが、歳入歳出を64,464千円減額致しまして、歳入歳出予算の総額をそれぞれ981,089千円と定めるということで、お願いをしております。

歳入から申し上げますけれども、7ページから順を追って説明を申し上げます。まず、運航収益で10,127千円を増額しております。旅客運賃で2,000千円の減額。これにつきましては、当初予算の見込みより輸送実績が思うように伸びていないことから、今回減額するものでございます。

それから、手荷物運賃で327千円を増額計上しております。これは、当初予算の見込みより輸送実績が増加したということで、ご理解頂きたいと思っております。自動車航送料運賃、これが5,000千円を増額しております。このことについては、ブロードバンド関係等の輸送量が増加したということで、増額ということになります。

それから、貨物運賃で6,800千円を増額計上しておりますが、これにつきましても、自動車航送料運賃と同様に、ブロードバンド関係の貨物輸送量が増加していることから、増額ということで計上しております。

それから、営業収益で26千円を増額しております。これにつきましては、待合所に設置しておりますコインロッカー使用料が、当初見込みより実績が増加しているということでございます。

それから、営業外収益で1千円の計上をしております。

次に、国庫補助で77,878千円を減額計上しておりますが、これにつきましては、第5号補正に要する財源のうち、運航収益、あるいは営業外収益、県補助金を除いた額で77,878千円の減で、第5号補正の財源調整が出来たということで、ご理解を頂きたいと思っております。

それから、離島航路補助対象外収益で3,260千円を計上しておりますが、これにつきましては、国の二次補正により鹿児島県の単独補助による、離島航路利用者の快適性・利便性の向上を図ることを目的とした、離島航路活性化特別対策事業による移動シェルターを整備することとしておりまして、事業費の80%が県の補助で、村の20%負担となる見込みであります。

尚、本事業については、全額繰り越すこととしております。

次に、歳出でありますが、歳出につきましては、まず、運航費用で67,681千円を減額しております。主なものは、燃料潤滑油費で58,500千円を減額計上しております。このことにつきましては、8月の燃料購入をピークに原油価格が下降し始めておりまして、購入単価が下落したことが要因となっております。

それから、港費で1,162千円を減額計上しておりますが、これは実績航海数が天候不良等によって、当初予算提示の見込み航海数が減少したものが、主な要因となっております。

それから、船費で8,186千円を減額しておりますが、これの主なものにつきましては、船員費でございまして、船員の新規採用が7月に行われたことに伴います、職員手当てに行われたものでありまして、職員手当てについては、支給実績及び支給見込み額による予算の整理をしたものでございます。

また、共済費・賃金等につきましても、予算の整理を行っております。

それから、歳入で申し上げました、離島航路補助対象外費用で3,260千円を計上しておりますが、これにつきましては、先程説明した通りで、国の二次補正による鹿児島県の単独補助事業費を計上したものであります。内容につきましては、中之島・諏訪之瀬島・悪石島に移動用のシェルターを製作するというものでありまして、全額翌年度へ繰越事業となる予定にしております。

次に、4ページにその関係の繰越明許費の補正をしておりますので、参照して頂きたいと思っております。

説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

しばらく休憩します。

休憩

○議長（日高通君）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

歳出の方で、離島航路活性化特別対策事業の中で移動用のシェルターの工事請負費が含まれてる訳ですが、私の地域では、最近と申しますか。移動シェルターがやっと来て、皆さん非常に助かっていると。特に、私の地域の港は静穏度が低いということもあって、船のロープが切れたり、色んな条件が悪い中での乗り降りをしなければならない。

そこで、雨が降っている場合なんかは、それぞれの車から降りてきて乗船するには時間がかかりすぎると、危険が増すということもあって、シェルターの中に皆さんが入ってて、合図と共にダーッと乗船出来るというようなことでも、安全面の確保ということでも非常に重宝してるというふうに、今のところ考えます。何故、今までこのままにしてきたのかなという思いもあります。

以前、新しい金額の張るシェルターを導入してもらったこともあります。ただ、それが塩害等で駄目になってから、長いことそれがなされていなかったと。ここで申し上げたいのは、港の条件の悪い小宝島に何故無いのかなという、こっちを優先すべきじゃないのかなと。

これを見てもみますと、諏訪之瀬島は今現在でも移動用のシェルターが古いながらあります。中之島もあります。悪石島はありませんね。中之島も現在、古いやつが使われているように考えるんですが、小宝島はそういう面から見て、「フェリーとしま」も短時間で早く出たいと。ロープが切れるというような、そういう港の中にシェルターを入れ込むことは出来なかったのかなと、私はそういう思いがするんですが、その点については、どのような考えでこれを入れたか伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

小宝島港に関しましては、すぐ近くに待合所がございます。その関係上、付けなかったのではないかなと思いますけど。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

この件につきましては、担当員は席を外してるんですが、確認しましたところ、岸壁の幅の問題で、あそこのちょうどトラックの所に置いた場合に、フォークリフトが行ったり来たりする時にかえって邪魔になって、危険を及ぼす恐れがあるということで、今回の件から外してるんですが。当然小宝島についても、ああいう簡易型の、いわゆるコンテナの準改造型みたいなシェルターは当然必要と私は認識しております。

この辺につきましては、色々幅の問題とかございますけども、どの程度の小さめのやつが作れるかどうかということで、ちょっと検討させて頂きたいと思っております。

以上です。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

先の経済課長の説明だと、私がただいま説明した静穏度の低い港で、「フェリーとしま」のロープ

がいつ切れるか分からない。そういう状況で、タラップをお客さんに誘導しなければいけない。その中で、現在の小宝島の待合所がどれだけ不利なのか、分かるでしょ。タラップのすぐ側までシェルターをそこに置いて乗客を誘導するというのが、私は基本だというふうに思いますので、そういう考え方はやめて頂きたいなと。

それと、岸壁の幅がという説明でしたが、これは事業の枠の中で企画が決まってるんですか。その地域の状況によって、小宝島の場合は岸壁の幅が狭いですから、狭いシェルターをそこに作れば良いことじゃないかと、私はそういう思いがするんですが、現在、諏訪之瀬島にも中之島にもあるんですよ。条件の悪い小宝島に無いということでは、今の説明では、私はどうも納得がいかないような気がするんです。このシェルターが幅が決まってて、事業の枠の中で。

あと、小宝島の場合には、フォークリフトはトン数も6 tですかね。だから、それに合った軽量の幅の狭いやつを作れば問題無いじゃないか。ただ、地元から「いらない。」という声があったのか分かりませんが、地元の自治会長とちょこっと話をしたら、「どうしても欲しいんだ。」という話だったんですね。話で「何故、条件の悪い我々の港には、そういうのが置いてない。」というような話も承っておりますので、そこら辺は、今、使うやつがある島を何故ここに入れたのかなというの、私はその説明理由があれば、説明して頂きたいなと。

例えば、これを変更して回すことも出来ますよと言うのであれば、話は納得出来ますけど、この中で、ある所はある所に更にまた入れるということはどうなのかなという思いがするんですが、その点はどうですか。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

一応、寸法から申します。中之島と諏訪之瀬島につきましては、Lですから横幅が5 m、奥行きが2 m 7 0 c m、Hが2 m 1 5 c m。いわゆる、1 0 フィートより若干大きめと思って頂きたい。

それと、悪石島につきましては、2.9 mの2.4 mの2.5 m。これは平島と一緒にの同型と思って頂きたいと思います。それで一応、この寸法につきましては、小宝島の場合、いわゆる奥行きの分でちょっと採れないという担当者の考えがありまして、「であるならば、少し小さめのものを考えなくちゃいけないんじゃないの。」という指示はしてるんですが、この辺のものにつきましては、後々変更出来るのかどうか。執行残で出来るのかどうか。その辺をちょっと確認してみたいと思います。

それと、何故、諏訪之瀬島と中之島に造るのかということもございまして、まず、中之島については、あれは旧日本財団のやつで1回入れた枠だけを転用してるんです。中の方は、この間も修理だけだったんですが、殆ど骨が相当腐ってきております。それと、外部につきましては材木で、普通の木材で一応骨組みをしているという状況です。

諏訪之瀬島につきましても、この骨組みについては、前の廃棄処分した振興財団の枠を修正して造ってるということでございます。

ですので、今回造るということにつきましては、ある程度耐久性のあるということで、今のコンテナのような形で上はキャンパス。そして、持ち運び、移動が出来るということで製作するというふうに聞いております。悪石島につきましては、平島と同型のものを入れるというふうに考えているみたいです。

以上です。

○議長（日高通君）

用澤満男君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但し書きの規定によって、特に発言を許可します。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

ただいまの説明だと、幅もそれなりに異なると出来ると。

例えば、悪石島の場合もそのバースの幅そのものが狭いですから、それは今考慮に入れて平島のやつと同じようにしたのか、そこら辺も含めて気になるところです。今さっき話をしました、中之島の移動シェルターにしても、諏訪之瀬島の移動シェルターにしても修理にあげて、今実際使われないと使えない状態だから、新しいのを造るというふうに、受け止めて良いんですか。

私が強く言いたいのは、庁舎内では前の議会でも申し上げましたが、庁舎内での執行の予定では、殆ど条件付の放送はされてない。地元にいるとよく聞こえるのが、平島と小宝島のバースの場合は、港の場合には条件付が多い。その中でロープが飛ぶ回数も多い。そういう状況の中で乗客を乗せる時にはそこにまとめておいて、波の幅を見て駆け上がる、走らせると。そういう状況の港に、小さいやつを先に作ってやるべきじゃないかなという思いもするんですがね。

しかも、今現在、諏訪之瀬島も中之島もある訳でしょ。修理をして。それをさんごじゅうごして、今度はまた新しいのをそこに置くと。それももったいない話という思いもするんですがね。これはもう1回見直しを計るか、何かするべきじゃないですか。予算執行上の残高が出たから、それでやるかということでは、私は筋は通らないと思いますよ。

理由からして、現在あるにも関わらず、そこにまた新しいものを造る。それは、次年度でも構わないという思いがするんですがね。それで、小宝島は「欲しい。」と言ってるのに、それを造ってない。

しかも、港の条件が悪い。その厳しさを認識してないんじゃないですか。あなたたちは。

○議長(日高通君)

これより、しばらく休憩します。

休憩

○議長(日高通君)

それでは、本会議に戻します。

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長(沖中猛則君)

一応、小宝島の分につきましては、やはりエプロン幅の問題がございまして、その移動用シェルターを置いた時に幅の狭いやつが、今度は風なんかで、風圧の問題がございまして、どのような影響があるかということも考慮しながら、造らなければいけない。

それとやはり、再度、これは緊急に入った事業でして、今後、小宝島につきましては、よく内部を検討して、地元とフォークリフト関係の移動。それから、お客さんの乗降の道筋ですね。

それと、車が交差しちゃいけないという大前提があるんですよ。1つは。その辺の問題をきちんと整理してから、小宝島については、今後もきちんと対応していきたいと思っております。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

ただいまの答弁は、私には言い訳にしか聞こえないという思いがします。各島の寸法も悪石島も諏訪之瀬島も寸法が違うと、測ってそれなりの対応をしてみると。であれば、最初から静穏度の低い港で「フェリーとしま」のロープも切れる。そういう港をどうしようかということは頭に無かったんじゃないかなという思いがするんですね。

だから、この十島村の中で今、どこの島が1番必要としてるかということを含めて考えた場合に、それは当然いくら時間が無かったにせよ、そっちを優先してやるべきだと思うんですがね。

ところが、組み替え出来ないということですか。島を。例えば、今現在シェルターがあるんですよ。ある地域のやつを小宝島の方へ回すと。それが出来なければ、いつまでにするということぐらいまで明言をするような形で、私は答弁を頂きたいと思います。

小宝島のロープが切れるような接岸の状況で、皆さんタラップを持ちながら、タラップが並んでありますので、それを真っ直ぐしながら「急げ、急げ。」で乗せる。中之島でそういうような状況は、見たことが無い。私からしてね。

それは、乗客は安全に船まで案内するというのも、これは大事な船舶の仕事であるかと思うんですよ。そこは、「バースの幅がどうだの、こうだの。」と言ってますけど、何mのやつをそこに造れば車も通れる。そういうのはもう、自ずから分かることじゃないの。それを「車が離合するのは出来ないからどうの、こうの。」と言うのは、言い訳にしか聞こえないでしょ。これを入れ替えが出来ないの

かなって。使ってあるんですよ。中之島と諏訪之瀬島は、使うのがあるんですよ。

まず、財源の節約も含めて、使えるだけ使おうと。そして、無い所は矛盾してるんだから、そこへ新しいのを造るのは当然じゃないかなと、私は思うんですがね。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

この設置場所の変更については、県も補正で対応してるということでしたので、その設置場所の変更が出来るかどうかというのは、ちょっと確認を要することだと思っております。必ずしも設置場所の変更は、今の時点で可能かどうかですね。それはちょっと確認を取りたいと思っております。

以上です。

○議長（日高通君）

今の、現時点においての答弁にしても、少し曖昧さが残っておりますので、県の方と確認を取って、そして、後程また議会の方には今後、どういう形で出来るんだということを、明確に示して頂きたいと思っております。

良いですか、用澤議員。

○6番（用澤満男君）

今、議員がここに7名。これに対して、ただいま私が発言したことに対して、「これはどうでも良い。」と言う議員は、1人もいないと思います。そういうもので、これは深刻な問題ですからね。充分捉えて、やって頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

大変重要なことだと思いますが、県の、今3カ島ということで申請してるんだと思いますが、変更が出来るか、出来ないかを即座にしてもらい、そうじゃなければ、これは賛成できません。この補正については、と私はそう思ってます。すぐ出来るのか、出来ないのか、確認が出来るの。出来ないの。

それから、もう1点は6番議員が言ったように、これに続く対応がすぐ出来るのか。別で、ですよ。さっき言ったでしょ。これが出来なければ、何月までにやりますよというのを明言してくださいって、6番議員からあった訳でしょ。それは出来るの。出来ないの。まず、その1点。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

今回の事業につきましては、県の事業、単独事業ということで。

○5番（平田傳義君）

だから、それを確認出来るのか。出来ないのか。後じゃ駄目だって。今、審議してるんだから。

○航路対策室長（沖中猛則君）

まず、今の時点で設置場所の変更は可能かどうかというのは、少しお時間を頂いて、その確認を取ります。

第2点目の、新たに追加で出来るのかどうかということですが、これについては、県の補助事業の枠外という形になります。通常ですと、当然これについては国・県との協議事項ということで、別途であげていかざるを得ないというふうに、ご理解頂きたいと思えます。これについては、離島航路補助の中の航路待合施設というふうな捉え方をしてはございません。

そうですので、この事業、他の分を設置するという場合には、当然国・県との協議事項という形になって、時間は時期調整します。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

要は、いつ確認が出来るのかって。今すぐ出来るものなのか、審議してるんだから、これに賛成かしないかでしょ。賛成出来ないって言ってるんだよ。今、出来るんならしてください。

○議長（日高通君）

これより、しばらく休憩します。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。
これより、協議会へ移します。

協議会

○議長（日高通君）

本会議に戻します。
ほかに質疑は、ありませんか。
5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

このですね。荷物。収入にあたる訳ですけれども、私が乗るたびだけなのかちょっと分かりませんが、非常に待合所に荷物が多い。いわゆる手荷物、まあ、分かりません。手荷物は、2つまでは乗って良いというふうに、多分なっていたと思いますが、袋を両手に持つ。

ところが、行きも帰りもですね、何か出来ないですかね。今回こうやって事業があって、収入が増えてる。1個も本当に、アレは取ってるんですかね。まず、確認します。案内所の横に積み上げてる。まあ、通常も含めてですけれどもね。色んな業者のもあります。ああいうものは、収入に入ってるのかな。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

あれは手回り品ということで、運賃は徴収してないと思います。手回り品、いわゆる2個以内という範囲内だと思います。

それと、私共の方では、うちの事務部の方については、大きな荷物、着いた全ての手荷物、あるいは貨物で預けてくださいという指導はしてございますが、その実態が、今議員が言われるような、どの程度のボリュームなのかというのは、把握はしておりません。

○議長（日高通君）

平田傳義君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但し書きの規定によって、特に発言を許可します。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

非常に、やはり目に余りますよね。どうやって、チェックしてるか。

例えば、切符を前もって積み込むということは、僕は無いだろうと思いますけれどもね。切符を乗車する時に持って乗るだろうと、殆どそう思いますけれども、ある程度の荷物は、やはり「アレしてください」という以外のことは徹底的にやるべきじゃないかと、私は思うんですよ。収入を少しでも増やす為にはね。その辺の認識とかは、どういうふうに考えているか。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

一応、手回り品ということであっても、業者関係の方はヘルメットとか何とかという、ちょっと嵩張るような物がある場合も、そういう時には案内所の横に置いているというふうに聞いております。

但し、基本的には手回り品２個までということで、うちの方では制限をかけております。

以上です。

○議長（日高通君）

５番、平田傳義君。

○５番（平田傳義君）

「これは本当か。」というのも、確かにあるなど。それはそれで手荷物で持てば良い訳で。幸い部屋の中には入ってるのは、あまり見かけませんけども、とにかく人が通れないくらいの手荷物が積まれるんですよ。

これはよく状況を聞いて、徹底すべきだと私は思いますので、是非、来年度また色々予算も出てるでしょうから、その辺で１つ、徹底的に収入を少しでも増やすことを考えて頂きたい、というふうに思います。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

ただいま５番議員が言われましたようにですね。されどもう１回事務の方と確認しまして、本人も目に余るような業者さんの場合については、それなりに通知して、今後こういうふうにして頂きたいという形で進めて参りたいと思っています。

以上です。

○議長（日高通君）

１番、日高助廣君。

○１番（日高助廣君）

収入の手荷物、貨物運賃ですね。これに関してでありますけど、収入が上がるということは結構でありますけれども、住民分の手荷物とか、貨物運賃が非常に高いと聞いております。島内の物価の上昇の最大の原因となっております。運賃等に乗っけてまして、ジュース類にも１０円とか上げてる訳ですよ。

また、荷役作業に出る方は配当金等が出まして良いんですが、１人暮らしのですね。年金暮らしのおばあちゃんたちがですね。「物価が高いんですよ。」と聞いております。

ですから、やはり運送法の法令等もありますけれども、これを何とか物価を抑えるような対策も大事じゃなかろうかと私は思ってるんです。

ですから、これも本当に法律がありますから、「駄目ですよ。」と言われれば終わりです。

ですから、住民の痛みもですね。思いを理解して頂いて、何か対応は出来ないのか、と思っておりますけれども、答弁を願います。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

１番議員さんが言われるように、手小荷物運賃については、これは認可制という形を取っておりますので、当然その運輸局の認可が必要だと。これが大体コスト計算とかを致しまして、それで認可を頂くという形になっております。貨物運賃にしましても、これは新船就航時の運賃のままの据え置きという形になっております。

ですから、もう１０年ぐらい運賃は上げてございません。

但し、荷役料につきましては、この中ではうちの方では入りませんので、荷役料は別途というふうに考えて頂きたいと思います。

また、荷役料につきましては、指定港湾、いわゆる鹿児島、あるいは奄美大島につきましては、これはもう規定で額が決まっております。１トンにつき、いくらという額は決まっております。あとは、今後運賃を、いかに住民負担を下げるかどうかということについては、再度執行部と話し合いまして、当然、運輸局関係との調整も必要。

それで、その場合の一般財源という投入も必要かというような問題も出てくる可能性もございますので、その辺については、ちょっとお時間を頂きたい。今後、執行部の方と協議していきたいというふうに考えております。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

説明では法令にのっとって、運賃等は徴収は出来ていると思うんですけど、一応ですね。農産物とか畜産の飼料関係を。補助金あると思います。

だから、こういうのはやはり住民全体の利益といいますか。物価を抑える対策なんですよ。こういうのはやはり真剣に考えて欲しいと、考えております。

村長は、どんなふうに感じてますか。物価に対しての認識は。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

運賃の補助については、特別といいますか、村がやっております特産品ですかね。それから、漁業の漁獲に対する運送ですか。これらについてはそれなりの割引をやっていると、ご理解を頂きたいと思えます。

個々バラバラでは、やはり問題がありますので、出来るだけそうしたものの絞り方といいますか。そういうような形になっているんだと思いますけれども、そうしたものについては、村の補助、運賃補助という形でやっているつもりです。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

特定の特産品とか、そういう団体には補助はありますけれども、個人に対しての運賃とか、そういうのは全く無い訳ですよ。

ですから、言いたいことは「村の物価を抑える対策を講じてください。」と申しております。

ですから、パンを1個買うのに2円高いんですから。ジュース1本10円高いんです。そういういろいろな経費が、みな年金暮らしのおばあちゃんたちが出してるんですよ。運賃も払って。そういう痛みを少しでも、10円でも良いですから何とかしましょうとか、出来ないものですかね。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

今仰るのは、鹿児島からの物価の輸送費というふうに解釈して・・・。

○1 番（日高助廣君）

荷物の運賃がある為に、売店とかで買う場合に、それだけ料金が上がってるんですよ、ということです。

○村長（敷根忠昭君）

それらについては、今ここで「はい、そうします。」という返事は出来ませんが、色々検討をしてやらないといけないと思いますが、今回は幸い国が課題策として給付金等も考えておりますので、村がそれに対してどの程度のものが出来るのか。色々、ピンからキリまで嫌と言う程なかなか難しい問題があるかと思っております。

船の運賃につきましては、乗船券についても往復割引をやったりして、それなりのサービスはしているつもりでおります。

また、高齢者については、運賃無料制度もやってございますので、そうしたこと辺りをご理解頂きたいと。ここについてのもの全般について、そうしたことが出来るのかどうか。それはやはり検討を重ねる必要があるかと思っております。

○議長（日高通君）

これより、協議会へ移します。

協議会

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

私は住民の思いを最前列で（聞き取れず）。運賃の軽減というのを、今後の景気が冷え込んだ現状でありますから、今後も取り上げて、真剣に検討を行ってもらいますよう、お願いを申し上げておきます。

以上で、終わります。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

最後の確認として、伺っておきたいと思います。先程のシェルターの件は協議会、あるいは休憩中の中で協議をただけで、記録に残らないということも思います。その中で、今回補正で上げた3, 260千円の工事費用・工事請負費の中で、3カ島のシェルターを造るように計画されてるんですが、小宝島の、3つのうち1つを小宝島に回すことが出来ないかということを前提に、県とも協議をするということが1つ。そういう方向でして頂きたいと。もし、それが出来なければ、村長の答弁でもあったように、あるいは補助事業で出来ないということであれば、単独も含めて、これを造るんだというふうに理解をして良いのかどうか。

ただ、私が先程腹の虫が云々という話を致しましたが、本当に港の条件が悪い。そして、整備が遅れてる地域にとっては、これは私が腹が立つという以上に、住民としては置き去りにされたような。そういうような思いもするでしょうし、あるいはまた「フェリーとしま」を運航してる船長、乗組員の立場に置かれましても、そういう危険を冒して、乗客が全て乗るまでにロープが切れてからでも、全てを乗せて行かなければいけない。そしてまた、その「フェリーとしま」の安全ということも考えると、「何で古いシェルターがある所にまたこうするんだよ。」という思いもいっぱいあると思います。

そういうことも踏まえて、住民感情も勿論さることながら、「フェリーとしま」の安全運航の為に、大至急小宝島はシェルターは設置すべきと。そういうふうに私自身は思うんですが、その点について、約束はして頂けるかどうか伺いたい。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

先程、協議会で色々ご意見も伺いました。

そういうようなことで、先程担当の方から県との関係やら、色々ありましたので、それを再度検討をして、地元の意向も勿論、聞かなければいけませんし、地域の状況の判断そういうようなこと等でどういうような形のシェルターが出来るのか。

そういうものにも、やはり安全性を考えなければいけないだろうと思っておりますので、諸々の関係を検討しながら、この予算の中で、出来れば1番良いことですけれども、要望に応えるように努力をして参ったと。県がある程度ニュアンスで、この予算の中で出来るなら構わないよというような言い方をしておりますので、残りのものがどの程度実績として余分が出てくるのか。その余分の金を県からもらえるのかどうなのか。そこら辺りにも関係があらうかと思えますけれども、充分検討をしたいと思います。出来るだけ、小宝島をご指摘のように無視したと言われたいようなやり方は、やはりきちんとすべきだと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

7 番、有川和則君。

○7 番（有川和則君）

補正とは直接関係無いんですが、「フェリーとしま」のレストランの利用時間なんですが、これを短縮出来ないかということで話をするんですが。

何故かと言いますと、先航海の下りにレストランを利用したお客さんの財布が無くなったということで、話を聞きました。最終的には、その財布は出てきたんですが、出てくるまでの期間疑われるのは乗組員か利用してるお客さんなんですよ。

その中で、そういう疑いを晴らす為にもやはり、そういうことがあってはいけないので、レストランの利用時間は船舶でおおよそ12時ですかね。消灯をするべきじゃないかと思いますが、どのように考えていますか。

○議長（日高通君）

航路対策室長、沖中猛則君。

○航路対策室長（沖中猛則君）

レストランの利用時間については、前にも何回か議会の中で「利用時間を長く出来ないか。」とか、色々ご要望がありました。それで一応、大体佐多岬が2時ぐらいですかね。夜の12時、23時50分に出ますと。佐多岬の手前、佐多岬を超えますと、どうしても波が荒くなって、ちょっと飲んでいらっしゃる方は部屋に帰る時も危ないということで、「1時ぐらいまでにしましょうか。」ということで、今の1時という設定になってございます。

また、今7番議員さんが言われましたように、飲んでその中で私共の方で「1時になりましたので、すみませんが控えてもらえませんか」というふうに、うちの乗組員が当直の合間に言って回る訳ですね。但し、その場合についても、色々クレームをつける方が非常に多いというのも事実です。

ですので、その辺が例えば、天候の良い時は宜しいんですが、いわゆる視界不良、雨とか降っている時は、当然2人当直の中の1名が、船内巡視でレストランを閉めに行くという形を取っております。

ですから、何回も何回も行きますと、その分は船橋当直の場合は1名になってしまう。故に、その安全性の問題もございます。

ですから、今のところ言われるように、その1時という時間を見ながら、これはまず厳守して頂くという形を取らせて頂きたいというふうに思っております。

それから、今7番議員さんが言われましたように、ある特定の事業者の方が結構評判が悪いといたしますか。いらっしゃるんですが。そういう事業者については、うちの事務長から報告をもらいまして、その事業者さんに直接「申し訳無いですけど、船内の消灯時間、あるいは船内での飲酒関係、そういうものに充分注意してください。」という形で文書を出したいと。このように、今後については考えてございます。色々こちらの方も考えてございますので、今しばらく時間を頂きたいと、このように考えております。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

船で消灯時間を設けているということは、一斉に仕事をする訳ですから、レストランが空いてない時は全く意味が無いと思いますよね。やはり、そこら辺を考えて頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、議案第33号、平成20年度十島村船舶交通特別会計補正予算第5号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第4、議案第33号、平成20年度十島村船舶交通特別会計補正予算第5号についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

これより、7分間休憩致します。

3時30分に、お集まりください。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第5 議案第7号 十島村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第5、議案第7号、十島村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第7号について、ご説明を申し上げます。本案については、十島村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定でございます。

介護従事者の処遇改善の為に行われる介護保険報酬改定に伴う、平成21年度及び22年度の介護保険料の上昇分を抑制する為、必要な経費が交付される為、基金条例を制定しようとするものでございます。

議案の裏面に基金条例案がございますが、まず、設置の目的で、介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制する為、十島村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を設置するということで、お願いをしております。

第2条で基金の額。それから、第3条で基金に属する管理。それから、第4条で運用益の処理。第5条で振替運用。第6条で処分。それから、第7条で委任というようなことで、条例制定をしようとしております。附則で、公布の日からこれを施行すると。

それから、この条例につきましては、平成24年3月31日限り、その効力を失うということで、この場合において基金に残額がある時は、当該基金の残額を予算に計上して、国庫に返納・納付するものとするというふうに結んでおります。条例の中身、個々については朗読的なものになりますので、省略を致しますが、一応、それぞれの状況を見て頂ければありがたいと思います。

説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

介護従事者の範囲ですね。従事者とは、何処までのものを従事者というのか、範囲について説明願います。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

介護従事者といいますのは、介護サービス事業社に働いておりますヘルパーさん、あるいは介護施設で勤務してます、指導員を含めたヘルパーさんとか、色々そういう方がおりますが、それらの方々が介護保険の制度が平成12年から始まりまして、今年度で9年間が過ぎます。そしてまた、来年度から第4期ということで10年目に入っていく訳ですけども、この間、介護の費用がどんどん伸びたということで、報酬部分がカットされてきました。

そうしたことによりまして、介護の現場で働く方々が非常にきつい、汚い、嫌だ、とか、色んなことで従事される方が減ってきております。ということです。その処遇改善を図る為に、今回3%程介護報酬を引き上げるといふ、国の方針であります。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

基金を積立てる額とありますが、当初の基金は出遅れですか。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

基金の額は、厚生労働省が制定しております、介護保険にかかるワークシートが一応ありますけど、その中で算定されておまして、本村の場合は、870千円が交付されております。その中で、370千円程が、この報酬部分に当てられるということになります。そして、それを21年度と22年度に割り振って、保険料の部分に当てるといふことになります。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この介護従事者の処遇改善ということでの基金条例なんですけど、本村のいわばヘルパーを要請して一時期人材を育成をしなければいけないということで、ヘルパーを要請した経緯があったんですが。それから、かなり時が経って、私の地域で身近に見て感じることは、当初ヘルパーの講習を受けて資格を頂いた。

ところが、自分の親の介護で目いっぱい、他の対象者を見ることが出来ないというような現状があると。そこで、その従事者辺りのヘルパーさんを、これから先はもっと要請していかなきゃいけないだろうと。

但し、そういう人材がそこに限られると。そういう1つの悩みもある訳ですけど、法律は法律で、これはそう決まっている。そして、条例にまた条例を作るという形で理解は出来るんですが、本村の今後の介護従事者辺りをどのように増やしていくのかなというような悩みと申しますか、デイサービスから、あるいは身の回りの世話からというので、どうしても必要な人たちは多くなってくると。そこら辺をどのように、介護保険特別会計の中でも良いんでしょうが、この場をもって分かれば、考え方を含めて説明を願いたい。

ヘルパーが現在何人いて、どういう形で活動してるとかということも分かれば、説明を願いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

村では相当の数の方を養成した訳ですけども、やはり高齢化になってきたとか、あるいは家族の介護とかいうこと等、あるいはまた他人に入られるのが嫌だということ等で、実際介護サービスを受けている方は、本当に2、3軒ですかね。そういうことになってると思います。村でも要請をした以上、その公費を使っている訳ですから、お願いするんですけど、なかなか上手くいっていません。保健所の方からもその都度、本人さんにも話をかけたり、あるいはまた今後の要請についても、色々一本釣りで話をしてみたりするんですけども、それなかなか上手くいかないという状況です。

それから、介護サービスを受けている方が何人いるのか、ヘルパーを何人派遣しているかという

ことについては、私も資料を持ってきてませんので、委員会が何か当初の予算委員会が開かれるということは聞いておりますので、そこで担当の方に詳しく説明をさせたいと思います。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第5、議案第7号、十島村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第5、議案第7号、十島村介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第6 議案第34号 平成20年度十島村介護保険特別会計補正予算第4号についての件

○議長（日高通君）

日程第6、議案第34号、平成20年度十島村介護保険特別会計補正予算第4号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第34号について、ご説明を申し上げます。本案については、平成20年度十島村介護保険特別会計介護保険事業勘定補正予算第4号についてでございます。

予算の総額ですけれども、1ページにお示ししておりますように、歳入歳出予算の総額であります。それぞれ887千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ992,997千円と定めるといふことでお願いをしてございます。これについては、介護保険事業勘定の歳入歳出の予算でございまして、総額から歳入歳出それぞれ887千円を減額し、歳入歳出予算の総額がそれぞれ91,608千円と定めるといふことになっております。

それでは、まず歳入から申し上げますけれども、保険料で597千円。

それから、国庫負担金で438千円、調整交付金で110千円。いずれも介護給付費の減少に伴って、減額するものとなっております。

それから、国庫補助金につきましても、地域支援事業費で369千円の減、それから、事業量の減少によるものとなっております。

また、国庫補助金のうち介護システム改修分と致しまして、656千円を計上しております。

尚、今回介護施設従事者にかかる介護報酬が、先程の条例等の説明でもありましたように、3%引き上げられたことに伴いまして、その財源分及び啓発等にかかる費用として870千円が交付されることとなっております。

支払基金につきましても、679千円の減額で、介護給付費の減によるものであります。

それから、県支出金につきましても274千円の減額で、これも介護給付費の減少によるものであります。

繰入金につきましては、介護給付費の減額として274千円を減額しております。また、介護システム改修等にかかる分と致しまして、712千円を一般会計から繰出すこととしております。

次に歳出ですけれども、8ページであります。

まず、総務費で1,313千円。これは、介護システム改修等にかかるものとして計上しております。

それから、保険給付費では2,188千円を減額しておりますが、居宅介護サービス費等の減少によるものでございます。

それから、基金積立金につきましては871千円を計上しております。これにつきましては、歳入でも申し上げましたが、介護報酬の引き上げによる国からの財政支援分を第4期の介護保険料に充当する為に、平成21年度保険料及び22年度保険料として積立てるものでございます。

あとは、予算の整理ということになっておりますので、簡単ですけれども説明を終わります。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

ちょっと訂正をさせていただきますが、村長が読み上げました1ページの歳入歳出予算総額で992,000千円となっておりますが、これはタイプミスだと思いますので、差換えさせていただきます。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これより、しばらく休憩します。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、平泉二太君。

○4番（平泉二太君）

予算には直接関係無いんですけど、途中の予定報告の中にこれを、24年末で医療施設が廃止されるとあるんですが、これは後の受け入れ先とかそういうような・・・。

以前も尋ねたことがあると思うんですけど、そういう調査とかそういうのを行ってますか。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

村長が提案理由でも申し上げました通り、療養病床棟に入ってる方が、村に5人程おります。この方々が、24年には介護の保健施設なり、あるいは在宅で引き取って頂くというふうになるかと思えます。ただ、まだはっきりはしませんけども、今病院に入っている方々の病院の方が、そういう保健施設に移行するんじゃないかというふうなことも考えられます。

まだ、今の調査の段階では、24年度までに移行するという明確なことは来ておりませんが、そういうふうになるのではなかろうかというふうに検討が、あるいはそういう事業者の方から情報は来ておりますので、まだはっきりした情報は終わっておりません。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

1点だけです。8ページの介護サービスの経費なんですけども、予算は6,700千円で2,30

0千円の減額となっておりますけども、この要因について説明をお願いします。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

予算編成にあたりましては、前年度の動向等を見ながら、あるいは第3期の計画の状況を見ながら予算を計上してる訳ですけども、このサービスの利用の変動があったということです。去年よりもサービスの変動が多くて、利用者が少なかったということで、減額になってます。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第6、議案第34号、平成20年度十島村介護保険特別会計補正予算第4号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第6、議案第34号、平成20年度十島村介護保険特別会計補正予算第4号についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第7 議案第35号 平成20年度十島村簡易水道特別会計補正予算第5号についての件

○議長（日高通君）

日程第7、議案第35号、平成20年度十島村簡易水道特別会計補正予算第5号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第35号について、ご説明を申し上げます。本案については、平成20年度十島村簡易水道特別会計補正予算第5号でございます。

まず歳入歳出の総額でございますけれども、同じく1ページで637千円を減額致しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ69,325千円と定めるということでお願いをしております。

まず歳入ですが、6ページ、7ページから説明を申し上げます。歳入についてですけれども、事業収入の使用料で1,118千円を減額しております。これにつきましては、使用者の使用水量の減少によるものであります。

それから、県の支出金で417千円を減額しておりますが、これにつきましては、予算執行による減額ということでありまして。

それから、一般会計の繰入金で868千円を増額しております。これにつきましては、機械器具の購入、工事請負費の増額によるものであります。

それから次の歳出ですが、維持管理費の需要費の消耗品で22千円を減額しております。これにつ

きましては、公有財産購入費への費目更正であります。

それから、委託料の保守点検委託料で1,756千円を減額しております。その他、委託料で水道水質検査を150千円減額致しましてしておりますが、これは予算執行による減額でございます。

それから、備品購入費の機械器具費で1,143千円計上してございます。これにつきましては、平島の送水ポンプが作動しなかった際の緊急対策用の発電機による送水にかかるものと、それから、小宝島の淡水化施設内の送水ポンプ2機のうちの1機が故障の為に、これを交換する予定にしております。

簡易水道施設改良工事の工事請負費で予算執行によりまして、1,116千円を減額しております。これにつきましては、諏訪之瀬島漏水工事の1,640千円を計上している関係で、このような相殺での減額ということになります。

簡単ですけども、以上で説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

ただいま、十島村簡易水道特別会計補正の第5号の説明があったところでございますが、1ページの平成20年度の1表でございます。その中に地方債の欄が抜けておりましたので、お手元に配布しているやつと差換えさせていただきます。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

この補正予算の部分とは直接的には関係無いんですが、以前から言ってます中之島地区における一部地域の水道水の濁りの関係。その後、何らかの対応策等を考えているのかどうなのか。何か具体的に方策等を打ち出す考えがあるのか。その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

中之島の高尾地区のことだと思います。

○2番（永田和彦君）

違うよ。サト地区。

○経済課長（松下賢次君）

あっ、里地区の。ええと、水が上がらないというやつですか。その、水圧が無くて。

○2番（永田和彦君）

いやいや、濁りでいいの。里地区の上の方の4、5軒がずっと水道水が濁ってるというのを前も言ったことがあると思うんですけど。

○経済課長（松下賢次君）

あれは、アレを通してない。山水を引いてるのが普通じゃないんですか。

○2番（永田和彦君）

だから、そこら辺を何か、濁りの部分を解消出来るような形の対策を何か考えてるんですかって。前もそういう話を。

○議長（日高通君）

しばらく、休憩します。

協議会へ移します。

協議会

○議長（日高通君）

休憩します。

25分に、お集まりください。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程のご質問の件でございます。これは4ヶ所程、そういう地区があるということで苦情が参ったそうでございますけど、調査した結果、村の浄水施設を通らない高い所にあるものですから、山水をそのまま引いて給水してるという状態でございます。この件につきましては、低い所から高い所に給水する訳ですので、送水ポンプとか、それから、高低の差によってポンプ等とか、そういうのも変わってきますので、調査・設計をしまして、また新たに引き直さなければいけないということでございます。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

実際そういう方法を取らないと、どうしてもクリア出来ないのかどうなのかというのは、私も素人ですから分かりませんが、であれば、尚更のこと逆に引っ掛かるのは、山水を引っ張ってるといふ事実がありながら、水道メーターを通ってる訳ですよね。それで料金が発生している事実がある訳ですよね。その点については、どのように処理をされるつもりですか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

その浄水場を通ってない訳でございますので、今後の取扱いについては、執行部の方と話をすべきじゃないかなと、検討していかなくちゃならないのではないかと考えております。

○議長（日高通君）

これより協議会へ移します。

協議会

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第7、議案第35号、平成20年度十島村簡易水道特別会計補正予算第5

号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第7、議案第35号、平成20年度十島村簡易水道特別会計補正予算第5号についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第8 議案第36号 平成20年度十島村後期高齢者特別会計補正予算第1号についての件

○議長（日高通君）

日程第8、議案第36号、平成20年度十島村後期高齢者特別会計補正予算第1号についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第36号について、ご説明を申し上げます。本案については、平成20年度十島村後期高齢者特別会計補正予算第1号についてでございます。

まず1ページの予算の総額でございますけれども、第1条で306千円を追加致しまして、歳入歳出予算の総額を、それぞれ8,076千円と定めるということで、お願いをしております。

次に6ページの歳入から申し上げますが、後期高齢者医療保険料につきましては、特別徴収分と普通徴収分の組み替えを行いついて、45千円の増額をしております。

それから、繰入金につきましては348千円減額を致しておりますが、保険基盤安定繰入金の減額によるものでございます。

それから、諸収入については、後期高齢者医療システム改修費の補助金として、606千円を増額しております。

歳入は終わりました、歳出ですけれども、総務費において後期高齢者医療システム改修費として607千円の増額をしております。これにつきましては、保険料軽減及び被扶養者保険料負担軽減に係るシステム改修分としております。

それから、後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、301千円を減額しております。主なものと致しましては、保険基盤安定負担金の減額によるものでございます。

以上、簡単ですけれども説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

歳入の特別徴収保険料と、普通徴収保険料の組み替えを行ったということなんですけど、その理由というんですか、その中身を説明して頂きたい。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

これにつきましては、年金から引かれる分と、それから普通徴収する分というふうに分けてるということです。申し出があった分は、ですね。

○議長（日高通君）

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

当初から年金から引くとかいう形でやってたと、今の説明だとその制度が変わって、こういうふうに変えたということですか。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

私も1月に課長になったばかりで、この交付制度がよく分からないんですけども。ちょっと、確認します。すみません。確認させてください。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

先程のをちょっと撤回させていただきますけども、当初、予算計上する時に後期高齢者連合からこの負担割合を、8対2で算定するようにということがあったんだそうです。そうした結果、実績としてこういう額になってきたということで、予算を組み替えたということになってるんだそうです。

失礼しました、訂正します。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

当初、負担割合が分からなかったんだそうです。特別徴収をどれだけ組んで、普通徴収をどれだけ組むかということが。それで、8割を特別徴収分で見てくださいと、2割を普通徴収分で見てくださいという指示がきたんだそうです。

そして、実際それで徴収をしたところ、このようになって、現在65対35ぐらいの割合になってきたということで、予算の組み替えを行ったということでございました。

○議長（日高通君）

しばらく、休憩します。

協議会へ移します。

協議会

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、議案第36号、平成20年度十島村後期高齢者特別会計補正予算第1号についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 8、議案第 36 号、平成 20 年度十島村後期高齢者特別会計補正予算第 1 号についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

本日の会議時間は、審議の都合によって予め延長します。

- △日程第 9 議案第 11 号 平島大浦レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件
- △日程第 10 議案第 12 号 平島東之浜レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件
- △日程第 11 議案第 13 号 諏訪之瀬島レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件
- △日程第 12 議案第 14 号 悪石荷積岬レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件
- △日程第 13 議案第 15 号 小宝赤立神レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件
- △日程第 14 議案第 16 号 宝島イマキラ岳レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件
- △日程第 15 議案第 17 号 宝島大籠レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件

○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第 9 議案第 11 号、日程第 10 議案第 12 号、日程第 11 議案第 13 号、
日程第 12 議案第 14 号、日程第 13 議案第 15 号、日程第 14 議案第 16 号、
日程第 15 議案第 17 号、

の 7 件は関連がありますので一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、

日程第 9 議案第 11 号、日程第 10 議案第 12 号、日程第 11 議案第 13 号、
日程第 12 議案第 14 号、日程第 13 議案第 15 号、日程第 14 議案第 16 号、
日程第 15 議案第 17 号、

の 7 件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 11 号について、ご説明を申し上げます。本案については、指定管理者の指定についてでございます。

レクリエーション施設の指定管理者を指名しようとするものでありまして、平島の大浦レクリエーション施設を平島自治会自治会長日高春美氏を指定管理者に指定するものでございます。指定の理由と致しましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行できる団体であると認め、選考を致しました。指定期間は、平成 21 年の 4 月 1 日から平成 24 年の 3 月 31 日までの期間としております。

次に、議案第 12 号でございますが、同じくレクリエーション施設の指定管理者を指名しようとするものでございます。同じく、平島の東之浜レクリエーション施設を平島自治会自治会長日高春美氏を指定管理者に指定するものでございます。指名の理由と致しましては、先程と同様であり

まして、管理運営の遂行が出来る団体と認めての選考と致します。指定期間は、平成21年4月1日から平成24年の3月31日までということで、お願いをさせていただきます。

それから、議案第13号であります。本件につきましても、レクリエーション施設の指定管理者を指名しようとするものでございまして、諏訪之瀬島レクリエーション施設を諏訪之瀬島自治会の自治会長山木廣美氏を指定管理者に指定するものであります。指名の理由と致しましては、先程申し上げたことで、今後も施設の管理運営を遂行出来る団体であると認めて、選考をしたものでございます。指定期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの期間としております。

それから、次の議案第14号ですけれども、同じく指定管理者の指定でありまして、悪石島荷積岬レクリエーション施設を悪石島自治会の自治会長有川幸則氏を指定管理者に指定するものでございます。指名の理由と致しましては、同様に管理運営を遂行出来る団体であると認めて、選考したものでございます。指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの期間としてお願いをさせていただきます。

次に、議案第15号ですけれども、同じく指定管理者の指定についてでございますが、小宝島赤立神レクリエーション施設を小宝島自治会自治会長岩下正行氏を指定管理者に指定するものでございます。指名の理由と致しましては、同様でございます。今後とも施設の管理運営を遂行出来る団体であると認め、選考をしたものであります。指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの期間としてお願いをさせていただきます。

次に、議案第16号ですけれども、本案につきましても、指定管理者の指定でありまして、宝島イマキラ岳レクリエーション施設を宝島自治会の自治会長松下直志氏を指定管理者に指定するものでございます。指名の理由と致しましては、同様に、施設の管理運営を遂行出来る団体であると認めまして、選考をしたものであります。指定の期間は、平成21年の4月1日から平成24年の3月31日までの期間としております。

次に、議案第17号ですけれども、本案につきましても、指定管理者の指定についてでございますが、宝島の大籠レクリエーション施設を宝島自治会自治会長松下直志氏を指定管理者に指定するものであります。指名の理由と致しましては、先程から申し上げておりますように、施設の管理運営を遂行出来る団体であると認めて、選考をしたものでございます。指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの期間としてお願いをさせていただきます。

以上で、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

2点程、お伺いしたいと思います。

まず、この各施設を委託するにあたって、委託管理料をちゃんと払ってる施設と払ってない施設とが確か前の時にあって、何回か不公平が生じてるのではないかとということを質問したような記憶があるんですが、その後それを精査して、どのようにされたかを伺いたい。

それと、今回の個々の中には入ってないんですけど、指定管理は他にも指定管理で色々委託しているものがあるんですが、ここのところちょっと色んな他の島やらの話を聞いてますと、漁業。特に、漁業施設の製氷施設等が大分老朽化等して、中の機械を総入れ替え等をしているんですが、その際に受益者負担、何割ですかね。3割かな。3割というのが出てきてると思うんですが、製氷施設と確か予算で入ってますが、来年度予算等で5,000千円ぐらい。まあ、結構な額だと思うんですが、すごい受益者負担とすると相当な額になると思うんですが、これをそのまま本当に受益者負担にさせて良いのかなという気持ちがちょっとあります。それは何でかということ、結構高額な額になってくると、負担した人たちが自治会みたいな全体で運営してるような所だと良いと思うんですけど、それがごく一部の組合員として、数名の人たちが運営してるような状況だと、その人たちが受益者分といってお金を出すと、「いや、これは俺たちがお金を出した分だ。」ということを主張して、この公益性が何か逆に無くなってしまいはしないかなというような点等もあるんですよね。だから、その辺りをもう一回、ここで見直すべきではないかなと思うんですが。

それと、やはり3割の受益者負担というのは、結構島の人にとっては負担になってるという等もあるので、その辺りも考えるべきではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今、質問のあった指定管理料でございますけど、今、11号・12号・13号・14号・15号・16号・17号まであがってます。その中で、指定管理料を払ってないのは、16号のイマキラ岳レクリエーションですかね。これだけは払ってないようでございます。今ここに、お手元にあるのが、20年度の予算書をここに出してますけど、平島のレクリエーション施設が、20年度の実績が23千円ございましたので、それを新年度で計上してるのではないかと考えております。

それから、この中で1番高いのが、それぞれその施設によって装備されてるようなシャワー施設とか、それからトイレとか。そういうのなんかで水量とか、また電気代とか。そういうのなんかで各施設で大分高い所もあれば安い所もあります。高いのはここでいうと、諏訪之瀬島のレクリエーション施設ですかね。こちらの方が色々、シャワーとか諸々、色んなのが施設が整備されてる為に高い訳でございます。

2番目にご指摘のあった、製氷施設の件でございますけど、今、受益者負担ということで3分の1頂いてる状況でございますけど、今3番議員さんの指摘のあった少数人数の所であれば、これだけのことを自分たちが払ったんだから何か独特の、何て言うんですかね。使用料みたいなのを自分だけで払ったからということで、権利書というか、そういうのをされればですね。島の方なんかも、普通夏場なんか利用される訳で、使用される訳ですから、どうしても受益者負担金というのは、当初、指定管理を設けた時にですね、条例で謳ってる訳でございますので、そういうところの問題が出てくれば、この施設そのものもやはり3年ぐらい経って、今こういう見直しというところに来てますので、その負担金そのものの考え方とか、そういうのをやはりちょっと考えなくてはいけないのではないかなとは思っております。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

何回も同じことを私もいうようでアレなんですけど、そういうふうに感じているのであれば、是非、ちゃんと部内で話をして、この管理料の辺りの考え方等を、ちゃんと考えて頂きたいと思うんですけど。それと、さっき言った高額な改修等を行った時の受益者負担分等は、今から多分、機械等はどんどん古くなってくるんで、今からまだまだやはりそういうのが出てくると思うんですよ。

だから、漁業施設なんかにしても、何の為にその施設を住民が望んでるかというのと、「漁業を営む時に必要だからこそ造ってください。」なんかそうなってくると、その施設を運営するが為に働いてるような感覚。本来の為に仕事をしてないような感覚に、自分はちょっと感じるんですよ。何の為に漁業振興してるのかと。なんか違うところに行ってるような気がするんですけど。

そういうことが今ちょっと出てきてるので、「もう一度これについて考えて頂けませんか。」ということを、私は言ってるんで、ちゃんとこれに対しては、別に今「議会で答えを出せ。」という訳ではありません。だけど、今からどんどんそう変わってくる、色んな物がまた壊れてしていく訳ですから。

「なるべく早くそれに対しての答えを出して頂きたい。」ということです。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

本年度でも、ある島でこういう事例がございました。話をすればどの島かというのは大体分かるんじゃないかなと思うんですけど、魚さばきというのがあるんですけど、ミンチとかそういうのをする為に飛び魚はどうしても3枚に下ろさなければいけないということで、自動的に。まあ、半自動的にですかね。完全に首も落として、そして完全に3枚に下ろして、骨と身ときれいに分けて、それをもってすり身にしてやる画期的なものがあったんですけど、それをそこの自治会の方をお願いして、やはり「婦人会とかそういうのが使われるんじゃないでしょうか。」と。それで自治会の方で指定管理ですから、買って頂ければまた婦人会とか、勿論、漁業をされる方もそうですけど、そういう方なんか

で皆で利用できるんじゃないでしょうか。

1番さっき話をしたのは、その漁業される方に話したんですけど、多様化があるんじゃないかなということで、「部落になり、かけてやった方がどうですか。」と言ったところが、自治会の方としても「いや、これはやはり漁をする人は殆ど使うんじゃないかな。」ということで、それはもう自治会で受け取ることは出来ないと。その道具をですね。

やはり漁をする人なんか「ご負担願ってください。」ということでされまして、まあ、高額な金額だったので、その漁をされる方なんかがですね。今回はまた見送ろうということになった経緯がございます。

そういうのを考えれば、やはり県の方の水産を担当する人が考えれば、飛び魚の取れない時期にそうして確保をして色々なすり身とか、そういうような特産品に繋がるから地元雇用も生まれてという色々頭にシミュレーションを描いてみたいだったんですけど、結局そういうふうで頓挫してしまって、そういう経緯がございました。

そういうのなんかを考えれば、やはりこう指定管理者も聞かれて何年か経つ訳ですので、色んな面で地域にそぐわないのも出てきてるんじゃないかなというふうな感じはします。やはり部内で考えて、色々な検討をしていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

3番、前田功一君。

○3番（前田功一君）

私が言ったこの思いはちゃんと受け取って、前向きに改善して頂けるということで、そういうふう

に受け取ったということで宜しいんでしょうかね。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この指定管理者制度というのは、平成18年に本村の場合は導入した訳なんですけども。

まず、従来は村の直営、あるいは委託というものは地方自治法の改正によりまして、多くの住民に開放する為に利便性を図ろうということで、この制度が導入されて本村も即改良して、現在60近くの施設を地域の集落を中心に、その協定を元にして委託しているというような実態になってる訳です。

確かに、国が定めた考え方につきましては、その施設の利便性、つまりその集約を図ろうというようなこと等も中にあったかと思うんですけども、本村の場合は受けるだけの団体が制約されると。特に、集落等の方に押し付けみたいなのが実態じゃないかということは、感じております。

それで、指定管理を受ける際の基準の中に、当然その施設については、こういう内容で村の方と自治会なり、あるいは漁業団体との協定を結びましょうというもの、まず、議会に出す前に一応、関係機関の方に示しの付く。その中には、協定料としまして「年間にいくら払いましょう。」、あるいは「補修等が発生した場合は、2対8の割合でしましょう。」というものを示した上で、村の方はその関係機関のどういう意向を受けて、議会に提案をするという形を取ってきてる訳なんです。しかし、実態の中ではなかなか不満も出てくるということ等は承知しております。

委託料等につきましては、年度協定の中で当然前年の収支状況を見ながら次年度に、その差額相当については、次年度の年度協定の中で反映させましょうということ等で、まず、その集落の方にはそんなに大きな負担をかけていないんじゃないかなという気がしております。

ただ、今議員が言われますように、大きな補修等が発生した時に、なかなか指定管理者側の方も受益者の方から使用料金等を、本来ならば徴収して、それに当たるべきものを財源として確保しておく必要があるんでしょうけども、なかなかそこまではいってないというようなこと等も聞いております。

そういうこと等で、かなり大規模な補修が発生した場合には、村の方にも不満というもの等もぶつけてくるもの等もありますので、その負担割合というもの等を先程経済課長が説明しましたように、3割負担というようなもの等もありますので。これ0負担ということは、なかなか考え難い面もあるかと思いますが、例えば、金額の代償によって3割、あるいは2割というような額の設定を設ける必要があるのかなということ等は感じております。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

ここに入っていない2か島があると思うんですよ。これはもう既に、指定管理が決まってるというふうに理解して良いんだろうと思いますが、その通りかどうか。

それから、少なくとも宝島では大籠レクリエーションセンターの使用料が、確かあったと記憶を。300 円かいくらかだったような気がするんですけどもね。そういったものも、この管理者がやるんだろうというふうに。今まで出張員が、これしたんですかね。そういう具合になるのかと思いますが、今言う管理者手当てですか。そういったものも発生する。

それから、もう1つ今言われている1番大きな問題は、何かあった場合の改修について負担する訳ですよね。発生するんですよ。そういうことも、この方々、皆さんも充分この条例を理解して受けてるのかなと。まあ、うちの会長なんかはちょっと知ってたようですけども、私が知らない。

その辺、ちょっと説明願いますか。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

法律の改正は平成17年にやった訳です。その法律の改正に合わせて、17年度の村政座談会の中で、各集落の方には説明しております。また、併せて議会の方にも、条例が整う前に協議会という形で、こういうようなもの等の施設を指定管理者として、一応、候補者としてあげているんだと、広報としてあげているんだということ等は説明しておりますので、何らかの負担があるということ等は、承知してるんじゃないかと思っています。

○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

その使用料なんです、管理者が例えば、大籠海水浴場のテント張り場でいくつかり入ります。1人につき300円でしたかね。ですか。使用料があることは、あるんですよ。それをいちいちチェックして、そして羽が生える度なのか分かりませんが、先程も、やはりするということですよ。

本当に把握は出来るものなのかなという心配は、ちょっとあるんですけども、その辺、やはり食べ物も頂く物は頂いて、使うものは使ってもらくというふうな、やはり確実にしていかなければいけないというふうに思うんですが、また、何か色んな機会を捕まえて協力してもらうようにしなければいけないと思いますけど、その辺の考え方、どんなふうに考えてますか。確実に徴収するという方法を、どんなふうに考えてるか。してもらおう為にですね。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

協定者の中に、利用料金の規定も規定しております。それは、当然条例に基づいた形での協定内容になる訳なんですけども、当然指定管理者側の方で利用料金は徴収するという言づてになっております。

その前に、まず、この利用施設を使用する場合には、必ず指定管理者側の方に申請書をあげるという条例規定になっております。それは、全ての施設もそうなんですけども、その申請があがった段階で管理者側の方が何人の利用で、いつからいつまでということ等を把握出来るということ等での対応じゃないかと思っています。

それから、宝島につきましては、たまたま出張所の方で、出張員の方にも協力はさせて欲しいというような話がありますので、そこは出張員の方にも直接私の方から連絡を入れて、そういう要請があった場合には、料金徴収までお願いして欲しいということ等は一応伝えて、その旨でされてるんじゃないかと思っています。

○議長（日高通君）

5 番、平田傳義君。

○5 番（平田傳義君）

もう1点だけ。この広報ですよ。当然、本船「としま」に乗って行かれる方々だと。

例えば、船でそういう案内をするということも含めて、されていくんだろうと思いますが、そうであるかどうか。最後に確認して、この件については、私はありません。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

集落内で利用する場合は、殆ど使用申請書みたいなものは取っていないんじゃないかと思うんですね。その集落の方が使う場合に。たとえそれが観光施設であっても、あるいは産業施設であっても一緒じゃないかと思うんですけども、基本は一応、「申請書を指定管理者側にあげなさい。」というのが規定になっております。特に、観光施設を利用する場合には、「その申請書を出しなさい。」という広報は、特段、定期船の中でも取っていないというのも実態です。

ところが、そういう方々が島に来島したということ等は、概ね大体分かるんじゃないかと思うんです。その際に、宝島辺りはたまに巡回して、「あなたは申請書出してますか。」ということ等は確認してるということは聞いております。

○5番（平田傳義君）

そうする考えは無いということですね。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

悪石島の荷積岬レクリエーション施設ですかね。確か以前、指定管理者から外してくれと頼んだような記憶があるんですが、未だに台風の被害を受けて殆ど利用されてないんですよね。

よって皆既日食にも危険だからということで、「何か対策をしてくれ。」と頼んだ記憶があるんです。それもまだ、そのままの状態です。あの時私が言ったことは、忘れられたんですかね。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

忘れた訳ではなく、ちゃんと覚えてます。

しかし、今回皆既日食がある為に新年度の方の予算で、あそこには危険であるという旨の、やはり支援なり、そういうのをしなければいけないんじゃないかと思っております。

指定管理者を外してくれということでございますけど、今のところは、まだ一応、トイレとかそういうのはある関係上ですね。外せない状態にあります。

○議長（日高通君）

7番、有川和則君。

○7番（有川和則君）

トイレにしても、ありはするんですが、今は山羊が殆ど利用してるんですよ。

ところが、水を止めて行ったら、とにかく危険ということで、もうそこには立ち入らないように、神社から下もあそこで食い止めても良いんじゃないかなという、そのぐらいの考えです。事故があった場合に、その責任は当然、指定管理者の方に来る訳ですから、そこら辺は充分考えてください。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

すみません。ちょっと確認だけです。

議案第15号の小宝島のレクリエーション施設、この施設まで海水浴場の部分までの歩道というか、人が通れるような形での道路の整備計画等は、村の方では何も考えていないのか、その点だけ聞かせてください。

ちょうど小宝島の住民の方から、「出来れば日食に合わせて整備等は出来ないのかな。」ということ、を、議会では是非、取り上げて欲しいという声があったものですから、確認をさせてください。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今のところは、その整備する計画は入っておりません。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

このことは1年か2年ぐらい前にも一度、議会の場で私は質問したことがあると思いますが、地元の声でやはり、今現在、牧場内を突っ切って行かないといけないと。

そういった部分も含めて、何らかの手立てをして欲しいという声がありますので、是非また、予定では6月議会、おそらく小宝島ということで話を聞いておりますので、また、その時にでも、現地でそういったものも考慮して頂ければと思います。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。

これから、

日程第9 議案第11号、日程第10 議案第12号、日程第11 議案第13号、
日程第12 議案第14号、日程第13 議案第15号、日程第14 議案第16号、
日程第15 議案第17号

の7件を一括採決したいと思いますが、一括採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認め、一括採決することと致します。

お諮りします。

日程第9 議案第11号、日程第10 議案第12号、日程第11 議案第13号、
日程第12 議案第14号、日程第13 議案第15号、日程第14 議案第16号、
日程第15 議案第17号

の7件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、

日程第9 議案第11号、日程第10 議案第12号、日程第11 議案第13号、
日程第12 議案第14号、日程第13 議案第15号、日程第14 議案第16号、
日程第15 議案第17号

の7件は、すべて原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第16 議案第19号 あかひげ温泉保養センター施設の指定管理者の指定についての件

△日程第17 議案第20号 湯泊温泉保養センター施設の指定管理者の指定についての件

△日程第18 議案第21号 小宝島温泉保養センター施設の指定管理者の指定についての件

△日程第19 議案第22号 宝島友の花温泉保養センター施設の指定管理者の指定についての件

○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第16 議案第19号、日程第17 議案第20号、日程第18 議案第21号、
日程第19 議案第22号

の4件は関連がありますので一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、

日程第16 議案第19号、日程第17 議案第20号、日程第18 議案第21号、
日程第19 議案第22号

の4件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第19号について、ご説明を申し上げます。本案については、指定管理者の指定についてでございますが、温泉保養センター施設の指定管理者を指定しようとするものでございます。

まず、平島のあかひげ温泉保養センターを平島自治会自治会長日高春美氏を指定管理者に指定するものであります。指名の理由と致しましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、併せて今後も施設の管理運営を遂行出来る団体であると認め、選考をしたものでございます。指定期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの期間として、お願いをしております。

次に、議案第20号の説明を致します。本案も同様に、温泉施設センターの関係ですが、湯泊温泉保養センターを悪石島自治会自治会長有川幸則氏を指定管理者に指定するものであります。指名の理由と致しましては、先程も申し上げましたように、今後も施設の管理運営を遂行出来る団体であると認めて、選考をしております。指定期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの期間として、お願いをしております。

それから、議案第21号をご説明致します。本案についても、指定管理者の指定でございまして、小宝島温泉保養センターを小宝島自治会自治会長岩下正行氏を指定管理者に指定するものでございます。指名の理由と致しましては、先程も申し上げておりますように、今後も施設の管理運営を遂行出来る団体であると認めて、選考を致しております。指定期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの期間として、お願いをしております。

次に、議案第22号について、ご説明を申し上げます。本案につきましても、指定管理者の指定でございまして、宝島友の花温泉保養センターを宝島自治会自治会長松下直志氏を指定管理者に指定するものでございます。指定の理由と致しましては、先程も申し上げておりますように、今後も施設の管理運営を遂行出来る団体であると認めまして、選考したものでありまして、指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとして、お願いをしております。

説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

ちょっと素朴な疑問といえますか、この自治会長となっておりますよね。今の自治会長だというふうに理解する訳ですが、3年間契約する訳ですけども、その間交代した場合は、会長でなければ良いんだと思うんですが、それでなければ勿論、そこの団体ということでこれは出てる訳ですから、そういう意味ではそうだというふうに思うんですが、その点は、もし、うちなんかも2年交代ですか。した場

合に、あと会長でなくなった場合の方法ですね。ちょっとそれだけ、説明を。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

その施設の代表者で当時の代表であれば、それは変わりはない訳ですので、それは変わっても問題は無いです。

例えば、十島村村長は今、敷根忠昭村長ですけれども、4年で審判される中での、当然交代はある訳ですので、考え方は一緒です。

仮に今、例えば、11号議案の平島のあかひげ温泉の自治会長が1年で交代しても、当時のこの4月1日からの自治会長であれば、その代表者である日高春美さんとの協定という形になりますので、問題無いです。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。

これから、

日程第16 議案第19号、日程第17 議案第20号、日程第18 議案第21号、

日程第19 議案第22号

の4件を一括採決したいと思います。一括採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認め、一括採決することと致します。

お諮りします。

日程第16 議案第19号、日程第17 議案第20号、日程第18 議案第21号、

日程第19 議案第22号

の4件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、

日程第16 議案第19号、日程第17 議案第20号、日程第18 議案第21号、

日程第19 議案第22号

の4件は、すべて原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第20 議案第24号 口之島運動広場管理舎の指定管理者の指定についての件

○議長（日高通君）

日程第20、議案第24号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第24号について、ご説明を申し上げます。本案につきましても、指定管理者の指定についてでございますが、口之島の運動広場管理舎の指定でございます。

皆既日食との関連事業の中で、口之島運動場広場の管理舎。トイレ、倉庫の改修に伴いまして、管理舎等の管理を口之島老人クラブに指定することとしたものでございます。以前より、老人クラブからも「この施設を利用するので、トイレの改修もやって欲しい。」ということで、地元の意向が強かった訳でありまして、今回、改修が完了した為に、地元老人クラブにおいて管理をして頂きたいということで、お願いをするものでございます。指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までとして、お願いをしてございます。

説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第20、議案第24号、指定管理者の指定についての件を採決します。お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第20、議案第24号、指定管理者の指定についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第21 議案第10号 口之島平瀬レクリエーション施設の指定管理者の指定についての件

△日程第22 議案第18号 さとの湯温泉保養センターの指定管理者の指定についての件

○議長（日高通君）

日程第21 議案第10号、日程第22 議案第18号

の2件を一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、

日程第21 議案第10号、日程第22 議案第18号

の2件を一括議題と致します。

本案については、議案第10号、議案第18号ともに日高助廣君に直接の利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第117条の規定によって除斥とし、日高助廣君の退場を求めます。

（日高助廣君 退場）

○議長（日高通君）

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第10号について、ご説明を申し上げます。本案については、指定管理者の指定に関するものでございますが、口之島の平瀬レクリエーション施設を口之島自治会の自治会長日高助廣氏を指定管理者に指定しようとするものでございます。指名の理由と致しましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、併せて今後も施設の管理運営を遂行出来る団体であると認めて、選考を致しました。指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの期間として、お願いをするものであります。

次に、議案第18号について、ご説明を申し上げます。本案につきましても、指定管理者の指定をしようとするものでございます。本案については、口之島のさとの湯温泉保養センターを口之島自治会の自治会長日高助廣氏を指定管理者に指定するものでございます。指名の理由と致しましては、先程から申し上げておりますように、今後も施設の管理運営を遂行出来る団体であると認めまして、選考したものでございます。指定の期間は、平成21年4月1日から平成24年3月31日までの期間としております。

以上で、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、

日程第21 議案第10号、日程第22 議案第18号

の2件を一括採決したいと思います。一括採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認め、一括採決することと致します。

お諮りします。

日程第21 議案第10号、日程第22 議案第18号

の2件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、

日程第21 議案第10号、日程第22 議案第18号

の2件は、原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第23 議案第23号 中之島西区住民生活センターの指定管理者の指定についての件

○議長（日高通君）

日程第２３、議案第２３号、指定管理者の指定についての件を議題とします。

本案については、永田和彦君に直接の利害関係のある事案であると認められますので、地方自治法第１１７条の規定によって除斥とし、永田和彦君の退場を求めます。

(永田和彦君 退場)

○議長（日高通君）

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第２３号について、ご説明を申し上げます。本案については、指定管理者の指定についてでございます。

中之島の西区住民生活センターの管理運営にあたって、中之島西地区区長永田和彦氏を指定管理者に指定しようとするものでございます。指名の理由と致しましては、指定管理者の要件を満たす団体であることと、今後も施設の管理運営を遂行出来る団体であると認め、選考したものでございます。指定の期間は、平成２１年４月１日から平成２４年３月３１日まででございます。

簡単ですが、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第２３、議案第２３号、指定管理者の指定についての件を採決します。お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第２３、議案第２３号、指定管理者の指定についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

△散会

○議長（日高通君）

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前１０時にお集まり下さい。

本日はこれで散会します。

お疲れ様でした。

3月11日（水）

△開議宣告

○議長（日高通君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表の通りとします。

△日程第1 議案第1号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についての件

△日程第2 議案第2号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分についての件

○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第1 議案第1号 鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少
及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についての件、

日程第2 議案第2号 鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分についての件

の2件は関連がありますので一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、

日程第1 議案第1号、日程第2 議案第2号

の2件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第1号について、ご説明を申し上げます。本案については、鹿児島県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び鹿児島県市町村総合事務組合規約の変更についてでございます。

議案の裏面に、別紙として事務組合規約の一部を改正する規約ということで出ておりますが、このように、大隈中部火葬場組合、あるいは始良伊佐環境保全センター管理組合及び肝属地区介護保険組合を削って、肝属地区一般廃棄物処理組合を大隈肝属広域事務組合に改め、鹿児島県後期高齢者医療広域連合の次に種子島産婦人科医院組合を加える。こういうことで、それぞれの組織の関係の削減等でございます。

この関係につきましては、総合事務組合の組織に関することでございますが、市町村の議会の議決を必要とするということでございますので、宜しくお願いを致します。

次に、議案第2号でございますが、同じく鹿児島県市町村総合事務組合の財産処分についてということでございます。

この関係につきましては、平成21年4月1日から、始良伊佐環境保全センター組合が解散すると。これは、合併に基づく関係だと思っておりますけれども、そういうことから総合事務組合を脱退することに伴う財産処分についての協議をしたいということで、お願いをしております。

説明が不十分かもしれませんが、説明を終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

ほかに質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。

これから、

日程第1 議案第1号、日程第2 議案第2号

の2件を一括採決したいと思いますが、一括採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

異議なしと認め、一括採決することと致します。

お諮りします。

日程第1 議案第1号、日程第2 議案第2号

の2件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、

日程第1 議案第1号、日程第2 議案第2号

の2件は、すべて原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第3 議案第3号 十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第3、議案第3号、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第3号について、ご説明を申し上げます。本案については、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、新たに非常勤職員の職として行政事務指導員を設けたいということで、お願いをしておりますが、本村はご承知の通り、現在、地方交付税等の大幅な削減を元に財源に合った人件費の削減対策として、職員の退職不補充措置を取っているところでございます。

このような中で、地方分権等により業務内容も多岐多様化しておりまして、また、若年層職員の増加等で行政事務に停滞を招かない為にも、事務の適正な推進を確保して、住民サービスの向上の為に行政事務に精通した、職務遂行能力の高い経験豊富な職員を非常勤職員として雇用する為に、新たにこうした措置を設けたいというものでございます。

報酬額につきましては、議案に示しておりますように、月額任用者で200千円。それから、日額

任用者で9,700円。その他、費用弁償として、一般職員の3級以上相当職の額とするということでございます。附則として、条例につきましては、公布の日から施行するということで、お願いをしておりますので、宜しくお願いを致します。

終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

村長の説明である程度のことは理解出来たんですが、行政専門事務指導というふうになっておりますが、どのような人材を既に考えておられるのか、まず、説明を求めます。

もう1点は、月額と日額というふうに、大抵こういうふうに他の条例でもなっているように思いますが、2つにして理由も説明願います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

任用の範囲につきましては、十島村行政事務指導員の職の設置等に関する要綱というもの等定めている訳なんですけれど、その中に国及び地方公共団体の職員として長年の勤務経験を有する者。それから、学識経験を有する者、更には、専門的な知識・経験を有する者。それから、公的資格を有する者というような方々の中から、村長が必要とする者等を月額の任用者、あるいは日額の任用者というような形で、非常勤職として考えていきたいというような考え方であります。

それから、2番目の方の月額と日額の考え方でございますけども、月額で雇用する際につきましては、月の勤務を20日以内という形で勤務してもらおうと。それから、日額につきましては、単に公務を、業務を要するという方々等を、例えば、学識の経験を有する方々を1日、あるいは2日というような形で来てもらうというような時に、非常勤職としての日額報酬を支給するというような形での任用を考えるというような考えであります。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

ということは、特定した人ということではないというふうに理解して宜しいかどうか。

今、説明があったように、何て言うんですか。それぞれの人材を、その時にするというような理解で宜しいんでしょうか。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

月額任用者につきましては、特定の方をお願いしようと思います。

日額任用者につきましては、当然、他に業務を抱えておりますので、その方は臨時的に随時お願いするというような雇用形態になるかと思えます。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

その点の内容は分かった訳ですが、そうすると一応、非常勤職員として雇うということで、なんだと思いますが、特定もされていらっしゃる訳でしょ。こういう人がいて、そして、雇用専門の方がいて、専門的な指導を受けようということで提案されてると思うんですが、その辺はまだ、誰をどうすると。一応、こういう方がいてということの提案だと思うんですが、その辺の説明を願えませんか。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

名前を申し上げる訳にいきませんので、月額勤務者につきましては、4月からお願いしたいという

こと等で考えているところです。その対象者につきましては、公務員歴の長年勤務を要する方という形をお願いしようかということで、村長と詰めております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

本案件に関しては、我が村にとっては、これから先、ますます煩雑した事務、あるいは地方分権、あるいは機関委任事務辺りが押し寄せてくる中では、絶対必要だというふうに認識は致します。事務処理等も勿論、これから行政サービスの上で絶対に必要と。

昨日も申し上げましたが、色んな都市っていうんですか。法律の改正によって、村にとって、地域興しにとって、大事なそういう事業辺りが国の方で制定されましても、我が村がどのようにそれを導入するかとか、色んな情報辺りも若干不足してるんじゃないかなという、そういう懸念もあります。

併せてそういうことも、この指導員が出来るのかどうか、そこら辺も出来ればそういう形で地域興し、いわば長年の公務員の経験者、あるいはそういう学識経験者という中においては、期待をしております。

あと、しょっちゅう言われますのが、本庁の職員の質のあり方とか、あるいは地域と行政区管内に本庁が無い為に、職員が本村の職員でありながら、地域の実態がよく把握されてないと。その為に、「住民のニーズにきちんと応えていないんじゃないか。」という不平不満も、過去においてからずっと聞かれてる状況であります。

それだけに、職員の本質と言えば中傷的になるかもしれませんが、職員の教育と言いますか。そういう方面の事務指導だけではなくて、職員の本質の指導辺りも、今まで以上に指導体制をちゃんと組んでやっていく方であればいけないと、私はそういうふうに思うんですが。

私は通常、職員の教育指導は副村長に、というような、過去の流れから認識してるんですが、今現状においては職員間、あるいは村長としては、職員の対質の改善とかいう、色んな本質的なものを教育していくのが、誰が担当するというふうに認識されてるのか、伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

自治体の職員の研修体系というものは、その研修の職員指導のあり方等は、例えば、職務も通じて、あるいは決裁とか、そういう職務も通じての指導。それから、集合研修に出す、あるいはその職員間においてグループ研修をするというような、そういう体系があります。本村の場合に、大変少人数の中で見てますと、大変忙しいというようなことで、日常業務に追われてる。この議場でも色々議論がありますが、なかなかそれ以上にこうあれば良い、あるいはこうしなくちゃいけない、というような、検討する時間さえも無いというのが実態のようであります。

そういう中で、なんとか職員の資質を高めていかなければならないというようなことで、決裁を通じて問題があれば呼んで、色々話し合ったりすることをしております。一昨年は、千葉の研修所にも幹部の皆さん方は研修を受けて頂きました。そういうことで、小さいからこそ皆で力を合わせていくような職場風土というものを作っていく必要があるだろうと思っております。

いずれにしても、今の勤務状況を見た時に研修要員、要するに研修とかに出した時に、その後をフォローする人、これを確保出来ないんですよ。そういう意味では、なかなか研修にも出せないというような状況があります。そういう中で、その仕事はどんどん変わってきているということで、世の中の行政の変化に追いついていないんじゃないかということを、大変心配しております。

そういう中で、何とかかんとか実務に負われながらも、処理はしてきているというような実態がありますので、そこを今後どうするかというような。人を増やせば良いということだけでも済まないんだろうなと思いながら、そこは本当に悩みであります。

それから、職員研修は総務課の所管事項でありますけれども、我々の特別職としても、その職員の資質向上に意を用いて、常日頃から「ほう・れん・そう」、「報告」・「連絡」・「相談」。この3つをするようにというようなことで、朝礼においても、昨年は村長の方からも4回程ですか。職員にお話をしたりというようなこともしております。

ところが、なかなかですね。忙しいものですから、もう相談を受けた時には全ては終わってるとか、

そういう実態もありまして、なかなか厳しいところがありまして、さりとて、手をこまねいているという訳でもありませんが、今後その職員の指導については、一生懸命努力をしていきたいというふうに思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

私の質問では、職員の質の向上。その為の指導教育は、担当と申しますか。相対的に村長なのか、副村長なのか、総務課長なのか。誰かが受け持つような、また、職員もそういう指導をする人がいるんだと。その人が指導したら、ちゃんと反省をしてやるんだというような流れが必要だと思うんです。その中で、私は副村長自らが国・県・町、色んな形で公務員歴もあり、そして、外部のそういう諸々も経験してみてる訳です。そういう意味からしても、副村長の再任ということも含めて、賛成をした1人であるんです。

ですから、この職員内のそういう統一をしていく為にも、指導監督は誰なんだというような、そういう認識と申しますか。職をわざわざ作らなくても、そういう認識を持つ必要があるんだろうかなという思いがします。

初歩的なことでは、住民に対する接遇辺りも含めて、過去から再三電話の対応が悪いんだということを住民から、あるいは住民以外の人たちからも指摘を受けながら、ここのところそれが物凄く改善されてきたと。それがまた評価となって、住民からの行政に対する信頼もある程度アップしてきたと。そのようなことも事実あるんですね。あるいは中にはそれを改善する為に、窓口を1つに置いて、総合案内所みたいなものを置いて対応した、電話の対応をした事例もありました。

それでも、なかなか体質改善がなされなかったというようなこともありまして、誰かがやるんだと、それに従うんだというような流れを、そこに作らなければいけないと思いますが、その点について、村長の考え方も含めて伺いたい。

また、今回4月から採用するという方の年齢と申しますか。定年退職をされた方なんだと、あるいはまた、私が心配してるのは、本村の中に臨時職員として入って、そしてまた慣れといえばおかしいかもしれませんが、かなり厳しくそういうものをやれる人材が欲しいというような思いがするんですね。どっぷり浸かってしまうと、なかなか身動きが取れなくなってしまうという。そういうような思いもしますので、これは事務指導職員ということで、また立場が違うのでしょうか、そういう意識の高い人。そういう人を選出して、指導員という形で採用されるのであれば、本村の変化していく事務処理の職員の能力アップに繋がっていくんだろうと。そういうような気がしますので、退職をされた方なのか、される予定の方なのか、もっと若い方なのか。その点についても伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この行政事務の指導員につきましては、勤務期間は1年間という形での規定になっております。

但し、1年更新で最大65歳までの方という形での規定にしております。うちの非常勤職員の中には60歳を超えている者、あるいは未満の者という者も、色々職種によってあります。考え方はそれと同じような考え方で必ずしも、60歳を超えているから行政事務の指導員という形でお願いしようということではないということでは理解して頂きたいと思います。

それから、もう1つ。本村の職員は今現在、県からの派遣職員を含めまして59名の職員体制です。国に示しました行政改革プランの中では58名の職員を維持しようという形で、国・県のほうに一応、村の計画を出しております。

そうしますと、今現在、県職を除きまして58名の職員を抱えてる訳なんですけども、そのうち27名の職員が本庁に勤務する、これは教育委員会も含めてですけど。27名の職員が勤務する訳なんですけども、何せ、先程、副村長の話もありますように、職員が一般事務に追われて、なかなか余裕的な勉強するぐらいの時間が持てないというようなこと等が実態ですので、これ以上職員を増やすということは出来ませんので、財源の範囲の中で、こういう形で事務に精通された、あるいは専門的な知識を有する者等を、その財源の範囲内で毎年、あるいは1名なのか、2名なのかということ等は、判断する必要があるんじゃないかと思ってるところです。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

職員の指導で色々ご指摘を頂いておりますけれども、一般的には一般職の場合の仕事の上では、やはりそこに設置をしてる訳ですから、やはり課長が目を通してちゃんと指導をする。

それから、地方自治法、あるいは地方公務員法。こういうものについては、やはり副村長がそうした法令的なものの指導をしてもらう。これがやはり基本的なことであろうと思っておりますけれども、村長自らも、それぞれの立場で職員に対するそうした指導は、ちょこちょこやっているつもりでありますが、一般的なもので、どうしてもこういうことは守ってもらわないといけないというもので、気付いた時は、私も自らそうしたことでやっておりますので、これからは職員の指導については、特に最近若い者が配属されておりますので、やはり島の状況が分かってない。歴史が分かってない。そういうような面では、大変苦勞もありますけれども、そういうものを教えながら指導をしていく。

それがやはり、本村の基本的な考え方ではないのかなと、私はそう思って、自助努力はしてるつもりですけれども、なかなか全般に対してのことだけで、個人個人についてはそうした機会を捕らえながらやっていくというようなことでありますので、今後もそうした方向でより良い指導をしていかなければいけないと、そういうふうに思って、努力をしたいと思っております。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

職員指導の中で今議員が仰った指導の中身というのは、主に職場指導の中の話しだろうと思っております。そういう意味では今の勤務状態から、なかなか集めて1つの勉強会をすとかいうような時間がなかなか持てないんですが、私が就任してから、確か7人程退職者が出ておりまして、若い方々が変わっておられます。この方々に、特に法律的なものの考え方、法律的なものの見方。そういうことが、なかなか勉強する暇が無いだろうというようなことで、決裁を通じて、その辺の考え方を、その起案が間違ってる訳ではないんですが、そういうことについて、どう考えるんだというようなことで、時たま時間を取って、話をしたりというようなことを重ねております。

それから、もう1つは、こういう考え方を持ってたんですが、実現しなかったんですけども。その若い人たちに対して、指導主義といいますかね。そういう人がついて、その人に村長が仰ったようなその時とかそういうこと、あるいは村の実状とかそういうことをマンツーマンで教えるというような、そういう指導者みたいなものを作ったらどうかというようなことも思っておるんですけども、今後そういうことも通じて、少ない職員でありますけれども、能力を高めて行政サービスの方法を図っていききたいと思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

分かりました。私が1つ懸念をするのは、村の考え方として、精通した人に職員の指導をしてもらうんだということですね。ただ、その中で指導じゃなくて事務処理に追われてしまうと、この難しい事務は全部やってもらうというような形になったんでは、本人にも不満が起こったり、出来たり、あるいは本来の指導力が発揮出来ないという場面も出てくるんじゃないかな。そういう思いも致します。

あと申しますのは、教育委員会の流れの中で派遣社会教育主事辺りを切られたと。その中で今度、課長が兼務すると。課長が本来の課長としての仕事をしながら、今度は社会教育主事の代わりもしなければいけない。ここのところを見ると、社会教育委員会の開催云々じゃないんですが、非常に地域がこれからコミュニティが必要だと、ますます必要になってくるんだと。まあ、事情考慮とか色々な形で地域をまとめていかなければいけないというような時に、肝心要の社会教育主事がいなくて、仕事がなかなかそこまで手を伸ばせない。というような事態も私は今起こっているというふうに認識してますんで、折角、指導員と。何処まで、本来の仕事をして、何処で指導をすれば良いのか、そこら辺はよく分かりませんが、そういう懸念も含めて、力を発揮して頂けるような環境を作って頂きたいというふうに考えます。その点については、どのように考えますか。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

議員の方で指導、指導ということで、ここの上部の中で言われますけども、先程申し伝えの形で本村の職員がなかなか退職時のそれに見合う職員採用が出来ないというのが実態な訳なんです。

職員は、日夜日常の業務に追いまわられて、なかなか休暇も取れない状況にもあります。特に、この20年度を見てみますと、休職の職員も発生しております。あるいは病気休暇でかなり体調を壊す職員もいます。それは何が原因かといいますと、業務の過重というものの等がそこにあるんじゃないかということが考えられる訳ですね。

そういうある程度改善してやらないと、それに続く職員が出てくるだろうということ等もありまして、今回は行政事務指導員という形の非常勤職員になりますけども、当然実務を担当してもらうと、実務の方も一躍担ってもらうということ等は考えております。

当然また、非常勤職員につきましては、長年、国、あるいは県、あるいは専門的な知識を有する方ですので、行政的に長い訳ですから、その職員に効率的なもの、あるいは住民との対応の問題等というものの等まで盛り込んだ形でして頂くというような考え方で、お願いしようかなと思っているところです。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

基本的な職員の定数管理の部分でちょっとお聞きしたいんですが、先程、総務課長の方から58名を維持したいということだったんですが、それは数の部分を今後ずっと維持していこうと考えている部分だとは思いますが、例えば、そこに予算の中に占める人件費の枠の割合というか、その部分の維持の部分との兼ね合いというか、そういった部分の考え方を聞きたいなど。

例えば、今盛んに世の中にいわれてるワークシェアリングのような、そういった発想。そういったものも、今後また本村においても検討する必要がある時期に来てるんじゃないのかなと思うんですが、その点について、どのように考えてるか伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

本村の今、職員の職種につきましては、一般職、それから医療職、それと船員職という3つの区分で成り立っている訳です。現在、その58名の中には3種の職種の中で、船員職につきましては22名。それから医療職につきましては7名、これは看護師職員ですけど。それを除いた者が本庁等での一般職員という形で勤務してる訳です。

本庁での一般職員の数をこれ以上減らすということになれば、当然行政サービスが低下する、あるいは職員が体調を壊すということが目に見えておりますので、それ以上減らすことはまず無理だろうということは考えます。それを補ってもらうものが、今回の行政事務指導員というような形での非常勤職員を増やしていきたいということは考えています。

あと、58名の方に必ずしもこだわることではないと思います。当然今後も減らすということ等は考えていく必要があるんじゃないかと思っています。それは、例えば、今、船員職で22名おりますけども、その一部について、外部委託というものの等は出来ないものかということ等は今、検討しております。それがあつて整えば、そこまで踏み込む必要があるのかなと思っています。

それから、人件費の割合ですけども、本村の事務経費の中に占める人件費につきましては、約3割を占めています。これはここ数年、地方交付税が減少されてくる中では、この推移を維持する形で取っております。実際に、決算の数値を見て頂いても、3億4、5千万円を前後するような形になります。当然、人を増やせば人件費は上がります。これは、必ずそれに付きまとう退職手当の負担金であるとか、あるいは共済費の負担というものの等も発生することを考えると、必ず人を増やせば増えます。

最近よく言われます、ワークシェアリング。結局、人を減らして、1人当たりの人件費を減らそう

という動きがありますけども、果たしてそれが本村の業務の中に馴染むのかという問題もあります。

実は、今年の1月の20日。19日だったですかね。行政改革推進委員会も開きました。その中でも、ある委員から本庁の職員を増やして欲しいと。

そして、もう1つは当然ワークシェアリングを導入して、1、2あたりの給与額を減らせばという話もあります。当然我々もそこは検討の材料にしておりますけども、実は、先週の行政改革推進本部。これは村長を本部長として、課長職で進める行政改革推進本部がある訳なんですけども、その中でも議論しているところなんですけど、以前、敷根村長が1期目の時に、職員給与を減らそうという動きが一応、実はありました。その時に、組合の方にも投げかけて、約2割ぐらいの規模で減らそうという動きをちょっとしてみたんですが、組合の意見とすれば、職員の数を減らしてでも良いから、あるいは職員の給与というものの等は一応、確保して欲しいという職員組合側からの強い意向もありまして、一応そこについては、今のところ踏み留まっているというような状況です。

ただ、こういうような形で職員1人辺りの負担というものが、ますます増えるような状況であれば、そこは今後の検討課題だと思っているところです。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

先程から、行政の事務が対応で大変だということで聞いておりますけれども、私共が懸念をするのは、事務に追われて住民の方に目が向いてないということです。今回は行政の事務の指導員を、人事としておくということで。

これは結構なことですが、関連として私共は農業・漁業関係の指導員も大事じゃないかと考えております。今までも営農の指導員さんがおられましたけれども、現状ではいるのかいないのか、はっきりしない状態ですね。

また、漁業関係でも長年要望は致しておりますけれども、未だかつて指導員をおいてもいないという現状がありますので、事務も大変なんですけれども、やっぱり住民の方にも目を向けながら、こういう人材の活用を見直してもらいたいと考えてるんですけど、どのように思っておるか伺いたいです。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

営農指導員、それから漁業の指導員。過去にも色々検討しながらやった経緯がありますけれども、営農指導員については、やはり本村の状況を知った人でないと、なかなか難しい一面があります。

従いまして、出来れば鹿児島地域の農業改良普及所にいた方々。そういうような方々で、それなりに専門的なものを持った人。特に、何でもかんでもという訳にはいかない訳で、本村が必要としている種目もある訳ですので、そういうような人たちを出来るだけ探そうということで、過去においては本村にびわを導入した経緯もあったりして、その人を営農指導員として雇ってございましたけれども、途中で具合が悪くなって、「もう、辞めさせてくれ。」というようなことで大変困っていて、鹿児島地域振興局の中の農政部辺りと協議をしたりして、色々やっておりましたところが、また最近になって「ちょっと元気が出たから加勢して良いよ。」と、こういうようなことですが、やはり高齢化していくとなかなか動きが悪くて、しょっちゅうその島に行くことも出来ませんけれども、いないよりはそうした人辺りを活用して、指導してもらう。

しかし、殆ど過去において一連の関係は指導されると私は思っているんですけども、なかなか自分たちだけでは腑に落ちない。また、何か自分たちだけでのアレでは、取り組みが上手くいかない。そういうようなところもあるようで、ちょこちょこ、役場じゃなくて本人の方に直接電話があったりすると、そういうふうに聞いておりますけれども。

そうしたことで本来は、私は営農的なものは、例えばびわ、それからトラノオ、柑橘類、色々やっていらっしゃいますが、そうしたものについては、殆ど勉強出来るんじゃないのかなと思ったりもしております。出来るならそうした人がいれば、これは1番良いことなんですけど、そういう人を見つけるのが難しくて、今回も困った経緯があります。

それから漁業については、やはりその島でやってる漁業等をしっかりマスターした人というのは殆

どいないんですよね。県の漁業関連の仕事をした人たちでも、机上だけの感覚で、実際に漁業をやったというそういう人がいない。しかも、本村の漁業とやはりマッチした経験を持った人じゃないと、これはなかなか通用しないようなことではないのかと。

以前、県のこれは水産振興課でしたかね。の出身者をお願いしてやったことがありますけれども、狩にしたって浮き漁礁の設置とか、そういうようなことぐらいで、本来の漁業の漁民と一緒にになって指導をするというような、そういうものがなかなかマスター出来ない。そういうような状況等もありまして、水産の関係については大変難しい一面があるんじゃないのかなと、そんなふうに思っているところです。出来るだけ住民の要望に従って、そういう技術者も出来るだけ指導員としての立場で設置出来れば1番良いことなんですけれども、先程から申し上げておりますように、なかなか人材の確保が上手くいかないというのが現状でございます。

この農業指導員についても、将来やはりそうした人を見つけないといけないと思っておりますけれども、そうした人材の状況で退職者等を持っておりますけれども、それなりに自分たちでやってること等があったりして、難しい一面があります。

そのNPOの関係たちとも、お互い協議をしながら、そうしたこともまた考えていく必要もあると思って連絡の取り合いはしております。なかなか難しい一面がありますけれども、地域のそうした産業振興の為には、これからも努力をしていかないといけないと、そういうふうに思っておりますので、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

村長の答弁を聞いておりまして、私たちの思いがまだ分かってもらってないのかなと、私は感じております。自分たちはもう、一端びわかかそういうものはやってるんだと。農業というのは全般的な先端の技術も大事なんですね。庁内におりますと、情報が入ってこないんですよ。テレビしかないですからね。そういうやはり指導員さんがいないと、やはり大変なこともあります。

ですから、産業として述べようかという議題ですから、もう少し農業の方にも力を入れてもらいたい、と考えております。また、それはもう村のやる気の問題ですよ。いくら住民から「やってくれ、やってくれ。」と言っても、「農業じゃなあ。」と、「農業は駄目ですよ。」と、もう頭から言ってる訳ですよ。「農業じゃ駄目ですよ。」と。

漁業の関連でも、指導員を「置いてくれ、置いてくれ。」と言って、もう何年になりますか。それに、言いながら全然対応が出来てないというのが、我が村の実態なんですよ。本当に熱意を持って、住民の身になって真剣に取り組んでもらいたいと思います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

我々が真剣に考えてないということは無い訳でありまして、問題はその人材の関係なんです。従いまして、県の、今は何といいますかね。農業改良普及所というのが、ちょっと名称が変わっておりますけれど。そこらがやはり営農で指導に行くようになっております。

そういうような関係で、あそことも連携を取りながら、この指導員の関係も色々語っている訳なんですけれども、なかなかそこらが上手くいかない。ですから、農業の関係では分野が広い訳で。野菜の関係、あるいは水稻の関係、柑橘類の関係。色々分野がありますので、そうした全てのものをマスターしてる人を探すのが、なかなか難しいことで。

私が申し上げたのは、その柑橘類の関係を申し上げた訳でありまして、ですから、県のそうした指導体制。それをやはり充実してもらわないといけませんけれども、何せ鹿児島県も同じようなことで、鹿児島地域の場合は鹿児島市、それから日置。まあ、鹿児島市は吉田・桜島を含めての関係ですので、大変幅が広くて、我々のところにも本当に、年に何回行ってるのかなと思うぐらいの指導じゃないのかなと思っておりますが、これからもそうした指導体制を充実して、我々の所にもっと足を運んでもらう。そういうことに努めて参りたい。そういうことが、やはり地域の活性化に少しでも繋がっていく要素を生むんだと思っておりますので、その辺でも努力をしていきたいと思っております。

さっきから申し上げてる専門的な関係の人を村で雇うというのは、本当に難しい一面があります。

色々あちこちあたってはおりますけれども、本当に村の状況を知っておいての指導でないと、やはりそれだけでも良いという訳にはいきませんから、そうしたことでの関係がありますから、大変難しい一面を抱えておりますけれども、そこはやはり機会を捉えながら努力をしていかないといけない。そんなふうに思っております。

さっきの人は今、ボツボツ行っではもらっております。ですから、地域から要望があれば行けると思いますので、その辺はやはり経済課と連絡を取りながらやって頂きたいなと思っております。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第3、議案第3号、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第3、議案第3号、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

これより、10分間休憩致します。

11時10分にお集まり下さい。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第4 議案第4号 十島村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例についての件

○議長（日高通君）

日程第4、議案第4号、十島村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第4号について、ご説明を申し上げます。本案については、十島村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例であります。3つの条例廃止ということになります。

議案の下の方に、(1)、(2)、(3) で出ておりますように、十島村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例。

それから、2つ目に十島村立振興センターの設置及び管理に関する条例。

それから、3つ目に十島会館の設置及び管理に関する条例。

この3つを一緒にして、条例の廃止をしようということをお願いをしていますが、まず、この技能、労務職の職種でありました学校用務員が、昨年(平成29年)の3月31日付で定年退職。この人を最後になって、前から退職不補充ということをやってきた訳ですけれども、同職が廃止になったことからこの条例を廃止するというのが、まず、1点であります。

それから、中之島の振興センターにつきましては、築後37年を経過致しまして、同施設の外壁の爆裂、あるいは雨漏り等で施設としての機能不全となったことから、新たにコミュニティーセンターとして本年整備換えを行うことに伴う施設の廃止ということでの設置に関する廃止条例であります。

それから、もう1つ。十島会館が築後40年を経過することによって老朽化が目立っておりますので、施設廃止の為に条例を廃止することということで、お願いをしております。

それから、附則で公布の日から施行するものと、十島会館の設置及び管理に関する条例の廃止につきましては、平成21年の4月1日から施行するということ、お願いをしております。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

ちょっと確認をしたいんですが、この3番目の十島会館。4月1日に条例は廃止するということですが、20日頃ですか。以降は宿泊出来ないというようなことを聞いたんですが、12月に何軒かの宿泊所と交渉といいますか、契約が出来たのかどうか分かりませんが、その後も宿泊する契約がもう出来たのか。また、住民の意見を聞いてあるならば、執行もしたいというようなことですが、現状何軒ぐらいとの契約が出来てるのか。また、そのことがもう出来ているのであれば、出張員等を通じて村民にも周知されてるのか、確認を致します。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

十島会館につきましては、現指定管理者であります方が、20日に引っ越しの関係があります。この方は就職先が福岡の方に決まったということ等の関係で、20日までにということ等での営業をさせて欲しいということがあった関係で。このことは出張員を通じて、あるいは1月の広報誌の中で住民に知らせているのかと思います。

その後の宿泊先の確保につきましては、12月議会でも申し上げたかと思うんですけども、3施設ですね。この役場近辺の3施設。それともう1か所。三島村役場の前にあるホテルなんですけども、そこと協定を結ぶ段取りで、今担当職員が、今日協定の手続きを取る為に、事務作業に入っております。それが整った段階で、住民には防災行政無線並びに今月の広報誌。

それから、再来週に予定しています出張員会議では、説明をしていきたいと思っております。

○議長(日高通君)

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

十島会館ですけども、売却という方向なんですけども、中に備品等が大分あります。そういう諸々も入札ということで。また、住民は購入することは出来ないのかということ。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

使える備品はエアコンが21台使えるということ等で、昨日補正予算で受けて頂きました中に取り外し、それとクリーニングを含めた形での予算を措置しています。これにつきましては、当面は公共

施設で使いたいと。村内に公共施設があるエアコン等もかなり老朽化をしておりますので、それと取替えたいと思っております。

それから、中古備品につきましては、なかなか議員が言われますように、住民が使える備品があるのかということ等は、ちょっと確認してみないと何とも言えませんけども、もし必要があるものであれば、公告を出した上で入札ということ等も考えてみたいとは思っています。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

1番目の技能、労務職の定年退職を迎えて、その中で、あとは採用しないということで、最後の学校の用務員制度ということで消えて無くなる訳ですが。本来の技能、労務職の役割以外に、学校と地域とのパイプ役というんですか、そういう情報交換等も含めて役割を果たしてきているのかなど。本来、こちらの地域と違う役割もそこに果たしてきているということも否めない事実だと、そういうふうに私は認識しております。勿論、これは村の財政状況が厳しいと、最初から必要無いということじゃなくて、人件費節減という形の方向性の中であとは採用しないという形で進んできた訳ですが、地域と学校とのコミュニケーションという面でも重要な役割を果たしてきたと。

今後また、教育委員会としても地域と学校運営をしていく中で、地域とのコミュニケーションは絶対に欠かせないものだというふうに思うんですが、その中で、あと私が懸念してるのが、学校給食婦の問題。総務課長にも若干個人的には話をしたことがあります、大事な食の安全ということで子どもたち、あるいは教職員の食を預かる給食婦さん。給食師というんですか。それが月額報酬から日額報酬へ。これも経費節減という形でされてきた訳ですが、日額報酬へ変更されてきたということなんですが、月額報酬の時には、給食師が辞める時点で退職金というような形で保障がされてた。これが日額報酬になった途端に、あとの保証は無いということで、しかも、食の安全という大事な仕事をただの非常勤職員の日額報酬だけで、流れとして果たしてそれで良いものかどうかという面も。

片方は「節減、節減」と言いながら、大事なものを忘れてはいけないというような思いがするんですが、その点について村としては、あるいは教育委員会としては、どのように考えていらっしゃるのかなど。いわば、責任が無いと言えれば責任が無くても良いぐらいの。

私の目から見ると責任というものに値する扱い方と申しますか。そういうものが気薄になってるのかなという思いもします。

その点について、どのような考え方を持ってるのか。教育委員会の考え方、そしてまた村の方としての財源的な面も含めて、あるいは他の非常勤職員との、まあ、出張員とかとの兼ね合いも含めて伺いたいと思います。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

今非常勤職で村の方で独自に定めている退職手当制度がある訳なんですけれど、その中には出張員、それと給食婦という2つの職種が定めている訳なんですけども、議員から以前そういう話があった時に、私ももう1度その情報を読み直してみた中では、特に今の規定の中で運用出来るというようなこと等が出来るんじゃないかと思っております。

それから、本村の非常勤職で非常勤職員の退職手当組合という制度の中に加入することが出来るんですけれども、この中にも入ることが出来るんじゃないかということで、事務局の方に確認してみたいんですが、出張員の方につきましては、毎月勤務日が18日以上というものであれば対象になるということ等で、本村が定めている2種の2つの職種の中の項目から出張員の項目は外さなければいけないとは思っていますけど。

ところが、給食婦につきましては、夏休み期間で、特に8月の月につきましては、18日間を超える勤務日数が確保されないというようなことがある関係で、非常勤職員の退職手当組合の方からの支給は無理なんですけども、現行の規定の中では日額、あるいは月額の方も対象になるということ等は判断出来るんじゃないかと思っていますところですよ。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長（久保源一郎君）

本村の給食、現在は給食調理員と呼んでおります。実際、月額報酬の地区と日額報酬の地区とあるのはご存知だと思いますが、この内、日額という形でしている所は5ヶ所ございます。ただ、ここで働いてる方は、主に給食調理員1人を指定というか、させておまして、それに補助員が2名ないし3名、各地区予備で登録をしてもらっております。ですから、主に調理をなさってる方は1名、各地区ほぼ常勤の形でされておりますので、この方等につきましては、勤務年数、そういったもの等の関係が退職時、いわば仕事を辞める時ですね。こういった報償の関係に、何らかの形で該当するのじゃないかと。

ただ、これを補助する方。週に2回とか、パン食の時だけとか、そういった方たちまで該当するかどうか。それは勤務を要する日数等の関係が、どのような形で出てくるか分かりませんが、今のところは主になさってる方が1名は、各島、非常勤の退職報酬条例の部分で対応してもらえれば、それで良いんじゃないかと思っております。

ただ、今後にあたりましては、勤務の規則、月額報酬と日額報酬が混ざり合ってる状態でありますので、これをどちらか一方の方にですね。一方というか現状でしますと、やはり他の5校の日額報酬の学校等に、何らかの形で合わせる形を取らざるを得ないんじゃないかなと、今の時点では思っております。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

今の答弁の中では、待遇措置は退職した時の保障も、ある程度非常勤職員の条例の中で対応出来るというふうに、理解して宜しいですか。まあ、その補助員の云々というのはまた別にして、待遇と申しますか、ある程度の学校の授業が、ある程度と申しますか、学校がある時には必ず出なきゃいけない。そういう責任を背負ってやっているだけに簡単に休めないとか。

それから、食あたりを出してはいけないとか。色んな保健所の指導に基づいたり、あるいは検便を義務付けられたり、そういう形で用務員以上に制約を受けながらやってる職務だけに、給食調理員の方の待遇辺りは早急に改善をしてやって頂きたい。そういうふうに思います。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第4、議案第4号、十島村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第4、議案第4号、十島村技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例等を廃止する条例についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第5 議案第5号 十島村立公民館設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定

についての件

○議長(日高通君)

日程第5、議案第5号、十島村立公民館設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第5号について、ご説明を申し上げます。本案については、十島村立公民館設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定でございます。

既にご承知の通り、村立公民館が今回解体をするということで、新たにコミュニティーセンターとして改築される訳ですけれども、そういうような中でこの後の施設が公民館ではなくて、機能的には公民館的なことになるんだと思うんですけれども、コミュニティーセンター的なものになる。そういうようなことで、公民館としての条例はそぐわないと言いますか。そういうようなことで、中之島と宝島に公民館。

それから、諏訪之瀬島と小宝島。この4つを村内では公民館として、この条例の適用を受けていた訳ですけれども、中之島、宝島の公民館がもう用を達しないと。こういうことから、改正をしようとするものであります。

従いまして、諏訪之瀬島公民館と小宝島公民館については、そのまま新たに条例の改正で設置をするところということでございますので、ご理解を頂きたいと思います。

附則として、21年の4月1日から施行するということで、お願いをしております。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

この第4条に職員の規定が謳われていますけど、あとの諏訪之瀬島、小宝島公民館長は実際、置かれてるんですか、どうですか。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長(久保源一郎君)

この条例の部分では、本年3月末までは中之島の中央公民館に支所の職員を兼務で置いておりました。そして、条例の改正を致しましたので、改正前の条例につきましては、村立中央公民館を中之島に置くという形になっておりました。あとは、地区公民館となっておりましたのですが、今回、この全部改正をする為に、諏訪之瀬島と小宝島を各島に公民館を置くという形の表現に変えております。

その為に、公民館に職員として館長を置くという形に条文となっておりますが、教育委員会の考えとしては、この小宝島、諏訪之瀬島の公民館長を出張所の職員に兼務という形を取らせてもらいたい、現在考えております。

それから、今回全部改正した中身につきましては、改正前の条例の中の語句の改正、条文の改正、それから別表の改正と、多少沢山ありましたものですから、この際改めて条例を全部改正して、4月1日から本村における条例、公民館という所は諏訪之瀬島と小宝島の2館にしたということでございます。

それから、中之島中央公民館を廃止するということですが、これは建物事態は昭和46年度の事業で国庫補助をもらっておりました。その為に建物自体が無くなりますので、振興センターの解体と共に実質上無くなると、いわば財産処分であるということですので、国の方の文科省の方にもそういう旨を伝えまして、条例の廃止、中央公民館の廃止、それ等を含めて今申請をして、今月中に承認をもらえるようになっております。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番 (用澤満男君)

公民館ということで、この島それぞれ払下げして、公民館は地区で運営しなさいという形で、村としては管理はしないというような形の中で。この諏訪之瀬島公民館というのは、諏訪之瀬島地区集会室、あるいは小宝島の場合には小宝島離島住民センターという本来の名前が付いてます。公民館じゃなくて、小宝島住民センターとしての取扱いをきちんとしていけば、公民館という物はもう要らないんじゃないんですか。

その事業名が云々ということでの、そういうこともあるのかどうか分かりませんが、そこら辺が紛らわしいところもあるのかなという思いがするんですが、その点はいかがなものかなと思うんですが。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長 (久保源一郎君)

実際、本村における今までの公民館という公民館条例を設置しておりましたものにつきましては、建設時は公民館としては使っておりません。その他、色々な補助の関係で住民センターで使ったり、住民生活センターで使ったり。それから、地区集会室という形で使ったりしております。

それで、管理をする上で教育委員会の方に、そういった機能的なものからすると公民館という形で中央公民館の後に地区公民館という形で管理をしてもらうという形で、条例の中に載せておりました。

ただ、利用の仕方。それから、そういったもの等は、従前、建設時に建設目的に従って、そういった形に住民に大いに利用させてもらっていると思っております。管理を目的の形で教育委員会管理とする為に、公民館という形で地区公民館で登録をして、教育委員会の管理下に置かれていたということになっているかと思えます。純粋な公民館としての建設当時からのものとすれば、中之島の中央公民館というのが、本来の公民館ではなかったかと思っております。

ただ、どの施設にしましても、公民館という条例から外れたとしても、各地区にはそのように、機能的に公民館機能を有する施設が多々あります。そういったところで、公民館業務というのは、そういった施設を利用しながらやっていきたいと考えております。

今回、今度立て直した形で、コミュニティーセンターが出来ます。機能的には、今までの中央公民館の機能よりもブロードバンドに対応出来る施設とか、それから集会室、ステージ。そういったもの等をかなり備えておりますので、今後社会教育等で行われる公民館講座。そういったもの等に対応出来るものが出来ると思っておりますので、今後もこういった形で、運営をしていきたいと考えております。

○議長(日高通君)

6 番、用澤満男君。

○6 番 (用澤満男君)

私が申しますのは、1 回、小宝島の公民館、住民生活センター。ここで、確かクーラーが利かないとか、もう壊れてるということで、管理は教育委員会だと。学校としては殆ど使ってないのに、そこまで管理するのに目が届かないというようなことがあって、何か矛盾してるというような事態も起こったのが事実ですよ。だから、そこら辺を本当に学校の管理下に置くのが実態になってるのかどうか。そこら辺も、その中で矛盾してるのは住民だったんですね。

小宝島のしょっちゅう使う住民が、そういう苦情を回した。ところが、学校の管理だからということで教頭さんに言って、教育委員会に連絡を取ってもらおうと。果たしてそれが当たり前の姿なのかなという、私はそういう思いもしたことがありましたので、そこら辺をどのようにスムーズに活用していく上でスリムな形、あるいはスムーズな形というのはどうなのかなという思いがします。

その点については、どのようにお考えか伺いたい。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長 (久保源一郎君)

公民館の管理というのは、学校管理の部分ではなくて、教育委員会の管理。いわば社会教育課の方

での管理ということで、地元の方でそれで迷ったとは思います。

それと、事実エアコン等の修理についてどうするかということで、若干時間がかかった事例がありました。それも小宝島です。その分につきましても、遅れましてですけど、エアコンの補修等は2回程教育委員会の経費の方で予算化しまして、補修を実行しております。そのことがありまして、地元でやってます離島住民センターですね。小宝島。こういった、まあ、公民館ということで、教育委員会の管理であるというのは住民の方に浸透したのではないかと考えております。

それから、諏訪之瀬島につきましても、公民館機能として従前、委託していた関連もありまして、条例改正後は教育委員会の管理であると。対応につきましては、出張員等がそういった月次報告をしてもらうという形で、住民の方には知らせております。

以上です。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

教育委員会の勿論、予算希望辺りもある程度の限度があると。また、学校の管理ということの中だと責任問題もそこに発したり、色んな制約もあるだろうという中で、例えば、通称呼んでる口之島住民センター。ああいうのも、いわば公民館と名前を付ければ学校が全て、教育委員会が管理しなければいけない。

私はちょっと法的に、いわば事業そのものが公民館的な、教育委員会関係の管理をするということを中心に補助事業でやってれば、私はそれはすべきだろうと思います。これが建設するときには違う形での事業で持ってきて、「管理は学校でしなさい。」というの、果たしてどうなのかな。まあ、教育委員会は「ノー。」ということはいえないんじゃないかなという思いも若干致します。

また、そういう補修とか、あるいは月に教育委員会で予算を組まないといけない。そこら辺は、果たしてこれが妥当なのかなという思いがするんですが、そのことをどういうふうに認識していますか。

○議長(日高通君)

総務課長、肥後政司君。

○総務課長(肥後政司君)

先程、教育委員会総務課長が説明している通り、これは社会教育施設ということ等で捉えた場合に、公民館の内施設じゃないかということ等で、公民館の規定の中にも入れたということ等も、私は認識してるところです。

確かに口之島、あるいは悪石島に以前、公民館が条例の中にあつたものが、集落のに反映されたと思うんですけど、これは平島もそうだと思うんですね。それは地元に対して、地元の方との合意の中で払い下げをして、公民館管理条例の中で外せないかと思います。その他の口之島、あるいは平島、悪石島、宝島というものについては、出張所は中に入っているということ等の中で、村長部局の行政財産という形で管理の方を別管理で設けてる訳です。

ここに出している2つの施設につきましては、出張所も併設しないということ等を考えれば、社会教育施設ということ等の観点から捉えて公民館のこの規定の中に設けて良いんじゃないかなと思います。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第5、議案第5号、十島村立公民館設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第5、議案第5号、十島村立公民館設置及び管理に関する条例の全部を改正する条例の制定についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

これより、昼食の為に休憩致します。

午後は、1時にお集まりください。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第6 議案第6号 十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第6、議案第6号、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第6号について、ご説明を申し上げます。本案については、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定でございます。

インフルエンザの蔓延防止対策と致しまして、より多くの住民が予防接種を受けられるよう、予防接種料金の改正をするほか、診療所での診断書交付手数料を制定しようとするものでございます。

議案の裏面に、新旧対照表を添付してございますが、第2条の中で（37）で現行のインフルエンザ、高校生以上65歳未満、1回につき3,500円。これを改正案では、2,500円に。

それから、中学生以下、1回につき2,000円を1,500円に。

それから、特例として65歳以上及び60歳以上65歳未満の者であって、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能、又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する者、1回につき1,500円とあるのを1,000円に改める、ということでございます。

それから、（41）番として診療所での普通診断手数料。これを1件につき1,000円。それから、健康診断手数料。これを1件につき2,000円を新たに追加するという事で、お願いをしております。宜しくお願い致します。

終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

診断書の交付なんですけれども、診断書は医師が在住時で発行だと認識しておりますけれども、医師が不在の場合の発行は出来ないと思いますけれども、その辺の見解を伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

診断書は医師が診断をして作成するものですから、医師でなければ出来ません。

ですから、医師の診断した時点で診断書が出来上がってくるということになります。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

昨日の補正の中でも、住民課長がインフルエンザに対して、こういう受診率ですか。50何%しかないという面において、少しでも財政の厳しい中ですね。受診率を上げる為の、（聞き取れず）住民は助かると思います。

そういう中で、これまで受診率が悪いというような説明だったと思いますが、インフルエンザの注射、いわゆる巡回の医師が来た時に看護婦さん、看護師等々、出来るだけ聞こえなかったりする場合もあります。時間の都合によってですね。防災無線で放送する時もありますので、出来るだけ前日でもですね。回るなり、もしくは特に高齢者の方。出来れば、出来る限り高齢者の方には。勿論、小さい。学校は多分、殆ど受診されてると思うんですが、出来るだけそういうことで。看護師さんも放送してます。

しかし、やはり聞けない時は時間帯によってありますので、是非とも上がるように我々もそのように致しますので、周知・徹底をして頂きたいというふうに思います。

ということで、その他の件については、質疑はありません。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

ありがとうございました。

予防接種の広報につきましては、更に広報を徹底周知して参りたいと思います。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

昨日も住民課長から話がありましたが、新型インフルエンザ。これが大変脅威を振るう恐れがあるということで、心配をしております。

従いまして、お帰りになったら皆さんの方からも是非、こうした予防接種を出来るだけ受けるように、1つお願いを申し上げます。行政としても色々な形で、あまり住民に不安を与えてもいけませんけれども、「不安を与えない程度で、ちゃんとPRをしておきなさい。」ということで、私も指示をしておりますので、是非そうしたことで、宜しくお願いを申し上げます。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

この手数料の部分、下げて頂くという部分は、住民にとってはありがたい部分だと思います。ただ、将来的な考え方なんですが、例えば、中学生以下、特に乳幼児関係とか、かかった場合の危険性というのは大人以上に厳しいと思います。

そういった意味で、財政的に非常に負担の部分でどうなのかという部分は、また議論をしなければいけないと思うんですが、いっそのこと未就学児については無料とか、全額村が負担しますよとか。そういった打ち出し方というの、やはり将来的に考えなければいけないのではないのかなと。そうすることで、子育て支援であったりとか、人口対策の一環という部分でも打ち出せるのではないのかなと思います。

それと、実際私たちの年代。この中で言えば、高校生以上65歳未満の部分に入るところが、元々が3,500円と一番高いから、その中で1,000円下げましたよという部分で分かるんですが、ここでも、ここで1,000円下げるんだったら、逆に中学生以下、それと高齢者の方の部分から少しでも逆に回して、手数料を下げるとか、そういったことも考えられるのではないかと思います。

そういった訳で、今回の案件に関しましては、賛成の立場ですが、将来的な部分も踏まえて、また、予算委員会でも是非、取り上げたいと思いますので、住民課の方には先程も出ました予防接種率の関係を、全体枠での摂取率だけでなく、年代別、階層別にですね。そういった部分まで踏み込んだ形の予防接種率に関する資料を求めます。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

ありがとうございました。

乳幼児等の予防接種の旨を出来ないかということだと思いますけども、これについてはまた後日、検討させて頂きたいというふうに思います。

それから、予防接種率の階層別のデータを欲しいということですけど、ちょっと今データがそういうふうに出しておりませんので、後で帰りますして、担当に指示したいと思います。

それから、私たちが予防接種の料金を下げたというのは、皆さんに予防接種を受けて頂いて、風邪を軽くして済ませて頂きたいと。まあ、何て言いますか。早く治るようにして頂きたいということで、やってる訳ですけども、1つはそれが重くなると、やはり医療費に反映されてきますから、そういうことも含めまして、全員に予防接種を受けて頂きたいという考え方から、今回はこうしたということでございます。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

このインフルエンザの予防接種に関しては、過去数年前、決算委員会か予算委員会か忘れましたが、私がしつこく質問したことを記憶しております。

当初、病院施設、あるいは老人施設等で医者がある中でも死亡者が何名も出たと。お年寄り。その中で我が村の担当職員に、この予防接種を徹底させるべきだという話をしたら、あくまでも任意であって、強制出来ないという話の流れから、本村の場合には医者がいらないんだと、常駐してないんだと。その為にヘリコプターを飛ばしたり、それがあちこちの島で発生してきたら、ヘリコプターが何機も飛んで来れるのかと。急患ヘリがね。そういう面で厳しいから、徹底してやるべきだという話をした経緯がありました。

その時点で、「九州管内で減免措置とかして、やらせてる所は無いのか。」と言ったら、「熊本県が1件だけだ。」ということで、県がそういう奨励をしてやってるんだと。そういう流れの中で、「鹿児島県がしなくても、我が村独自でやるべきじゃないのか。」ということを提言した記憶があるんですが、その中で、「料金の設定の中で生活扶助、あるいは母子家庭・父子家庭故の減免措置辺りは、考慮すべきじゃないのか。」という話をしたところ、「福祉事務所とも協議をして、相談をして、こういう特殊な地域だと医者もいない。」と。医療費を抑えるということも勿論そうなんですけど、そういう医者が、病院があっても、死亡者が1年内の中で5名、6名と死亡者が出たというような問題が、事件があった時ですね。

だから、そういう流れからすると、私はもっと早くやるべきことだったんだろうという思いがします。急患ヘリを1回1回要請しなければいけないような地域であるからこそ、尚更のこと徹底させなければいけないという思いがあるんですが、もう1つ。生活扶助者辺りの、あるいは父子家庭・母子家庭。一般の生活扶助を受けられてる人たちの対応。そこら辺は、この中には入ってないというふうに思うんですが、その点について、どのような福祉へ相談がなされたのか。福祉が出来ないといった場合に、村で独自にそういうことをフォローしていくという考えは無いのか。その点について伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

その養護施設辺りで、死亡されてる方も多いというようなことですが、直接インフルエンザで死亡したのかどうか、私も分かりませんが、肺炎等にかかって死亡する方が多いというふうに聞いております。肺炎は感染するんですかね。どうか知りませんが。そういうことで、死亡する方が多い

ということだと思います。本村においても、医者がすぐにいないということで、やはり病院にかからないということは、私たちも充分承知しております。

従いまして、なるべく軽い状態で済ませたいということで、確かに強制ではありません。成人とかそういう方々は、強制ではありませんけども、なるべく安い料金で、大勢の方々に摂取を受けて頂きたいというふうに考えてます。強制されてるのは65歳以上の方々ということ等は、法律で謳われておりますので、その方々については、殆ど受けて頂くということになってます。

それから、生活保護世帯等については、私もはっきりしませんけども、これは今も、確か取ってないんじゃないかなというふうに記憶してます。これはまだはっきりしません。後程また、お知らせします。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

インフルエンザとは直接、「過去においての死亡の関係は直接は関係無い。」という課長の説明ですが、当時は、私が記憶にはっきりしてるのは、村の決算委員会か何かで議論をして、調べさせて、「熊本県だけやってる。」という話から、その後に国会で取り上げられて、要するに米国辺りでは、いわば全部受けるようにそういうシステムがなっているとか。そういうような話まで議論がフツフツして、今度は日本全体にインフルエンザの予防接種を勧めなければいけないというような流れになってきたというふうに、私は認識してるんですが。ただ、本村の場合には特殊地域ということだけは頭から外してはならんと。

例えば、平島で1件発生し、同時に移送しなければいけないような高齢化の中で、肺炎を併発すると。そういう状況の中で、それでは宝島、小宝島となってきた場合に、地域の要請に応えることが出来るような急患ヘリの体制ではないと思うんですね。

だから、それだけに真剣に、たかがインフルエンザとはいえ、地域の特殊性があるだけに、そういうことは真剣になって進めなければいけない問題じゃなかろうかなと思います。

また、先程、村長から話がありましたが、新型ウィルスのインフルエンザの場合には、色んなマスメディアの中で議論されたりしてる中では、私たちが想像する以上に、要するに交通機関も麻痺してしまう。病院側も麻痺してしまう。

そういう症状があったからということで、何処の病院に行ってもいけないというような、そういうシステムを構築しなければ駄目だと言われてるだけに、本村の場合に、今度はそれをどのようにしていくのかというのは、他の地域とは全く違う考え方をしていかなければ、対応に苦しむんじゃないかと。あるいは、ここで議論する必要は無いかもしれません。「フェリーとしま」そのものを出港させないとか、そういうような流れになっていく。それで、食料をどうするのかということも踏まえて考える事態が、そこに出てくるんじゃないかどうか。

だから、そういうことも踏まえて、その点では我が地域の看護師さんにも、看護師さんとしてはどう思うのかということをお願い合わせたことがあったんですが、そういうことも含めて、全国に先駆けてでもやるぐらいの1つの気概を持って、努力をして頂きたいというふうに思います。

以上です。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番(永田和彦君)

インフルエンザの蔓延防止の部分で、今「フェリーとしま」の関係も出たんですが。

例えば、冬場等において基本的に、大体島の人と話をしてる中でよく聞くのが船の中で風邪をもらったとか。そういった話に大体なるんですけども、そういった部分で、例えば、乗船される。まあ、乗船の所であったりとか、切符販売窓口であったりとか。例えば一言、特にマスクの着用によつての蔓延防止の効果の部分が、よくマスコミなんかでも出るんですが、例えば、風邪とかそういった方については、可能な限りマスクの着用をと、そういった部分の活動もあっても良いんじゃないのかなと思います。その点について、そういった対応が出来れば取れないのかなと思います。

それと合わせて、私も実際、12月の議会の時だったですかね。船に乗る際に予防の為ということ

で、診療所の方でマスクを購入して、着用して乗ってきたんですが、そういった部分での住民に対してもそういう啓発活動というのも、今後必要ではないかと思いますので、そこら辺についての対応を伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

議員の仰る通りだと思います。従いまして、広報等でもマスクの着用とか、あるいはインフルエンザにかかった時の対応とか、自分がしなければならないこと。そういうところも、広報誌において啓発、啓蒙をやっていきたいというふうに考えてます。

先程申しましたけども、多分はつきりしないですが、後で担当の方に問い合わせますけども、生活保護者の方は、予防接種代の料金は取ってなかったんじゃないかというふうに思ってます。

ちょっと確認をさせてください。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

しばらく、休憩します。

協議会へ移します。

協議会

○議長（日高通君）

本会議に戻します。

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

生活保護者については、私は取ってないんじゃないかという話をしましたが、担当に確認したところ、料金は取っているということでした。

従いまして、これは先程議員が福祉事務所との判断も仰ぐということでしたけど、予防接種は医療の保護じゃありませんので、予防接種の方は福祉事務所は面倒を見ませんので、村の方でそれを徴収するかどうかということについては、村長をはじめ、総務課長、財政当局というふうに協議させてください。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第6、議案第6号、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第6、議案第6号、十島村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第7 議案第8号 権利の放棄についての件（特別導入基金）

○議長(日高通君)

日程第7、議案第8号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第8号について、ご説明を申し上げます。本案については、権利の放棄についてということで、提案をしてございますが、この権利の放棄につきましては、十島村肉用牛特別導入型基金条例の施行規則第21条第1項によりまして、導入家畜が貸付期間中に疾病、その他重大な事故及び繁殖能力が著しく劣った場合等が生じた場合は、獣医師の診断に基づき廃用処分することが出来る、とございます。

今回出しておりますのは、分娩事故による貸付牛が死亡した為に、返還義務の権利を放棄するものでありまして、放棄を受ける者は議案に書いてございますように宝島の平田浩一君で、債権放棄額につきましては、330,000円ということでございます。放棄の時期につきましては、平成20年の6月4日ということでございます。導入事故の状況、それから基金管理状況、それと事故等の報告書・診断書等を添付してございますので、参考にして頂きたいと思います。

終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

本村の場合においては、獣医師が各地域に常駐してない。色んな分娩事故等に関しては、家畜衛生補助員、あるいは本人等をもって当たらなきゃいけない。そういう流れの中で、勿論、地主がいたにしてもやむを得ないという事態は多々あると思います。

それによって、これはいた仕方ないことだというふうに思いますが、特別導入事業によって、この他に死亡事故があつて、こういう措置を取ってないのは何頭ぐらいいるのかということは、今確認が出来れば示して頂きたい。こういう形で出来なかったその理由、放棄が出来なかった。それがいるとしたらね。他に何頭か死亡事故があつて、それで放棄が出来なかった頭数辺りが分かれば示して頂きたい。

その理由も含めて、示してもらいたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

今お示ししてるのは、特別導入牛だけで、今のところは20年度までが61頭ということで資料を出していますけど、あと他のもので、確かふるさととか。ふるさとの場合は、権利の放棄そのものというのは出来ませんので。それは死亡した場合も、購入したアレは返さなくてはいけないんですけど、ちょっと今、特定とか他のやつは資料がございませんので、後で。

○議長(日高通君)

これより、協議会へ移します。

協議会

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番 (日高助廣君)

1 件だけですね。現認書の取扱いになりますけれども、現認書の名前が経済課の職員になってますけれども、当時現場の方には、おられたんですか。また、これは経済課の職員でなければ、現認書というのは出来ないのか。

そこら辺を聞かせてください。

○議長 (日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長 (松下賢次君)

本人が現地に行って確認したということを、ここでは確認は取れませんが、この現認書というのは別に、条例によると、そういうのは付けなくても良いということでございます。診断書でもって判断が出来ればそれで良いと。あえて、ちょうど源君がこの時に出張員とかと。写真か何か、そういうのを見て、先生の診断書を基にして。

これはやはり県に出すものですから、一応県の職員が「吟味しなさい。」ということで、そういうのを求められる時があるものですから。うちの条例上は、何らそういうのは書いてないんですけど、県の方から求められた為にこういうのを付けていると思います。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 7、議案第 8 号、権利の放棄についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 7、議案第 8 号、権利の放棄についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第 8 議案第 9 号 権利の放棄についての件 (育英奨学基金)

○議長(日高通君)

日程第 8、議案第 9 号、権利の放棄についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長 (敷根忠昭君)

議案第 9 号について、ご説明を申し上げます。本案につきましても、権利の放棄ということで提案してございますが、村の育英奨学基金条例施行規則第 18 条第 1 項第 4 号の返還免除の規定で該当す

る定住要件を満たした者が発生した為、返還すべき奨学金の債務放棄について、お願いを申してるものであります。

議案書に書いてございますように、免除を受ける者は十島村宝島1549番地の松葉陽介。債権放棄の額が、297,000円。債権放棄の時期については、平成21年3月31日ということでございます。貸与総額が540,000円でしたが、転入日まで償還しなければならない金額が243,000円で、差引き297,000円の償還免除額になるということでございます。

本来の償還計画は、平成13年7月から平成18年の6月の5年間でございまして、定住年月日は平成15年の9月23日で、平成20年9月22日で満5年の定住用権を満たしたということでございます。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番(平田傳義君)

説明もありました通り、彼は雇用も、まあ、はっきりした契約は私個人は分かりませんが、熱心に島で雇用され、雇用形態は分かりませんが。そういう状況で若者の一人として一生懸命やっているとうふうに認識しておりますので、この件については。

いやいや、質疑は無いということで。

○議長(日高通君)

無ければ、良いですよ。

○5番(平田傳義君)

質疑は無いということです。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、議案第9号、権利の放棄についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第8、議案第9号、権利の放棄についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

これより、審議途中でありますけれども、10分間休憩致します。

2時にお集まりください。

休憩

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

△日程第9 議案第25号 十島村道路線の区域の変更についての件（平島運動公園線）

○議長（日高通君）

日程第9、議案第25号、十島村道路線の区域の変更についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第25号について、ご説明を申し上げます。本案については、十島村道路線の区域の変更についてでございます。

平島の運動公園線の始点ですけれども、民宿の平和荘先から右折をした地点でございますが、変更前はそこから120mが終点でありました。その後、道路の改良等によりまして、平島のコミュニティーセンター横まで道路が来ております。そこが終点となっておりまして、当初延長120mを1077.1m延長増致しまして、1197.1mに変更して、道路管理に努めようとするものでございます。

裏面に区域図を添付してございますけれども、これで参考になるかどうか分かりませんが、一通りそこに示してございますので、参考にして頂きたいと思っております。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

区域の変更なんですけれども、農道であったものを村道にあげるという提案かと思われましますが、村道にあげた場合ですね。どのような効果があるのか。また、道路の理由の中でも健全な道路管理に努めると謳っておりますけれども、今までも色んな面で村道にあげておりますけれども、道路の維持管理はなされていないという経緯もあります。

このような点で、どのような健全な道路の管理を行うのか、説明をお願いします。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

以前は農道で一応、管理していた訳ですけど、今回道路の村道というふうにしてあげた訳でございますけど、この道路に編入することにより、まあ、災害等があった時は、すぐ災害復旧とか、そういうのなんかで道路災害復旧事業等で現況復旧出来るとか、そういうのもございまして、今回計上した訳でございます。

まあ、今、道路の方も道路管理費を使って、各島予算の範囲内で道路管理に努めてるところでございますけど、何分路線がどうしても長いものですから、それぞれその事業費の中で、優先順位の高い順で道路管理を行ってる状態でございます。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

この村道の昇格をするのは良いことなんですけれども、後は維持管理が我々にとっては非常に怠っているんじゃないかと思われまします。道路法というのがありますけれども、管理者は村なんですよ。村が維持管理を行わないといけないということなんですけれども、我々も生活道路は住民で管理もしております。その点も理解を頂きまして、もう少し踏み込んだ行政としましての、責任をもう少し果たしてもらいたいと思っております。

島内を走ってもらえば分かりますが、裏の方の道路等は何年も管理も出来ておりません。それでや

はり、そういう管理をもう少し踏み込んで、行って頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

先程も申しました通り、うちの方は村道そのものの延長も長いことですから、各島に一応振り分けて、延長に対して何mということを出張員会議等でお話しして、出張員さんの方に、各島の延長はこれくらいですので、予算の範囲内でこの島はこのくらいですので人夫さんをお願いして伐採とか、道路管理に努めてください、ということをお話しております。その中で、どうしても、やはり優先順位の高い順から行きますもので、どうしても中々人の通らない山手の裏とか、そういうのはおざなりになっていることは確かでございますけど、予算の範囲内で誠意努力しているところでございます。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

もう、あのですね。私たちも何年も「経費の範囲内でやってます。」ということ、何年聞いておりますか。もう、毎回毎回、同じような答弁ばかりです。

ですから、もう少し道路維持費を組みまして、何とかして1回はするべきじゃないんですか。もう何年ですか。7つの島で限られた金しかない。それはもうみなさんも知ってるんですよ。知ってるんですけど、1歩踏み込んで、1回は綺麗にするべきじゃないですか。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

この道路の管理につきましては、村政座談会の中でもかなり、住民の方からも「もっと財源を増やすべきだ。」ということ等は、よく聞かれる言葉です。

この21年度につきましては、一応各課の方からの主管課の方からが例年ベースの150という、通常管理費用で要求があったんですけども、村長の指示の中で350増やして500という枠の中に、21年度は増やしたということ等の経緯もあります。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

道路管理については、ご指摘の通り大変ご迷惑をかけておりますけれども、何せその島が多い。そういうようなことから、道路だけでも延長は相当なものになっております。

そういうような中で、本当ご指摘のように、100%の予算を付けなければいけないのかもしれませんが、そうしたことがなかなか難しいという状況であります。

従いまして、地域住民との共同というようなこと辺りも視野に入れながら、少ない予算ですが、それをお願いをしているという状況ですので、ご不満の点はよく分かります。そういうようなことで、ご理解を頂きたいと思います。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、会議規則第55条の但し書きの規定によって、特に発言を許します。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

本年度は同額ということですね。ありがたいとは思っておりますけれども、今後、予算が無いなりに住民と話し合って、村にチョッパーですかね。2台ありますよね。ああいうのも、やはり有効に使って、道路の維持管理もするような方向で行ってください。それでまた、健全な道路の管理に今後も努めてもらいたいと考えております。

○議長（日高通君）

経済課長、松下賢次君。

○経済課長（松下賢次君）

本村にチョッパーは2台しかございませんので、どの島にそのチョッパーを利用するかというのは

この時点では言えませんが、そういう諸々の重機を使いまして、健全な道路管理に努めたいと思います。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

今さっき道路管理についての件が出ましたが、財源が無いという中で、私の地域辺りでは限られた人夫賃の中で効率良く仕事をするということでは、タイヤショベルというんですか。まあ、業者のやつを借りたり、あるいは今畜産組合に堆肥舎の切り替えをする為に入ったローラー。あれをいわば、提供して、それで効率良く短い時間で作業をします。そういう努力は各地域、それぞれ違うかもしれませんが、そういう形で幅広く多目的に使うような、そういうような努力も今後必要なのかなというように思いがします。

あと、この運動公園線の終点について、過去に担当課長、村長も皆さん知ってると思うんですが、終点の部分が崖崩れがしょっちゅう起こっていると。それで何か法面保護の対応は出来ないのかなという話も過去にした経緯があります。

地質そのものが、天気が良くなってもポロポロ落ちる。雨が降っても流れてくると。やり難い、そういう地質なのかなという思いもしてるんですが、そういうことも含めて、この地域の玄関口みたいな場所でもあるだけに、非常に見苦しく、またそこで子供たちがよく遊ぶとか、そういう面もありまして、土の中でね。危険性もあるということで注意はしてるんですが、その点も時間をかけてでも構わないと。何らかの対応策を今後、考えて頂ければと思うんですが、その点については、先程出ましたチョッパー、あるいはそういうローラーとか、そういうことも含めて、全地域で多目的に活用して、そういう経費節減も含めて行うというようなそういう指導というんですか。そういう方向性も導いていく必要があるんじゃないかなと思うんですが、その点についても伺いたい。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

県営農業総合整備事業でチョッパーを買った訳でございますけど、今中之島には重機が整備されておきませんが、各島にはそういうのを整備されておりますので、活用しながら道路整備にあたってもらえば幸いかと思います。

それから、法面保護につきましては、道路に面したところであれば何らかの道路事業で出来るんじゃないかと。あれは確か、広場の方になってるんじゃないかなかったですかね。ちょうど目の前の、用澤さんの目の前の所の、あそこですよ。どういう事業で出来るかは、今のところは即答は出来ませんが、調査しまして検討させて頂きたいと思います。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第9、議案第25号、十島村道路線の区域の変更についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第9、議案第25号、十島村道路線の区域の変更についての件は、原案の通り可決す

ることに決定致しました。

- △日程第10 議案第26号 十島村道路線の区域の変更についての件（悪石島湯泊線）
- △日程第11 議案第27号 十島村道路線の区域の認定についての件（悪石島風下線）
- △日程第12 議案第28号 十島村道路線の区域の認定についての件（悪石島金山線）
- △日程第13 議案第29号 十島村道路線の区域の認定についての件（悪石島金山支線）

○議長(日高通君)

お諮りします。

日程第10 議案第26号、日程第11 議案第27号、日程第12 議案第28号、
日程第13 議案第29号

の4件は悪石島の道路線の認定等で関連がありますので一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、

日程第10 議案第26号、日程第11 議案第27号、日程第12 議案第28号、
日程第13 議案第29号

の4件を一括議題と致します。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

まず、議案第26号から、ご説明を申し上げます。本案については、十島村道路線の区域の変更でございますが、悪石島の湯泊線の終点が悪石島海岸線の船待合所から上集落へ630mぐらい行った所を左折した地点であります。

変更前は、モルタル吹き付け区間手前の492mでありましたが、今回、運動広場入り口を終点と致しまして、377.3m増の869.3mに変更し、道路管理に努めようとするものであります。海岸集落から上集落に行く途中から湯泊温泉に行く、その道路ですので、ここに図面を付けておりますけれども、これを参考にして頂きたいと思えます。

それから、議案第27号ですけれども、この関係は悪石島の風下線。これは悪石島大麦線の始点から700mの地点が終点となって、ヘリポート下方を悪石島ヘリポート線に合流した区間、延長691m、幅員が4mを農道として管理しておりましたが、港から集落及びヘリポートに通じる生活道路であることから、村道として認定管理しようとするにしております。村道の区域の認定にしようとするものでございます。これについても、図面を付けております。参考にして頂きたいと思えます。

それから、議案第28号でございますけれども、本件は悪石島金山線集落のちょうど山手側の村営住宅入り口から貯水槽がございますけれども、そこまでの区間で延長101.9m、幅員が3mの区間であります。本区間は村営住宅の島民の利用及び貯水槽の管理道路としてありまして、村道として認定管理することが妥当と判断を致しまして、道路の区域の認定をしようとするものでございます。これも図面を付けておりますが、何か重複してるようなことで、よく判明するかどうか分かりませんが、参考にして頂きたいと思えます。

それから、議案第29号ですが、これにつきましても、今28号で申し上げました金山線から左に左折して住宅がある訳ですけれども、その住宅を通っている道路というふうに解釈して頂ければ宜しいと思えますが、延長102.6m、幅員は3mです。この区間は、村営住宅の島民の利用頻度も高いことから村道として認定しようとするものでございます。この関係についても、図面が重複してる

ように見えますけれども、参考にして頂きたいと思います。

説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

補足説明を致します。今皆様のお手元に2枚の道路台帳の写しでございます。それを付けてあります。それが議案第28号の左方に路線名が書いてあります。金山線と書いてあります。

で、議案第29号の方が悪石島金山支線というふうにして、道路台帳の平面図を、先程も村長が申しました通り、今出してる図面は重複して見難いと思いましたが、その2つを添付させております。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

7番、有川和則君。

○7番(有川和則君)

村長、カナヤマセンじゃなくてキンヤマセンが本当です。

それとですね。金山支線のNo.3+10.2~EPまでの約40mはまだ未舗装なんですけど、これはいつ頃舗装は出来るのか伺います。それと、このNo.3から金山線の方ですね。この間村営住宅までの約30mが砂利のまま、そのままになってるんですが、ここもやはり道路として舗装する計画があるのか伺います。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

今ご質問のありました、金山支線の件でございます。ちょうどNo.+金山支線、No.3+12の所で線が引いてありまして、ここまでがCということでコンクリート舗装だと思います。あとはGという表示ですので、砂利舗装だと思います。この区間と、長屋になっている所のこの間。ちょっと、図面では説明し難いかと思いますけど、この区間を舗装しろということでございます。

この辺は住宅地でもありますし、車なんかで走ってる時に砂利を跳ねたりして、建物に損害を与える可能性もあるかと思うので、また調査しまして検討させて頂きたいと思います。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。

これから、

日程第10 議案第26号、日程第11 議案第27号、日程第12 議案第28号、

日程第13 議案第29号

の4件を一括採決したいと思います。一括採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認め、一括採決することと致します。

お諮りします。

日程第10 議案第26号、日程第11 議案第27号、日程第12 議案第28号、

日程第13 議案第29号

の4件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。
(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、

日程第10 議案第26号、日程第11 議案第27号、日程第12 議案第28号、
日程第13 議案第29号

の4件は、すべて原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第14 議案第44号 十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件

○議長(日高通君)

日程第14、議案第44号、十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長(敷根忠昭君)

議案第44号について、ご説明を申し上げます。本案については、十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。平成21年度に改正介護保険法が施行されることに伴いまして、村の介護保険条例の改正を行おうとするものでございます。

議案の裏面に改正の要旨を添付してございますが、まず、この介護保険法の施行令第38条第1項第1号に掲げる者として25,200円から、2、3、4、5、6ということで、それぞれ令第38条第1項第2号、それから第1項3号、第1項4号、5号、6号とございますが、これを。あの、添付してる書類が、新旧対照表がありますから、これを見て頂いた方が宜しいかと思えます。

今申し上げました、この対照表の現行では、今申し上げました1号が21,534円ですか。

それから、2号が21,534円。こういうふうに書いておりますが、これをこの改正案の通り平成18年度から平成20年度までの各年度における保険料率を、先程申し上げました1号が25,200円に。

それから、2号が25,200円。3号が37,800円。こういうことで、改正をするということでございます。

それから、次の第2条の平成21年度における保険料率が、更に若干の数字を上乗せしておりますが、これも1号から6号まで示しております。

それから、次の第2条で平成22年度における保険料率ということで、これも1号から6号まで示しております。

従いまして、3段階に分けてやっておりますが、現行のこれを改正案の通り改正しようとするものであります。

従いまして、この令第1段階、第2段階、第3段階というふうに読みかえて頂ければ宜しいかと思うんですが、(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)のこの括弧書きを1段階、2段階というふうに読替えて頂きたいと思えます。

まず、この1段階の介護保険法施行令。平成10年の政令第412号(以下、令という)第38条第1項というふうに記しておりますが、令第38条の1段階の関係につきましては、生活保護受給者、または高齢福祉年金受給者(市町村民税の所帯非課税者)というふうに、対象者は書いております。

それから、第2段階の関係では、所帯全員が市町村民税非課税で合計所得金額が800千円以下の者ということ。

それから、第3段階が所帯全員が市町村民税非課税で、第1、第2段階以外の者。先程申し上げた1、2段階の以外の者というふうに、解釈してください。

それから、第4段階が市町村民税が本人非課税所帯であります。

それから、第5段階が所得合計額2,000千円未満の人。

それから、第6段階が所得合計金額が2,000千円以上の者。

こういうふうに、この段階は区別されておりますので、そういうふうにご理解をして頂きたいと思っております。

ちょっと複雑な説明で要を得たかどうか分かりませんが、一応説明に代えさせていただきます。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

ちょっとすみません。私のタイプミスで、一部訂正がございますので。

新旧対照表の中で、保険料率が改正の方の部分ですが、18年度からとありますが、これは21年度から23年度というふうにご訂正ください。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

それでは、私の方からちょっと補足として、説明させていただきますが、この高齢者福祉計画及び事業計画というのをお手元に差し上げておきたいと思います。

まず、これの第1ページをお開き頂きたいと思っておりますけれども、ここで計画策定の基本的な考え方の趣旨ということを書いてございます。

それから、その下の方でこの策定の期間を設定してございます。第4期の計画を21年度から23年度までするんだということにしております。

それから、3ページの方をご覧ください。3ページは高齢者の状況ということで、過去のデータを記載させていただきます。

それから、第13ページをお願い致します。これは要介護等高齢者の見込みということで、高齢者人口の推計をここに掲げてございます。人口は、平成20年の627人から平成26年には549人になるというふうに推計されています。人口構成では、若年人口が0歳から14歳、生産人口が15歳から64歳は減少する反面、老年人口の構成比が上昇するというふうにいわれております。

また、老年人口のうち、前期高齢者は微増ながら減少しますが、後期高齢者人口はやや高めに推移していくということでございます。そこに掲げてある表の通りでございます。

それから、ちょっと時間がないので、16ページをお願いします。介護保険対象サービスの現状と評価ということでここに書き加えておりますが、対象サービスの種類は下記の図の通りでございますということで、ここにサービスの種類を掲げてございます。

それから、30ページ。介護予防事業の推進ということで、第一次予防、第二次予防、第三次予防ということで、そこに第一次予防とは活動的な状態にある高齢者を対象に生活機能の維持・向上に向けた取り組みを行う。第二次予防については、虚弱な状態にある高齢者を対象に生活機能の低下の早期発見、早期対応を行うというように書いてございます。それから、第三次予防については、要支援・要介護状態にある高齢者の状態の改善や重症化の予防を行うということで、下記の図の通りとなっております。

それから、第6章の38ページでございます。高齢者福祉計画の中では老人生きがい対策とか、老人クラブの助成事業とか、生きがいづくり対策のような事業を取り組んでいきますということで書いてございます。

それから、第7章の40ページでございますけれども、高齢者の利用しやすい公共施設等の整備ということで、そこに掲げてございます。高齢者乗船券も引き続き交付をしていくと。それから、道路の状態によってはカーブミラー等の設置も行っていくということをしていきます。

それから、44ページでございます。ここからがいよいよ介護保険の見込み論ということでございますけれども、この44ページにおきましては、18、19、20年度におきまして、実際どういうサービスを行ったか、あるいは何回やったかということを書いてございます。これからずっとですね。

そして、52ページをお開きください。ここからが、これからの費用がどれだけかかるかということになります。まず、52ページの表でいきますと、21年度に居宅介護サービス。それから、住宅改修。それから、施設サービス等ですね。含めたのが、62,547千円程見込んでおります。22年度が63,428千円。まあ、9千円というところを見込んでおります。

それから、次のページの53ページが介護予防サービスということで、要支援の方々へのサービスを見込んでおります。これは介護予防サービス費が2,000千円と、他ずうっと下に行きまして、合計が2,460千円程見込んでおります。合計で65,000千円程度ですね。22年度が66,000千円というところです。それから、23年度が66,000千円程見込んでおります。

次を開けて頂きまして、全体の給付の合計が73,355千円を見込んでいるということになります。21年度です。22年度が74,338千円。それから、23年度が74,403千円を見込んでおります。

その財源につきましては下の方に書いてますが、公費で見る分が50%、保険料で見る分が50%ということであります。この保険料のうち、第1号被保険者の分、つまり65歳以上の方々が年金から引かれたりする分が20%というふうになります。20年度までは19%でしたけども、これは改正されまして、20%になるということであります。

それから、その隣の55ページですけれども、地域支援事業にかかる財源を見込んでおります。これは国が交付される金額300万円ありますけども、これをめいっぱい見込んでおります。それから、財源と致しましては、同じく公費が50%、保険料で50%ということになります。

そして次に57ページですが、上から5段目、第4期介護保険事業計画（平成21年～23年度）3年間の介護給付見込み額が2億3,000万円というふうに見込んでおります。これに伴う第1号被保険者負担分を計算しますと、約4,600万円が保険料から頂くということになります。これは3年間で、です。それから、第4期においては、保険料の大幅な上昇を避ける為に準備基金から600万円程を繰り入れます。各年200万円ずつを繰り入れるということをしております。そして、その被保険者の割合ですね。第1段階から第5段階、6段階までの被保険者の割合は、そこに記載された通りです。

それから、その下の方の2行目。平成21年度及び22年度については、介護報酬上昇分を国が特別交付金として負担する部分があります。昨日お知らせしました、国からの基金を入れるということでもあります。そういうことになります。

それから、58ページを見て頂きたいと思います。その中で、先程村長が申し上げました通り、第23年度と書いてあるこの表です。これが保険料の金額ということになります。第4段階を見て頂きますと、4,200円ということになります。現在が3,589円でした。これが611円上がるということになります。

そして、前のページの方を見て頂きますけども、21年度分ということで、村長も申し上げましたが、この基準額が4,100円とあります。100円程安くなっていますが、これが国から交付される基金があてられるということで、100円程割安になっているということです。

それから次の、また後ろのページに帰って頂いて。22年度が4,150円ということで、50円程上がっておりまして、基準額より50円下がっているということになります。これは200万円を。600万円ですね。繰り入れたことによって4,200円で落ち着いたということになります。今、施設入所者が非常に多くなっておりまして、現在で20名ですかね。この方々の負担が非常に大きくなっています。

従いまして、200万円を繰り入れなければ、6,000円を超える保険料になってきたというふうに計算されてます。

従いまして、今回は200万円を繰り入れて、月額4,200円をお願いしたいということにしております。

以上です。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この介護保険に関しましては、私たちの村の現状からしますと、保険料を納めるは、いわば本土なりのサービス等はなかなか受けられない。そういう現状であるということで、本村としても、どうすれば今後正規と申しますか。本土で受けられるような介護サービスをというような、問題を抱えているというふうに、私はそういうふうに認識してるんですが、このサービス事業費の推計ということで、色んな介護サービスの、居宅介護サービスの項目がいっぱいありますね。それから、介護予防サービス等の中身にしましても、今鹿児島市内の施設等にお世話になってる方がある程度はまた、負担金もそれだけ高くてサービスは受けられると。

問題は本村の中で、村長が施政方針でも申しましたように、出来るだけ本村に年寄り長く住みたいというような、そういう状況の中で、その中で今度は介護サービスをどうしていくのかということ、今後の1つの課題でもあろうし、高齢化していく。先程の人口推計の図面を見ましても、高齢化という形はもう、どうしても通らざるを得ないというような状況の中、7つの地域が有人島だからといってそこへ介護サービスを受けられるというか、要介護とかいう人たちが点在している。その状況の中で、効率良くサービスを提供する為にはどうすれば良いのかということも、本当に真剣に考えていかなければいけない時期に来てるのかなという思いがするんですが、通常の介護サービスと、本村における介護サービスとの、そのサービスが完全に受けられないというのかな。ここは本村の高齢者辺りは、要介護の人たちはこれだけ不自由してるという、その違い辺りはどのように認識してるのかなというのが1点。

それから、過去にも申し上げましたが、ホームヘルパーの要請、あるいはこの入浴サービスのあり方も含めて各島に温泉施設がある。それを何らかの形で改造なり、何か器具を導入したりしながら、そういう入浴サービス等も出来ないものか。あるいはまた、地域ぐるみで介護サービスの的なものも出来るような仕組みも、今後考えていかないといけないんじゃないのかなという思いがするんです。

そこら辺を考えますと、この流れから行きますと、この居宅サービス、あるいは予防サービス等の流れを見ますと、なかなか本村はこのように行かないんじゃないかなという思いもするんですが、その点については、いかがなふうに考えてるか伺いたい。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

52ページをお開き頂きたいと思っておりますけども、この中で村で利用してるサービスは、上から2行目に書かれてます訪問介護、まあ、330千円とか書いてますけども、この欄と福祉用具貸与ですね。361千円と書いてますが。この欄とその下の特定福祉用具。これは対象者がおりませんけど、この欄。それから、住宅改修。この4項目だけなんです。サービスを提供出来るのは。あと、他のところにも、通所介護、リハビリ、あるいは短期入所とか数字が入っておりますけども、これはいずれも鹿児島に、本土に上がられてきた時に、子どもの家とか、あるいは親戚でしょうか。そういうところに滞在中にサービスを受けると。施設、あるいは介護サービス事業所に帰ってサービスを受けると。いうことに。過去の情報を基に推計しております。

それから、次のページも一緒なんですけども、介護予防訪問サービス。それから、住宅と福祉を入れたということで同じですが、これらしか提供が出来ていないということです。ヘルパーについても、今度の4月からですかね。ヘルパーは、2級取得者でないとサービスの提供が出来ないということになります。それで、3級を持っている人もおりますので、我々としてはその方々にやはり上位の免許取得をして頂いて、サービスをして頂こうと。まあ、2級になれば入浴介助も出来るんじゃないかなというふうに聞いておりますが、そういう方々にやはり免許も取得して。あと、この中でサービスを提供するということは不可能な状態になりますけども、村でどれだけ出来るかということになると、ちょっと疑問かなと思います。

また、村でこれ以上にサービスが出来たとすれば、今の現状4,200円の保険料では反面出来ないということになって参ります。もっと、1万円になるのか、8千円になるのか試算が出来ませんけども、そういう施設が出てきて利用者が増えれば保険料では足りないという反面も出て参りますので。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この介護サービスにつきましては、私はテレビ等で見た時に、あれは佐賀県か何処でしたっけ。県知事がそのような方向性を。民家を改造して、そこへ認知症の軽い方とか、あるいは1人暮らしで寂しいとかいう人たちを集めて、そこで1日面倒を見ると。そしてまた、夜に泊まっていききたい人はそこに泊まらせるというようなシステムを構築してて、そこで通常は5時までだと。泊まる人は夕食と泊まるのと朝ご飯までですかね。2千円負担するんだということでやってて、非常にこれからも増やしていくんだというようなやり方をされてるのを見た時に、先程おっしゃいました、2級の免許が必要だとか、そういう諸々もありましょう。その中で、そこに集まってる人たちの話によると、自分たちの家庭の雰囲気を感じると。感じながら、そこで1日を過ごすことが出来る。それが、認知症の取扱いにしても、認知症が進行するのを抑える役目も果たしている。

ところが、我が村では全然環境の違う鹿児島市内の施設にどうしても入らざるを得ない。そうすると、生活環境がガラッと変わるということによって、認知症がまた進む要因にもなってるんだと。そのような、今起きてるそういうものを見た時に、参考にすべきところは参考にすべきと。

ところが、ある県ではそれはちゃんと届出制をしなければ駄目だという県もあるんです。それで、厚生省の方へ行くと、長期寝泊りをするのは届出をしてちゃんと認可をもらいなさいとか、そのような流れがあつて。

ところが、県の受け取り方によって、そのやり方が違うんですね。だから、本村だって空き家もあるし、あとはそういう人材、しかも7つの地域に離れてて、そういう1人暮らし、あるいは認知症を抱えた家族の心労も含めて、そこで少し休憩をさせると。いわば鹿児島へわざわざ連れて来て、ショートステイをさせて、どうのこうのということよりも、そのような所にヒントがあるような、そういう感じもしたんですね。

だから、そういうことによって、今度は経費も抑えることが出来て村独自の、地域のお年寄りに対しても、環境が今まで住み慣れた環境と同じ中でサービスが出来ると。そこへ来て、入浴サービス等も地元の温泉等がそれなりの工夫をして改造していけば、入浴サービス等も楽に出来るとか、色んなことが考えられるなという思いもしながらテレビを見てたんですが、そういう情報も集めて、今後のあり方、人口の推移も見た通りのことですから、絶対に欠かせないということは確かなんです。

村長の施政方針の中でも申し上げたように、この地域に長く住みたいということからすると、そういう努力も情報もいっぱい入れて、そして検証をしていくというようなことを進めていかなければならないというふうに思うんですが、その点については。まあ、その情報を知ってるかどうかということも含めて、伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

そういう情報は、我々も逐次情報収集なんかしてるんですけども、副村長の方で中心になって取りまとめられました、保健福祉のあり方等にも、そういうケアホーム等の特老所みたいな感じもやるべきじゃないかというふうに提言もされております。

ですから、この中には謳っておりませんけども、そういうことも含めて、やはり住み慣れた地域でいつまでも元気で長生きするというのが村の方針でもありますので、今後やはりそういうことも考えていかなければいけないんじゃないかなと思います。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

繰り返しになるかもしれませんが。その施設辺りをテレビで見てる限りでは、お年寄りが我が家で転がるより、まあ、畳の上で転がる。そして、泊まってる人が5、6人いる。今日は帰りたくない。泊まる人が5、6人。で、料理するのは普通の家庭の民家ですから、普通の民家で台所で女性が2人でご飯をちゃんと用意してくれてる。だから、あの姿を見た時にですね、我々の地域ではそれをやろうと思えば何処でも出来るような、そういうような雰囲気がありました。

但し、その県の職員とか、その人の受け取り方によってはかなり駄目だと、「法律でこうだから駄目です。」と言われて、諦めた人の話も出てました。だから、その解釈の仕方によっても大分違

うなど。特に本村は、こういう特殊な地域ですから、当たり前のサービスが受けられない。

そういうことで、その殻を破って、そういう形で進めていくような、そういう気概を持って、いずれ皆さん年寄りになっていくんですから、そういう面で努力して頂きたい。しかも、それを早急に、そういう案なんかも出してやるべきだろうと思いますので。

○議長（日高通君）

副村長、福満征一郎君。

○副村長（福満征一郎君）

今議員の仰ったテレビの状況等についても、同じ番組だったか分かりませんが、私も拝見しております。保健・福祉のあり方の研究をやった訳ですが、その中で私共の住民の皆さんは、自分の生まれた島でいつまでも長く生活をしたいと、これが願望だということですが、実際には連休になったりするとそうは行かないと。

それから、やはりここで今の介護保険とか、そういうものはどうも地域密着型の制度になってきているんですが、先程住民課長が言ったように、十島村がサービス出来る項目は限られてると。そうすると、何とか十島型のサービスということを考えていかなきゃいけない。だから、その国の法令や県の条例政策等では、我々の住民は恩恵を受けられて無いということは事実だと思います。そういう意味で、何とかしなきゃいけないと。

しかし、その前提に、7つの島のそれぞれの地域の島の風土で、自分たちは皆でお互いに支え合っているんだと。そういう風土の情勢が必要だと思っております。それ無くして十島型の介護サービスというのは出来ない。保健・医療・福祉も含めてですが、そういうものは出来ないだろうと思っております。

まずはそういう風土の情勢を、今何を求めて。私の考えでは何を求めているかということ、「いきいき教室」なんです。この「いきいき教室」をもっと充実して行って、その先に十島型の色んな福祉サービスを展開していきたいと。その為には、また国や県の法令も勉強し、更にその国や県でも理解を求めていく必要があるだろうと思います。出来れば、そういう介護保険料だとか、あるいは診療報酬制度とか、そういうものを十島に合ったような具合に作って頂くと。そういう活動が必要だろうと思っております。

そういう意味では、いささかちょっと時間がかかるだろうとは思いますが、決して出来ないことではないと思っております。実は今年も国の補助の中で、ちょっと手をあげましょうかという、保健・医療・福祉のあり方研究会の会長をして頂いた、国際大学の高橋教授から私の方へ手をあげましょうかということがあったんですけども。手をあげましょうかということは、そのあり方研究会の結論を何とか実践していきましょうということだったんですけど、今の皆既日食等で、職員はとてもそういうことに回せないというようなことで、とにかく今年はもう諦めましょうというようなことで、また来年ぐらいになったら、またそれに取り組んで、本格的に取り組んでいきたいと。国や県にも働きかけていきたいし、また行き来を尊重して、その住民の皆さん方のお互いに支え合っているんだという、その地域保存情勢にも努力して頂きたいところです。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

現在、各島の診療所ですかね。あそこに包括センターを設けておりますよね。実際にどのようなことを行っているのか、あまり実体は見たことがないように思われるんですけども、どういうことを行っているのか。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

各診療所に、包括支援センターのサブセンターを設けております。今現在やっているのは、高齢者の方々のちょっとした体操をさせてみたりとか、あるいはゲーム的な感覚でやったりとか。そういうことで、出来ない週もありますけども、基本的には木曜日の午後からは診療は休んで、それに充てましょうということになっております。基本的に毎週ということになるかと。診療が入ったりとか、何

か行事が入ったりしなければそういうことになります。

○議長（日高通君）

1 番、日高助廣君。

○1 番（日高助廣君）

実績の報告とかは、義務付けているのでしょうか。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

実績の報告は、あります。ただ、今担当が出張しておりますので、ここで提供するということはお出来ないと思います。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 1 4、議案第 4 4 号、十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、日程第 1 4、議案第 4 4 号、十島村介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての件は、原案の通り可決することに決定致しました。

△日程第 1 5 議案第 4 5 号 十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負変更契約の締結についての件

○議長（日高通君）

日程第 1 5、議案第 4 5 号、十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負変更契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第 4 5 号について、ご説明を申し上げます。本案については、十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負変更契約の締結でございます。

昨年の 9 月議会におきまして、議決を頂きました、中之島・悪石島・小宝島・宝島及び役場イントラネット基盤施設整備工事の変更契約を、お願いするものでございます。もう既にご承知ですが、本村のブロードバンド整備と致しまして、本年度と来年度の 2 ヶ年で本庁と村内の公共施設間を高速インターネットで結ぶと。しかも、行政事務、あるいは医療体制、教育環境等の充実強化を図ることを目的として、村の最重要事業として取り組んでいるところでございます。

今回の変更につきましては、色々施工の段階で変更しなければならないものがございまして、まず、

8件程変更をすることになっておりますが、1つ目は各島4地区に設置するブロードバンドボックスに停電時でも運用出来る自家発電機。これは非常用発電機ですけれども、これを5機設置したいということです。

それから、センター施設。これは役場になりますけれども、ルータ本体を1個追加する。

それから、同じく本庁と、各島出張所及び小宝島公民館間のバックアップ回線による通信確保の為に小宝島にルータ2個、それからハブ1個を追加したいと。

それから、テレビ会議システムを小宝島出張所としておりましたけれども、これを小宝島公民館に変更するということです。

それから、中之島出張所の整備につきましては、先程から触れておりますように建築が始まっておりますので、これは次年度に延期をするということです。

それから、宝島の山頂から宝島交換局間で使用するアンテナ2個を30cm型から60cm型に変更をしようとするものであります。

それから、テレビ会議のビデオカメラに3.5m延長ケーブルを12個追加すると。それから、遠隔健康相談システムのビデオカメラ用三脚を4島の診療所に1個ずつ追加をしたいということです。

以上の内容の仕様変更によりまして、当初契約金額が457,684,500円でありましたが、これに対して29,882,962円を追加・変更いたしまして、本事業に対する請負金額を487,567,462円ということにしたいということで、お願いをするものでございます。

尚、工期につきましては、当初契約の通りでございまして、変更はございません。今月21日までとしております。また、検査を今月の23日便で各島で行い、特段支障等が無ければ、ブロードバンド整備仮運用開始式を来月4月1日に実施する方向で進めております。

以上で、説明を終わります。

○議長(日高通君)

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

これより、協議会へ移します。

協議会

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第15、議案第45号、十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負変更契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第15、議案第45号、十島村地域イントラネット基盤施設整備工事請負変更契約の締結についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

△散会

○議長（日高通君）

これで本日の議事日程は全て終了しました。

明日は午前１０時にお集まり下さい。

本日はこれで散会します。

お疲れ様でした。

3月12日

△開議宣告

○議長（日高通君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表の通りとします。

△日程第1 発議第1号 十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についての件

○議長（日高通君）

日程第1、発議第1号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についての件を議題とします。

会議規則第38条の規定により、職員に議案を朗読させます。

議会事務局書記、日高尚子君。

○議会事務局書記（日高尚子君）

十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定について。

上記の議案を、下記のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出します。

（提案理由）

議会議員の報酬を抑制するために、所要の改正を行なうものである。

十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例。

（議会議員の報酬の特例）。

第1条 議会議員の報酬の月額、平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）において、十島村議会議員等の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和42年条例第6号）第2条別表第1の規定にかかわらず、同条に定める額からその100分の12に相当する額を減じた額とする。

附則。

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

○議長（日高通君）

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

議員発議ということで、今回、特例期間の中での議員報酬の削減ということになってるんですが、このことに関して議会の中でも2回、3回協議を行ってきております。そういった中で、やはり私たちも議員の中での話。色んな協議の中で、やはり地域住民の方にも議会議員等の報酬等のあり方について、聴いてみる必要があるんじゃないかということが話されております。

そういった中で、村における報酬審議会等の開催。それから、報酬審議会の中でそういったことを

21年度において協議する計画は無いのか。その点について、伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

具体的に開催するというのは決めていないです。と、申しますのは、時の社会情勢をということ等を見極めた上で、その時点でまた判断するという方向になるかと思います。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

例えば、三役についても、特例期間の中で来年の3月31日までですかね。特例期間だと思うんですが、その段階でまたこの報酬のあり方について、色々協議なりされるんでしょうが、その中でどういった方向性を今現在持っているのか。併せてその部分について報酬審議会を開催する考えは無いのか、その点まで伺いたい。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

議会からの要求の中に資料があるかと思いますが、本村の場合も、今議員が言われますように来年3月、23年の3月31日までは特例期間ということで、村長で15%、教育長で10%ということで、減じている訳なんですけども。今うちの財政に与える影響というものは、本則ではなくて減じた額、つまり抑制額での財源での減額措置をとっていますので、特段、村に与えている財政面での問題では支障は無いんじゃないかということは、今のところ判断しております。と、申しますのは、その資料に示す通り県内の、県下市町村の他の首長さんの額を見てみましても、本村と村長、あるいは副村長との本則費用もそれなりに村の方が高いということ等もありますので、今の時点では特段そこまで踏み込んだものでは考えてないです。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第1、発議第1号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第1、発議第1号、十島村議会議員の報酬等の特例に関する条例の制定についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第2 議案第37号 平成21年度十島村一般会計予算についての件

△日程第3 議案第38号 平成21年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件

△日程第4 議案第39号 平成21年度十島村老人保健医療特別会計予算についての件

- △日程第5 議案第40号 平成21年度十島村船舶交通特別会計予算についての件
- △日程第6 議案第41号 平成21年度十島村介護保険特別会計予算についての件
- △日程第7 議案第42号 平成21年度十島村簡易水道特別会計予算についての件
- △日程第8 議案第43号 平成21年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件

○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第2、議案第37号、平成21年度十島村一般会計予算についての件から、日程第8、議案第43号、平成21年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件まで7件は、新年度当初予算に関するもので、関連がありますので一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第2、議案第37号から日程第8、議案第43号まで、7件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

まず、議案第37号について、ご説明を申し上げます。本案については、平成21年度十島村一般会計予算でございます。

3ページをお開き頂きたいと思いますが、一般会計の予算は次の通り定めるということで、第1条で歳入歳出予算の総額を示してございます。それから、第5条で地方債の関係を別表5で示しているということで、記載してございます。それから、第6条で一時借入金でございますが、100,000千円ということで、お願いをしてございます。それから、歳出予算の流用で、第7条で示してございます。項目については、朗読を省略させていただきます。

それでは、予算の関係について入りたいと思いますが、議員の皆様方もそれぞれテレビ・新聞等で報道されておりますように、未曾有の世界的経済危機の中で、国・県においても景気対策に手段をおいた予算編成で、共に前年度を上回る予算規模となっております。自主財源に限界があります、慢性的な財源不足から脱皮出来ない本村にあっても、住民の意見要望等を的確に受け止めまして、財源に見合った予算編成を行ったつもりでございます。

本村のおかれている地理的交通事情、あるいは情報化、少子高齢化等の環境は申すまでもありませんが、年々厳しさを増してきております。そのような中で、本予算において格差是正の1つとする情報化対策を最重要政策と致しまして、情報基盤完全整備を積極的に取り組むこととしております。その結果、一般会計並びに特別会計の予算総額は、対前年度105,041千円増額で、パーセントにして2.6%ですが、4,103,579千円で編成をしたところでございます。

まず、一般会計の予算総額ですけれども、3,109,789千円で対前年度215,658千円の増額となっております。増額要因につきましては、先程から申し上げておりますように、地域イントラネット基盤施設整備事業を昨年度に引き続く事業と致しまして、また、デジタルテレビ放送用の共同受信施設改修事業等が主なものとなっております。しかし、この増加要因につきましては、臨時的事業であることから、この事業を除きますと2,580,532千円で、対前年度4.6%の減となるようであります。

次に、歳入全体の約4割を占める地方交付税につきましては、76,000千円の減額となっておりますが、地方財政計画では財源不足を補う臨時財政対策債の発行を含めると、対前年度比81%の増加が見込まれることとなっております。また、昨年度創設された地方再生対策費の確保、あるいは本年度創設の生活防衛の為の緊急対策事業で、本年度の地方交付税は最終的には増額の方となるというふうに考えてはおります。

第3に、公債費は実質公債費比率削減対策を目途とする、繰上げ償還金87,482千円を予定しております。平成19年度決算時の同比率が、早期健全化判断比率に限り無く接近していることから、

その対策を講じるところでございます。

歳入の財源内訳につきましては、自主財源で262,816千円、構成比で8.5%。依存財源が2,846,973千円、構成比で91.5%。こういう形になります。自主財源の主なものにつきましては、繰入金で繰上げ償還に要する財源と、農村振興総合整備事業の補助裏に充てる財源を基金から見込んでいるものであります。自主財源の根幹であるべき村税は、僅かに2.3%を占めるものであります。依存財源の主なものは地方交付税で39.9%、1,242,000千円。それから、国庫支出金が31.0%、963,291千円。村債で12.4%、386,900千円。県支出金で7.2%、222,636千円等となっております。

それでは、まず歳入の方から見て頂きたいと思いますが、13ページから目を通しておいください。

歳入の主なものにつきましては、村税で償却資産の標準化税額。これは化粧品会社がヘリコプターの登録地を本村に持ってきておりまして、その増加が影響して、固定資産税が対前年度3,158千円増額となっております。

次に、地方譲与税についてであります。道路特定財源の一般財源化で地方道路譲与税が地方揮発油譲与税に改正となっております。本予算においては、対前年度比2.4%減で計上しております。

それから、利子割交付金ですが、配当割交付金・株式等譲渡所得割交付金は、県民税の按分率が影響するものでありまして、昨今の景気低迷を考慮して、対前年度減額で見込んでおります。

それから、地方消費税交付金につきましては、消費税を原資として人口等を基準に交付されるものであります。国内景気が悪化していることを見込み、対前年度3%減で措置しております。

それから、自動車取得税交付金につきましては、自動車の販売実績の中から市町村道の延長等を基準に交付されるものであります。自動車販売の減少が影響することから、前年度比3%減で見込んでおります。

それから、地方特例交付金につきましては、平成11年の特別減税の際に地方税の減少を補う為に創設されたものであります。特別減税は既に解除されたものでありますけれども、暫定処置として今年度まで交付されるもので、前年度とほぼ同額で計上をしております。

それから、地方交付税につきましては、1,242,000千円を計上しております。この額は前年度よりも、普通交付税で13.59%、186,551千円の減額となっております。先に申し述べました通り地方財政計画では、生活防衛緊急対策として、1兆円が増加されておりました。最終的には前年度交付額1,378,551千円を超えることが予想される訳です。

また、特別交付税につきましては、当初予算ベースで対前年度12,000千円の増額で計上しております。地方財政計画から判断すると、決算時には20年度同規模程度が見込まれるのではないかと考えております。

それから、分担金及び負担金につきましては、老人福祉施設の負担金の影響で前年度より減額の913千円としております。使用料及び手数料につきましては、診療所使用料で前年度比3,649千円減額が影響しておりまして、対前年度3,724千円の減額であります。

それから、国庫支出金につきましては、地域イントラネット基盤整備事業と致しまして、口之島・平島・諏訪之瀬島地区のブロードバンドを推進する為に、補助率3分の2の333,270千円。それから、電波遮へい対策事業。これは地上デジタルテレビ共同アンテナ整備21,475千円。それから、港湾整備事業で600,000千円を計上し、対前年度359,601千円の増額となっております。

県支出金につきましては、222,636千円となっております。前年度よりは164,776千円の減額となっております。要因としては、皆既日食関連の大型事業を特定離島事業で昨年度当初予算に計上していたこと等によるものであります。尚、特定離島事業につきましては、年度当初から執行するものを中心に、13事業を7～8割補助で見込んでおります。それから、財産収入につきましては、土地・建物貸付収入、基金利子収入等を前年度規模の12,793千円を見込んでおります。

寄付金につきましては、トカラふるさと寄付金等を701千円見込んでおります。

繰入金につきましては、繰上げ償還の財源と致しまして、減債基金の取崩し、あるいは農村振興総合整備事業の補助裏25%の財源と致しまして、地域振興基金の取り崩しを予定していることから、107,004千円を計上してございます。それから、諸収入につきましては、前年度比6,226千

円の減額の7,479千円となっておりますが、毎年返済しております県有牛の償還が、本年度発生しないことが影響するものであります。

次に、村債につきましては、本村の財源不足を補うものと致しまして、386,900千円を見込んでおりまして、先程から申し上げております地域イントラネット基盤事業、166,600千円。地上デジタル用の共同アンテナ整備事業で、5,900千円。港湾整備事業で、135,000千円が主なものとなっております。

次に、歳出について申し上げます。

まず、性質別の条件につきましては、人件費につきましては、前年度より5,922千円の増額となっております。要因としては、出張員の増員、共済負担掛金の増加によることが要因で、362,212千円を計上してございます。

物件費はブロードバンド関連施設のランニングコスト、22,636千円が新たに発生を致します。また、長寿命化策定事業。これを港湾施設の現況調査をこのように呼んでおりますが、これが影響し、対前年度比47,103千円増の285,778千円となっております。

それから、維持補修費につきましては、村道の関連の維持補修費の増加によりまして、対前年度比4,542千円増の8,902千円を計上してございます。

扶助費につきましては、老人福祉施設の入所減によることが影響致しまして、対前年度19%減の19,524千円となっております。

補助費につきましては、対前年度4%減の99,965千円となっております、牛の淘汰事業。それから、十島会館廃止による代替補助金を見込んだものでございます。

それから、普通建設事業費につきましては、対前年度335,077千円増額の1,508,222千円を計上しております。増額の要因としては、先程から申し上げておりますように、地域イントラネット基盤整備、あるいは地上デジタル受信対策、学校関連維持補修事業が影響してございます。

それから、公債費につきましては年々減少傾向にございますが、また、19年度からの繰上げ償還並びに借換債、起債等が影響致しまして、対前年度172,267千円の減で、687,478千円となっております。

積立金につきましては、公債費負担適正化計画に基づき、減債基金への50,000千円の積み立てと、トカラふるさと基金に700千円を計上するものでございます。

繰出金につきましては、81,430千円となっており、医療費並びに介護給付費の増加、水道施設の老朽化等による特別会計への財政支援が主なものとなっております。

それでは、歳出予算の目的別、主なものについてであります。まず、議会費につきましては、議員数増が影響致しまして、対前年度1,219千円増の35,148千円となっております。

総務費につきましては、地域イントラネット基盤整備事業、地上デジタル放送共同受信ブロードバンドランニング経費。それから、衆議院議員の選挙、十島会館の廃止に伴う代替措置の宿泊費補助。それから、本庁舎非常用の発電機の換装等を新規事業としての計画がある関係で、前年度より542,550千円の増の821,912千円を計上してございます。

それから、民生費につきましては、前年度より8,437千円の減額となっております。その要因と致しましては、国保基盤安定。それから、老人医療費、介護高齢者福祉計画、老人福祉措置等の事業減が大きく影響しております。新規事業と致しましては、障害者福祉計画と介護給付増による事業勘定への繰り出し増も見込まれております。

衛生費につきましては、対前年度10,746千円の増の219,328千円を計上しております。増額の要因は、看護専門員の増員。それから、医薬材料費の増額。簡易水道会計において、地域水道ビジョン計画策定における財源支援繰り出し等が影響したものであります。

農林水産業費であります。特定離島事業を活用いたしまして、トカラ特産品づくり事業、畜産振興対策とする牛の淘汰事業、補助事業の対象外地域に単独草地と致しまして、牧場再生事業。それから、漁業振興対策で、鮮度保持施設改修を新規事業として導入し、また、継続事業と致しまして、飼料基盤活用促進事業、農村振興総合整備事業負担金等を見込んでおりまして、前年度より8,857千円の増額となっております。

商工費につきましては、前年度特定離島事業で皆既日食対策関連事業等を当初予算に計上した関係もございまして、対前年度57,722千円の減額となっております。それから、特定離島事業を活

用して、本年7月に本番を迎える皆既日食対策事業と致しまして、21,361千円。本村の年中事業となっております、カレンダーの製作等も計画してございます。

次に、土木費でございますが、対前年度116,844千円の減となっております。これにつきましては、前年度当初から取り組む必要事業を特定離島で計画し、集落内側溝・ガードレール等の安全対策、定期船接岸の安全対策とした防舷材整備事業等を予算措置したことが影響したものでございます。

新規事業と致しまして、村の管理港の防波堤。それから、係留施設等の現況を調査し、災害確認の諸資料とする国の指示で長寿命化計画策定事業・港湾施設の費用対効果分析調査を計画しております。また、村の重要政策事業である港湾整備事業も、前年度同様規模予算を計上しております。

消防費につきましては、16,779千円を計上してございます。特定離島事業で小型動力ポンプ積載車、小型トラックの導入として、自主防災育成会。それから、防災無線保守点検、防災会議等を計画してございます。

教育費につきましては、前年度より12,584千円の増額予算となっております。学校施設を含む教育財産の補修事業、歴史民俗資料館、天文台の運営、トカラ馬の保護、各年置きに実施しております中学校修学旅行等の各種事業を計画しております。山海留学につきましては、本年度14人の留学生を見込んでおります。また、ファミリー事業につきましては、各年置きに実施しておりましたが、各島からの要望も高いことから当分の間は毎年実施で進めたいと考えております。

以上、一般会計予算の概要説明を終わりますが、予算に関する資料と致しまして、平成21年度予算概要及び同主要施策に関する調書等を添付しておりますので、参考にして頂きたいと思っております。

それでは、一般会計を終わりました、次に、国民健康保険特別会計についてご説明を申し上げます。議案第38号でございます。

101ページからですが、103ページをお開き頂きたいと思っております。まず、平成21年度十島村国民健康保険特別会計予算は、次の通り定めるといってお願いをしてございます。第1条で歳入歳出予算の総額を87,436千円ということをお願いをしてございます。それから、第6条で一時的借入金の額として、10,000千円をお願いしてございます。第7条で歳出予算の流用ということですが、項目については省略を致します。

まず、歳入歳出の予算を申し上げましたが、国保財政の健全な運営を目指しまして、平成17年度、あるいは平成19年度に国保税率の改正を行っておりまして、今後とも国保税収納確保の強化が必要と思っております。また、ますます高齢化の進展に伴い、医療費の高騰が予想されるので、医療費適正化に向けた保険事業の充実・強化を図ることが重要であると思っております。

それでは、歳入についてですが、111ページから順を追って申し上げます。

国民健康保険税につきましては、12,272千円を見込んでおりまして、前年度比8,015千円の減、39.5%となっております。内訳としては、一般被保険者で3,067千円の減額で、退職被保険者で4,948千円の減額をしておりまして、減額の大きな要因と致しましては、畜産所得の減少等でございます。

それから、国庫支出金につきましては、総額で26,328千円。前年度比17,975千円の増額を見込んでおります。国庫負担金は療養給付費等の負担金と、高額医療費共同事業負担金に分けられております。療養給付費等負担金につきましては、次の2つの合計額からなっておりまして、4,991千円増の11,971千円を計上したものであります。一般被保険者療養給付費に療養費を加えた額から、一般会計からの基盤安定繰入金の2分の1と、前期高齢者交付金の額を差し引いて求めた額の34%を計上しております。

それから、老人保健拠出金介護納付金から、前期高齢者交付金を差し引いた額の34%。高額医療費共同事業負担金につきましては、事業費の4分の1の額が交付されるものでありまして、301千円を計上してございます。

国庫補助金である財政調整交付金につきましては、普通調整交付金と特別調整交付金がございますが、財政調整交付金につきましては12,984千円増額致しまして、率にして134.3%、14,357千円を計上してございます。内訳と致しましては、普通調整交付金は12,984千円増の14,318千円を計上してございます。特別調整交付金につきましては、医療費通知の実施やエイズ予防に関する知識の普及計画の実施、その他特別事情等を合算して交付されるものでありまして、前年度

同額の39千円を計上してございます。

それから、療養給付費交付金につきましては、退職被保険者療養給付費に療養費、それと退職被保険者老人保健拠出金を加えまして、それから、介護分を除く退職被保険者保険税分を差し引いた額が交付されるもので、2,038千円の減額、52.7%の1,992千円を計上してございます。減額の要因は、退職者被保険者制度が改正になっておりまして、被保険者数が大幅に減少した為であります。

それから、前期高齢者交付金につきましては、平成20年度より新しく創設されたもので、保険者調整対象給付費に前期高齢者にかかる後期高齢者支援金を加えた額から、概算調整対象基準額を差し引いた額が交付されるものでありまして、前期高齢者交付金と致しまして、23,844千円を計上してございます。

県支出金につきましては、県負担金の高額医療費の共同事業負担金が事業費の4分の1の額である301千円を計上してございます。

次に、平成20年から新しくスタートしております健康診査等負担金と致しまして、110千円計上しております。

県補助金につきましては、県の財政調整交付金につきましては、6,516千円を見込んでおりまして、前年度比1,812千円減の21.7%となっております。

県財政調整交付金につきましては、普通調整交付金と特別調整交付金があります。普通交付金につきましては、まず、保険や療養給付費に療養費を加えた額から一般会計からの基盤安定繰入金の2分の1の額を差し引いた額の40%の7%、後期高齢者支援金の40%の7%。それから、老人保健拠出金の、同じく40%の7%、介護給付費の40%の7%。そういうような形になりますが、県の特別調整交付金につきましては、レセプト点検。それから、保険税収納率の確保向上、保健事業、その他特別事情等を合算して交付されるものでありまして、3,989千円を計上してございます。

それから、共同事業の交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金として、保険財政共同安定化事業交付金がございます。高額医療費共同事業交付金について、80千円以上の高額医療費に対して交付されるもので、649千円の増額で1,815千円を計上してございます。

それから、保険財政共同安定化事業交付金であります。300千円以上の医療費に対して交付されるもので、高額医療費の共同事業交付金は除かれて2,504千円減の7,806千円を計上したものであります。この関係につきましては、市町村国保間の保険料の平準化。それから、財政の安定化を図る為に平成18年10月から新たに保険財政共同安定化事業が実施されたことに伴うものでございます。

それから、一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金と財政安定化支援事業繰入金を計上してございます。保険基盤安定分につきましては、保険税の軽減分として2,707千円減の1,787千円。それから、保険者支援分と致しまして198千円を減額しまして821千円を計上してございます。財政安定化支援事業繰入金につきましては、普通交付税に算入されている需要額に加えて、国保財政の財源不足を補う為の村独自の支援分と致しまして、3,537千円を計上しております。

次に、歳出であります。総務費につきましては38千円減額致しまして、1,838千円を計上してございます。

それから、保険給付費につきましては総額で403千円減額致しまして、46,130千円を計上しております。内訳は、療養諸費が2,710千円の減、2,721千円の減で39,126千円。

それから、高額療養費で2,318千円増を致しまして、6,864千円。前年度同額の葬祭諸費で140千円を計上してございます。

それから、後期高齢者支援金につきましては、20年の4月からスタートしております後期高齢者医療制度にかかる後期高齢者支援金と致しまして、16,584千円を計上しております。これにつきましては、加入者1人辺り負担見込み額に加入者数を乗じて計算したものでございます。

前期高齢者納付金につきましては、これも20年4月からスタートしておりますが、後期高齢者制度にかかる事務費等にかかる納付金として、20千円を計上してございます。

それから、老人保健拠出金としては1,434千円を減額致しまして、733千円を計上しております。内訳は、医療費分が709千円、事務費分で24千円となっております。20年4月から後期高齢者医療制度がスタートしておりまして、月遅れの請求分を見込んだものでございます。

それから、介護保険給付金につきましては、34千円の減で4,745千円を計上してございます。

共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業拠出金と保険財政共同安定化事業拠出分でありまして、115千円の減で1,216千円を計上してございます。

それから、保険事業費につきましては、3,436千円を計上しておりますが、これも20年4月からスタート致しました特定健康診査等事業費として1,911千円。国保総合健康づくり支援事業分1,489千円。それから、はり、きゅう施設利用補助として36千円であります。

予備費については500千円を計上してございます。

以上、国保会計について説明を終わります。

○議長（日高通君）

会議途中でありますけども、これより、10分間休憩致します。

11時にお集まり下さい。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

7番、有川和則君が兄さんが倒れたということで、本会議を欠席の申し出がありましたので許可しておりますので、宜しくをお願いします。

村長、引き続きお願いします。

○村長（敷根忠昭君）

議案第39号について、ご説明を申し上げます。本案については、平成21年度の十島村老人保健医療特別会計でございますが、125ページで予算の総額を記入してございます。

中身は一読して頂ければ宜しいかと思いますが、この老人保健医療特別会計につきましては、20年4月より開始されております後期高齢者医療制度への移行期間ということでの整理となっている為に、歳入歳出予算総額が大幅に縮小されております。歳入歳出予算総額につきましては854千円で、前年度に比較して15,347千円、94.7%の大幅な減額となっております。

歳入ですけれども、130ページですが、支払基金の交付金で329千円を計上しております。これにつきましては、医療諸費の50%が交付されるということになっております。

それから、国庫支出金につきましては、212千円を計上しておりますが、これにつきましても、医療諸費の12分の4が交付されるということでもあります。

それから、県支出金につきましては53千円を計上しておりますが、これにつきましても、医療諸費の12分の1の交付ということでございます。それから、一般会計繰入金について256千円を計上してございます。

次に、歳出ですが、132ページをご覧頂きたいと思いますが、総務費について102千円を計上しております。一般管理費によるものでございます。

それから、医療諸費につきましては649千円を計上しております。内訳は、医療給付費で479千円。

それから、医療支給費で160千円、審査支払い手数料で10千円でございます。

簡単ですが、以上で説明を終わります。

次に、議案第40号、平成21年度十島村船舶交通特別会計予算について、ご説明を申し上げます。

136ページの予算の総額を示してございます。船舶特別会計の歳入歳出予算総額は、773,311千円で前年度当初予算と比較いたしまして、112,602千円の減額となっております。

次に、省略を致しまして、歳入について申し上げます。

歳入についてですが、財源構成につきましては、運航収益及び営業収益等による自主財源につきましては、258,807千円となっております。前年度当初予算と比較しますと21,884千円、率にして9.2%の増額を見込んでおります。

自主財源比率につきましては、33.47%でありまして、前年度当初予算と比較しますと6.7%

の増ということになります。それから、国庫支出金・県支出金・繰入金等の依存財源については、514,504千円で前年度当初予算と比較致しますと、金額で134,486千円、率にして20.7%の減少となっております。

依存財源率につきましては、66.5%でございまして、前年度と比較しますと6.7%減少しております。依存財源の大半を占めるものは、ご承知の通り国庫支出金で484,084千円となっております。前年度当初予算と比較しますと134,586千円の減額で、率にして21.8%と大幅に減少しております。

次に、歳出でありますけれども、まず、運航費用で604,739千円を計上しております。歳出総額の78.2%を占めております。前年度当初予算と比較しますと、115,063千円減額してございます。それから、運航費用のうち燃料潤滑油費及び船費が大半を占めておりまして、運航費用の92.6%を占めております。

それから、燃料潤滑油費は178,072千円計上しておりまして、運航費用の29.5%を占めております。前年度と比較しますと、135,847千円の減額であります。それから、これは燃料費の値下げがあることから、随分大幅な減額・減少になっております。

船費につきましては、382,076千円を計上してございますが、運航費用の63.2%を占めることになります。

次に、船費の増加の要因ですけれども、船舶修繕費の増加が見込まれるということでもあります。

それから、営業費用で168,572千円を計上しておりますが、歳出総額の21.8%を占めております。当初予算と比較しますと2,461千円の増で、率にして1.5%の増ということになります。それから、営業費用の税金で6,403千円を計上しておりますが、前年度に比較しますと1,505千円の減額でございます。

それから、平成20年度の消費税の納付額ですが、平成21年度中間納付予定額が減少しておりまして、そういうことで減額の要因になったというふうにご理解頂きたいと思います。それから、船舶建造に係る起債償還元金が99,277千円計上してございます。営業費用の58.9%を占めてございます。

それから、この建造に係る償還金につきましては、元利均等払い方式の為に元金が増加をすることと、移動円滑化改造工事を伴う起債の元金償還によるものでもあります。

それから、航路付属施設費で14,345千円を計上しております。前年度予算と比べますと、230千円の増額をしております。これらにつきましては、コンテナの修理費用等の増加を見込んだものでございます。

それから、店費で32,141千円を計上してございますが、前年度比3,022千円で、これについては船舶特別会計の資金繰りに必要な一時借入金の利率の上昇を見込んでおります。

以上で、船舶交通会計を終わりたいと思います。

次に、議案第41号、平成21年度十島村介護保険特別会計を、ご説明申し上げます。168ページからありますが、168ページの予算総額につきましては79,809千円で、対前年度比16.1%、11,087千円の増額となっております。要因は、施設入所者数の増加というふうにご理解頂きたいと思います。

それでは、事項別明細で、まず、171ページからいきたいと思います。

まず、保険料ですけれども、第1号被保険者の現年度分介護保険料について、特別徴収分と普通徴収分の保険料収納率ともに100%と見込み、11,223千円を計上してございます。

それから、国庫補助金につきましては、介護給付費負担金は保険給付費のうちの施設サービス給付費の15%、居宅サービス費等については20%で12,160千円を計上してございます。

調整交付金につきましては、第1号被保険者の年齢・所得階層を考慮して配分される国庫補助金で、保険給付費に見込まれる交付率を乗じた額で、6,012千円を計上してございます。

地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業費のうち、介護予防事業費の基準額100分の25に相当する額で164千円を計上してございます。

また、包括的支援事業・任意事業につきましては、包括的支援事業・任意事業の基準額の100分の40.5に相当する額で、672千円を計上してございます。

それから、介護事業者処遇改善臨時特例交付金と致しまして、870千円を計上しております。こ

のことは、昨日も議案として出ておりますが、今回の介護保険制度改正に伴う介護報酬が3%引き上げることに伴いまして、介護保険料の急激な増加を抑える為に交付されるものでありまして、平成21年度から23年度に保険料に充当されるということになります。

それから、支払基金交付金でございますが、支払基金交付金につきましては、第2号被保険者で40歳以上64歳の被保険者の介護納付金分に係る診療報酬支払基金からの交付金、保険給付費の100分の30に相当する22,547千円を計上してございます。

地域支援事業交付金につきましては、これは介護予防事業でございますが、基準額の100分の30に相当する額で197千円を計上しております。

次に、県支出金ですけれども、県支出金については、保険給付費のうちの施設サービス給付費の17.5%と、それから、居宅サービス費については12.5%、12,266千円を計上したところであります。

それから、地域支援事業交付金につきましては、地域支援事業費のうちの介護予防事業費として100分の12に相当する額82千円。

それから、包括支援事業としては、包括支援事業の任意事業の基準額の100分の20.25として336千円を計上してございます。

繰入金につきましては、介護給付費繰入金について12.5%に相当する額、9,374千円を計上してございます。

介護予防事業の地域支援事業費のうちの介護予防事業費の基準額、100分の12.5相当額の82千円。

それから、包括的支援事業で、これも任意事業の基準額の100分の20.25相当額で371千円。

それから、一般会計繰入金と致しまして、事務費分を23,187千円を計上してございます。

基金繰入金と致しまして、介護保険料の改正に伴う不足分として基金からの繰り入れ2,000千円を計上したところであります。

それから次は、歳出ですが、総務費で2,333千円を計上しております。

それから、介護給付費につきましては、介護給付サービス等給付費と致しまして61,858千円。

それから、介護予防サービス費と致しまして2,885千円。その他諸費と致しまして23千円。

高額介護サービス費と致しまして、これは居宅サービス及び施設サービスの利用に伴う自己負担額が著しく高額になる場合に支給する経費と致しまして、2,854千円。

それから、特定施設入所者介護サービス費として、低所得者対策に伴う経費でありまして7,328千円を計上してございます。

それから、地域支援事業費につきましては、介護予防対策として659千円。

介護予防事業の任意事業につきましては、特定高齢者把握事業と致しまして836千円を計上してございます。

以上で、説明を終わります。

どうも、すみません。

介護保険のサービス事業について申し上げます。平成21年度のサービス事業勘定の総予算額は1,388千円で、対前年度とほぼ同額になっております。

まず、歳入でございますけれども、185ページですが、サービス収入と致しまして、介護予防給付費給付対象者の介護予防サービス利用計画作成料収入と致しまして240千円。

繰入金と致しまして、一般会計から1,146千円を計上してございます。

それから、歳出につきましては、介護サービス事業の運営に要する費用として、1,224千円を計上してございます。

サービス事業について、説明を終わります。

次は、議案第42号、平成21年度十島村簡易水道特別会計予算について、ご説明申し上げます。190ページに予算の総額を書いてございますが、歳入歳出の総額は43,142千円ということでお願いをしております。

それから、196ページの歳入から順にご説明を申し上げます。

まず、水道の使用料ですけれども8,341千円。

それから、国庫支出金12,500千円。繰入金9,798千円。村債が12,500千円を見込んでございます。水道使用料の落ち込みが年々ございまして収入減となっておりますが、国庫支出金。それから、村債につきましては、前年度ベースの事業費を抑えた予算措置となっております。

繰入金につきましては、前年度当初予算に比べると6,000,400円の増となっておりますが、維持管理費の増加が見込まれているのでございます。

歳出ですけれども、歳出総額につきましては、先程申し上げました通り43,142千円ですが、まず、建設維持費の一般管理費685千円。

それから、維持管理費が14,335千円。建築改良費の簡易水道施設改良事業で25,020千円。

それから、公債費の元金で1,127千円、公債費の利子で1,875千円となっております。

この維持管理費の増加につきましては、平成20年度に十島村簡易水道として統廃合したことから、今まで以上の管理体制を取らなければいけないのでありまして、改良工事費については事業費の25,000千円を抑えた予算措置であります。21年度より公債費元金の償還が始まることから、前年度より増加をした要因となっております。

以上で、簡易水道特別会計についてご説明を終わります。

次に、議案第43号、平成21年度十島村後期高齢者医療特別会計について、ご説明申し上げます。204ページに予算の総額を示してございますが、後期高齢者医療制度につきましては、75歳以上の方々でありまして、その心身の特性や生活実態等を踏まえて、平成20年度から創設されたものであります。

まず、歳入歳出総額を7,850千円としてございます。

次に、歳入についてですけれども、後期高齢者医療保険料につきまして、3,933千円を計上しております。内訳は、特別徴収保険料が3,147千円。それから、普通徴収分が786千円となっております。

使用料及び賃借料につきましては、証明手数料、あるいは督促手数料、それぞれ1千円としてございます。

繰入金につきましては、一般会計からの繰り入れで3,915千円を計上してございます。内訳は、事務費分が438千円。それから、保険基盤安定繰入金。これが3,477千円となっております。

歳出につきましては、総務費で437千円を計上しておりますが、一般管理費、基幹システム負担金を見込んでおります。

それから、後期高齢者広域連合納付金として7,413千円を計上してございます。保険料納付金の3,934千円と、保険基盤安定負担金3,478千円。それから、延滞金1千円等を財源に見込んでおります。

以上で、それぞれの会計についての説明を終わらせて頂きます。先程も一般会計で申し上げましたように、資料等を添付してございますので、参考にして頂きたいと思っております。終わります。

ありがとうございました。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

先程、簡易水道の方で概要報告がございました。その中の2番の歳入でございます。

歳入のところの1番最後のところの、前年度当初予算に比べると600飛び飛び4千円の増でございます。

○議長(日高通君)

会議途中でありますけれども、これより、昼食の為に休憩致します。

午後は、1時にお集まりください。

休憩

○議長(日高通君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

6 番、用澤満男君。

○6 番（用澤満男君）

新年度予算の中身について、村長からの説明、あるいはまた、施政方針等で色々説明を受け、また、考え方も若干把握はしております。

ただこれは私が考えるに、日本全体の景気の悪化、底が見えない。景気が悪化して、先が見えないと。底打ちが判断出来ないというような状況の中に、本村の場合、平成の大合併というような国の方向性。それに合併はしないで、独自で歩むというような方向を示した経緯もありまして、国が景気対策に打ち出す予算等も合併をしない町村という形では、思うように交付税等が伸びないというような現状であるというふうに認識を致しました。

その中で、21年度の本村の事業の中身を見てみますと、イントラネット整備。これは村の将来をかけた整備でもあると。また、一部では地デジ対策ということで、これは国が、私から言わせると一方的に方向性を決めて、そして、事業を進めてきた。その中で、難聴地域である我が村辺りの対応に対しても、なかなか先の見通しが立たないという状況の中でここまで来て、色んな事業の先が今、目に見えてきてるような状況と。

その中で、例えば福祉に関しましても、先日出された住民課の資料等を見ますと、高齢者の率が上がる、人口減少。何1つ取っても、厳しいものがそこにあると。この間、話がありました畜産の問題にしましても、先行き見通しが立たない。牛の価格の暴落と。そのような状態の状況の中、21年度はこれは大変な年になるなというような思いも致します。

そこで、21年度のこの事業概要辺りの中で、村の緊急雇用対策と。要するに、即対応しなければ住民が困るんだということ。それから、それにどのように対応していくのかということをして1つの課題として、取り組み方を示して頂きたい。と申しますのは、先程も議会が始まって以来言っています対応が遅いとかいう話も含めて、そういう面で即対等と、即効果が出るような態勢をどのように考えているかということ。

それから、長期において本村の1つの活性化を図る為に、年次的に事業を積み重ねていって、いずれその成果が出るような事業内容。その事業内容の進め方、21年度の進め方というのをどのように考えてやってるのかな。その点も、考え方を示して頂ければなというふうに思います。

それは、抽象的でも宜しいかと思うんですが、各課それぞれ担当課長がおりますので、責任を持った、そういう考えも含めて、答弁を頂ければなというふうに思います。

例えば、教育委員会のことで申し上げますと、具体的な事例を浴びますと、先日話をしましたが、地域と学校の連携、あるいは学校が休校になる、その対応策。あるいはこれからますます、その地域と学校のコミュニティーが、コミュニケーションが必要になる為の、どのような対策。あるいは社会教育の充実とは何だということも含めて、今置かれている現状。それから、来年からこうしていくんだというようなことも踏まえて、ご答弁願えればなというふうに思います。

以上です。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

本村の予算の編成にあたりましては、村の財源というのに限界があると。人口が6百4、5十人の中で自主財源の確保というのは、なかなかこれ以上望み難いということ等は、もう説明するまでもないかと思います。そういうような中で平成12年度、今から7年前の12年度を機に毎年、地方税が減少してきていると。特に、16年から始まった三位一体改革によりまして、本村の場合は、かなりの財源不足を強いられているというような状況になっております。

その中の1つを申し上げましても、この議会の中で色々取り出されます、職員の絶対数が確保されていないということ等で、住民の方から仕事が遅いんじゃないとか、連携が上手くいってないんじゃないかというような批判をかなり受けていること等は、もう重々承知しているところです。

そういう中で、21年度の予算編成に当たった訳なんですけども、村長の冒頭の予算説明の中でも

ありました通り、地域イントラネット基盤整備事業並びに地上デジタル放送の対策ということ等で取り込んでいる訳なんですけども、議員が言われますように、本来ならばこれは国の政策ということ等の中で、本村みたいな財源の乏しい団体では、こういうもの等に予算を投入するということが無い訳なんですけども、残念ながら過疎地域ということになれば、こういうようなこと等も重点的にやらざるを得ないというようなものがあるんじゃないかと思っていますところ。

そういう少数職員の中で、まずは住民に早くこの予算を21年度当初予算に計上した予算の執行というものを早期にやるというのが、最大の課題じゃないかと思っています。お手元の方に今年度の事業計画ということ等で、何月に発注掛けて何月には完成しますという予定と、資料でも示しております通り、出来るだけこれに沿った形で。中には事務の重複等の関係で一概に執行出来ない面もあるかと思いますが、出来るだけこの執行計画に基づいた予算の処理の方もしていきたいと思っています。

これは、うちの総務課に限らず、全庁的にそういうような声掛けをした形で取り組んでいきたいと思っていますところ。

○議長(日高通君)

経済課長、松下賢次君。

○経済課長(松下賢次君)

今、相対的なことは総務課長からご答弁がありましたけど、経済課と致しましては、昨日も1番議員さんの方から質問がありました通り、各島の道路関係の安全対策なんかも急ぐべきじゃないかと。

また、特に今年は皆既日食等もございますので、それまでに色んな所を整備しなくちゃならないということで、道路の安全対策として各島の道路関係事業のやつも30,000千円程計上してあります。これは、発注はもう4月か5月頃までにはして、皆既日食対策に間に合うように。

これは、雇用のそれとはかけ離れていますけど、今回も世界的注目を浴びてるイベントを抱えてる訳でございますので、そういうことで漏れの無いように安全対策をしていく考えでございます。

それから、年次計画でございます。3月の補正でもあげてますけど、一般牛の淘汰事業ですね。これ、3,000千円程計上して、また、新年度にも同じ金額の方を計上してあります。これは、大体3年計画で20年度から22年度までの計画であります。

本村におきましては、4割ぐらいの一般牛・その他牛がいますので、それを早めに淘汰して登録牛の確立をしまして、いくらかでも子牛の競りの値が上がるような努力をしていきたいと思っています。

○議長(日高通君)

住民課長、前田貢君。

○住民課長(前田貢君)

住民課におきましては、保健・医療・福祉という関係を担当しておりますけども、年々高齢化が進みまして、その代わり事業は色んな政策を国が打ち出して増えてきております。その中で高齢化が進んで、財源の確保が難しいということになってきておりまして、村長の方にもかねてから医療福祉を後退させないで欲しいということは申し入れをしておりますが、特に、先程もありました介護保険の関係。これは、高齢化が進むにつれて、色々体の調子が悪くなって施設に入るとか、そういう方も出てきます。

また、先般も申し上げましたが、療養病床にいる方が、24年度からはそこから出されるというようなことで、第5期の計画では、もっともっと保険料が上がっていくんじゃないかなというふうに考えておりますし、それを踏まえまして、「とからいきいき教室」の充実。これを図りながら、村内にいる高齢者の方々が、元気で長生きして島で生活出来るということ、重点的に取り組んでいきたいと思っています。

それから、医療につきましては、代替看護師の確保が非常に難しくなってきました。今年度も2人程、3人ですかね。確保しておりましたけども、どうもなかなか思うように機能しないということで、これらのことについても、住民の方々はやはり看護師の不在期間をあげて欲しくないという要望もありますので、なるべく期待にそうよう、これからは代替看護師については確保をして、看護師の登録バンクみたいなものを作って、必要に応じて派遣出来る体制をというふうに感じながら考えています。

それから、先程申し上げました介護の関係では、副村長が申し上げましたけども、ケアハウスみたいなものが出来るのかどうなのか、関係規則とか政省令関係。それから、県の方はどう考えるかということ等を確認しながら、これは副村長も申し上げていますが、前向きに検討していきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長(日高通君)

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長(久保源一郎君)

21年度の予算の編成がありまして、質問の点についてお答え致します。本村の教育委員会の観念で申しますと、21年度予算的なものとしますと、約12.9%程予算額が増えております。これは通常の部分で、増減のある時と無い時とあるかと思います。

本来、本村の教育。特に、まずは学校教育ですが、極小規模の学校と、それと小中連携。これが1つの特色ではないかと思っております。今後も、こういった学校の存続の為には山海留学なり、そのようなあらゆる政策を今後も継続して、学校の存続、地域コミュニティーの存続という形で学校を存続させていきたいとは思っております。学校の存続に対しても、やはり地域との連携。そういったもの等が無ければ、今後も学校としての教育の場が続かないと考えておりますので、今後も地域とよく連携をしながら、小中連携も図りながら、学校教育は進めていきたいと思っております。

それともう1つ、大きな教育の中で、一概に社会教育と言いますが、範囲が広いです。幼児教育から老人までと、生涯渡って学習というので生涯学習という名が付いていますが、その名の通り各年代別。そういったもの等で対応する、仕方・方法。そういったもの等が違ってくるかと思います。それにつきましても、やはり学校の教職員を含めて、これに携わる者として、今後も色々な事業を地域と共に作り上げて、共に学習をしながら進んでいくと、こういったのが理想じゃないかと思っております。今は、県の方でも地域塾という地域に潜在する、いわば色々な能力を持った方の登用。そういったもの等を図りながら、学校現場と違った所で、社会教育の中でそういった学習塾を開くとか、そういったもの等のあらゆる事業が展開されております。

しかし、うちの場合、マンパワーが不足というのは否めないことではございますが、何がしかの特技、そういったもの等を教えてくれる方。それから、潜在免許を持ってる方、そういう方たちの登用を図りながら社会教育、そういったものを進めていきたいと。しかし、あくまでも基本的には地域と一緒にやって作り上げていくものだと考えております。本年度、皆既日食という特殊な天体の現象がございます。世界で恵まれた地域にいる子供たちでございます。こういった貴重な体験を一過性にしないような形で迎えて、今後もそういったもの等を活かしながら、教育委員会の行政を進めていきたいと思っております。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

突然の私の質問に対して、何処まで即答が出来るのかな。大変皆さんそれぞれ考えているということとは、認識致します。ただ、自分たちの事業の中で、あるいは村全体の中で、短期的に即やらなければいけないもの。それから、中長期的において、やらなきゃいかんもの。そういうことも絶えず分析をしながら、この事業にも取り組んでいくべきと。その中では村長含め執行部の中でも、この予算執行に当たっても、これからも大議論しながら進めていって頂きたい。座談会等もあって、住民の声もこの予算の中には反映されてるものも多々あると思います。

その中でも、予算が限られている中で、優先順位をつけてやりたいというような。各地域での答弁等もありますので。そしてまた住民の思惑とは違う長期的な漏れにおいても、きちんとその路線に向かって進むような、絶えずその議論がこれからも大事だと思います。そういう面で村長、副村長。トップとして21年度の本村の予算執行をする中で、ここが1番21年度は大事なんだと。あるいは、ここが即予算執行を全力投球でやらなければいけないと。

そこら辺を職員にもきちんと認識をさせて、村長自らそこら辺をはっきりさせなければ、そういうことが出来ないと思いますので、大卒で構いません。そういう面で答弁をお願いしたいと思います。

○議長(日高通君)

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

大変な世の中になってきておりまして、これは本村だけの問題ではありませんが、国の政策が我々の地域に100%充当出来るようなものであれば、まだまだ仕事の持ち込みは出来るんだと、私はそう思っております。

しかし、なかなか国の政策が小規模町村、特に我々の場合は離島という、しかも小さな島である。農耕地にしたって、狭くて広範囲がそうした農業政策は出来ない。そういうようなもので、国の補助対象になかなかならない。そういうもの等が多いということが、まず1点だと思います。

そういうような中で、どうしてもその公共事業だけに頼らなければいけないのでなくて、何か地域で出来るものをお互いに考えていかなければいけないと、そう常々思っているんですけども、さっき申し上げたような面積の関係等で、それが導入出来ない。大変不都合な面が多いような気がしております。

そういうような中で、今年度に限ったことではありませんけれども、私共は県がやっております特定離島。これが本当に、我々の島に無くてはならない1つの事業になってるような気がしてならない訳であります。補助率にしたって70%、80%というようなことで、随分村の持ち出し分が少なくて済む。非常に有効な手段の事業だと、そういうふうに考えております。特に、最近の農村振興運動の中での事業等が少しずつではありますけれども、見直しされるような傾向があります。

先日、何月でしたかね。県の農業関係の幹部と市町村の意見交換会がありまして、特に十島村・三島村については、先程申し上げました特定離島。これが主になっている訳ですけども、農業政策にしたって、例えばビニールハウスですか。そういうものを設置するにしても、割合が、持ち出し分が高くて、なかなかそれが設置出来ない。

しかし、こういう方法もあるよというような問題等もありまして、私は日置・鹿児島代表で是非そうしたものが出来るのであれば、国の予算を取り込んで、出来るだけ市町村の持ち出しが出来ないような政策を考えて欲しいと、こういうことも言ってきております。

ですから、そうした問題等が少しでも出来るようになれば、もっと地域のそうした特産品と言いますかね。そういう物も考えられていくのではないのかと。この間も部内での協議の中で、殆ど島の主だった事業でやらないといけない注文も、ズンズン少なくなってきました。

従いまして、そういうようなこと等も考えながら、村興し、地域作りをしていかなければいけない。そういうようなことですが、当面、雇用の対策、効果的なもの等の考え方。色々考えていかなければいけないとは、常々思っておりますけれども、なかなか限られた予算の中でもありますし、また、地域との協議もしないといけないものもあったり、そういうような状況の中での予算であります。常々、村政座談会等を通じて、皆さんの、住民のご意見も拝聴しながら、それを尊重して村政をやっていこうと。こういう方針を立てておりますので、満足ではないかもしれませんが、そうした方策をとりながらやっていきたいと。

また、そういうふうに部内での話もしているところであります。私が、先程から農業的なものを考えている中で、これだけ高齢化が進んでくれば、個人個人での仕事はどうしても無理だと。であるならば、集落辺りで何ブロックかに分けて、一緒に昔の結い仕事みたいな方法は出来ないのかなとそんなことも考えておりますが、座談会辺りでもそういうものの定義もする必要があるのではないのかなと思っております。特に、近年のこうした状況になってきますと、今まで田んぼも放置されておりますし、これらの復活辺りも考える1つの機会になってはいないのかなと、そんなふうにも思っております。

皆が共同でやることによって、それぞれの潤いが出てくる。そういう政策をやはり考えていくべきではないのかなと、そんなふうに思ったりもしておりますが、これは一方的に行政だけが考えるだけでは駄目ですので、やはり皆さんと一緒にあって、そうした方向性を示していくことが大事であろうと、そんなふうに思っております。

施政方針の中でも申し上げましたように、地域が「自分たちで出来るよ。」と、「こういうものを見てみよう。」というのがあれば、そういうものも取り上げて考えたいということも申し上げておりますので、出来るだけ自分たちで出来ることを何か1つでも考えて頂ければ、また、大変ありがたいことでもあるかと、そんなふうに思っております。

とりわけ、本年度の予算の執行については、先程各課長も言うておりましたけれども、出来るだけ早く事業の執行をすることが雇用対策の効果に繋がると、そういうふうに考えておりますので、どうかひとつ皆さんの方もご指導を宜しくお願いを申し上げます。

○議長(日高通君)

6番、用澤満男君。

○6番(用澤満男君)

ここから私が質問・質疑を行う中で、質疑を行う方は地元において、地元の状況をつぶさに見ながら言うだけですから、予算を執行し、そしてまた導いていくのはあなたたち執行部の肩に係ってというふうに確信をしておりますので、勿論、教育委員会も社会教育の方も含めて地域住民の理解を求める1つの結いの心とか色んな形で、ここで教育も産業にもそれが活かされて、本当に先が見える、夢のある村作りをこの厳しい時代だからこそ、何と申しますか、人材もあちこちに転がってるんじゃないかな。

村長の方針の中で、例えば定住促進もこのままで良いのかどうかという話もありましたが、過去においてからもプロジェクトチームを作って、その目標を持って何名増やすんだということまで目標が無いから先へ進んでないというような。私自身そういう質疑を行なってきましたが、もう本当に考えていかなければ、行動に移さなければいけない時期に来てるというふうに思いますので、あるいは21年度になって途中の段階でも、予算が許せば補正でも組んで、その方向性を変えていくというような努力をしていくべきであろうというふうに思います。

私たち議会にしましても、日常の生活の中では自分のことで精一杯であります。その中で独自の道を歩むんだと、合併は出来ないといったことも私たち自身であります。それだけに身を引き締めて、また、批判もしながら、バックアップもしながら、21年度を乗り切ろうというような考えを持って努力しますので、是非お互いに両輪となって、前へ進めるように努力していきたいというふうに考えてますので。

これは質疑になりませんが、細かいことに関してはまた予算委員会の中でそれぞれ質疑が出るかと思しますので、これで終わらせて頂きます。

○議長(日高通君)

ほかに質疑は、ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番(日高助廣君)

予算から2.6%の増額ということで、予算編成が行われておりますけれども、国の方の緊急対策費と合わせた、地域の雇用創出費等が盛り込まれております。本村の状況をつぶさに見てみますと、まさに限界集落という状況であります。使いたくはないですけども、現状はそうであります。高齢化の問題、そしてまた人口の問題、医療福祉の問題と対策を講じるものはいっぱいありますけれども、何から手をつけるべきかという優先順位も考えてもらいたいと思っております。まず、先程の質問とも重複しますが、農林水産業の農業振興のあり方ですね。これが大事な問題であると考えております。と言いますのは、島の方はやはり最後に生き残れるのは農業じゃないかと、私は再三申し上げておりますけれども、そういう農地の保全とか、人間として原点に返った場合、やはり農業の振興が1番であると、私は胸を張って申し上げたいです。

次に、医療の問題ですけども、まだまだ離島の医療というもののあり方に到達は来ていません。特に、現実的に申し上げることは、看護師さんの土日の休日の勤務はありませんが、地域性を考えた体制が私は大事だと思っております。と言いますのは、休日に急に急患が出た場合とか、また、怪我等があった場合、連絡が付かない事例もあります。

先日も同じ所におきましても、日曜日に看護師さんに電話をかけるけど連絡がつかないという状態も出ておりますので、何とかやはり看護師さんは特勤手当てですかね。アレに入ってますよね。地域性を考えた、そういう医療も大事かと思っております。

次は、教育委員会の方にですけども、私が昨年の決算委員会の折に文化財の保護に致しましてお願いを申し上げていましたが、次年度の予算編成にはかかってはおりません。ですから、トカラ馬一本ではやはりどうなのかなと、幅広い7島の文化財をやはり調査・研究して、もう少し1歩踏み込んだそういう対策を講じて欲しいと考えております。ですから、学校存続に対する危機感がもう少し足

りないんじゃないかと考えております。もう既に3、4年休校になる学校等もあります。

ですから、もう待った無しですよ。なんとか、留学生等を見つけて、住民と一緒に考えていかなーい、と思っております。そういうことで、やはり予算編成の折にはそういう現状を的確に把握し、編成に当たって欲しいと考えております。

以上、答弁をお願い致します。

○議長（日高通君）

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

まず、農業の振興という話がございましたが、私共十島村では一次産業、もうご指摘の通りなんです。農業・漁業・観光ということで、3つを柱にするということで、振興計画も作っている訳です。やはり農業が伸びていかなければいけない。ご指摘のように、農地の保全が大事である。我々が小さい頃からしますと、本当に何と言いますかね、みすばらしい。農地の保全が出来ていない。荒廃しております、何とかこれを本当に復活出来ないのかなというくらい歯がゆく思っておりますけれども、なかなか不在地主が多くてこれも大変な問題であろうかなと思っております。

しかし、考え方によっては出ている人たちの農地を。過去にもそういう話もあった訳ですけども、活用するような政策を進めていかないと、本当に残っている人たちが何を目的にそこに住んでるんだと。そういうような感じがしたりする訳で、何とかそういうことを出来ないものかなと、あちこちで話もしているんですが、住所等が分からない人たちもいる訳だから、もう勝手に使っておれば良いんじゃないのかな、と考える時もある訳です。

そういうようなことで、先程もちょっと触れましたが、例えば田んぼ辺りも荒らして、殆ど田植えがされてない。まあ、一部やっておる所もありますけれども、こうしたもの等も復活して、やはり自給的なものも必要ではないのかな。勿論、野菜とかそういうものも必要になってくる訳で、そういうものが自分たちで作って、自分たちの食生活が出来るようにすれば、ある程度都会辺りからも、最近農業に対しての関心が非常に高まってきておりますので、そういうようなことでの、また、この人口対策も出来ていけばなと、そんなふうに考える訳であります。色々工夫はあると思いますので、お互いに知恵を出し合いながら、そうしたこともこれからは検討していく時代になっていこうと、そんなふうに思うことであります。

それから、医療の問題については、また、色々ございますけれども、看護師の休日等のあり方については担当課の方でも考えていると思いますので、これらについてはやはり住民の要望に応えるように努力をしていかなければいけないと、そういうふうに思っております。

○議長（日高通君）

住民課長、前田貢君。

○住民課長（前田貢君）

各島の看護師の土日ですか。休日等における急患発生、あるいは急患といかなくても病気とか怪我とかの発生時の対応についてということでございますが、兼ねてから看護師の方には申し伝えております。病気や怪我はいつ、どういう時に発生するか分からないと。

従って、土日であってもそういう対応を取れる体制はとって頂きたいということ、兼ねてから申し上げております。今回はまたそういうことで連絡が取れないような状態があったということですが、更に嚴重に看護師の方には私の方から文書を流して、周知徹底を図って参りたいと思います。

○議長（日高通君）

教育総務課長、久保源一郎君。

○教育総務課長（久保源一郎君）

本村におきます文化財の保護のことでございますが、予算の中につきましては、主にトカラ馬の関係で予算が組まれていると。各地区に色んな文化財があるかと思います。ただ、この文化財の保護という部分につきましては、やはり各地区にある文化財、いわば地元の財産であります。集落の財産でもあるところもあると思います。

そういったいろんな、どちらにしても地域においての財産ということになりますと、やはり地元の方との話し合い、そういったもの等でどのようにしていくか。行政だけで、単に指定をしてそのまま保護をしたという部分ではなくて、やはり地元にある財産ですので、今後の進め方にしては、よく地

元と話し合った上で進めていきたいと。

予算の執行に対しまして、そういった調査もの等は現計の予算の中で色々と対応は出来るんじゃないかと考えています。文化財保護対策という形で予算は組まれておりますので、そういったことでの使用の方も多少なりとも出来るんじゃないかと思っております。

あくまでも、そういった動きがあるとすれば地元の方に出向いて行って、地元とよく話した上で地元が望む、村が望む。そういったもの等を望む方法をすり合わせしながら保護に努めていかなければならないと、以前保存会とかいうものもありましたのですが、そういったので活動が途切れてる。

また、村の行政の方も責任があるんですけど、止まってるという実態もあります。今後そういったものは見直して、財産であるものを後世に伝えと、残すという意味では、よく話し合った上で本年度の事業も進めていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

教育長、齊協司君。

○教育長（齊協司君）

学校存続のことについて、もう少し危機意識を持て、ということでございました。大変な命題でございまして、これは私の平成15年12月に就任して以来の私の命題でもございます。

平成15年12月に就任致しました時にも、児童生徒数が72名でございました。現在56名です。あれから16名減っている訳でございしますが、ご案内の通り毎年減っていきます。これが平成24年になりますと、未就学児童がいない関係で休校する小学校が2つ出て参ります。1つの小学校は1つの地域で小学校が無くなるということは、これは先程前議長が仰いましたように地域の連携だとか、そういうものが全然取れなくなってくる訳ですね。私がいつもイメージするやつが、綱取のいなくなる島が出てくるというのが1番怖い訳です。

ですから、うちの課長は非常に仕事が忙しい人なんですけど、それであってもやはり山海留学生のことになっては、けしん限りの力を発揮して、今年も14名の予算ではやっている訳ですが、山海留学生をば引き入れる。山海留学生を引き入れることによって、色んなドラマが生まれて、そしてそれが地域に、村に、人口を増やす1つの契機になるんじゃないかという意味もあつての山海留学生であると同時に、学校側もこれについては非常に努力をしているところでございます。

例えば、某地域にありましては、新中学校2年生が1人おれば1年生から3年生まで学級数が1つ増になります。1つ増になりますと教師が2人配置して頂けますから、教頭まで入れると1・2・3年生まで学年が揃えば5人の中学校だけで先生方がおられるということになる訳です。

山海留学生にありまして、これは人と人との繋がりですので、「何でこんな子がうちに来たのだろうか。」とか、「この子は戻ってくれば良いのにね。」というような、そういう関係もある訳ですが、じっとそこは留学生の里親さんは我慢をして、「この子がおれば、また先生方を2人もらうことは出来るから。」と言って、「あと1年間はどうかして我慢しましょう。」ということで、そういう努力をしてくださったおかげで、また先生方を2人頂くことが出来ますと。そういう中で、どのようなドラマが生まれるか分かりません。

県教委にも、今度は私の方の仕事になる訳でございしますが、今年56名が平成21年度4月以降になると、児童生徒が62名から63名は最低増えると。63名になることは、大体間違い無いというのは、教職員の子弟を是非入れてくれということで、そういう先生を入れてくれということでお願いがしてございます。そのおかげで、20年度に比べると7人程新たにまた児童生徒をば、在学生を入れるというということが出来る状況になっております。

その代わり県教委としても良い顔は絶対しないんですね。言うちゃ悪いけども、先生、十島だけじゃないんですよ。三島もおるんですよ。加計呂麻もあるんですよ。甕島もあるんですよ。地区にありましては、先生方だけに頼らないようにしてくださいと。そういうことを言われているけど、どうかしてとにかく困っているから、1人でも良いから子供をば同伴出来る先生を是非入れてくれということをお願いしてございます。

これは、山海留学生と教職員の子弟を入れるということは、非常に難しいことですが、これをやらなければいけない訳なんです。ですから、あと、私がいつも思うのは、綱取がいなくなるような島を作ったら絶対いけないということ。その意味からも、私達も努力を致します。

それであるが為に、例えば具体的なことを申しますと、昨年12月27日に十島村を出て行った

先生方を集めての飲ん方を今年初めてやりました。50名から集まりました。いかに十島を愛してた先生方かというのがよく分かるんですが、50名も12月27日の暮れも押し迫った寒い時に、三々五々集まってくれる訳ですね。

その中でも、課長にしても、私に致しなくても、山海留学生が欲しいから先生方が持っている子供たちの中で行きたいという子をば、是非とも島の方に送ってくれるようにやってもらえないかというお願いもしてございます。これはやはり、私たち1人1人が村を離れた人たちに対して、「どうにかして帰ってきてくれないか。」とか、「返してくれないか。」とかという声をかけるというのも、非常に大事なことはないかなと、そう思うことですね。そういうのをば、各地区の方々も一生懸命やっております。

それは、私はひしひしと分かっておりますし、山海留学生を引き受ける里親さんたちも懸命だということも分かっております。これから、色々こういうことを言われるだろうと思いますが、私たちがめげずに児童生徒を増やす方向で努力致しますので、足りない部分はまた今日みたいにして教えて頂ければありがたいと思います。宜しくお願いします。

○議長（日高通君）

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

農業振興につきましては、村長の考え方も分かりました。農業の担当課が経済課であります。臨時の割振りも、島の内情に長けた人材を適材適所に配置してもらいたいと思います。

次に、住民課の医療の関係ですけれども、私が思うに勤務対応の携帯電話を、やはり村で購入して与えるという。休日は皆さん自由ですから、束縛は出来ません。ですから、連絡が取れるような体制を作ってもらいたいと考えております。

教育委員会の教育長の熱意は、充分に感じました。村でも住民として、また一緒になって存続の問題に関しましては、お互いに知恵を出し合って頑張っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

お諮りします。

本議案7件につきましては、7人の委員で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従いまして、本案件については7人で構成する「予算審査特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

お諮りします。

ただいま設置されました「予算審査特別委員会」の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定によりお手元に配布しております名簿の通り指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

従って、「予算審査特別委員会」の委員は、お手元に配布しました名簿の通り選任することに決定いたしました。

これから、予算審査特別委員会の正副委員長を互選して頂きます。委員会の正副委員長は、十島村議会委員会条例第8条第2項の規定によりますと、「委員会において互選することとなっております。また、同条例第9条第1項に、「委員長及び副委員長がともにいないときは、議長が委員会の招集日時及び場所を定めて、その互選を行わせる」と規定されておりますので、これから直ちに正副委員長

を互選して頂きます。委員会の場所は第一会議室と定めます。

○議長（日高通君）

しばらく休憩します。

休憩

○議長（日高通君）

休憩前に引続き会議を開きます。

ただいま、予算審査特別委員会の正副委員長が決定した旨の通知を受けましたのでご報告いたします。委員長に用澤満男君、副委員長に永田和彦君と決定致しております。

△散会

○議長（日高通君）

本日の日程は、これで全て終了しました。

本日は、2時30分から会議室において予算審査特別委員会を開きます。総務課関係分を審査することになっております。

本日は、これで散会いたします。

お疲れ様でした。

3月18日（水）

△開議宣告

○議長（日高通君）

おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配布しました議事日程表の通りとします。

- △日程第1 議案第37号 平成21年度十島村一般会計予算についての件
- △日程第2 議案第38号 平成21年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件
- △日程第3 議案第39号 平成21年度十島村老人保健医療特別会計予算についての件
- △日程第4 議案第40号 平成21年度十島村船舶交通特別会計予算についての件
- △日程第5 議案第41号 平成21年度十島村介護保険特別会計予算についての件
- △日程第6 議案第42号 平成21年度十島村簡易水道特別会計予算についての件
- △日程第7 議案第43号 平成21年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件

○議長（日高通君）

お諮りします。

日程第1、議案第37号、平成21年度十島村一般会計予算についての件から日程第7、議案第43号、平成21年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件まで7件を一括議題としたいと思いますが、一括議題とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第1、議案第37号から日程第7、議案第43号まで、7件を一括議題とします。

本7案件は、3月12日の本会議において設置されました予算審査特別委員会に付託しております。予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長、用澤満男君。

○予算審査特別委員長（用澤満男君）

平成21年3月12日に予算審査特別委員会に付託されました、議案第37号、平成21年度十島村一般会計予算についての件から議案第43号、平成21年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件までの7件の、平成21年度当初予算案についての審査の経過及び結果についてご報告致します。

まず、委員会の会議状況について報告致します。本予算審査特別委員会は平成21年3月12日に設置され、同委員会委員は議長を除く7人で構成されました。委員会の会議は、3月12日から3月17日までのうち4日間、会議室において担当課ごとに日程を定め、村長・副村長・教育長・総務課長・担当課長・室長及び担当者の出席を求めて行いました。

審査の経過につきましては、本委員会にここにいらっしゃる全員が出席しておりますので、朗読は省略致します。それぞれ報告書を提出しておりますので、お目通し願います。

結果につきましては、質疑を終結し討論に入りましたが、別段討論も無く採決に入り、採決は簡易採決で行いました。採決の結果、議案第37号から議案第43号までの7件については、特段異議も無く原案の通り可決することに決定致しました。

以上で、予算審査特別委員会の審査の経過と結果の報告を終わります。

○議長（日高通君）

予算審査特別委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

<議案第37号採決>

○議長(日高通君)

それではこれから、議案第37号、平成21年度十島村一般会計予算についての件を採決いたします。

本件を含め、当初予算案の表決は全て申し合わせ事項により起立によって行います。

本件に対する委員長の報告は、可とするものです。

委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(日高通君)

起立「多数」です。

したがって、議案第37号、平成21年度十島村一般会計予算についての件は、原案の通り可決することに決定いたしました。

<議案第38号採決>

○議長(日高通君)

次に、議案第38号、平成21年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可とするものです。

委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

○議長(日高通君)

起立「多数」です。

従って、議案第38号、平成21年度十島村国民健康保険特別会計予算についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

<議案第39号採決>

○議長(日高通君)

次に、議案第39号、平成21年度十島村老人保健医療特別会計予算についての件を採決いたしま

す。

本件に対する委員長の報告は、可とするものです。

委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

○議長（日高通君）

起立「多数」です。

従って、議案第39号、平成21年度十島村老人保健医療特別会計予算についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

<議案第40号採決>

○議長（日高通君）

次に、議案第40号、平成21年度十島村船舶交通特別会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可とするものです。

委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

○議長（日高通君）

起立「多数」です。

従って、議案第40号、平成21年度十島村船舶交通特別会計予算についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

<議案第41号採決>

○議長（日高通君）

次に、議案第41号、平成21年度十島村介護保険特別会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可とするものです。

委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

○議長（日高通君）

起立「多数」です。

従って、議案第41号 平成21年度十島村介護保険特別会計予算についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

<議案第42号採決>

○議長（日高通君）

次に、議案第42号、平成21年度十島村簡易水道特別会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可とするものです。

委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者 起立)

○議長（日高通君）

起立「多数」です。

したがって、議案第42号、平成21年度十島村簡易水道特別会計予算についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

<議案第43号採決>

○議長（日高通君）

次に、議案第43号、平成21年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、可とするものです。

委員長報告の通り、原案可決することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者 起立）

○議長（日高通君）

起立「多数」です。

したがって、議案第43号、平成21年度十島村後期高齢者医療特別会計予算についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第8 議案第46号 中之島地区コミュニティセンター建設工事請負契約の締結についての件

○議長（日高通君）

日程第8、議案第46号、中之島地区コミュニティセンター建設工事請負契約の締結についての件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

村長、敷根忠昭君。

○村長（敷根忠昭君）

議案第46号について、ご説明を申し上げます。本案については、建設工事請負契約の締結についてでございますが、十島村中之島地区コミュニティセンター新築工事請負契約の締結でございます。

一般会計補正予算の第4号で議決を頂きました予算に基づきまして、今月16日予算執行を致しまして、契約事業費が50,000千円を超えることから本議会に追加案件としてお願いするものでございます。

この事業につきましては、現在の中之島出張所並びに中央公民館、離島振興センターが昭和47年に建築された訳であります。老朽化が激しく、壁の亀裂、あるいは歪み・雨漏り等で施設維持に厳戒をしております。国の平成20年度二次補正予算と村債を財源と致しまして、新しく整備替えを行おうとするものでございます。

工事名につきましては、中之島地区コミュニティセンター新築工事。建築の概要ですけれども、鉄筋コンクリート平屋建て、床面積が451.11㎡、約136.46坪であります。内部の使用につきましては、出張所・事務室、それから多目的ホール・集会所で、ステージ、娯楽・休憩室、それから生活改善室、特産品の販売所、メディアスペースと非常用の発電機室を備えております。それから付属工事で、既存建物の解体工事。それから外構の解体工事。

それから、今月23日から22年の2月15日までの330日を工期としております。内訳は、既存建物の解体を6月まで、それから皆既日食月の7月は休止致しまして、新築工事を8月から22年の2月までとしております。

契約方法は、村の建設工事指名競争入札参加指名基準に基づきまして、指名業者12社を指名して、

競争入札にて執行を致しております。契約の相手方が吉留建設産業株式会社、契約金額は168,000千円でございます。別途、施設の図面等を添付してございますので、参考にして頂きたいと思っております。宜しく願いを致します。

終わります。

○議長（日高通君）

提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

今の旧建物の機材、例えば防災無線等の移設の分については予算が出てたと思いますが、あとは生活改善室辺りに使える。今使ってる部分で使えるものがあるのか、それとも新規にそういうものを考えているのか。まず1点、お尋ねします。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

現在の中の島の振興センターに中古の備品という物で配備されてる物もありますけども、今回の生活改善室に使える備品は殆ど無いという判断をしているところです。ただ、当然、物は古いんですけども、集落との中で例えば両方の東西の住民センターがありますので、その中で使える物というものがあれば払下げということ等は考えていきたいと思っております。

○議長（日高通君）

5番、平田傳義君。

○5番（平田傳義君）

そうすると、来年の2月の完成までにそういう備品等々。まあ、さまざまあると思うんですけども、ある程度また予算が出てくると。新しく備品を調達するということで、理解して宜しいですか。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今振興センターで使っている中古備品につきましては、進行は3年か4年ぐらいしか経過されてないと思うんです。それ以外の物でしたら、冷蔵庫というものが。これは家庭用の冷蔵庫が主なんですけども、それが数台あるということで、それは使えるんじゃないかなと思うんですけども、今回の新しい施設につきましては、21年度特定離島事業を使いまして生活改善室の備品等を一応調達するということで進めておりますので、ここから持っていくとは考え難いと思っているところです。

○議長（日高通君）

6番、用澤満男君。

○6番（用澤満男君）

この中之島地区コミュニティセンターの建設工事。場所的に海岸のすぐ側で、塩害等は諸に受けるということで、塩害対策等を資材、あるいは備品等には十分に配慮してやるべきだというふうに考える訳ですが、特にこの鉄筋コンクリート辺りで造る場合に、鉄筋を組む中でも錆びた状態で組み立てていくとかいうのは、過去においても往々にしてあったと。

だから、そういう工事の工程の中で気を付けるもの、あるいはエアコン等の室外機等も塩害対策。通常の塩害対策以上に、塩害対策をしたものでも私たちの地域ではかなり塩害を受けるというような状況もありますので、そこら辺をどのように配慮しているのかなという思いがしますが、その点については、配慮的にはどのようなことを考えてきたのかというのを伺いたいと思います。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

今の施設が建っている所も、かなり南西の風ですかね。あの場合の風が結構入りまして、5、6月時期はかなりの湿気を覆う場所にあるのは事実です。本村の場合は、特に海に近いということもありまして、過去の施設等も20年も経過すれば屋根が爆裂をして落下ということ等もかな

り目立ってきております。

中之島にもう1か所あります開発センターの方もかなり外壁等の方の乱れというのでしょうか。そのコンクリートの落下が最近目立つようなことになってきておりますので、これまでも議会の中からも、塩害対策ということは再三聞いてきておりますので、私共の方もこの施設につきましては、別途設計監理業者を合わせて予算執行しておりますので、契約しておりますので、その業者等に対して確実にチェック出来るような形のものを、随時私共の方から確認を呼び込んでいきたいと思っているところです。

○議長（日高通君）

2番、永田和彦君。

○2番（永田和彦君）

確認ですが、工期が3月23日からということになってますが、今現在の出張所の業務については東区の住民センターの方に移るということで地元の方は対応していると思うんですが、実際は4月1日からなのか、もう既に業務を東地区の方で始めているのか、その点の確認をさせてください。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

引っ越し作業の方は既に3月の当初から入っております。ただ、電話の移設と防災行政無線の移設が今月の28日で業者が応えます。そうしますと、防災行政無線の移設に1週間近くかかると。

それと、電話の移設の方もそれに併せて働くというのがありますので、出張所の業務が東区の方の住民センターに移るのは4月の中旬ぐらいを予定しております。と申しますのは、もう1つ4月の5日時期に住民課の検診が予定されているということ等と、4月の11日と12日に地元の方で教職員の歓迎会を予定しているというようなこと等がある関係で、これが終わった時点で正式に移設という形を考えているところです。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

1番、日高助廣君。

○1番（日高助廣君）

解体に伴う産廃が発生してる訳ですけども、当然、島外に持ち出すのか、または島内でリサイクルを行うのか、その点の確認をお願いします。

○議長（日高通君）

総務課長、肥後政司君。

○総務課長（肥後政司君）

既存施設の解体ですね。コンクリートのガラでありますとか、あるいは鉄筋等のガラがかなり出ます。鉄筋につきましては、一応村外に持ち出すということとっております。

コンクリートガラにつきましては、再利用ということ等を考えますので、一応仮置きを旧中之島の開発センターの裏の方にヘリポートがあるんですけども、そこに一時保管をしまして、中之島の方で現在の毎年、年次計画で、新設計の林道事業をやっているんですけども、その敷材に使おうということ等で経済課の担当とも話を進めております。

○議長（日高通君）

ほかに質疑は、ありませんか。

（「質疑なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」との声あり）

○議長（日高通君）

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第8、議案第46号、中之島地区コミュニティセンター建設工事請負契約の締結についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

従って、日程第8、議案第46号、中之島地区コミュニティセンター建設工事請負契約の締結についての件は、原案の通り可決することに決定いたしました。

△日程第9 発議第2号 十島村長の専決処分事項の指定についての件

○議長(日高通君)

日程第9、発議第2号、十島村長の専決処分事項の指定についての件を議題とします。

会議規則第38条の規定により、職員に議案を朗読させます。

議会事務局書記、日高尚子君。

○議会事務局書記(日高尚子君)

専決処分事項の指定について。

上記の議案を、会議規則第14条の規定により提出します。

専決処分事項の指定について。

十島村議会の権限に属する事項中、次の事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、村長の専決処分事項に指定する。

1. 1件30万円(自動車事故に係るものにあつては、自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)の規定に基づく保険金額の最高限度額)以下の法律上の義務に属する和解及び損害賠償の額を定めること。
2. 地方自治法第286条第1項及び第290条の規定に基づく鹿児島県市町村総合事務組合(以下「組合」という。)を組織する地方公共団体の数の増減若しくは名称変更又は組合の規約の変更に關すること。
3. 工事請負契約について、議決契約金額の1割以内の変更契約(変更契約額が、議会の議決に附すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和38年条例第6号)第2条に定める額未滿のものに限る。)を締結すること。
4. 法令の定めるところにより、当然必要とする条例の改廃。但し、村税その他賦課徴収に関する条例を除く。

○議長(日高通君)

本件は、会議規則第39条第2項の規定によって、趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「異議なし」と認めます。

したがって、本件は趣旨説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「質疑なし」と認めます。これで質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」との声あり)

○議長(日高通君)

「討論なし」と認めます。これで討論を終わります。

それではこれから、日程第 9、発議第 2 号、十島村長の専決処分事項の指定についての件を採決します。

お諮りします。

本件は、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、日程第 9、発議第 2 号、十島村長の専決処分事項の指定についての件は、原案の通り可決することに決定しました。

△日程第 10 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（日高通君）

日程第 10、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、お手元に配りました「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項」について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長（日高通君）

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出の通り、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

△閉会

○議長（日高通君）

これで、本日の日程は、すべて終了しました。

会議を閉じます。

平成 21 年第 1 回（3 月）十島村議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

平成 21 年 3 月 18 日

十島村議会議長 日高 通 殿

予算審査特別委員長 用澤満男

委員会審査報告書

本委員会に付託された 議案第 37 号、平成 21 年度十島村一般会計予算、議案第 38 号、平成 21 年度十島村国民健康保険特別会計予算、議案第 39 号、平成 21 年度十島村老人保健医療特別会計予算、議案第 40 号、平成 21 年度十島村船舶交通特別会計予算、議案第 41 号、平成 21 年度十島村介護保険特別会計予算、議案第 42 号、平成 21 年度十島村簡易水道特別会計予算、議案第 43 号、平成 21 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算 は、審査の結果、下記のとおりと決定したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査の結果
議案第 37 号	平成 21 年度十島村一般会計予算	原案可決
議案第 38 号	平成 21 年度十島村国民健康保険特別会計予算	原案可決
議案第 39 号	平成 21 年度十島村老人保健医療特別会計予算	原案可決
議案第 40 号	平成 21 年度十島村船舶交通特別会計予算	原案可決
議案第 41 号	平成 21 年度十島村介護保険特別会計予算	原案可決
議案第 42 号	平成 21 年度十島村簡易水道特別会計予算	原案可決
議案第 43 号	平成 21 年度十島村後期高齢者医療特別会計予算	原案可決